

平成 24 年

小樽市議会会議録(2)

第 2 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成24年
 第2回定例会 会期及び会議日程
 小樽市議会

会期 6月13日～6月29日（17日間）

月日（曜日）	本会議	委員会
6月13日（水）	提案説明	
14日（木）	休会	
15日（金）	〃	
16日（土）	〃	
17日（日）	〃	
18日（月）	会派代表質問	
19日（火）	会派代表質問	
20日（水）	一般質問	
21日（木）	休会	予算特別委員会（総括質疑）
22日（金）	〃	〃（総括質疑）
23日（土）	〃	
24日（日）	〃	
25日（月）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
26日（火）	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
27日（水）	〃	学校適正配置等調査特別委員会
28日（木）	〃	
29日（金）	討論・採決等	

平成24年
第2回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 6月13日（水曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第19号及び報告第1号ないし第3号	3
	○市長提案説明（議1～18、報1～3）	3
	○提案説明（議19 新谷議員）	5
1	日程第3 休会の決定	6
1	散 会	6

○ 6月18日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	7
1	欠席議員	7
1	出席説明員	7
1	議事参与事務局職員	8
1	開 議	9
1	会議録署名議員の指名	9
1	日程第1 議案第1号ないし第19号及び報告第1号ないし第3号	9
	○会派代表質問 川畑議員	9
	○会派代表質問 上野議員	20
1	散 会	36

○ 6月19日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	39
1	欠席議員	39
1	出席説明員	39
1	議事参与事務局職員	40
1	開 議	41
1	会議録署名議員の指名	41
1	日程第1 議案第1号ないし第19号及び報告第1号ないし第3号	41
	○会派代表質問 秋元議員	41
	○会派代表質問 林下議員	55
	○会派代表質問 安齋議員	65
1	散 会	76

○ 6月20日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	77
1	欠席議員	77
1	出席説明員	77
1	議事参与事務局職員	78
1	開 議	79
1	会議録署名議員の指名	79
1	日程第1 議案第1号ないし第19号及び報告第1号ないし第3号	79
	○一般質問 濱本議員	79
	○一般質問 松田議員	87
	○一般質問 成田議員	93
	○一般質問 山口議員	96
	○一般質問 吹田議員	101
	○一般質問 北野議員	106
	○一般質問 中島議員	112
	予算特別委員会設置・付託	119
	常任委員会付託	119
1	日程第2 請願・陳情	119
	常任委員会付託	119
1	日程第3 休会の決定	119
1	散 会	119

○ 6月29日（金曜日） 第5日目

1	出席議員	121
1	欠席議員	121
1	出席説明員	121
1	議事参与事務局職員	122
1	開 議	123
1	会議録署名議員の指名	123
1	日程第1 議案第1号ないし第19号及び報告第1号ないし第3号並びに請願及び陳情並びに調査	123
	予算特別委員長報告	123
	採 決	127
	総務常任委員長報告	127
	○討 論 小貫議員	129
	○討 論 佐々木（秩）議員	130
	採 決	130
	経済常任委員長報告	131
	○討 論 北野議員	132
	採 決	133
	厚生常任委員長報告	133
	○討 論 川畑議員	135
	採 決	136
	建設常任委員長報告	136
	○討 論 新谷議員	137
	○討 論 安斎議員	138
	採 決	139
	学校適正配置等調査特別委員長報告	140
	○討 論 小貫議員	141
	採 決	142
1	日程第2 議案第20号及び第21号	142
	○市長提案説明（議20、21）	142
	採 決	142
1	日程第3 意見書案第1号ないし第18号	142
	○提案説明（意1～6 中島議員）	142
	○討 論 鈴木議員	144
	○討 論 小貫議員	146
	○討 論 秋元議員	148

○討 論 安齋議員	150
○討 論 齋藤（博）議員	151
採 決	153
1 閉 会	153

議事事件一覧表

議案

議案	第1号	平成24年度小樽市一般会計補正予算
議案	第2号	平成24年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案	第3号	小樽市児童厚生施設条例の一部を改正する条例案
議案	第4号	小樽市福祉医療助成条例等の一部を改正する条例案
議案	第5号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案	第6号	小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
議案	第7号	小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案
議案	第8号	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案
議案	第9号	小樽市防災会議条例の一部を改正する条例案
議案	第10号	工事請負契約について[新学校給食共同調理場新築工事]
議案	第11号	工事請負契約について[新学校給食共同調理場新築衛生設備工事その1]
議案	第12号	工事請負契約について[新学校給食共同調理場新築衛生設備工事その2]
議案	第13号	工事請負契約について[新学校給食共同調理場新築空調和設備工事]
議案	第14号	工事請負契約について[公営住宅改修工事(若竹住宅1号棟)]
議案	第15号	動産の取得について[防災行政デジタル無線設備]
議案	第16号	公有水面埋立てについて
議案	第17号	工事請負契約について[花園小学校校舎耐震補強ほか改修工事]
議案	第18号	動産の取得について[高機能消防指令センター機器]
議案	第19号	小樽市非核港湾条例案
議案	第20号	小樽市固定資産評価員の選任について
議案	第21号	人権擁護委員候補者の推薦について

報告

報告	第1号	専決処分報告[平成23年度小樽市病院事業会計補正予算]
報告	第2号	専決処分報告[平成23年度小樽市一般会計補正予算]
報告	第3号	専決処分報告[小樽市税条例の一部を改正する条例]

意見書案

意見書案	第1号	民意をゆがめる衆議院の比例定数削減に反対する意見書(案)
意見書案	第2号	現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)の改正を求める意見書(案)
意見書案	第3号	消費税増税の撤回を求める意見書(案)
意見書案	第4号	泊原発の再稼働をやめ、将来的に原発ゼロの北海道の実現を求める意見書(案)
意見書案	第5号	障害者総合支援法の見直しを求める意見書(案)
意見書案	第6号	大飯原発再稼働の撤回を求める意見書(案)
意見書案	第7号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率の拡充、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書(案)
意見書案	第8号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子供の実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書(案)
意見書案	第9号	けいれん性発声障害(SD)の研究・治療等の推進を求める意見書(案)
意見書案	第10号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)
意見書案	第11号	北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書(案)
意見書案	第12号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書(案)
意見書案	第13号	「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書(案)
意見書案	第14号	再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書(案)
意見書案	第15号	郵政民営化によるユニバーサル(全国一律)サービス維持を求める意見書(案)
意見書案	第16号	観光業における原子力損害の賠償に関する意見書(案)
意見書案	第17号	成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化に関する意見書(案)
意見書案	第18号	地籍調査に係る地方負担の軽減措置の拡充を求める意見書(案)

請願

請願	第2号	JR南小樽駅のバリアフリー化の要請方について
----	-----	------------------------

陳情

陳情	第309号	住宅リフォーム助成制度予算の増額方について
陳情	第310号	銭函駅へのエレベーター設置方について
陳情	第311号	旧手宮線沿線の崩壊家屋の撤去等要請方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

川畑議員（6月18日1番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 小樽市の人口減少対策について
- 2 国民健康保険料の引下げを
- 3 住宅リフォーム助成制度の助成枠拡大を
- 4 病児・病後児保育の早期実施を
- 5 市民の安全を守るため泊原発再稼働の中止を
- 6 その他

上野議員（6月18日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政と市政運営について
- 2 医療と福祉について
 - (1) 新市立病院について
 - (2) 新夜間急病センターについて
 - (3) 予防医療について
 - (4) 介護保険制度及び介護報酬について
- 3 防災について
 - (1) 空き家対策について
 - (2) 避難所について
- 4 観光と産業振興について
 - (1) 小樽観光について
 - (2) 港湾について
 - (3) 企業誘致について
- 5 教育について
 - (1) 学力向上について
 - (2) 携帯電話について
 - (3) フッ化物洗口について
 - (4) 新学校給食共同調理場について
- 6 その他

秋元議員（6月19日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
 - (1) 23年度実質収支見込みについて
 - (2) 財政健全化計画について
- 2 行財政改革について
 - (1) 事務事業評価について
 - (2) 人事評価について
- 3 市民との協働について
 - (1) 町会活動支援員制度について
 - (2) 小樽版地域担当員制度
- 4 社会資本整備について
 - (1) 今後の社会資本整備について
- 5 防災について
 - (1) 小樽市での節電について
 - (2) 津波ハザードマップの更新について
 - (3) 防災教育について
 - (4) 耐震改修について
- 6 環境基本条例と基本計画について
- 7 その他

林下議員（6月19日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 放射能汚染対策とエネルギー政策の転換について
- 2 人口減少の対策について
- 3 新市立病院の入札問題について
- 4 夜間急病センターについて
- 5 高機能消防指令センターの補正予算について
- 6 その他

安齋議員（6月19日3番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 財政問題（公営企業会計制度の見直しについて）
 - (1) 借入資本金制度の負債計上の影響
 - (2) 退職給付引当金の計上義務化
- 2 病院問題について
 - (1) 病院建設工事の設計見直しについて
 - (2) 公的病院に対する特別交付税措置の拡充について

- 3 人口減について（20～39歳の若い世代の声の反映）
- 4 港湾計画について
- 5 その他

○一般質問

濱本議員（6月20日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 新市立病院建設について
- 2 北海道薬科大学の移転について
- 3 再生可能エネルギーについて
- 4 奥沢水源地の保存、活用について
- 5 北海道新幹線について
- 6 住宅リフォーム助成条例について
- 7 教育行政について
- 8 その他

松田議員（6月20日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 空き家対策について
- 2 生活保護について
- 3 民生委員について
- 4 消防バイクについて
- 5 その他

成田議員（6月20日3番目）

答弁を求める理事者 教育長及び関係理事者

- 1 通学路の安全確保について
 - （1）通学路の定義
 - （2）安全確保の基準
 - （3）統廃合の影響
- 2 その他

山口議員（6月20日4番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 平成24年度本市地方交付税の見通し
- 2 観光について
- 3 商工会議所の観光、港湾、1次・2次産業各振興プロジェクトの答申と「まちづくり会社」について
- 4 市民プールについて
- 5 その他

吹田議員（6月20日5番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 生活保護について
- 2 市職員の倫理について
- 3 小樽市労働実態調査の活用について
- 4 津波対策と震災被災地のがれき処理について
- 5 学校再編と小規模校について
- 6 その他

北野議員（6月20日6番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 新小樽市室内水泳プール早期建設を求める
 - (1) 独立した行政機関としての教育委員会の姿勢について
 - (2) 新プール建設問題での市教委の直近の見解について
 - ア 学校適正配置と学校耐震化より後回しにするのでは
 - イ 市民の提案に応えた新プール建設を
 - ウ 新プールに併設した100台の駐車場（面積3,000平方メートル）に固執するののか
 - (3) 新プールは教育予算とは別枠で建設を
- 2 その他

中島議員（6月20日7番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 ロードヒーティングの改修について
- 2 障害者施策について
 - (1) 介護保険制度との関連
 - (2) 視覚障害者への情報提供
 - (3) 難聴者用磁気ループについて
- 3 その他

平成24年
第2回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成24年6月13日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中松	義治	副	市	長	貞村	英之									
教	育	長	上林	猛	病	院	局	長	並木	昭義							
水	道	局	長	飯田	俊哉	総	務	部	長	迫	俊哉						
財	政	部	長	堀江	雄二	産	業	港	湾	部	長	佐藤	誠一				
生	活	環	境	部	長	前田	孝一	医	療	保	險	部	長	渡邊	功		
福	祉	部	長	三浦	波人	保	健	所	長	秋野	恵美子						
建	設	部	長	工藤	裕司	会	計	管	理	者	石崎	留子					
消	防	長	柿崎	隆幸	病	院	局	長	小	山	秀昭						
教	育	部	長	山村	幹雄	経	営	管	理	部	長	中	田	克浩			
総	務	部	総	務	課	長	佐藤	靖久	財	政	部	財	政	課	長	佐々木	真一

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	伝里純也
調査係長	沼田晃司
書記	木戸智恵子
書記	柳谷昌和

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	佐藤誠
書記	相澤幸
書記	佐々木昌之
書記	伊沢有里

開会 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、平成24年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、小貫元議員、久末恵子議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期を、本日から6月29日までの17日間といたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第19号及び報告第1号ないし第3号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第18号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 議案について説明させていただきます前に、一言申し上げます。

このたび、新市立病院建設工事の入札が2度にわたり中止となりましたことから、予定しておりました新市立病院の開院が遅れることになりました。

結果的に、新市立病院の開院を望んでいる多くの市民の皆様や関係者の方々に御迷惑をおかけしましたことを大変申しわけなく思っております。

新市立病院の建設は、市民の命と健康を守っていくために必須であると考えておりますので、一日も早く新市立病院が開院できるように全力を挙げて取り組んでまいります。皆様の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号及び議案第2号の平成24年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、一般会計の主なものといたしましては、新夜間急病センターの建設事業費として、平成24年度及び25年度の2か年で施工するセンター本体の建設工事費の予算措置を講じたほか、日本損害保険協会から寄贈を受ける車両を高規格救急自動車として整備するための事業費を計上いたしました。

そのほかでは、本年4月から新たに介護保険サービスとして導入された「24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を実施している事業者に対する支援として、「地域介護・福祉空間整備等交付金」を計上したほか、平成23年3月策定の「天狗山観光推進に向けた提言」を受けて設置する「『小樽の森』構想実現化に向けた検討委員会」に対する補助金、また東日本高速道路株式会社から、小樽一余市間の高速道路整備に伴う道路用地として、旧リサイクルセンター敷地を取得したいとの申出がありましたことから、当該施設の解体撤去費など、所要の経費を計上いたしました。

これらに対する歳出の財源といたしましては、国・道支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び市債を計上し、以上の結果、一般会計における補正額は歳入歳出ともに2億2,274万4,000円の増となり、財政規模は567億6,926万6,000円となりました。

次に、湾港整備事業特別会計において、本年10月から石狩湾新港に入港が予定されているLNG運搬船の受入れのため、本市の「たていわ丸」への防災等設備整備に要する経費を計上いたしました。

次に、議案第3号から議案第18号までについて説明申し上げます。

議案第3号児童厚生施設条例の一部を改正する条例案につきましては、奥沢児童遊園を廃止すると

もに、所要の改正を行うものであります。

議案第4号福祉医療助成条例等の一部を改正する条例案につきましては、住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられ、あわせて外国人登録法が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第5号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、オタモイ住宅4号棟を供用開始するとともに、オタモイ住宅駐車場の駐車区画を増設するものであります。

議案第6号病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、市立小樽病院の診療科目として消化器内科を標榜するものであります。

議案第7号市立学校設置条例の一部を改正する条例案につきましては、平成25年3月31日をもって若竹小学校を廃止するものであります。

議案第8号火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、電気自動車の普及により、その動力源を充電する設備として設置が進められている急速充電設備の位置、構造及び管理の基準について規定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第9号防災会議条例の一部を改正する条例案につきましては、防災対策として地域における生活者の多様な視点を反映させるため、防災会議の委員に女性の登用を推進することができるようにするものであります。

議案第10号から議案第13号までの工事請負契約につきましては、新学校給食共同調理場新築工事及びこれに伴う設備工事の請負契約をそれぞれ締結するものであります。

議案第14号工事請負契約につきましては、市営若竹住宅1号棟の改修工事の請負契約を締結するものであります。

議案第15号動産の取得につきましては、防災行政デジタル無線設備を取得するものであります。

議案第16号公有水面埋立てにつきましては、忍路漁港区域内の公有水面を北海道が埋め立て、物揚場、船揚場、道路等の漁港関連施設を整備するに当たり、それに対する意見を公有水面埋立法第3条の規定に基づき北海道知事に答申するものであります。

議案第17号工事請負契約につきましては、花園小学校校舎耐震補強ほか改修工事の請負契約を締結するものであります。

議案第18号動産の取得につきましては、高機能消防指令センター機器を取得するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、平成23年度病院事業会計において医業費用に係る予算を措置するため、同会計の補正予算について平成24年3月22日に専決処分したものであります。

報告第2号につきましては、平成23年度一般会計においてロードヒーティング関係経費に係る予算を措置するため、同会計の補正予算について平成24年3月28日に専決処分したものであります。

報告第3号につきましては、地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税、固定資産税・都市計画税及び特別土地保有税についての改正を行うため、市税条例の一部を改正する条例を平成24年3月31日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、議案第19号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

(21番 新谷とし議員登壇) (拍手)

〇21番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、議案第19号小樽市非核港湾条例案の提案説明をいたします。

1982年6月28日、小樽市議会が核兵器廃絶平和都市宣言を行ってからちょうど30年です。この間、核兵器廃絶を求める声と運動はますます高まり、現在、核兵器廃絶や非核三原則を求める内容の宣言が行われている非核宣言自治体は全国の87パーセントに達しています。

また1982年、広島市長、長崎市長と世界の13都市の市長が平和市長会議を設立して以来、現在、世界の153か国、地域から5,111の都市が加盟し、そのうち日本国内の加盟都市は1,096に及び、全市区町村の62.9パーセントになっています。

今年1月、初めての国内加盟都市会議を広島市で開催し、野田総理大臣あてに「唯一の被爆国である日本政府におかれては、核保有国の首脳に核兵器廃絶の緊急性を訴えるとともに、世界の多くの市民が求める『核兵器禁止条約』の早期実現に向け、具体的交渉開始のリーダーシップをとっていただくよう要請します」という要請文書を提出しました。

平和市長会議では、加盟都市の市民、NGOなどと連携して、2020年までの核兵器廃絶を目指し、積極的な行動展開を図っています。核保有国に対して都市を核攻撃の目標にしないように求めるCANT署名は、2010年5月のNPTR再検討会議までに102万筆が全世界から寄せられ、原水爆禁止日本協議会が呼びかけた核兵器全面禁止のアピール署名700万筆とともに国連本部内に積み上げられ、高さ3メートルのモニュメントとして常設展示されています。

こうした国内外の核兵器廃絶の願いに反して、核保有国、とりわけアメリカ・オバマ大統領の下で、2011年5月、2012年1月は2回と、立て続けに少量のプルトニウムを使った新たなタイプの核実験を繰り返していることに、広島市長をはじめ、長崎、ブリュッセル、フィレンツェ、ハノーバー、マンチェスター、メキシコシティなど世界の平和市長会議から強い抗議文が送られました。

このように、核兵器廃絶を求める世界の流れの中で、日本政府はその役割を果たすべく、「核の傘」から離脱し、核密約を破棄し、非核三原則を厳密に実行すべきです。

しかしながら、核密約の存在を完全に否定することができなくなった政府は、新たに前ブッシュ大統領が戦術核兵器の撤去を発表したからとの理由で、核搭載可能艦船の日本寄港を無条件に受け入れ続けています。しかし、前ブッシュ大統領の発表とは、アメリカの都合次第で何の発表もなしにいつでも変えられるものであり、アメリカ自身いつでも再配備できる体制を維持することを決めており、現にアメリカは個別の艦船について、核兵器の搭載を肯定も否定もしない政策をとり続けています。

本来であれば、被爆国日本の政府が核兵器の持込みを許さない日本の立場を国際的に通告、宣言し、非核を神戸方式に学び、すべての核保有国の艦船の寄港に当たっては、非核の証明を提出させるべきです。しかし、それを待たずに地方から実行できるのは、既に神戸港で実証済みです。

さて6月9日、小樽市医師会が主催した「放射線被曝の健康被害の真実」の講演会があり、大変衝撃的な報告がされました。2010年10月に月刊ニューヨーク科学アカデミーから刊行された「チェルノブイリ大惨事が人々と環境に及ぼした影響」で、チェルノブイリ原発事故でIAEAの発表では4,000人死亡とされているが、1986年から2004年の期間の医学データでは、実に98万5,000人が死亡し、奇形児や知的障害が多発していることが報告されました。この健康被害の把握の大きな違いは、低線量でも影響が大きいことと、内部被曝の軽視が最大の原因と考えられているということです。

また、1991年の湾岸戦争で劣化ウラン弾が投下され、その結果、イラク、バスラでがんが急増し、2002年には湾岸戦争開始前と比較し約20倍に、先天性障害の発生率は2001年には約8倍に増加しているデ

一タの報告もありました。湾岸戦争では、300トンもの劣化ウラン弾が投下され、4,440億ベクレルの放射能が環境に放出されました。劣化ウランは、原発で使う核燃料を製造する過程で出てくるごみですが、アルファ放射線と呼ばれる強い放射線を出し、体内に蓄積されることで、がん、白血病、先天性の奇形異常、その他全身にさまざまな疾病障害を引き起こします。原爆の被害では、広島、長崎の被爆者のうち、30歳で1シーベルト被曝した人が70歳になったときにがんで死亡するリスクは、被曝していない人に比べ42パーセント増加することが、日米共同の研究機関「放射線影響研究所」により、アメリカ放射線学会の学術誌に発表されたことも報告されました。

このように、核兵器や原発の核から放出される放射能の恐ろしさを改めて学ばされましたが、この講演会には他会派の議員の皆さんも出席されていたので、よくわかりだと思います。核兵器廃絶平和都市宣言を全会一致で決議した議会として、小樽港が商業港として発展する上でも、市民の安全と命を守るためにも、党派を超えて協働しようではありませんか。非核港湾条例案に議員各位の賛同をお願いして、提案説明を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明6月14日から6月17日まで4日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時20分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 小 貫 元

議 員 久 末 恵 子

平成24年
第2回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成24年6月18日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	副	市	長	貞	村	英	之
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭
水	道	局	長	飯	田	総	務	部	長	迫		俊
財	政	部	長	堀	江	産	業	港	湾	部	長	佐
生	活	環	境	部	長	医	療	保	險	部	長	渡
福	祉	部	長	三	浦	保	健	所	長	秋	野	恵
建	設	部	長	工	藤	会	計	管	理	者	石	崎
消	防	長	柿	崎	隆	病	院	局	長	小	山	秀
教	育	部	長	山	村	経	営	管	理	部	長	中
総	務	部	総	務	課	総	務	部	長	企	画	政
						策	室	長		中	田	克
						長				財	政	部
						財	政	課	長	佐	々	木
												真
												一

議事参与事務局職員

事務局 長 田 中 泰 彦
庶務係 長 伝 里 純 也
調査係 長 沼 田 晃 司
書 記 木 戸 智 恵 子
書 記 柳 谷 昌 和

事務局 次 長 佐 藤 正 樹
議 事 係 長 佐 藤 誠
書 記 相 澤 幸
書 記 佐々木 昌 之
書 記 伊 沢 有 里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、安斎哲也議員、佐々木秩議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第19号及び報告第1号ないし第3号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して質問します。

最初に、小樽市の人口減少について伺います。

本市の住民基本台帳人口の速報値によると、本市の人口は6月9日現在で13万人を割り込み、12万9,995人になったとのことです。本市の人口は1964年の20万7,000人をピークに、その後、減少に転じ、7万7,000人減少しています。市はこれまで人口減少に対する対策を進めてきましたが、歯止めがきかない状況です。その原因について詳しい説明を求めます。

若者にとって、地元で働く企業がないことも要因の一つではないでしょうか。市内に支店を置く企業は地元採用数が少なく、採用しても非正規職員が多いと聞いています。例えば、正規採用で安定させること、また地元企業を活性化させることも必要だと考えますが、今後の人口増に向けた対策について、市長の見解をお願いします。

市政を進める上で、緊縮政策一辺倒では市民に閉塞感を植えつけ、経済活動を萎縮させることとなります。厳しい財政の中でも、必要なところに活用することで新たな見通しが開けてきます。この立場から、以下の項目について質問いたします。

最初に、国民健康保険についてです。本市のホームページでは、医療費が道内の主要都市に比較しても高く、1人当たりの医療費が全国平均の1.5倍とあります。原因は、60歳から74歳の年齢構成が全国平均より13ポイント高く、長期入院患者の1人当たりの入院医療費は全国平均の約1.7倍との説明です。本市が他市より高齢化にあることは理解できますが、長期入院患者が多いということはどのようなことでしょうか。その理由をお知らせください。

国保の1世帯当たり所得額は、平成13年度の111万6,000円から23年度の80万2,000円と31万4,000円も減少しています。28パーセントの大幅減少です。逆に、保険料の所得に占める割合は、12.8パーセントから16.7パーセントと3.9ポイントも上昇しています。所得は減少、保険料は高騰となれば、生活苦が目に見える状況です。そのような中でも、平成22年度の収納率93.37パーセントという高い収納率を背景に、平成13年度には33億8,700万円に達していた国保特別会計の累積赤字を、毎年多額の黒字を出して削減し、平成22年度には残っていた2億900万円の累積赤字を解消した上で、約7,000万円の余剰金をつくっています。そして、平成23年度も3億4,000万円の黒字見込みとなりました。この累積赤字の解消に当たって、国保料を決めるときに予算で保険給付費を過大に見積もり、毎年多額の不用額を生み出してきました。

それは、保険給付の療養諸費の不用額累計額が、平成13年度から22年度までに約59億円に達していることでも明らかです。我が党は、国保加入者に毎年高額の国保料を押しつけ、赤字を解消するに至ったと考えています。市長の見解をお聞かせください。

我が党は、昨年統一地方選挙において、国保料の1世帯1万円引下げを掲げてきました。本年3月

の第1回定例会で、小樽市社会保障推進協議会が1世帯当たりの国保料の1万円引下げを求める請願を提出しました。請願は自由民主党、公明党、民主党・市民連合の反対で不採択となりましたが、高すぎる国保料を引き下げしてほしいという市民の願いは強くありました。このような市民の運動にこたえ、市長は今定例会前に国保料の医療費分について、1世帯1万円以上の引下げの英断を下しました。市民にとっては喜ばしいことであります。この内容について、詳しくお知らせください。

保険料のうち医療費分は引き下げられましたが、平成24年度は、後期高齢者支援分と介護給付納付分の保険料の見直し時期が重なったことで、後期高齢者支援分は1世帯当たり2,967円の引上げ、介護給付納付分も1世帯当たり3,088円を引き上げることになり、医療分、後期高齢者支援分、介護給付納付分の三つの合計の1世帯当たり保険料では5,272円の引下げにとどまりました。後期高齢者支援分、介護給付納付分の保険料引上げが大きく、世帯の年齢・家族構成や所得によっては、国保料が引き上げられる世帯もあります。世帯人数や所得額によって国保料が引き下がる対象者をお知らせください。

また、国保加入者の世帯で所得額が100万円以下の世帯の割合をお知らせください。

国保加入者は低所得者が多く、被用者保険のような事業主負担もないため、もともと手厚い国庫負担なしには制度が成り立ちません。ところが、国は、国保の総収入に占める国庫負担を1984年の約50パーセントから半減させました。このことは国保会計を直撃し、国保料引上げで加入者に大きな負担となっています。

各自治体では保険料の軽減に知恵を絞り、一般会計から国保会計への法定外繰入れによって負担軽減を図る自治体が全国的に増えています。平成22年度に、一般会計から国保会計への法定外繰入れをした道内の自治体は157のうち114で、全自治体の73パーセントを占めています。その額も103億6,100万円と前年度より10億800万円増えています。

本市においては、平成22年度に約500万円繰り入れしておりますが、国保料を引き下げるための繰入れにはなっており、市民にとっては高い保険料となっています。国保料を軽減するためには、かつてのように国庫負担金を50パーセントに戻させることが必要です。市長も努力されていると思いますが、地元出身の国会議員などの御協力もいただいて、国に強く要請することが必要ではないでしょうか。市長の見解をお願いします。

次に、住宅リフォーム助成制度について伺います。

民間住宅リフォーム助成制度は、我が党が平成16年から地元業者への仕事発注拡大により、地域経済の活性化策として提案し、平成22年から建設常任委員会で検討を重ね、平成23年第3回定例会において全会一致で可決し、成立させました。平成24年第1回定例会では、住宅リフォーム助成事業費として2,120万円が予算計上され、4月5日から25日まで受け付けされました。最終的な応募件数とその総工事費用は幾らかお知らせください。また、すべての工事を実施した場合の市の助成金は幾らになるのか、お知らせください。

市は、予算額2,000万円を超えないようにするために抽選をすることとし、100件が選択され、新たな辞退者が出た場合や補助金が予算に到達しない場合に備えて30名の補欠を決めています。現時点での当選者が申請している件数とその工事総額、市の助成額及び事業者数を教えてください。

住宅リフォーム助成制度の本来の目的は、市内に居住する市民が住宅リフォーム工事をするに当たって、市内の業者に発注し、建築関連企業の仕事をつくり出し、雇用の拡大にも結びつけることで、経済効果を生み出すという施策です。申請されたすべての工事が市内の業者に発注されることで、大きな経済効果をもたらすことになります。抽選に外れた申込者すべてが制度を利用できるよう、補正予算を組んでいただくよう強く申入れをします。市長、いかがでしょうか。

今回の申込みに当たって、市長は住宅リフォーム助成制度に市職員は申込みをするなど圧力をかけたという聞いています。理由として、市民と市職員が抽選で競合することを避けるためという言いわけをしていますが、この制度の本来の趣旨に反します。市長はこの言動を撤回してください。

本市では初めての取組ではありますが、本市より人口の少ない道内他市と比較しても、予算額の設定や受付期間の不足など、たくさんの課題があります。

人口約9万人の岩見沢市では平成19年度から実施され、平成24年度に1億3,500万円を予算計上しています。受付も通年受付として、昨年度は1,060件の応募となっています。

滝川市は人口4万3,000人ですが、制度の実施期間を平成21年8月から25年3月末とし、平成22年度には107件、昨年度の受付が77件となりましたけれども、今年度も2,614万円を予算計上して受け付けています。

人口1万7,000人弱の芦別市においては、制度期限を平成23年4月から28年3月末とし、平成22年度には112件を受け付けし、2,240万円の補助を出しています。減少傾向にあっても、昨年の受付が66件あり、今年度予算でも1,500万円を計上しています。

本市も来年度以降、予算額を増やし、通年受付にして利用拡大し、必要ときは補正予算を組んで対応すべきです。市長の見解を求めます。

住宅リフォームに対する国の補助金制度として、社会資本整備総合交付金があります。これは日本共産党の市田忠義書記局長が2011年1月28日の参議院本会議で、国による支援強化を求めて行った代表質問に対して、当時の菅首相が、自治体を実施する住宅リフォームへの助成制度については、社会資本整備総合交付金を活用することができる、今後ともこのような取組を支援していくと答弁したことで、促進事業として各自治体に広まってきたものです。

滝川市では、この補助金制度を活用しておりますが、小樽市では活用していませんでした。積極的に活用すべきだと思いますが、活用しなかった理由をお聞かせください。

次に、病児・病後児保育について伺います。

市内では、共働きで生活を守ろうとして就職活動をし、子供のために休まれては困るなどと断られた例がありました。零細企業ではぎりぎりの人員で営業しており、企業にとっても厳しい状況があります。必死で子育てと仕事を両立させている若い父母を支援し、若い世代を市内に定着させることは、人口の減少傾向に歯止めをかけるためにも重要かつ必要なことです。

本市の病児・病後児保育については、次世代育成支援行動計画の後期実施計画でもうたい、これまでも本会議や厚生常任委員会で取り上げられてきた課題です。これまでの経過では、病児・病後児保育サービスを早く実施してほしい、保育所や医療機関に併設されたいなどの要望があり、市としても後期実施計画の5年間で、市内に1か所は開設できればと考えていると答弁した経過もあります。残念ながら、このような要望にこたえることなく経過しているわけではありますが、後期計画の期限は平成26年度と迫っています。高いニーズの下で、計画書に掲げてきた課題です。市長は、計画を実施する意思を固めていることと思います。見解をお聞かせください。

私は、昨年、厚生常任委員会の視察で一宮市を、今年は、日本共産党の会派視察で春日井市を調査してまいりました。

一宮市の病後児保育は、平成19年から始められ、公立保育園に併設する形式で運営されています。利用者は当初34名でしたが、平成22年度には延べ140名と4倍になっています。

春日井市では、平成9年度に児童育成計画を策定し、平成13年度に事業を開始しています。春日井市の場合、市が責任を持ちつつも医師会と委託契約をし、小児科や内科の民間医療機関が病院と併設する

形で運営しています。春日井市は三つの病院と委託契約を結んでいますが、それ以外にも委託契約と補助金もない中で運営している病院が二つありました。看護師、保育士は病院職員で、行き届いた保育が特徴的でした。

一宮市と春日井市には運営形態に違いがありますが、国や県からの補助金を活用し、円滑に実施しています。道内においても、病児・病後児保育の取組が進んでいます。現在の道内における取組状況をお知らせください。

市長は議案説明で、本市は他会計や基金から多額の借入金があり、破綻寸前の財政状況の解消に努めなければならないと報告しています。本市の平成22年度一般会計は、他会計や基金からの借入れはありながらも、累積赤字を解消し、11億8,400万円の黒字、平成23年度一般会計でも11億9,500万円の黒字見込みです。経費節減は必要であります。緊縮財政の推進だけでは本市の経済活動の発展につながりません。住宅リフォーム助成の補正予算を計上し市内経済の活性化に貢献することや、病児・病後児保育の実施で若い世代を市内に定着させようではありませんか。市長、いかがでしょうか。

最後に、泊原発の再稼働中止を求めて質問します。

福島第一原発の事故から1年3か月が経過しました。しかし、いまだ原発事故の原因究明も尽くせない深刻な状況にあります。福島第一原発の1号機から3号機では、格納容器に穴があき、溶け落ちた燃料を冷却するため注水しても水がたまず、建屋を通じて外部に漏れている可能性があり、放射性物質流出の危険が続いています。事故の収束のめどが立たないため、福島を離れる人も後を絶たず、避難者は自主避難を含めいまだに10数万人に上ります。時間的にも空間的にも、ほかの災害と比べようがない原発事故の異質の危険は明らかです。原発事故の脅威に対する市長の見解を聞かせてください。

5月5日に泊原発3号機が定期検査のため運転を停止し、全国50基の原発が稼働ゼロとなりました。日本全国の原発が42年ぶりに停止したわけです。野田首相は、万が一すべての電源が失われるような事態でも炉心損傷は起きないと、新たな安全神話を振りまき、関西電力大飯原発3、4号機の再稼働を進めようとしています。しかし、大飯原発再稼働には数多くの問題があります。福島第一原発事故の原因究明も不十分で、究明にはほど遠い状況にあります。政府みずからが指示した30項目の安全対策なるものさえとられていません。東日本大震災により、地震と津波の学問的知見が根底からの見直しを迫られていますが、議論が始まったばかりです。事故が起きた場合の放射能被害の予測、避難計画すら立てられず、まともな原子力規制機関もつくられていない状況です。

泊原発の周辺には多くの断層があり、周辺で大きな地震を起こす不安と津波の危険があります。しかし、これらに対する対策や、もしものときの住民避難路についても確立されていません。経済活動を進める立場から、再稼働を促す意見もありますが、原発事故で失われるかもしれない住民の命や安全とをてんびんにかけることはできません。泊原発再稼働に対する市長の見解を聞かせてください。

北海道電力は、厚真火力発電所が定期検査で休止することから、夏には電力が不足すると言っています。しかし、東京電力や東北電力に最大60万キロワットを送電しています。専門家の調査によれば、北電の火力、水力、原子力などを含めた全出力は742万キロワットです。そのうち、泊原発の出力は207万キロワットで、原発が完全にとまっても電力不足を招くことはありません。道内の発電量について、市長の認識をお聞かせください。

使用済核燃料の核のごみをどうするかについても、大きな問題としてマスコミ報道されています。報道によると、フィンランドでは地下400メートルに巨大なシェルターをつくり、10年以上封じ込めるとのことです。10万年という歴史をさかのぼると、ネアンデルタール人という原始人が居住していた時代です。この先の10万年後に、一体だれが責任を持つことができるのでしょうか。

北海道には、幌延町に核ごみを地中深く埋めるための研究施設があります。しかし、この施設は、核のごみは持ち込むことはせず、研究が終わった時点で埋め戻す予定になっています。日本は火山列島の国、地層的にも不安定であり、世界じゅうでも核の最終処分場をつくってはいけないとも指摘されています。

このように脅威の危険性を持ち、将来に対しても責任を持ちきれない原発の再稼働をやめるよう、国や道、北電などに働きかけることが市民を守る市長の立場だと思います。市長の見解をお聞かせください。

原発の安全神話が崩壊した中で、原発にかわるエネルギー開発の取組が進められています。石狩湾新港には北電の液化天然ガス（LNG）の火力発電所の建設をはじめ、銭函風力開発株式会社、エコ・パワー株式会社、株式会社グリーンパワーインベストメント、市民風力発電の風力発電計画が取りざたされています。

今年の会派視察で、長野県飯田市の太陽光発電の取組を調査してまいりました。飯田市は、恵まれた長時間日照時間を活用して、初期投資なしの「おひさま0円システム」を進めています。このシステムは、金融機関、発電民間業者と飯田市の共同による、個人住宅の太陽光発電を普及する政策です。世帯の30パーセント普及を目指し、現時点では3.6パーセントに達してしまして、全国トップレベルにあります。

後志管内においても再生可能エネルギーへの関心が高まり、風力や小水力、地熱発電などの開発を進めています。再生可能エネルギーの推進について、小樽市としても具体的に進めていくべきではないでしょうか。再質問を留保し、終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 川畑議員の御質問にお答えいたします。

初めに、人口減少対策について何点か御質問がございました。

まず、人口減少の原因についてですが、自然動態の面から見ますと、死亡者数の増加と出生者数の減少により、自然減が拡大している状況にあります。死亡者数の増加は高齢化に伴うものであり、出生者数の減少は社会動態とも関係がありますが、主に生産年齢人口の流出によるものと考えられます。

一方、社会動態の面からは、社会や産業の構造が大きく変化する中で、市内企業の市外への移転などによる事業所数の減少によって、多くの若い世代が職を求めて市外へ流出している状況が続いており、社会減を招いているものと考えております。

次に、今後の人口対策についてですが、これまでの企業誘致や移住政策に加えて、今年度予算では経済雇用対策を重点施策に位置づけ、雇用の場の確保を図る事業を積極的に推進するほか、子供を生み育てやすい環境づくりなど、人口減を最小限にとどめるための施策を着実に進めていく必要があると考えております。

雇用対策としましては、新規学卒者の地元定着と雇用の場を確保するため、関係機関との連携の下、企業見学会や企業説明会など労働者地元定着事業を実施しているほか、今年度からは地元高校生を早期に人材育成するための高校生就職スキルアップ事業を実施し、市内企業への定着を図ることとしております。また、地元企業の振興策としましては、小樽ブランド力推進事業や地場産品導入促進事業などの新たな事業を展開しているところであります。

雇用の場の創出や確保のためには、厳しい財政状況にあってもさらなる対策が必要と考えておりますので、地元企業の活性化に向けた支援策や企業誘致などの取組を進めながら地域経済を活性化することが重要な課題と考えております。

次に、国民健康保険について何点か御質問がございました。

まず、長期入院者が多い理由についてであります。一つ目は高齢者がいる世帯のうち、その75パーセントが単身あるいは高齢者のみの世帯であり、世帯に介護の担い手が少ないことが長期入院者を増やす要因になっていると考えられること。また、二つ目は、人口10万人当たりの病床数が全国と比較し、一般病床で1.5倍、精神病床で1.6倍、一般診療所で2.4倍と病床数が多く、長期入院が可能な環境であること。三つ目は、隣接する札幌市の病院に長期入院する方も多く、長期入院の総件数に占める割合が8.4パーセントとなっていること。このような要因が重なり、本市の長期入院者が多くなっているものと考えております。

次に、保険給付費を過大に見積もり、加入者に高額な保険料を押しつけ、累積赤字の解消をしてきたとのことですが、平成14年以降は、老人保険制度の改正や保険財政共同安定化事業の創設、さらには後期高齢者医療制度の創設などにより、各年度の医療費の見込みが大変立てづらいつ時期でありました。

一方、国において、国保財政の基盤安定・強化策が講じられ、市としても医療費適正化対策や収納率向上対策の推進に取り組んできたことにより、単年度の黒字が確保され、結果として累積赤字が解消されてきたものと考えております。

次に、国保料の医療費分の引下げについてであります。保険料の設定については、保険給付費をどのように見込むかが大きな要素となります。このため、毎年5月に予算策定時以降の保険給付費の実績を踏まえて、保険料の見直し作業を行うこととしております。今年はこの作業で、過去の保険給付費の伸び率等のもとより、歳入歳出全体について、より厳しい精査を行ったところです。その結果、医療費分の保険料は1人当たりで7,108円、1世帯当たりで1万1,327円下げることとなったものであります。

次に、保険料が下がる対象者と加入者に占める割合についてであります。保険料は世帯構成・所得によって違ってくるため、すべての世帯について試算を行い、比較することは難しいものであります。

なお、一例を挙げますと、40歳から64歳までの介護分が賦課されない世帯については、23年度と世帯構成などが同じ条件であれば、所得割率で0.4ポイント、均等割で1,680円、平等割で1,440円、それぞれ保険料が下がることとなります。ただし、賦課限度額が76万円から77万円に上がっていますので、限度額に到達する世帯は1万円上がることとなります。また、所得が100万円以下の世帯割合は、70.8パーセントであります。

次に、国庫負担を50パーセントに戻すよう国に要請することが必要とのことですが、当時、国は国庫負担率の引下げの影響に配慮し、特別交付金を配分したほか、平成4年度からは財政安定化支援事業分を地方交付税措置し、一般会計から国保特会へ繰り入れできるようにするなど、種々の制度改正を行ってきました。

小樽市としても、こういった制度改正の恩恵を受けており、単年度収支の黒字確保につながってきたものと考えております。したがって、単に国庫負担率だけをもとに戻すということにはなりません。国に対しては北海道市長会を通じ、国民健康保険財政の基盤安定のため、引き続き国庫負担を拡充、強化することを要望しているところであります。

次に、住宅リフォーム助成制度の助成枠拡大について何点か御質問がございました。

まず、最終的な応募件数とその総工事費用についてであります。抽選前に3件の辞退がありましたので、抽選件数としては236件、総工事費用につきましては約5億3,400万円になっております。また、

すべての工事を実施した場合の市の助成金額についてであります。省エネ改修工事の占める割合によって変わりますが、おおむね4,000万円と考えております。

次に、現時点での申請件数などについてであります。6月11日現在で、申請件数が47件、工事総額が9,443万6,000円、市の助成額が709万2,000円、事業者数が30社となっております。

次に、申込者すべてが制度を利用できるようにとの御意見ですが、住宅リフォーム助成制度につきましても、厳しい財政状況の中、限られた財源から何とか予算を捻出し、スタートしたものでありますので、さらに補助金の総額を上積みすることは考えておりません。

次に、市職員の制度の利用についてであります。先ほども申し上げましたように、限られた財源の中で事業を実施していることから、広く市民の方に利用していただくためには、市職員に対して当該制度の利用を自粛してもらうことが適切であると判断しております。

次に、来年度以降の予算の増額などについてであります。来年度以降も厳しい財政状況であることには変わりがないので、現時点で、予算の増額について具体的に申し上げることはできません。なお、申請者などから申込時期などについて御意見をいただいておりますので、これらも含めて今後、検証作業を行い、改善点について検討してまいりたいと考えております。

次に、社会資本整備総合交付金の活用についてであります。昨年、当該制度の内容を検討している際に、後志総合振興局に当該交付金の活用について相談したところ、一定の条件を満たす省エネ改修工事を行った場合には交付金の対象になるが、一般のリフォームでは対象にならないとの回答をもらいました。このとき示された交付金を受けるために必要な省エネ改修工事の条件は、居室の窓のすべてを断熱改修しなければならないなど、非常に厳しいものであったことから、広く一般リフォームを対象とする本市の助成制度においては、交付金を活用することは難しいと判断したところであります。

次に、病児・病後児保育の実施についての御質問ですが、まず、本事業の実施形態としては、病院や診療所又は保育所などの施設に併設して開設する事業でもあることから、本市における適切な実施形態のあり方や運営費用の面なども含めて、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、道内における病児・病後児保育の実施状況についてであります。北海道で把握している平成23年度の状況などから、自治体数については、実施している市が14市、町が6町、合わせて20市町であります。また、開設している施設数では、本体施設の区分で申し上げますと、病院等への併設型が13施設、保育所等への併設型が14施設、合わせて27施設となっております。

最後に、病児・病後児保育の実施による若い世代の定着化に関する考え方についてであります。これまで次世代育成支援行動計画に向けたニーズ調査においても、一定の要望が伺えたことや、安心して子供を生み育てることができる環境づくりに有効な事業であると考えており、財政状況の推移なども見つつ、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、泊原発の再稼働について何点か御質問がございました。

まず、原発事故の脅威に対する見解についてですが、福島第一原発の事故では、警戒区域に設定された避難指示が出された半径20キロメートル圏の外側の地域で、計画的避難区域や緊急時避難準備区域に指定されたほか、30キロメートルを超えた地域にも放射能の影響が出ており、事故から1年以上経過した現在でも、周辺住民が避難を強いられているところであります。このことから、原子力発電所ですら深刻な事故が発生すると、放射性物質の汚染が広範囲に及ぶことや汚染の影響も長期間にわたって続くことを改めて認識したものであります。

次に、泊原発再稼働に対する見解についてですが、原発の再稼働は安全性の確認が最重要課題であり、国が示した再稼働の安全基準は、本来、福島第一原発事故の原因究明の後に、原子力規制に当たる新た

な規制機関の下で慎重に進めるべきものであると考えております。また、泊原発をはじめ、国内の幾つかの原発で複数の活断層が連動して起きる地震の影響調査が求められていることから、再稼働に当たっては耐震安全性の評価も必要だと認識しております。いずれにいたしましても、安全性についてすべての課題や疑念がクリアされてから、再稼働の判断をするべきであると考えております。

次に、道内の発電量についてですが、北海道電力株式会社に確認しましたところ、道内の火力、水力、地熱、原子力及び太陽光による発電をフル稼働させた場合の総出力は約742万キロワット、うち原子力発電は207万キロワットということでしたので、原子力を除いた発電の出力計は約535万キロワットとなります。ただし、これはあくまでもフル稼働した場合の数字であり、通常は定期事業者検査や補修のため、実際の供給力はこれを下回ることになります。この夏の供給力は485万キロワット程度が見込まれており、猛暑だった一昨年の1日最大電力は506万キロワットだったことを考えますと、現状におきましては、原発の是非は別といたしましても、原発が完全にとまっても電力不足を招くことはないとは言いきれないものと考えております。

次に、原発の再稼働停止の働きかけについてですが、私としては、原子力発電に対する不安が払拭されていない中、これまでも機会あるごとに国や北海道、北電に対して、安全対策に万全を期すこと、情報の提供に努めること、電力の安定供給確保のためエネルギー供給源の多様化を進めることなどの対応を求めてまいりました。したがって、泊原発の再稼働については、安全性が確認され、必要性が認められた段階で議論し、判断されるべきものであると考えておりますので、現時点で再稼働をとめるよう、国などに働きかけることは考えておりません。

次に、再生可能エネルギーの推進についてであります。市といたしましても、長橋小学校に太陽光発電設備を設置し、今後、新市立病院へも設置を予定しておりますが、財政面を考慮すると、発電施設など、市がハード面で整備を進めていくことは難しいと考えております。しかしながら、地球温暖化防止の観点から、また原発への依存度を下げる観点からも、再生可能エネルギーの推進は必要と考えており、事業者等からの導入の計画や提案があった場合などは、市としてもできる限りの協力をしてまいりたいと考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

○8番(川畑正美議員) ただいま答弁をいただきましたけれども、何点か再質問させていただきます。

まず、小樽市の人口減少に対応する点で私が申し上げているところは、雇用を確保して行って若い世代の安定的定住をさせることが大事であって、もう一つは正規採用をしていただくように地元企業の協力を得ていくことで子供を生き育てやすい環境づくりをすることが大事だというふうに考えて質問したわけです。

例えば、子供を生き育てやすい環境をつくるという点では一致しておりますけれども、若い世代に安定的な定住をしてもらうためには、正規採用するようなことを訴えてもらいたいと、そのことを改めてお願いしたいと思っております。

それから、国民健康保険の問題ですけれども、今回、医療分が下げられたことで非常に喜んでいる世帯がたくさんあります。私も具体的にお話を聞いた中では、今回の医療分の引下げに対して、今の生活から年間1万円に満たない額ですが、それは非常に助けられているという切実な声を聞いています。

何といたっても、今、小樽市の国保世帯の状況というのは、先ほどの答弁にもありましたけれども、10年間で所得額は28パーセントも減っていて、所得に占める保険料の割合が3.9ポイントも上昇しています。それに、小樽市は、先ほどの答弁の中で100万円以下の世帯が70.81パーセントであり、いかに小

樽市の国保対象の加入者は所得の低い状況にあるのかということをも最も強調したいところです。

例えば、旭川市の国保料は、平成23年度は平均で2万円、24年度では1万円引き下げています。もちろん、旭川市の財政と小樽市の財政とでは比較できないところもありますけれども、やはりそういう点では基金からの繰入れ、あるいは一般会計からの繰入れで引下げをしているのです。旭川市の場合は、今、国保料が三つの段階に分かれていますけれども、その全部で23年度は2万円、24年度は1万円引き下げているわけで、小樽のように医療部分だけを下げているというのではないのです。そういう点で、もっと一般財源からも繰入れをして、全体での1万円引き下げを実現させていただきたいと、改めて申し入れしたいと思います。

それから、住宅リフォーム助成制度の関係ですけれども、ただいまの答弁では、すべての工事を実施した場合、4,000万円くらいだという話でした。ちょうど今の倍くらいです。私が今回、事業先や一般の申込みをされたと思われる方にも話を聞いた中でこのような意見が出ています。

例えば、助成については10パーセントあるいは20万円以下というのはやはり少ないと。せめて20パーセント、50万円くらいにしてもらえれば、若干の効果が生まれてくるだろうと。それから、もう一つ言われたことは、補欠者が今回30名出ているわけですが、8月中旬の申請期間が終わらないと補欠者が決まらないため、たまたま補欠者になった人は、それまで工事にかかれないうるので、こういう点を助けることはできないのかという意見も聞いてまいりました。それから、やはり補正予算では工事が遅れてしまうので、工事にかかれないう状況が起きるのだと。助成額を増やして、いつでも申込みができるようになれば経済効果も生まれるので、そうしてもらえないだろうかという意見がありました。その辺について、市長の考えをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

岩見沢市は、公共工事の一貫としてとらえて23年度の予算額も1億3,500万円計上しているということでした。要するに、その1億3,500万円を補助金として計上すれば、年間通じた随時受付ができるということを岩見沢市の担当課長はおっしゃっておいりました。そういう意味では、小樽市も年間を通じて受付できるような体制にすることで経済効果が生まれるのではないかというふうに思っているところです。その辺での市長の考えを改めて聞かせてください。

それから、社会資本整備総合交付金の問題ですけれども、これは小樽市が活用できなかったという点では、今後、住宅リフォーム助成の申込みの中に申請内容で該当するものがあると思うのです。ですから、組合せで活用することを検討してもらいたいと思います。そのことについて、もう一度意見を聞かせていただきたいと思います。

それから、病児・病後児保育の問題であります。道内では、28か所で実施しているというのは聞いております。それで、子供が病気や病後回復期に希望するサービスは、保育所や幼稚園、それから医療機関などの専用スペースでの預かりをしてほしいというのが、小樽市の次世代育成支援に関するニーズ調査でも77.5パーセントあります。小樽市の第6次総合計画の中でも、「ともに支えあい、安心して健康やかに暮らせるまちづくり」を掲げているわけですから、安心して子供を生み育てることができるように、そういう政策を、先ほども答弁の中でありましたけれども、それを強力に進めるためにも、具体的にこの時期にこういうふうにしたいということを明確に答えていただきたいと思います。

それから、原発の問題ですが、泊原発の再稼働に対する見解は、今日もおっしゃっていただいていますけれども、4月末の北海道新聞にも見解が載せられております。その見解と今日の答弁も聞いてあわせた中では、再稼働に対して安全性をクリアしてということが強調されております。そういう意味では、まず現時点での安全性を十分に確認した上でということが前提だという点では、市長の考えともある面では一致していると思うのです。それを大いに進めてもらいたいということにあります。

なぜ、私が、泊原発に危険性があるということを言っているのかということ、ごく最近の新聞で見ますと、これは赤旗の記事ですけれども、関西電力の大飯原発で事故が起きたときのために、政府が特別の監視体制を置くとしているオフサイトセンターがつくられているわけですが、これは大飯原発から7キロメートル離れたところにあるそうです。敷地は海に面して、護岸から施設まで100メートルほどで、海拔もわずか2メートルぐらいと。そういうところで、おおい町のつくったハザードマップも津波襲来の浸水地域に入っているという状況なのです。これが、泊原発も大して変わらない状況にあると。ですから、その辺をきちんと確認できるまでは、運転を再開しないように申し入れいただきたいと思うので、そのことについて、改めて質問させていただきます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 川畑議員の再質問にお答えしますが、私が答弁しない部分は、担当部長から答弁をさせていただきますと思います。

最初に、人口減の問題につきましては、川畑議員と全く同じ考えでございまして、平成10年までは、1年間に赤ちゃんが1,000人生まれてきたのですが、平成11年から1,000人を切って、平成23年の1年間では688人という極めて出生数が減ってきている状況にあります。加えて、小樽市の高齢化率というのは、5月末で32.4パーセントという大変高い数字になっています。したがって、生産人口を何とか増やしていきたいというのは私も同じ意見、考えでありますし、そのためにはやはり雇用の場をつくる中で、やはり正規の職員として雇用していただけるような、そういうような場をつくっていくことについて、今後も取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、住宅リフォーム助成制度の件でありますけれども、先ほども答弁をさせていただきましたが、今、申請された方から、申込期限であるとかいろいろなことについての意見をちょうだいしております。したがって、今回の制度には含まれておりませんが、これは今年度で終わりということではございませんので、次年度以降、このあたりの改善に向けて検討を進めていきたいというふうに思っております。

それから、当初予算で言うと、助成額については2,000万円という形でやりました。現在申し込まれている方からいうと、約4,000万円かと思っておりますけれども、大変厳しい財政状況の中でございますので、これにつきましては、50万円の限度の引上げということ、あるいは助成額の増ということについては、現在、考えていない状況にあります。

それから、病児・病後児保育の早期実施については、先ほども答弁をさせていただきましたとおり、実施形態、運営費用などといったことを早期に検討しながら続けていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（渡邊 功） 一般会計の繰入れによりまして、保険料を全体で1万円引き下げてほしいという御質問でありますけれども、今回、平成24年度の保険料につきましては、医療費分において1世帯当たり約1万1,000円の引下げを行いました。しかし、介護納付金あるいは後期高齢者支援金につきましては、全国的な推計に基づきまして指示された保険料を賦課するため、保険者として努力して下げるといふ部分では及ばない部分があります。このため、一部の世帯では保険料が引上げとなる世帯も生じますけれども、低所得者が多いという本市の被保険者の状況も十分考慮し、今後も適切な保険料設

定に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、一般会計からの法定外繰入れという部分につきましては、国保財政は基本的に国保加入者の保険料で賄うべきものであり、一般会計からの繰出しにつきましては、国保加入者以外の市民の方にもその負担を及ぼすこととなりますことから、慎重に考えていかなければならないというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(工藤裕司) 住宅リフォーム助成制度の件で、後段の社会資本整備総合交付金の活用についてでございますけれども、先ほども市長から答弁いたしましたけれども、昨年度も北海道と大分協議をいたしましたけれども、本市の制度の中ではなかなか難しい状況にあるということで、その後もさらに条件が厳しくなっているということも聞いておりますので、本市のつくりの中では難しいのではないかと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(迫 俊哉) 私からは、泊原発の再稼働についての再質問に答えさせていただきます。

川畑議員からは、泊原発の再稼働に当たっては、対策をしっかりとった上で再稼働を認めるべきではないかというような御質問でございましたけれども、御存じのとおり、今、国では新たな規制組織として原子力規制委員会をつくる動きが進められておりました、この原子力規制委員会ができますと、新たなスキームの中で手続を進めていくというような可能性が高いというふうに伺っておりますので、私どもといたしましても、この規制委員会が、審査のための新しい安全基準もつくっていくだろうというふうに考えておりますので、そういった国の動きも見ながら対応を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

○8番(川畑正美議員) 今の最後に部長が答えられた原発問題ですけれども、基本的に私が言いたいのは、今、この時点でとまっているわけですし、カバーできる体制があるので、原発を再稼働させないように申し入れるべきだということが私の主張でして、条件がある程度整えばいいということではないので、その辺を誤解しないでいただきたいと思います。

それから、住宅リフォーム助成制度については、確かに財政上の問題があるかもしれませんが、岩見沢市のように公共工事の一貫としてとらえていけば経済的な効果が回っていくのではないかと、それが私の言いたいところなのです。ですから、業者の意見を聞いても、ただ単に市の助成があるというだけでは経済効果が生まれないと。それをもっと発展させなければ、経済効果が生まれてこないのだということが言いたいところです。

そのほかについては、委員会で改めて質問したいと思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(迫 俊哉) 原発の再稼働について、改めての御質問でございましたけれども、私の受取方がどうなのかという感じもしますけれども、基本的にはやはり泊原発の再稼働に当たりましては、川畑議員と同じように、まずは安全性をしっかりと確保した上で手続を進めていただきたいというふうに

考えておりますけれども、再稼働に当たりましては、やはり一定程度、道内の電力の需給バランスというものも考えていかなければならないというふうに思っております。

北電の発表によりますと、2年前のような猛暑が来た場合には、やはり電力が少し足りなくなるといったようなことでございますので、冒頭の市長答弁の中でも、安全性と必要性を勘案した上で、再稼働を進めていただきたいということで答弁させていただいたところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 住宅リフォーム助成制度については、私から答弁させていただきます。

住宅リフォーム助成制度については、今年度、初めて実施したわけでございまして、この制度があったから、こういう今の申込みといいますか、予定が出てきたのかというのがちょっと見えないところがあるわけです。要するに、制度がなくても実際にはリフォームは続けていたのだというふうに思うのです。ですから、先ほども答弁させていただきましたように、申請された方からいろいろな御意見をちょうだいしておりますので、今後、この改善に向けては検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長(横田久俊) 川畑議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時40分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 14番、上野智真議員。

(14番 上野智真議員登壇) (拍手)

○14番(上野智真議員) 平成24年第2回定例会に当たり、自由民主党を代表して、市長、教育長、関係理事者に質問いたします。

初めに、財政についてお尋ねいたします。

一般会計における平成22年度決算は、実質収支で11億8,394万円の黒字額を計上し、その黒字額は平成23年度へ繰越し、補正予算などの財源に活用されています。先般示された、平成23年度決算見込みによりますと、単年度ではほぼ収支均衡が図られ、実質収支で約11億9,500万円と平成22年度並の黒字が見込まれています。

まず、平成23年度の一般会計決算で11億9,500万円の黒字見込みとなった要因をお聞かせください。

次に、実質収支で黒字となっているものの、繰越金や財源対策として他会計借入金を差し引きますと、マイナス4億9,600万円と実質的には赤字決算となり、市長は他会計に依存する財務体質の改善を命題として、24年度予算では他会計からの借入れをしない予算組みをしていることは、この問題に対する市長の強い決意を感じます。

しかし、本年度予算においては他会計からの借入れがないため、除雪費予算の計上を一部留保して対応するなど、不安定な予算組みとなっています。23年度の決算の見通しが示される中、今後も他会計からの借入れをしないで対応できる見通しをお聞かせください。

本年度から新市立病院をはじめ、新学校給食共同調理場、新夜間急病センターと大きな建設事業が着工の予定で市債が増えることが見込まれます。市債の多くを過疎対策事業債で対応していく方針とのことですが、今年度の過疎債申請の状況と同意見込みについてお聞かせください。

また、過疎債の申請が不同意となった場合には、他の起債メニューに振り替えることとなりますが、交付税措置の手厚い過疎債を活用できない場合、今後の市の財政状況に及ぼす影響について御見解をお聞かせください。

今後も厳しい財政運営が想定される中、本市の財務体質は、収入においては地方交付税交付金の増減に多大な影響を受け、支出においては、財政構造の硬直化を示す経常収支比率は90パーセントを超え、政策的な事業に使える財源が少ない非常に硬直した状況にあります。このような状況を踏まえ、今後の財務体質改善に向けての市長の決意をお聞かせください。

次に、市長の市政に対する基本姿勢についてお尋ねいたします。

6月12日の新聞報道によると、小樽市の人口は9日現在で12万9,995人と13万人を割り込みました。人口減少に歯止めがかからない状況に対する市長の御認識をお伺いいたします。

人口が減少するに伴い、市の税収も落ち込むことが予想され、今後の行政運営に多大な影響を及ぼしかねません。そこで雇用創出により人口流出に歯止めをかけるとともに、現在の行政組織もその時代に見合ったものにする必要があります。

市長は七つの公約の中で、効率的で安定した行財政運営の確立を掲げています。時代とともに変化する市民のニーズに対応し、効率的な行財政運営を行っていくには、組織・機構もそのニーズに対応できるように機構改革が必要と考えますが、市長の現在の組織・機構に対する御認識をお聞かせください。

人口減少や高齢化が進む本市においては、市民のニーズにこたえるように現在の組織・機構を検証し、廃止、統合などによって、より効率的でコンパクトにすることが望ましいと考えますが、公約を踏まえて市長の今後の組織改革に対する御決意をお聞かせください。

この項の最後に、行政評価システムについてお尋ねいたします。

市長の公約に、すべての事務事業や行政と民間の役割分担などについて見直し、検証するために行政評価システムを導入するとあります。市長就任直後から降りかかる難題に臆することなく、積極的に行政運営を行い1年が経過した今、昨年度の事務事業等を踏まえ今後の行政運営や、さきに述べた効率的な組織・機構に反映させるためにも、市長が唱える行政評価システムが必要と考えますが、このシステムの内容と今後の導入に向けての取組をお聞かせください。

次に、新市立病院建設についてお尋ねいたします。

現在の老朽化した病院での医療体制の限界から、新市立病院建設は小樽市民の生命の安心・安全の確保はもとより、後志全体の命を守る使命を担っています。このたび3月に行われた入札辞退による入札中止、その後5月に再び行われた入札も前回同様に入札中止に終わったことは、病院職員をはじめ、新市立病院建設に期待を寄せる多くの市民に大きな落胆と先行きに対する不安を抱かせたことは、まことに残念なことであります。

市はこの事態を重く受け止め、市民の期待と責任にこたえていかねばなりません。そこで、2回に及ぶ入札中止に至った原因として、病院局が示した予定価格と入札参加予定者の積算価格との乖離が挙げられていますが、この乖離を今後どのように解消していくのか、その見通しとあわせて、3回目の入札方法についてどうお考えかをお聞かせください。

3回目の入札は7月に公示とのことですが、今後、着工、開院に至るまで市民の理解を得られるよう、より誠意を持って丁寧な説明をしていかなければならないと考えますが、御認識をお聞かせください。

最後に、病院局の責任の下、進められた事業がこのような事態に至ったことに対して、行政の最高責任者として市長はどのように受け止めているのか御見解をお示しいただき、6月11日の市立病院調査特別委員会の質疑を踏まえた上での新市立病院建設に向けての決意を改めてお聞かせください。

次に、新夜間急病センターについてお尋ねいたします。

済生会小樽病院の築港地区への新築、移転に伴い、現在、病院に併設している夜間急病センターが閉鎖されます。そこで、平成25年度の済生会新病院開院と同時に、新夜間急病センターを開設するため関係諸団体と協議をし、小樽病院看護師宿舍跡地に建設予定で、総事業費約2億円、本年度として1億1,650万円が計上されていますが、開設までのスケジュールについてお聞かせください。

次に、新夜間急病センターの運用についてお尋ねいたします。

現在の夜間急病センターは済生会小樽病院に併設されているため、済生会小樽病院との協力関係によって運用がなされてきたと伺っていますが、新夜間急病センターは単独での運用となるため、今までのような協力が得られず、それをどのように補完するかが課題と言えます。担当医の確保や医師の運用体制の御認識についてお聞かせください。

また、このような問題に、開設までにどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

次に、予防医療への取組についてお尋ねいたします。

高齢化が進む本市において、国民健康保険の被保険者1人当たりの診療費用は増加傾向にあり、この傾向は今後も続くことが想定されます。この要因の一つとして、北海道は他の都府県より検診や予防接種などがあまり周知されていなく、病気が重度化してから受診する傾向があると指摘されておりますが、本市における各種検診の受診率と予防接種の接種率をお聞かせください。

市の医療費抑制もさることながら、市長がおっしゃる市民の安心・安全の観点からも、病気を未然に防ぎ、若いも若きも健康に暮らせるまちを目指すには、予防医療については行政が率先して取り組まなければならない課題と考えます。そこで、各種検診の啓発や予防接種の推進に関して、市長の御認識をお聞かせください。

特に、予防医療に関して、病気を未然に防ぐだけでなく、発病しても症状の緩和が見込める予防接種の推進は積極的に進めていかねばなりません。各種ワクチン接種に関して、本年、厚生労働省から新たな方向性が示されたことを踏まえ、お尋ねいたします。

全国的にも、また本市においても、高齢者の死亡原因の4位が肺炎であります。この肺炎に対するワクチンとして、肺炎球菌ワクチンがあります。高齢者の肺炎球菌ワクチンは、1回の接種でその効果が5年程度と効果が長期間持続しますが、このワクチンの接種費用が高額なことから、接種率が低いのが実情です。このワクチンに関して、厚生労働省では新たに接種費用助成の対象として検討していますが、市長の御認識をお聞かせください。

また、このワクチンは全国の自治体では既に320か所、道内では49か所で接種助成が行われています。全国的にも高齢化率の高い本市こそ、率先して行っていかなければならないと思いますが、市長の御見解をお聞かせください。

次に、近年、毎年のようにインフルエンザが流行し、特に子供たちへの感染、それに伴う小・中学校の学級閉鎖、学校閉鎖などが全国的にも話題となっています。本市においても、小・中学校のインフルエンザによる学校閉鎖は、平成21年度は23校、学年閉鎖は29校82学年、学級閉鎖は36校121学級、22年度の学年閉鎖は7校14学年、学級閉鎖は10校14学級、23年度の学年閉鎖は23校38学年、学級閉鎖は28校108学級と、毎年多くの学年・学級閉鎖が発生しております。

本市においても、小児用ワクチンの公的助成はさまざまされていますが、インフルエンザワクチンに対する助成は高齢者のみで子供にはされていません。子供のワクチン接種費用は1回2,000円から3,000円が多く、2回の接種が必要なことから、子供を扶養する家庭の負担は決して軽いものではありません。近年、毎年のようにインフルエンザが流行し、全国の市町村においても子供のインフルエンザワクチン

接種に対し、1回につき1,000円から2,000円の助成が行われてきておりますが、全国的にも学力が低迷する北海道の中で、さらに低い位置にある本市においては、学級閉鎖などで貴重な教育の時間が失われてはなりません。子供たちが健康で学業に励むための支えこそが公の福祉であり、行政の責務と考えますが、子供たちのインフルエンザワクチン接種費用助成について市長の御見解をお聞かせください。

介護保険制度の創設から12年がたち、多様なニーズにこたえるべく制度の見直しが重ねられる中、新たに介護保険制度の見直しが行われ、本年4月より施行されました。その見直しに伴い、本市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画も見直され、新たな指針が示されました。

そこでお尋ねいたします。このたびの介護保険制度の見直しは、施設型から在宅型あるいは複合型への転換という面が見えますが、本市ではそれを踏まえ、重点目的として、本定例会において24時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の支援のための予算が計上されていますが、老老介護や少子高齢化が進む本市において、在宅介護の拡大が可能なのか疑問が生じます。この事業の現状と今後の見通しをお聞かせください。

次に、地域生活支援体制の整備についてお尋ねいたします。

地域生活支援体制の整備に関しては、現状、その基盤体制ができていないので、今後、行政、ボランティア、NPO、町会、介護サービス事業所などの関係機関が一体となって取り組むことの可能性について見極め、実施可能であればその土台づくりを進めるとの計画ですが、現実に諸団体においても高齢化が進む本市において、どのようにこの体制に向けての見極めをしていくのか、その内容について具体的にお聞かせください。

今回、介護保険制度の改正において介護報酬の改定が行われ、表面上では1.2パーセントの増ということでしたが、介護職員の処遇改善交付金を廃止し、処遇改善加算として報酬に対応することとなった結果、交付金は報酬に置きかえると2パーセントに当たることから、実質改定率はマイナス0.8パーセントとなります。

本市においては、介護保険制度にかかわる194の事業所の半数以上が施設型サービスであり、このたびの改定によって減収となり、介護事業に従事する職員の所得にも影響を及ぼすと思われます。昨年行われた小樽市介護従事者処遇状況等調査の結果によると、介護従事者は正規、非正規を含め市内に3,207名で、その年齢構成は40代から50代が最も多く、60代でも約500名が従事しています。逆に、若年層の従事者は少なく、また全体的に女性の従事者が77パーセントと女性が非常に多くなっています。若年層の就業率の低さ、離職率の高さ、男女のバランスの偏りは、他の職業より低い所得が一因とされ、この所得の改善には介護報酬の改善が必要で、調査のアンケートにおいても、市内の194事業所のうち152事業所で何らかの介護報酬の改善を望んでいます。

本市において、介護事業は福祉事業であるとともに、雇用創出の産業でもあります。今回の介護報酬改定に関して懸念される問題点について実態を把握し、改善が必要な点があれば、関係機関と連携して国に申し入れるべきと考えますが、市長の御認識と今後の改善に向けての取組をお聞かせください。

次に、防災についてお尋ねいたします。

昨年の暮れから本年3月までの冬期間において、岩見沢市では記録的な大雪に見舞われ、市民生活に大きな影響を及ぼしました。その中で、積雪による空き家建物の倒壊が起り、近隣住民の避難などが行われたことは記憶に新しいと思います。

雪に限らず、倒壊や放火などの犯罪の温床となるなど、空き家問題は社会問題化しつつあります。総務省によると、全国の空き家は2008年で757万戸に上り、10年間で180万戸増え、本市においても高齢化による介護施設等への移住や人口流出等で空き家が増え、市内の民生委員の方々からは空き家への

対応が要望されています。

現在、市で把握している市内空き家の総数や管理状況等はどうになっているのか、お聞かせください。

また、本市における空き家対策をお聞かせください。

空き家対策として、2010年7月に全国で初めて埼玉県所沢市が条例を制定してから、31の自治体で条例が制定されており、道内では滝川市が本年より条例を施行しています。地域住民の安心・安全の点からも、本市においても今後条例を制定し、行政が主体的に取り組まなければならないと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

昨年の東日本大震災の教訓から、全国的に防災・減災の意識が高まっている中で、小樽市は北海道の津波予想に基づく津波ハザードマップを作成し対象地域に配布いたしました。このような災害に対しての避難場所の確保について、特に一時的に避難する緊急避難場所の確保は急務であると考えます。

6月2日の北海道新聞に函館市大森町の宇賀の浦中学校が、震災の危機感から、市に津波の際の避難場所の相談に行ったところ、市側は道の新たな浸水予測が決まらないと判断できないとの答えから、市の対応を待たず独自に民間ホテルと協議し、避難協力の協定を結んだことが載っておりました。このことは決して人ごとではなく、本市においても言えることであります。津波などは、特に、短時間での避難が必要なことから、道の予測を待つだけでなく、市でも独自にある程度の予測をし、避難場所を設定する必要があります。

その際、公的施設のみならず、民間施設との連携が不可欠であると考えますが、民間施設の一時避難場所設定について、どのようにお考えかお聞かせください。

次に、福祉避難所についてお尋ねします。

高齢化の進む本市では、災害時に特別な配慮を必要とする高齢者、障害者などの方々が安心して避難生活を送ることができるよう、通常の避難場所に加え、社会福祉施設などを活用した福祉避難所をあらかじめ指定しておくことは喫緊の課題と言えます。

現在、道内の福祉避難所の指定状況は、昨年4月末で28市町村、137施設に過ぎず、北海道は昨年度から地域づくり総合交付金に器材整備などのメニューを加え、社会福祉法人等との協議締結作業を進めているようですが、福祉避難所指定に向けての道の取組を踏まえた、市の認識と取組についてお聞かせください。

次に、観光と産業振興についてお尋ねいたします。

昨年は、東日本大震災が小樽市の観光に大きな影響を与え、4月の市長就任時は堺町通を中心とした主要観光地に全く人がいない状況の中、市長みずから率先して観光客回復のための施策を打ち出し、5月のゴールデンウィーク明けから徐々に回復の兆しを見せ始めました。平成23年度の統計によると、観光入込客数は603万人と、前年に比べ1割程度の減少で推移したのは、民間の努力はもとより、行政の支えがあったからではないかと思えます。ただ、入り込み数の内訳を見ると、外国人宿泊客が前年の6割と大きく落ち込んだことは、今後、さらなる海外の観光客誘致を目指す小樽としては、一つの教訓であり課題でもあります。

また、宿泊に関して、北海道経済部観光局の調査によると、道外からの観光客の宿泊日数が3泊以上の長期宿泊型観光が増加傾向の中、現在、道の長期滞在型観光促進事業に小樽市も参加していると聞きますが、このような状況とこれまでの取組を踏まえ、市長の観光に対する御認識と今後の観光振興の方向性をお聞かせください。

また、本年、外国人観光客へのサービス向上を目的に設置した、国際インフォメーションセンターの

運営状況をお聞かせください。

今定例会で予算計上されている「小樽の森」構想実現化に向けた検討委員会補助金は、天狗山観光推進に向けた提言を受けて、「小樽の森」構想の事業化を検討するためのものであると考えます。この構想は、その美しさを誇る夜景など、天狗山の魅力を最大限活用し得るものと考えますが、提言を受けてから、この間の経過と検討委員会の詳細及び今後のスケジュールについてお聞かせください。

観光に関して、昨年7月より市が賃貸をし、管理を北一硝子に委託している堺町の観光バス駐車場についてですが、本年も賃貸及び委託料として約1,500万円が予算計上されています。この駐車場は国有地であり、契約期限が平成24年度末となっていることから、その後の存続が懸念されます。この駐車場は堺町周辺の観光バスにとって好立地の駐車場であり、この駐車場が失われると堺町周辺への影響は大きいと考えます。地元業者とも連携して交渉を進めているとのことですが、賃貸期限が迫る中、この駐車場の今後の対応についてお聞かせください。

次に、港湾についてお尋ねいたします。

本年も、レジェンド・オブ・ザ・シーズの寄港を皮切りに、多くのクルーズ客船が寄港する予定となっています。このクルーズ拠点港として、昨年、小樽港が富山県の伏木富山港と京都府の京都舞鶴港との3港連名で日本海側拠点港に選定されたことは、港を抱える小樽市として大変喜ばしいことでした。

本年4月11日、環日本海クルーズ推進協議会の設立総会が行われましたが、これを踏まえ、これまでの協議会の取組状況と今後の展望についてお聞かせください。

また、施設整備に関して港湾計画の見直しが検討される中、第3号ふ頭の基盤整備等については平成20年度から先行し実施しているとのことですが、この第3号ふ頭は小樽駅の正面に船が接岸する、いわば小樽の港の顔とも言える埠頭であります。小樽の玄関としての埠頭を踏まえ、第3号ふ頭の整備状況及び今後の展望についてお聞かせください。

また、港湾計画改訂事業として、市民アンケート並びに第3号ふ頭及び周辺再開発計画作成が予定されていますが、この事業の進捗状況についてお聞かせください。

次に、企業誘致についてお尋ねいたします。

石狩市に隣接する銭函地区において、近年、東洋水産や一正蒲鉾の新工場の建設、稼働、また、石狩湾新港のLNG火力発電所の建設計画など、景気低迷が続く中、小樽市にとっては喜ばしい状況が続いております。この状況をさらに推進するために、本年、市長みずから企業が集中する首都圏での企業立地トップセミナーを行うことは、市長の強い意気込みの表れと理解いたします。このトップセミナーは小樽市にとっては初めての企画であり、ぜひとも成功させ、二つの港を有する物流の利便性や札幌という道内一の消費地に隣接する強みを企業にアピールすべきと考えますが、このセミナーの内容と進捗状況についてお聞かせください。

最後に、教育についてお尋ねいたします。

上林教育長が就任されて1年が経過し、教育長みずから学力低迷の現状への危機感を強く持ち、積極的に学力向上に向けて取組をなされていることは、小樽市の子供たちにとって喜ばしいことであり、保護者の方にとっては心強いことと思います。

初めに、1年を経過しての教育長の小樽の教育に対する御認識をお聞かせください。

本年度は、小樽市教育行政執行方針における重点施策である学力の向上について、執行方針に基づいた取組が行われていると思います。特に国語力の向上を目指し、音読カードを配付し、各学校で音読を徹底していると聞きますが、これまでの取組や成果についてお聞かせください。

また、教員に対しては、指導力向上教員研修会が計画されていますが、これまでの研修状況をお聞か

してください。さらに、執行方針に基づく今後の取組についてお聞かせください。

平成23年度北海道における学力等調査結果が公表されました。グラフを用いて各教科における小樽市の位置が明示され、前回に比べ、より現実味を共有できる公表であると理解いたします。この結果によると、中学校、特に中学国語の結果は低く、そのほかについても全道平均程度という結果に対して、教育長の御見解をお聞かせください。

また、この公表結果は市内各学校の平均であることから、学校間での学力格差はあると考えますが、この学校間格差に対し、教育委員会としてどのような指導、取組がなされているのかお聞かせください。

今回の学力等調査結果のアンケートによると、小樽市の子供たちの携帯電話の所有率は小学校で40パーセント、中学校で77パーセントと、全道平均より小学校で10パーセント、中学校では20パーセントも高くなっています。また、通話やメールなどの携帯電話の利用については、ほぼ毎日と時々の利用を合わせると小学校では33パーセント、中学校では70パーセントで、全道平均より、小学校で11パーセント、中学校では17パーセントと、所有、利用ともに高い状況にあります。携帯電話は子供の安否確認などに有効な面がある一方、利用の仕方によっては、事件などトラブルに巻き込まれるケースは年々増加し、大きな問題となっています。

アンケートの結果を踏まえ、子供の携帯電話の所有及び利用に対し、教育長の御見解をお聞かせください。

この問題は北海道議会でも取り上げられ、北海道教育委員会ではリーフレットなどによる啓発、教員や保護者への説明会、また子供の有害サイトへの接続を防ぐ取組等を行っています。小樽市教育委員会ではこの問題に対し、携10運動を進めて、携帯電話の適正利用について取り組んでいますが、その取組と成果についてお聞かせください。

最後に、今後、携帯電話のさらなる適正利用に向けて、どのような取組をお考えか、お聞かせください。

次に、学校内における弗化物洗口についてお尋ねいたします。

道は、平成21年に施行された「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」と北海道歯科保健医療推進計画に基づき、学校等における弗化物洗口の導入の促進を行っており、本年が対象期間の最終年度となっています。北海道は全国的にも虫歯の本数が多く、全国ワースト2位と不名誉な結果となっており、後志においても同様の状況にある中、弗化物洗口は、小樽ではいまだ実施に至らない状況となっていますが、このような状況に対しての御認識をお聞かせください。

小樽市保健所では、乳幼児から9歳児までの子供に対し、弗化物塗布を実施、推進しています。弗化物の有効性や適正な使用など、保護者に対しさらなる周知をしていくためにも、市保健所やその他関係機関とより連携をしていく必要があると考えますが、教育委員会としての今後の取組についてお聞かせください。

次に、新学校給食共同調理場についてお尋ねいたします。

今定例会において、新学校給食共同調理場建設費が予算計上されております。現在の2か所の共同調理場は老朽化が進み、設備、衛生管理などが現在の基準に適合しにくくなっていく中、新共同調理場建設は子供たちに安全な給食を提供するために必要であります。このたび実施設計がなされ、建物の概要についての発表がありました。今月、調理場職員のノロウイルス感染の報道があり、幸い適切な処理により集団感染には至らなかったものの、衛生管理については、今後もさらに注意が必要と考えます。

そこで、新共同調理場における衛生管理について、ハード、ソフトの両面から、その取組をお聞かせください。

新共同調理場は真栄の雪の花酒造跡地に建設されますが、近隣には北の誉酒造や勝納川があり、水質管理には細心の注意が必要と考えます。調理場から排出される汚水やごみ等の管理はどのようになされるのか、お聞かせください。

また、建設、運用に当たり、近隣住民への情報開示や配慮はどのようになされているのかお聞かせください。

最後に、新共同調理場が運用されることで、学校給食の質の向上も図られると認識しています。現在、小樽商工会議所では、知産志食キャンペーンを行い、小樽・後志の食材の発信を積極的に行っていますが、今後、学校給食において、このような地元の食材の使用や質の向上を含めた取組をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 上野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政と市政運営についてお尋ねがありました。

まず、平成23年度の一般会計決算見込みについてであります。歳入では約582億2,600万円、歳出では約570億3,100万円となり、実質収支では約11億9,500万円の黒字と見込んでおります。黒字となる主な要因といたしましては、最終予算額との比較で申し上げますと、歳入では地方交付税が3億6,900万円予算額を上回る一方で、他会計からの借入金の縮減などにより、繰入金が4億5,500万円程度予算額を下回る見込みであります。また、歳出では職員給与費など、人件費が2億3,300万円程度、他会計への繰出金が5億5,800万円程度、扶助費の生活保護費が一般財源ベースで1億6,200万円程度、予算額よりも減少する見込みとなったことなどによるものであります。

次に、他会計からの借入れをしないで対応していける見通しについてであります。平成24年度の財政運営は、平成23年度決算で約11億9,500万円の黒字が見込まれることから、その一定額は財政調整基金へ積み立てる必要があるものです。また、当初予算で計上を留保いたしました除雪費1億5,000万円をはじめ、今後の財政需要を見込むことは難しいところではありますが、それらについても繰越金を充当することにより、他会計からの借入金に依存することなく対応できるものと考えております。

しかしながら、今後とも他会計からの借入金に依存せずに財政を運営していくためには、みずからの歳入に見合った歳出構造の下、年度間の不測の財政需要にも柔軟に対応し得る財務体質をつくり上げることが重要であると考えておりますので、引き続き最大限努力してまいる所存でございます。

次に、今年度の過疎対策事業債の申請状況についてであります。1次分の申請として、新市立病院をはじめ新共同調理場や新夜間急病センターの建設事業費などの財源として、23件、約36億4,000万円の申請を行っております。

また、同意の見込みについてであります。過疎債は、国の地方債計画における計上額の範囲内で同意されるものであり、現時点で今年度の全国の要望状況が明らかになっていないことや、同意予定額の通知も例年9月であることから、同意の見通しをお示しすることは難しいものであります。

次に、過疎債を活用できない場合の市財政に及ぼす影響についてであります。本市では、今年度から過疎債を活用した大型の建設事業が予定されておりますが、元利償還金の70パーセントを交付税措置される過疎債の同意を得られなかった場合、今後の財政運営に及ぼす影響は極めて大きく、まずは必要

額の確保が重要と考えております。このことから、今年度、北海道市長会に働きかけ、国に対する要望の中に過疎債の必要額の確保を新たに追加してもらおうとともに、私も今月6月であります、東京で要請を行ってきたところであります。

次に、市財政の体質改善についてであります。本市の財政構造は、歳入では市税などの自主財源に乏しく、また歳出では扶助費をはじめとした義務的経費の占める割合が高く、柔軟性に欠けるといった特徴があります。こうした状況を改善するためには、安定した税収の確保に向け、今後とも産業振興や企業誘致などに積極的に取り組むとともに、平成25年度の見直しに向けた使用料・手数料の改定作業や、できるだけ早期に事務事業の見直しに着手することなどにより、真の財政再建に向けて歳入の確保や経費の節減など、歳入歳出の両面で収支改善の取組を引き続き強力に実施してまいりたいと考えております。

次に、人口減少に歯止めがかからない状況に対する認識についてですが、昭和39年の約20万7,000人をピークに、転出による社会減とあわせ、近年では死亡者数の増加と出生者数の減少による自然減も拡大している状況にあります。

人口の減少は、経済の縮小など地域社会の活力にも大きな影響があるものと考えており、大変重く受け止めているところであります。人口減に対する特効薬はありませんが、今年度予算で重点施策に位置づけた経済雇用対策により、雇用の場の確保を図る事業を積極的に推進するほか、子供を生み育てやすい環境づくりなど、人口減を最小限にとどめるための施策を着実に進めていきたいと考えております。

次に、本市の組織・機構についてであります。厳しい財政状況の中、財政再建を念頭に、スリムで効率的な行政運営や市民サービスの一層の向上を目指し、これまで平成16年度と20年度に大規模な機構改革を行い、部の統廃合などを進めてきた一方で、社会経済情勢の変化に伴うさまざまな課題に対応できる体制を維持してきたと認識しております。今後におきましても、組織・機構については財政状況や人口規模に見合った効率的なものとしながら、常に安定した市民サービスを提供していくことが必要ですので、継続して見直しに取り組んでいきたいと考えております。

次に、行政評価システムの内容と今後の導入に向けての取組についてですが、本市におきましては、過去3回にわたり、試行的に行政評価に取り組んできたところでありますが、客観的な評価指標の設定や膨大な作業量など、解決すべき課題が多く、現在のところ本格的な実施には至っておりません。私が市長に就任し1年がたちましたが、本市の財政状況が依然として厳しい中、緊急性や必要性を踏まえて事業の選択と集中を進める必要があると考えておりますので、この評価システムを効率的で安定した行政運営を推進していくためのツールとして活用してまいりたいと考えております。

導入に向けては、現在これまでの試行を踏まえて、その内容や方法を検討しているところでありますが、本年度は評価システムの確立に向けた試行の位置づけとして実施し、その結果を今後の予算編成にも反映させていきたいと考えているところであります。また、本年度の試行を踏まえ、その問題点の洗い出しなどを行いながら、より効果的なシステムを構築できるよう、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、新市立病院についてお尋ねがありました。私が答弁した以外については、病院局長からお答え申し上げます。

新市立病院建設工事について、2回の入札辞退が生じた事態をどのように受け止めているかについてですが、この工事は本年3月に続き、5月に予定した2回目の入札についても入札参加予定者の辞退に伴い、再度中止となり大変遺憾に思っております。また、これに伴い開院の時期が遅れ、一日も早い開院を心待ちにしていた多くの市民の皆さんや関係者の方々に御迷惑をおかけすることになり、大変申し

わけなく思っております。

今回の事態を受け、私は病院局に対し、2回にわたって入札が中止になったことを大変重く受け止め、早急に原因を検証し、対応策を検討した上で、できるだけ早く工事の発注ができるよう必要な作業を進めるよう指示いたしました。

次に、新市立病院建設に向けての決意についてであります。新市立病院の建設は市民の命と健康を守るだけでなく、小樽のまちづくりにおいても絶対に必要な事業であり、私の公約の中でも重点項目としております。3度目の発注に際しては、今まで以上に病院局と市長部局が連携し、万全の体制で鋭意発注作業を進め、平成26年の11月ごろには開院できるよう、最善の努力をしてまいりたいと決意を新たにしているところであります。

次に、新夜間急病センターについて何点か御質問がございました。

まず、開設までの今後のスケジュールについてであります。今議会に計上しております建設事業費の議決をいただいた後、8月下旬には工事に係る入札、契約を締結し、本年10月から着工の予定であります。工期は約7か月間を予定しておりますので、来年4月下旬には新夜間急病センターが完成する予定であります。完成後、新規に購入する医療機器の搬入、開設許可等関係手続を行い、平成25年7月の供用開始に向けて準備を進めているところであります。

次に、新夜間急病センターが単独での設置になることへの課題についてであります。医師の確保については、指定管理者である小樽市医師会をお願いしておりますが、近年の医師不足、派遣医師の高齢化による退職など、その後任の確保については大変厳しい状況にあるとお聞きしております。夜間急病センターが単独設置になることによる課題解決に当たっては、派遣医師に不都合があった場合の補充方法、2次救急医療体制の充実に向けた協議を、既に本年1月から市と医師会の間で行っておりますので、その中で十分な議論を行い、その解決に努めてまいりたいと考えております。

次に、予防医療の取組について何点かのお尋ねがありました。

まず、各種健診の受診率についてであります。主なものとして、国民健康保険加入者を対象として行う特定健康診査の受診率は、平成22年度12.2パーセントとなっております。国の補助事業で実施している女性特有のがん検診については、平成23年度の乳がん検診は25.9パーセント、子宮頸がん検診は32.2パーセントとなっております。

また、予防接種の接種率についてですが、国の補助事業で実施しているワクチン接種緊急促進事業については、平成23年度の子宮頸がん予防ワクチンは60.5パーセント、小児用肺炎球菌ワクチンは28.8パーセント、ヒブワクチンは27.9パーセントとなっております。

次に、検診等の啓発、予防接種の推進についてであります。市民が安心・安全に暮らせるよう、検診の啓発や予防接種の推進を図ることは重要なものと認識しており、各種検診の必要性を広報おたるや市民向けの健康セミナー等を通じた啓発に取り組んでおり、本年も8月に脳卒中予防をテーマとした市民健康セミナーを開催する予定であります。

また、予防接種につきましても、ポリオワクチンや麻疹ワクチン等といった予防接種法に基づく接種のほか、平成22年度からは法定接種外の子宮頸がん予防ワクチン等の無料接種を開始するなど、予防接種の推進に取り組んでおります。

次に、高齢者の肺炎球菌ワクチンについてであります。現在、国は疾病予防の推進を目的として各種ワクチンの医学的・科学的な評価に取り組んでおり、本年5月に開催されました厚生労働省予防接種部会において、高齢者の肺炎球菌ワクチン、水痘ワクチン、おたふく風邪ワクチンなどについて広く接種することが望ましいものと提言されました。しかし、同部会では高齢者の肺炎球菌ワクチンの免疫の

効果の持続等の検討や接種対象年齢、再接種の効果等について、再評価することが必要と同ワクチンを評価しており、定期接種化にはさらなる詳細な検討が必要と提言されております。

本市といたしましては、国のさらなる評価結果を見ながら、各種ワクチンの公費助成について研究してまいりたいと考えております。

次に、子供のインフルエンザワクチン接種に係る公費助成についてであります。インフルエンザの蔓延を防ぐためには、ワクチンの予防接種、せきエチケットの徹底、手洗い、うがいなどが有効であるとされております。

現在、本市においては、重症化する可能性の高い高齢者に対して、国の指針に沿って接種費用の公費助成を行っているところでありますが、子供の予防接種費用の公費助成につきましては、国の動向を見ながら研究してまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度及び介護報酬について何点か御質問がありました。

まず、24時間訪問サービス事業の現状と今後の見通しについてであります。本サービスは医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供する地域包括ケアシステムの中心となるサービスであり、本市の高齢者の現状や高齢化のピークを見据えた施策として推進する必要があります。現在、サービスを利用している方は9名であります。このサービスは24時間定期に訪問することに加え、緊急時の随時対応など利用者のニーズに柔軟な対応ができることから、潜在ニーズはあるものと考えております。

市としましては、重度者の在宅生活を支えるために創設されたサービスでありますので、引き続きサービスの周知に努めるとともに、事業者と連携を図りながら、利用者の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域生活支援体制の整備についてであります。第5期介護保険事業計画では、期間内に事業の方向性を見極め、さらに実施となれば事業の土台づくりの期間とすることとしております。今後、事業実施の方向性は、生活支援サービスの効果などを先進市の事例から検証するとともに、市民ニーズを把握することで事業の方向性を見極めてまいりたいと考えております。

また、実施となれば、関係機関の基盤体制の整備やこの事業を総合的にコーディネートする実施機関の構築などの土台づくりを進めることとなります。基盤体制が整わない場合の人材確保、65歳以上の被保険者で登録する介護支援ボランティア制度の活用で補うなど、さまざまな課題について取り組んでまいりたいと考えております。

次に、介護報酬改定に関する問題点についてですが、厚生労働省においては、次期介護報酬改定に向けた取組として、介護報酬改定検証・研究委員会を既に立ち上げており、また本年10月には全国の介護事業所を対象に介護事業者の経営実態や介護従事者の処遇状況について、詳細に調査をすることと承知しております。これらにより、今回の介護報酬改定による効果や問題点が明らかになり、必要に応じて見直しを図られることとなっておりますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。なお、従来から全国市長会などを通じ、介護保険制度に関するさまざまな要望を行ってきており、今後も必要に応じて要望してまいりたいと考えております。

次に、防災についてお尋ねがありました。

初めに、空き家対策について何点か御質問がございました。市内の空き家の総数といたしましては、消防本部が年2回実施している空き家調査では、昨年の11月末現在で312軒の空き家を確認しております。また、その管理状況につきましては、管理良好家屋が226軒、不良家屋が50軒、倒壊危険家屋が36軒となっております。

次に、本市における空き家対策についてであります。これまでも建設部や消防本部がパトロールなどを行い、危険な空き家が確認された場合はその所有者の把握に努め、所有者が判明した空き家については危険防止の対策について助言などを行っております。その結果、所有者の理解が得られたものについては、修繕など安全対策が講じられたものから解体まで行われた例があります。

次に、空き家対策としての条例制定についてですが、本市は、現在、後志管内の19町村や小樽開発建設部、後志総合振興局のほか、建築士会后志支部などの関係団体で構成する廃屋・空き家対策検討会に参画し、その中で今年度中をめどに、モデル条例の研究も含めた空き家対策について検討が行われております。

本市においても、この検討会と並行しながら空き家対策や条例制定の必要性などについて検討を進めており、今後、検討会でのモデル条例案の研究結果や他都市の状況も参考しながら、条例の制定について判断してまいりたいと考えております。

次に、民間施設の一時避難場所への活用についてですが、市では、現在、小・中学校をはじめとした公共施設など24か所を津波避難所として指定しているところですが、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地理的条件により、近くの避難所や安全な高台などへの避難が困難とされる地域では、津波避難ビルなど一時避難場所の確保も必要と考えております。

このため、市では、今年度、地域での津波避難計画の策定や避難訓練の実施に向け、町会等との協議を進めているところであります。その中で、避難経路や避難方法等についての検討を行い、地域の実情に応じて民間の利用可能な施設についても、一時避難場所としての協力を要請してまいりたいと考えております。

次に、福祉避難所指定に向けての北海道の取組を踏まえた市の認識についてであります。北海道では、北海道災害派遣ケアチーム設置・運営要綱を定め、社会福祉団体等と協定を締結し、被災していない地域の社会福祉施設などから被災地の福祉避難所等へ必要な人材を派遣する仕組みを構築してまいりましたが、本年3月、各市町村あてにこの仕組みの詳細が示され、福祉避難所の指定に積極的に取り組むよう通知がありました。また、北海道の地域づくり総合交付金のメニューに昨年度から福祉避難所の機能確保促進にかかわる事業が追加されるなど、これらのことは市町村にとって福祉避難所の指定に向け、後押しとなるものであると考えております。

次に、今後の取組についてであります。これまで一番の課題となっていた災害時のスタッフ確保のめどが一定程度立つこととなりますので、福祉避難所等の必要数等を見極めながら、市内の社会福祉法人と福祉避難所指定に向けた協議を進めるとともに、公共施設を指定することについても検討してまいりたいと考えております。

さらには、福祉避難所の対象である高齢者や障害者など、避難生活において特別な配慮を要する方に必要な物資の備蓄等について、北海道の地域づくり総合交付金の活用も視野に入れながら、順次進めてまいりたいと考えております。

次に、観光と産業振興について何点か御質問がありました。

最初に、観光に対する認識についてであります。本市にとって観光は、今や基幹産業の一つとしてさまざまな地場産業と一体となった取組により、地域経済に大きな効果をもたらすものであり、昨年は、震災後に、本市が観光協会や民間事業者と連携して実施した緊急経済対策が観光入込客数の下支えにつながったものと考えております。また、今年度、北海道観光振興機構が実施する長期滞在型観光促進事業に本市も参画しておりますが、小樽エリアの募集枠は数日でいっぱいとなったことから、道外観光客から宿泊地としての魅力が一定程度評価されているものと考えております。

本市の観光振興の方向性につきましては、今後とも観光基本計画で示している「時間消費型観光の推進」「ホスピタリティ意識の向上」「海と港の活用」「観光プロモーションの推進」の四つの基本方針の下に、国内外へ向け、観光情報を積極的に発信することにより、中国をはじめとする東アジア圏からの外国人観光客の誘致に努め、宿泊滞在型観光への移行を進めるとともに、道央圏からのリピーター客の拡大を図り、観光の経済波及効果を高めていくことが必要であると考えております。

次に、国際インフォメーションセンターの運営状況についてであります。国際インフォメーションセンターは、昨年度まで3か所の観光案内所にローテーションで配置していた英語、中国語、韓国語の通訳を運河プラザ内の観光案内所に集約して開設したものであり、業務としては、訪れた外国人案内だけではなく、観光協会会員からの問い合わせや簡易な翻訳などにも対応しております。今年の4月と5月の利用件数は1万4,561人を数え、昨年の運河プラザ内観光案内所との比較では41パーセント増となっております。

次に、「小樽の森」構想実現に向けた検討委員会についてであります。市では、天狗山観光推進検討委員会からの提言を受け、北海道中央バスと協議を進めてまいりましたが、天狗山が小樽観光の重要拠点の一つであることから、関係者と連携して構想実現化に向けた検討を行う必要があると判断し、本年4月、市のほか、北海道中央バス、中央バス観光商事、観光協会、商工会議所で構成する新たな検討委員会を設置しました。検討委員会では、提言策定業務を委託したコンサルタント会社に構想を踏まえ、実現性の高い事業の精査、事業採算性の検証、事業の実施手法の検討などについて分析を委託し、その結果を基に具体的な事業形態や事業主体なども含めた検討を進め、ある程度の方向性が決まるまで協議を続けてまいりたいと考えております。

次に、堺町の観光バス駐車場についてであります。市といたしましては、この駐車場が、小樽観光にとって大変重要な役割を果たすインフラの一つであると認識しております。しかし、現在の市の厳しい財政状況では、平成24年度末での土地購入は困難であるため、賃借の継続について、土地を所管する北海道財務局小樽出張所に対し要望しているところであります。小樽出張所にも、観光バス駐車場の廃止が小樽観光に与える影響の大きさを認識していただいておりますので、今後も引き続き、粘り強く交渉してまいりたいと考えております。

次に、港湾について何点か御質問がございましたが、まず環日本海クルーズ推進協議会についてであります。4月の協議会設立後、現在、3港の共同パンフレットを作成中であり、今後は3港が連携して、国内外船社及び旅行代理店への客船誘致活動やアジアクルーズ見本市に出展するなど、環日本海クルーズの魅力を最大限にアピールすることとしております。近年、外国船社のアジアへの配船強化が進んでおりますので、本協議会の一体となった活動を通じて、これらのクルーズ客船の寄港増加に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、第3号ふ頭の整備状況と今後の展望についてであります。第3号ふ頭の整備については、平成20年度から、埠頭への動線を確保するための道路整備や埠頭内の岸壁エプロンへの舗装改良、上屋の美化、多目的広場の整備、案内看板の設置等の環境整備を進めてきたところであります。

また、今後の展望といたしましては、日本海側拠点港の応募計画にあります大型クルーズ客船対応のための係留施設や埠頭基部の緑地整備を進める必要があると考えております。これらについては、本年度作成する第3号ふ頭及び周辺再開発計画の内容を港湾計画に新たに位置づけた後、事業に着手する環境が整い次第、実施してまいりたいと考えております。

次に、港湾計画改訂事業の進捗状況についてであります。市民アンケート並びに第3号ふ頭及び周辺再開発計画の作成については、いずれも国の補助金を活用の上、委託業務として実施するもので、今

月下旬に発注を予定しており、市民アンケートについては7月から8月にかけて実施し、再開発計画については来年3月までに取りまとめてまいりたいと考えております。

なお、再開発計画の作成に当たりましては、市民や関係者の意見を伺うためにワークショップを設置する予定であり、第1回を7月上旬に開催することで準備を進めているところであります。

次に、企業立地トップセミナーの内容と進捗状況についてであります。このセミナーは、私みずからが、東京において小樽のブランド力と企業立地の優位性についてプレゼンテーションを行います。本市にとって初めての試みとなることから、小樽の魅力を力強くアピールしてまいりたいと考えております。また、本市で新工場を立地し、既に操業を開始した本州企業のプレゼンテーションや、金融・経済分野における専門家、本市にゆかりのある方の基調講演も考えており、現在、講師や協力いただける企業について、具体的に詰めている状況であります。

なお、昨年実施しました設備投資動向調査において、企業立地の意向を有する企業などを中心に、セミナー参加への働きかけを随時行っており、開催時期につきましては、本年11月ごろになるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) 上野議員の新市立病院についての御質問についてお答えいたします。

初めに、予定価格と積算価格の乖離について、今後どのように解消していくかについてであります。現在、価格の乖離については、その原因等を調査・分析するとともに、建設市況の分析を行い、これらを踏まえて設計の見直し作業を行っております。価格の乖離を単純に上乘せすることは、予算などの関係で難しいと考えております。そのため、見直し作業の中で、病院としての規模・機能は変更せずに、建物の質を確保する中で、構造以外の材料やデザイン等の仕様の見直しや建設主体工事から医療機器と関連する手術室工事等を別途工事として分離発注することで、設計価格を減額いたします。それと並行して、各資材の見積りを再徴収し、現況の市況価格を反映した積算や工事変更に伴う増額分についても精査し、これらの増減額により、予定価格と積算価格の乖離を解消していきたいと考えております。

次に、今後の入札方法につきましては、本議会でのこれまでの議論や陳情の趣旨等を尊重しなければならないと考えているところでありますが、発注に関しましても、発注方法を改めて検討するため、発注検討部会を設置し、工事の発注に向けての体制の強化を図り、早期かつ着実な発注ができるよう万全を期してまいりたいと思います。

次に、新市立病院の着工から開院に至るまでの市民への説明についてであります。市民の皆様への説明につきましても、これまでも広報おたるやホームページを通じ、設計内容などについて情報発信してきたところであります。今後も発注内容や各工事の進捗状況について、広報おたるやホームページ及び病院広報誌の「絆」も活用しながら、よりわかりやすい内容で市民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。また、工事の着手後は、新市立病院の現場見学会なども検討していくなど、市民の皆様が楽しみに開院を待ってもらえるよう、工夫してまいりたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 上野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、就任1年を経過しての小樽の教育に対しての私の認識であります。昨年6月、教育長に就任し、この1年間、学力の向上を目指し取り組んでまいりましたが、学校訪問や授業参観の様子、学力等調査の結果などから、小樽においては子供たちに学力の向上の基礎となる国語力、とりわけ基本的な

言語力を身につけることが必要であると感じております。

また、学力の向上を進めるためには、学校関係者だけではなく、小樽商科大学や図書館、博物館、美術館などの社会教育施設あるいは大学教授や専門家、学識経験者などのマンパワーを大いに活用して、学校教育の活性化を図っていくことが重要であるというふうに考えております。

次に、音読の取組についてでございますが、教育委員会では全児童・生徒に音読カードを作成、配付するとともに、保護者には「家庭学習は音読から」を合い言葉に国語の教科書を毎日音読する取組についての啓発文書を配付し、周知を図っております。

また、この運動が親しみのある全市的な取組となるように、おたる潮まつり実行委員会、小樽商工会議所、小樽青年会議所の協賛をいただき、音読の取組と潮まつりをイメージしたキャラクター「潮おんどくん」のデザインを募集したところ、児童・生徒から560点の作品の応募がありました。教育委員会では協賛団体の方々による審査会を開催し、潮おんどくん大賞を1名、潮おんどくん準大賞を2名、潮おんどくん賞を2名を選び、6月15日に表彰式を行ったところであります。

今後、このキャラクターは各種文書のロゴマークとして使用し、潮まつりの梯団のはっぴのマークに使うなど、音読の取組のPRの活動に努め、さまざまな場面で活用してまいりたいと考えております。このようなことから、音読は、今まで以上に家庭や学校において確実な広がりを見せておりますが、今後より一層多くの子供たちの家庭学習や読書活動が充実するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、指導力向上教員研修会についてでございますが、教育委員会では、今年度、教員向けのさまざまな研修会を34講座実施する予定ですが、特に教員の授業力の向上をねらいとした講座を9回開催することにしております。全国的に著名な方を招いての国語の講座や習熟度別少人数学習における算数・数学の効果的な指導方法など、直接授業改善につながる講座となるよう企画しております。

先日、小学校理科をテーマに1回目の授業力向上研修講座を開催しましたが、参加した教員は、模擬授業や演習を通して、子供たちに実感を伴った理解をさせる授業づくりの具体について学ぶことができました。この9回の講座については、毎回40人以上の参加を目標に、積極的に参加を促してまいりたいと考えております。

次に、教育行政執行方針に基づく今後の学力向上の取組についてでございますが、さきにも述べましたとおり、本市の子供たちの学力を向上させるためには、国語力の向上を目指して、小樽ならではの音読の取組を行うことや、学校図書館の充実によって読書習慣を身につけさせること、勉強の遅れを取り戻すために恵まれた教育資源の一つである小樽商科大学の学生による「樽っ子学校サポート事業」などを活用して、子供たちが授業以外の場でも学ぶ楽しさを実感し、家庭学習の習慣を身につけさせる取組を進めてまいります。

また、教員の授業力を高めるために、7月中旬に秋田市の実践校に3名の教員を派遣し、視察した内容を取り入れた国語、算数の公開授業を3回開催し、すべての学校の教員が参加できるよう働きかけ、本市の授業改善につなげてまいります。

今後とも、このような取組を着実に実施しながら、小樽の子供たちの学力向上と教員の資質能力の向上に努めてまいります。

次に、平成23年度の学力等調査の結果についてでございますが、教育委員会では道教委の公表を踏まえ、本市の学力等調査結果についての分析を行い、状況について公表を行いました。議員が御指摘のとおり、全道の平均正答率と比較した場合の小樽市の結果は、小学校はほぼ同様であり、中学校ではやや低い位置にあります。国語では文章の内容を正確にとらえることや正しく漢字を書くことに課題が見ら

れます。また、算数・数学では図を基にして時間を求めることや百分率の意味を理解してそれを用いること、グラフから情報を読み取ることなどについて課題が見られます。

教育委員会では学力向上検討委員会を設置し、改善に向けた方策について検討してまいりましたが、今後も学校訪問や研修会を通して、授業改善を中心に各学校の取組を積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、学力等調査結果の学校間の格差についての指導と取組についてでございますが、教育委員会では学力等調査結果について学校ごとに分析をし、把握するとともに、学校訪問や授業参観を通して、各学校が抱える課題の把握を行っており、今年度は既に5月に、道教委の指導主事と全小・中学校を訪問し、すべての学級の授業を参観しているところでございます。

今後は教員の指導力、子供の学習意欲、外部人材の活用、家庭学習の定着など、それぞれの学校が抱える課題に応じた個別の具体的な指導・助言が必要であると考えておりますことから、課題解決に向けた効果的な指導・助言に努めてまいりたいと考えております。

次に、小・中学生が携帯電話を所有している割合についてでございますが、学力等調査の児童・生徒質問紙の結果によれば、本市の携帯電話の所持率は全道、全国と比較してかなり高い状況でございます。あわせて、携帯電話を使用する時間も長くなっていることから、家庭で勉強や読書をする時間が少ないこと、睡眠時間が不足して学校での授業に集中できないことなどへの懸念もあり、大変憂慮すべき状況にあるというふうに認識しております。

次に、携10運動の取組についてであります。携10運動とは、小樽の子供たちの携帯電話の使用状況を改善するために、教育委員会が小樽市PTA連合会及び小樽市校長会と連携をして、子供たちに携帯電話やインターネットを夜10時以降は使わせないことを各家庭に求める運動のことであります。教育委員会では、保護者向け啓発文書「携10運動に参加しましょう」を作成、配付し、有害情報から子供たちを守るフィルタリングの必要性やネット上で他人と知り合うことの危険性などをお知らせするとともに、夜の10時以降の利用制限を呼びかけているところでございます。

次に、子供たちの携帯電話の適切な利用を図るための今後の取組についてでございますが、教育委員会では保護者の意識を高め、子供たちがネットいじめや出会い系サイトなど、犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう、この7月に「夏休み直前保護者のためのネットパトロール体験会」を夜の時間帯に3回開催いたします。また、学校に対しては、各教科や道徳の時間、特別活動などにおいて、情報モラル教育を一層充実するよう指導するとともに、携10運動につきましても全市的な取組となりますよう、今後もさまざまな機会をとらえ、周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

次に、弗化物洗口が実施されていない状況についてであります。本年2月に道教委、道保健福祉部の担当職員が市教委へ来庁し、保健所、歯科医師会、学校薬剤師会、保育所担当職員、市教委が出席をし、弗化物洗口の安全性について説明を受けたところでありますが、本市においては、保護者や学校関係者には弗化物洗口についての安全性や効果について、いまだに不安を持っていることや、実施に当たって弗化物薬剤の保管や使用について課題があることなどから、いまだ実施に至っていない状況にあると認識しております。

次に、教育委員会としての今後の取組についてであります。弗化物洗口の導入に当たっては、保護者や学校関係者の理解と合意が必要と考えておりますので、先ほども申し述べました課題解消に向け、保健所やその他関係機関と連携をしながら、早期実施に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、新学校給食共同調理場について何点か御質問がありました。

初めに、衛生管理についてのハード面での取組についてであります。文部科学省の学校給食衛生管

理基準に適合するため、床を乾いた状態で保ち、雑菌の繁殖を防ぐドライシステムを導入するとともに、汚染防止の観点から、場内を汚染区域と非汚染区域、従業員区域と管理区域ごとに壁で仕切り、それぞれ準備室を経由し、特に非汚染区域へはエアシャワーを通過しなければ入室できないようにすること、調理員が見学の方などの外部の人間と接触することのないように、場内の通路やトイレをそれぞれ別に設けるなど、衛生状態を保つための最大限の配慮をした施設となっております。

次に、ソフト面での取組についてであります。新共同調理場の稼働に合わせ、衛生管理については作業前の手洗い、服装、健康状態チェックなど、調理員の衛生状態の保持や健康状態を管理する衛生管理マニュアルを、また、作業管理については作業工程の方法や順番、調理機器の使用方法、洗浄、消毒作業などを管理する作業管理マニュアルをそれぞれ整備し、衛生管理や作業工程の管理に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、新共同調理場から排出される汚水やごみについてでございますが、臭気対策を講じた排水処理施設を調理場に隣接して設置をし、ここに汚水や調理で発生した残菜などを集約し、残菜類については破砕して汚水とともに分解処理するものであります。また、処理水については下水道に放流し、最終的に発生する汚泥につきましては処理施設地下に貯留し、定期的に処理業者により搬出処理することとされております。なお、食材の搬入などに伴って発生する段ボールなどは、場内の廃棄物保管庫に集約した後、処理業者が回収し、処理をすることになっております。

次に、近隣住民への情報開示などについてであります。施設の建設工事着工に当たっては、近隣の皆様には敷地内での建築位置や建物の規模などの建築概要、さらに工事期間や工事車両及び機材の搬入搬出などの工事概要について説明会を開催し、周知を図ってまいりたいと考えております。

また、完成後の施設の稼働に当たっても、配送車両の運行や新共同調理場の稼働に伴う音やにおいなど、周辺環境への影響についても説明をし、理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

次に、地元食材の使用や給食の質の向上についてであります。小樽・後志産の食材につきましては、学校給食では決められた時期に大量の食材を確保するという難しい面はございますが、新たな調理機器の導入で焼き魚など魚類の提供が可能となることから、今後、関係機関と協議を進め、地元食材の使用に努めてまいりたいと考えております。

また、新たな調理機器の導入により、焼き物や蒸し物の調理を短時間で大量につくることが可能となるため、これまで以上にメニューの豊富化を図ることで、給食内容の向上を目指してまいりたいと考えております。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 14番、上野智真議員。

○14番(上野智真) 今後の質問は予算特別委員会、常任委員会で質問させていただくことといたしまして、質問を終了いたします。

○議長(横田久俊) 以上をもって会派代表質問を終了し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時15分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 安 齋 哲 也

議 員 佐 々 木 秩

平成24年
第2回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成24年6月19日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	副	市	長	貞	村	英	之	
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	
水	道	局	長	飯	田	総	務	部	長	迫		俊	
財	政	部	長	堀	江	産	業	港	湾	部	長	佐	
生	活	環	境	部	長	医	療	保	險	部	長	渡	
福	祉	部	長	三	浦	保	健	所	長	秋	野	恵	
建	設	部	長	工	藤	会	計	管	理	者	石	崎	
消	防	長	柿	崎	隆	病	院	局	長	小	山	秀	
教	育	部	長	山	村	経	営	管	理	部	長	中	
総	務	部	総	務	課	総	務	部	企	画	政	策	
						室	長					中	
						財	政	部	財	政	課	長	佐
													々
													木
													真
													一

議事参与事務局職員

事務局長 田中泰彦
庶務係長 伝里純也
調査係長 沼田晃司
書記 木戸智恵子
書記 柳谷昌和

事務局次長 佐藤正樹
議事係長 佐藤誠
書記 相澤幸
書記 佐々木昌之
書記 伊沢有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中島麗子議員、山田雅敏議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第19号及び報告第1号ないし第3号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 平成24年第2回定例会に当たり、公明党を代表し、質問いたします。

財政について伺います。

初めに、平成23年度の決算見込みについて何点か伺います。

23年度一般会計実質収支見込みは11億9,500万円とのことでありますが、この黒字となった要因をお示してください。

また、歳入において、市債が10億6,400万円、国庫支出金で5億4,900万円、道支出金で3億3,700万円減額になった理由についてお示ください。

また、歳出での建設事業費9億9,700万円、扶助費5億7,500万円、行政経費4億1,500万円について、それぞれが減少となった主な理由について伺います。

また、同項目について、22年度、23年度と比較した結果をお示ください。

昨年の第2回定例会で、決算見込額について項目ごとに伺いました。23年度決算見込みと同様に22年度決算見込みにおいて歳出の各項目で不用額が生じており、その要因について伺いましたが、市長は「平成23年度予算の編成時に通知した予算要求に当たっての基本的事項の中では、改めて近年、決算時において多額の不用額が生じていることを踏まえ、各事業の毎年度の不用額についてもよく分析した上で、予算要求額を見積もるよう求めたところであり、今後におきましても、できる限り適正な予算の計上に努めてまいりたいと考えております」と答弁されました。

会計検査院が不用額の発生理由について、主な理由を3点挙げております。一つ目は「予算の経済的、効率的な執行や経費の節約によるもの」、二つ目は「予算作成後の予見しがたい事情の変更等によるもの」、三つ目は「予算上の見積りや想定が実情と合っていなかったもの」ですが、一方で「不用額が生じたこと、又はその額や歳出予算現額に占める割合が大きいことなどをもって、直ちに予算の見積りが正確でない、あるいは予算の執行が適切でないといった見方をすることは一面的であり、適当でない」とも言っております。

市長は、平成23年度決算見込みの不用額について、どのようにとらえられているのか伺います。

また、不要額が発生した原因についてどうお考えでしょうか、お答えください。

24年度予算については、中松市長がみずから初めて組んだ予算であり、24年度決算ではこれまでのような多額の不用額が出ないことを期待したいと感じておりますが、市長の決意を伺います。

次に、財政健全化計画について伺います。

本市の財政健全化計画の計画期間は、平成18年度から24年度までの7年間とされておりますが、これまで20年3月、22年3月と2度の見直しをしてきました。本市の財政状況を考えると、25年度以降も財政健全化計画を策定し、さらなる財政健全化に向けて取り組まなくてはなりません。

今後、この計画策定に至るまでのスケジュールをお示してください。

また、次期計画を策定するに当たり考慮すべき点は何か伺います。

この計画では、財政悪化の要因として歳入、市税収入の悪化が挙げられており、平成9年のピーク時と比べ、17年度個人市民税が38億500万円で21億6,100万円の減、法人市民税が12億4,000万円で5億4,900万円の減、合わせて27億1,000万円の税収減となっています。

そこで、計画策定時の17年度と23年度の決算見込みを比べると、個人市民税と法人市民税の状況はどういう状況か、また平成13年度以降低下している徴収率の状況についてもお示してください。

収支試算の中で、「物件費・維持補修費・積立金」の項目では「歳入・歳出で事務事業の見直し等による収支改善が必要」とありましたが、どのような見直しを行い、その結果についてどう分析しているのか。「実質公債費比率の適正管理のための方策等」で挙げられている項目の「建設事業の厳選」「低利で長期の借入」「公営企業等への繰出金の抑制」「公債費負担の軽減」の効果と課題をお示してください。

公債費負担適正化計画は、18年度から28年度が計画期間であり、計画途中ではありますが、目標数値については現時点までどのように推移してきたのか伺います。

これまで交付税の減少や市税収入の落ち込みなどの理由で、一般会計に繰り入れしてきた他会計や基金からの借入れの返済計画についてお示してください。

次に、行財政改革について伺います。

初めに、事務事業評価について質問いたします。

小樽市においては、依然厳しい財政状況が続く中、全国の自治体と同様、行財政改革は継続的に取り組まなければならない課題であり、各事業のコスト削減と効率性、そして市民サービスの質の向上を進めることが求められています。

我が党としても、早い段階での行政評価の実施が重要との考えで、2市を視察してきましたが、それぞれが試行錯誤し、そのまちに合った形を築き上げていることがわかりました。

一つは、鎌倉市が行っている事業仕分けです。そもそもが事業の廃止ありきではなく、いかに財源を無駄なく使うかとの考えの下、行ってきたそうです。平成22年度から構想日本にコーディネーターと仕分け人を委託、公募で市民の仕分け人も選び、ディベート形式で30事業を3グループに分け、1日かけて事業仕分けを行い、課題改善点を精査し、23年度からは構想日本へは委託をせずに直轄事業で学識者をコーディネーターとし、仕分け人、評価人を市民から公募し、ディスカッション式へと変更したとのことで、参加した市民からは「自分で行政の行っている事業の内容を勉強してみて、こういうことだとよくわかった」との感想もあったそうです。鎌倉市では、ニーズとウオンツを見極めることが重要だということでありました。

もう一つは大野城市ですが、大野城市は非常に特徴的な行政評価を行っておりました。その統合型行政評価システムは、平成13年度、14年度の試行期間を経て、15年度より本格実施となり、市が継続的に実施している500事業に対し、決算データを基にフルコスト診断書を作成し、この診断書を市民、民間コンサルタントが診断するというもので、18年度までに104事業の改善見直しが実施され、財政効果も約2億5,000万円にもなったそうです。このシステムはさらに進化し、民間活用のあり方診断、業務システム最適化診断、事業開始間もない事務事業について診断する初期診断がプラスされ、質の高い行政サービスの提供と効率的な行政経営を行っておりました。また、この一連の作業の中できちんとPDCAサイクルが機能していますし、特徴的な点で言えば、予算編成自体がこの市では枠配分予算方式を取り入れておまして、ともすれば多くの自治体では予算の削減に当たり一律10パーセントの削減などの方針がとられがちですが、枠配分された予算は、それぞれの部、課がある意味自由に使い、努力して

削減した予算の半分は翌年自由に使える予算として、その部、課に再配分されます。その予算は自分たちが力を入れたい事業に使われ、もちろんこの事業も診断されることにはなりますが、その効果については、満足度調査として毎年1,500名の市民にアンケート調査を実施し、満足度の状況について把握しておりました。本市に比べ一歩も二歩も進んだ取組だと感じております。

そこで、本年第1回定例会で我が党の高橋議員の質問に答弁されておりましたが、これまで行政評価を3回行ったということで、その手法はどのようなものだったのか、また評価した事業数とその判断結果についてお示してください。

毎年行う事業のPDCAサイクルについても、これまでだれがどのように行い、事業を精査し、市民ニーズを反映してきたのか、お示してください。

無駄を削るには、事業の内容やプロセスを分析し、どこにどのような費用がどれだけかかっているのかを明確にすることが重要と考えますが、このような、いわゆる行政コストの「見える化」のような手法は行われているのか、今後、内部評価のみではなく、市民を入れた外部評価も実施し、市民への満足度調査もぜひ行うべきと思いますが、市長のお考えを伺います。

行政評価については、いろいろな課題があるのも承知していますし、最初から完璧に行うのも困難だと思いますが、視察に行った市でも、それぞれのシステムが職員の中に浸透し、理解されるまでには時間がかかったとのことですから、まずは小樽版事務事業評価のもとになるものを策定し、試行するべきだと考えますが、市長の事務事業評価についての考えと導入時期について伺います。

次に、人事評価制度について伺います。

職員の能力開発や適性を把握するとともに、職員の意欲、資質の向上と、何より市民サービスの向上という意味で、適正な人事評価を行うことが重要だと考えます。この制度について、導入後12年が経過した広島市に視察に行っていました。

広島市では、平成13年度より、能力評価と業績評価を合わせた形で実施されており、特徴は評価結果を本人に開示し、評価の説明と人材育成的視点から助言・指導をしているとのこと。あわせて職員意向調査も実施しています。

現在、本市では人材育成でどのような取組をされているのか、取組内容と効果、課題を伺います。

小樽市においても独自の人事評価を実施し、職員の能力向上と適所での業務遂行という観点で導入すべきと思いますが、これまで試行してきた人事評価の課題についてお答えください。

また、人事評価制度導入についての市長の見解をお示してください。

次に、市民との協働について伺います。

私自身、議員になり、地域の問題や課題を自分の身で感じようと、いろいろな町会にお邪魔して、町会の会議や懇談会を通して住民の話を伺ったり、清掃活動や懇親会などの地域行事の手伝いをする中で町会が抱える課題についても伺い、また実感しているところではありますが、ある町内会長からは「役員のなり手や手伝いをする人材がないなどの理由で、長年行ってきた町会の行事を減らさざるを得ない、市も積極的に町会の現状を見てほしい」などの話も聞きます。活発に活動している町会とそうでない町会との情報量の違いに驚いたこともあります。

もちろんこれまで市としても積極的な情報提供に努めてきたことは認識しておりますが、その方法についても現状に見合ったものに再考してみるべきではないかと感じています。

これまで町会長と市との定例連絡会議、町会活動支援員制度などを行ってきたと思いますが、この効果と課題についてお示してください。

中松市長の公約の一つに「市民の意見を行政機関に反映させる仕組みづくりを進めます」とありまし

たが、この仕組みとはどのようなものなのか、その内容と実施状況をお示してください。

これまでも議会の中で話してまいりましたが、町会活動支援員制度がもっと活用されるようなことも考えるべきだと思います。例えば、現在の町会活動支援員制度より一步踏み込んだ小樽版地域担当員制度を導入すべきだと思います。地域担当員制度は、1968年に地域担当制として導入した千葉県習志野市が全国的な先駆けだと言われており、近年では同制度を導入する自治体も増加しているといいますが、小樽市では、このような制度をつくり、今まで以上に多くの職員が地域の課題、ニーズを知る機会とし、ただ単に地域と行政のパイプ役ではなく、課題解決に向けて、これまでの事業の見直しや新事業の提案などの参考にしたり、自身のレベルアップという点でも非常に重要であり、何より地域が求めていることだと考えます。

これまで行ってきた町会活動支援員制度についてですが、利用町会数と配置職員数の推移はどうなっているのか、お示してください。

現在も制度利用の募集はされているのか、その募集方法と条件についても伺います。

そして、この項の最後に、先ほど提案した小樽版地域担当員制度導入について、市長のお考えを伺います。

次に、社会資本整備について伺います。

公明党は現在、国会におきまして、社会資本の老朽化と経済対策の政策として「防災・減災ニューディール」を提案しております。この政策は、災害時に命を守る公共施設の整備をはじめ、防災と減災の観点から社会資本の整備に集中的に投資をしていくものですが、現在、公助の基盤である橋梁や道路、河川施設、港湾岸壁などの多くがコンクリートの耐用年数の五、六十年が経過する状況で、防災力の低下が指摘されています。

第6次小樽市総合計画でもうたわれています生活基盤の維持・管理という点で、現在、市内にあるこれらの社会資本老朽化が認められ、ここ10年、20年以内に整備が必要と思われませんが、現在、小樽市では整備についてどのようにお考えになっているのかお示してください。

また、「上下水道施設の改築更新」の項目で、上下水道施設改築更新事業として「省エネルギー化、省力化に配慮した老朽施設の改築更新と耐震化の検討により災害に強い施設づくりを推進」することですが、この事業の進捗状況と事業の内容、見込まれる事業費を伺います。

また、今後、見込まれる統廃合施設とその時期をお示してください。

次に、防災に関連し、伺います。

初めに、泊発電所の原発の運転停止に伴い北海道電力は、電力の安定供給が厳しい状況にあり、一般家庭や事業者に向け、節電を呼びかけております。期間も具体的に7月23日月曜日から9月7日金曜日の朝9時から夜8時までと、9月10日月曜日から14日金曜日の午後5時から夜8時までであり、7パーセント以上の節電に協力するようにとのことです。

既に札幌市では、清掃工場や水道施設の排水ポンプの運転を電力消費の少ない夜間にシフトしたり、2010年比で9.7パーセントの節電を打ち出しています。また、市民、企業にも節電運動を広げるとのことです。小樽市の関連施設の具体的な節電対策とそれに伴う影響、節電数値目標をお示してください。

市民、企業への対策や節電の周知はどのように行うのか。また、病院や福祉施設の電源対策が問題視されていますが、市内の施設で影響が懸念される施設と対策、連携方法を伺います。

次に、津波ハザードマップの更新について伺います。

本年3月、地域別の津波ハザードマップが発行され、特に沿岸地域の町会などでは説明会が開かれています。しかし、そのときに使用されたデータは平成22年3月に作成した津波シミュレーション及び被

害想定調査業務報告書を基に作成したものであり、北海道が新たに示すデータなどを活用し、新しいものにつくり替えるとのことでありましたが、その時期はいつぐらいになるのか、お示してください。

また、沿岸地域でハザードマップの説明会をした際、どのような意見、要望があったのかについてもお示してください。

今後、津波ハザードマップを作成するに当たり、現在、北海道大学の橋本教授がGISを用いた津波ハザードマップ作成マニュアルを本年5月24日に発表されており、これは国土地理院から提供されている無料データをGISと組み合わせることで安価に津波ハザードマップをつくれるもので、数値標高モデルは10メートルメッシュであり、避難所、警察、消防署、病院など、さまざまな情報を同時に表示することができます。また、津波浸水データは北海道が発表しているもの、しかもパソコンの基礎的な知識があれば比較的簡単に作成することができるというもので、本市でも活用できないものかと思いますが、お考えを伺います。

ハザードマップでは、現在、動くハザードマップを公表している自治体が増えていますが、例えば住民説明会やホームページで公表すると、非常にわかりやすく津波シミュレーションを見ることができます。市民の防災意識の啓発に役立つものと考えますが、動くハザードマップについてお考えをお聞かせください。

次に、防災教育について伺います。

世界の総面積に占める日本の国土の割合は0.25パーセントであり、日本の世界全体に占めるマグニチュード6以上の地震回数は20.5パーセントと非常に高くなっております。そのため、地震や災害が起こるのは学校にいるときだけとは限らず、自宅にいる場合や外出先、登下校時など条件や場所に確定的なものがないため、ふだんからいかに、これらの災害に対応する意識啓発や訓練をするのが重要だと思います。これまでも議会の中で、この防災教育について質問してきました。

昨年の第2回定例会の答弁の中で、教育委員会は「今後、津波に係る防災マップを策定するということになるので、策定、見直しの状況とあわせて、それぞれの学校の立地条件に合った避難経路、防災の指針計画の見直しを検討する」とのことでありましたが、本年3月に小樽市津波ハザードマップが発行され、その後、各学校の避難経路、防災の指針計画の見直しはどのような状況なのか、進捗状況についてお示してください。

昨年度、各学校での避難訓練の状況はどうだったのか、また震災後、教育委員会として子供たちの命を守るという立場でどのように各学校とかわかってきたのか伺います。

次に、実践的防災教育総合支援事業について伺います。

東日本大震災を受け、学校や地域での防災教育の重要性が再認識され、文部科学省では平成24年度の新規事業として実践的防災教育総合支援事業を行い、新たな防災教育の指導方法や教育手法の開発、普及を行うとともに、緊急地震速報などの防災科学技術を活用した避難訓練などの先進的、実践的な防災教育を行う学校における取組への支援を実施するとのこと。また、事業実施を通じて、地域の防災関係機関との連携体制の構築、強化を促すため、全国の約1,000校のモデル校で実施されています。

この事業は既に募集を締め切っておりますが、まず、この事業についての認識を伺います。

本市では、厳しい財政状況が続く中で、教育委員会としても限られた予算の範囲でさまざまな事業を行ってきたと思いますが、毎年、事業の見直しや取捨選択に迫られているのも事実だと感じます。限られた予算でいかに効果的な事業を行うか、これは永遠の課題だと思いますが、昨年の東日本大震災のとき多くの子供が学校施設で亡くなったことから、各自治体はもちろん、教育委員会のこれまでの対応や取組が浮き彫りにされ、市民、保護者からもこれまで以上に防災教育への関心、期待は高まっていま

す。その上で、先ほど述べたような国のメニューの中から必要とされるものを活用すべきだと思いますが、見解を伺います。

次に、教育施設について質問いたします。

6月8日付けで、文部科学省施設助成課長から「公立学校施設の非構造部材の点検に係る財政支援について」の通知がされ、国土交通省の社会資本整備総合交付金、文部科学省の学校施設環境改善交付金が学校の非構造部材の点検、耐震化等に活用できるとのことですが、まず、この通知については把握されていますでしょうか。把握されておりましたら、それぞれの交付金の詳細をお示してください。

これから各学校施設の耐震化等と合わせて非構造部材の点検、改修はどのように進められるのか、そのスケジュールについて、今後の耐震計画とあわせ、お答えください。

次に、小樽市耐震改修促進計画の現状について伺います。

まず、現段階での民間住宅の耐震化率と進捗状況をお示してください。

これまで耐震改修についての質問を何度もしてきましたが、平成27年度までに耐震化率を90パーセントにするためにどのような努力をされているのか、耐震診断が遅々として進まない中で、どのように目標を達成するのか、お考えを伺います。

市民の方とお話をすると、やはり危機感があまり感じられませんし、何より耐震改修したくてもお金がないという本音も聞かれます。そこで疑問に感じるのは、国が示している耐震化率90パーセントを目標とすることが現実的なのか。行政の使命である市民の命と財産を守るという原点に返れば、まず第一に考えなくてはならないのは命をどう守るのかということなのだろうと思います。であれば、現実的にお金がなくて耐震改修できない方にどういう手当をし、命を守るのか。もちろん住宅が耐震改修され、命も財産も守られることにこしたことはありませんが、実際にはそう簡単に進みません。

そこで、私は、まず命だけでも守られることに重点を置き、住宅の一部屋を耐震性のある部屋に改修するというシェルターの的なもののほうが安価であり、スピード感を持って進められるのではないかと思います。

品川区では、独自に品川シェルターを開発し、住宅の一部屋をシェルター化し、設置費は約50万円ほどで、工事も二、三日、震度7にも耐えられるというものです。

本市の住宅リフォーム助成制度も使えると、さらに一定の経済効果も考えられると思いますが、市長の見解を伺います。

最後の項、環境問題に関連し質問します。

本市においては、平成22年6月22日に小樽市環境基本条例が制定され、第1章総則で「良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにし、将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする」と記載され、将来にわたり環境の保全に取り組むことが記されています。

また、第7条では施策の基本方針が示され、さらには第8条では、環境基本計画を策定しなければならないと記されています。しかし、現在、基本計画が策定されていないことから、本年第1回定例会で環境基本計画について、平成27年度の計画施行、公表を目指し、所要額が計上されました。

初めに伺います。22年の条例制定以来、ちょうど2年になりますが、これまでの基本計画策定でどのような内容を何回議論されてきたのか。そして、27年の計画施行予定ですから、今後、議論する課題や内容とそのスケジュールをお示してください。

率直に言えば、かなり時間がかかっているとの感じがいたします。通常このような環境基本計画策定までには何年ぐらいかかるものなのか、お示してください。

現在までの環境基本条例についての市民、事業者への周知の方法についてもお答えください。

私は、一日も早くこの基本計画が策定され、市民にも条例の理念が浸透し、みずからが主体となって住みやすい環境づくりに参加することを願っておりますが、基本計画とともに具体的な市民への働きかけが必要不可欠であると思います。

現在、市民と行政による協働の試みとして注目を集めているアダプトプログラム制度があります。

アダプトプログラムは、1985年、アメリカ・テキサス州の運輸局が地域住民に担当区域を割り当てて清掃協力と呼びかけたアダプト・ア・ハイウエーが始まりで、日本でも90年代後半から自治体での採用が始まり、全国で自治体など200を超える団体がこのシステムを採用しております。各地で制度の詳細は異なるようですが、街路や公園、河川、海岸など、ごみが散乱しやすい公共の場所を養子と見立て、行政側と合意書を交わし、里親となった住民や団体が一定の区間を一定期間担当する形で清掃や草花の植付けなどの美化活動を行っております。行政側は清掃活動の用具を貸し出すほか、事故などの際の保険について責任を持ち、集められたごみを収集するなどして里親を支援します。

まさに市民力を活用して身近な道路などの環境整備をしようという事業で、今後このような事業も考えてみてはどうかと思いますが、市長のお考えを伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題についてお尋ねがありました。

まず、平成23年度の一般会計決算見込みについてであります。歳入では約582億2,600万円、歳出では約570億3,100万円となり、実質収支では約11億9,500万円の黒字と見込んでおります。

黒字となる主な要因といたしましては、最終予算額との比較で申し上げますと、歳入では地方交付税が3億6,900万円予算額を上回る一方で、他会計からの借入金の縮減などにより、繰入金金が4億5,500万円程度予算額を下回る見込みであります。

また、歳出では、職員給与費など人件費が2億3,300万円程度、他会計への繰出金が5億5,800万円程度、扶助費の生活保護費が一般財源ベースで1億6,200万円程度、予算額よりも減少する見込みとなったことなどによるものです。

次に、歳入のうち、予算額と比べ減額となっている項目の理由についてであります。市債につきましては、小・中学校の耐震補強などに係る事業費や防災行政デジタル無線整備費、民間の保育所や認定こども園の整備に対する補助金などが繰越事業となり、その財源として約6億8,300万円が24年度に繰り越され減額となっているほか、入札による工事費の減や退職手当債の借入額の精査などにより、約3億8,100万円が減少となっているものです。

また、国庫支出金では、同じく繰越事業に係る財源として約2億6,200万円、そのほか生活保護の扶助費の減に伴い約2億5,500万円、道支出金では繰越事業に係る財源として約2億2,100万円、それぞれ減少したことが主な要因であります。

次に、歳出で減少している項目の理由についてであります。建設事業費では歳入と同じく小・中学校の耐震補強に係る事業費や防災行政デジタル無線整備費など、約8億4,200万円が24年度へ繰越しとなったほか、入札による工事費の減により約1億5,500万円、扶助費では生活保護の扶助費が約4億

1,700万円、行政経費では中小企業等への制度融資に伴う貸付金で約1億700万円、それぞれ減少しているものです。

また、平成22年度と比較いたしますと、建設事業費では繰越分を除き約1億円、行政経費では約2億1,000万円、それぞれ増加している一方、扶助費では約2億2,000万円の減少となっております。

次に、不用額をどうとらえているかについてであります。今日の行政に求められるのは、事務の効率化や節約に努めた上で、市民の皆さんへのサービスの向上を目指すことであり、予算の執行方針においても最小のコストで最大の事業効果が発揮されるよう通知していることから、平成23年度においても、そのような取組の成果として不用額が一定程度生じたものと認識しております。

また、不用額の要因につきましては、事務事業の効率化や節減によるもののほか、入札による工事費の減など、さまざまな理由があったものと推察しておりますが、今後、各々が決算分析をしていく中で改めて把握してまいりたいと考えております。

次に、多額の不用額を発生させないことへの決意についてであります。平成24年度の予算編成に当たりましては、前年度の決算見込みのほか、国や道の制度などをできる限り見極め、さらには多額の不用額を生じている事業の経費を精査するなど、歳入歳出全般において、より適正な見積りに努めたところであります。

しかしながら、国全体の経済動向や制度改正による影響をはじめ、さらには工事に係る入札など、執行しなければ把握の難しい経費などがあることから、一定程度の不用額が発生することはやむを得ないものと考えております。

次に、財政健全化計画について何点かお尋ねがありました。

まず、新たな計画の策定スケジュールなどについてであります。平成25年度の見直しに向けた使用料・手数料の改定作業や事務事業の見直しに着手し、これらの結果を反映させながら、できるだけ早期に策定していくよう努力してまいりたいと考えております。

また、新たな計画の策定に当たっては、再び赤字団体に転落することのないよう今後の中・長期的な収支を見極め、毎年度の予算編成時において他会計からの借入れに頼ることなく、財源不足の解消を図り、一般会計が本来の意味での収支バランスをとることができるよう考慮する必要があると考えております。

次に、個人市民税と法人市民税の計画策定時と平成23年度決算見込みの比較などについてであります。まず個人市民税については、平成19年度の所得税から住民税への税源移譲があった影響もあり、23年度決算では計画時より約5億1,500万円増の約43億2,000万円を、法人市民税については、平成20年度の郵政民営化などに伴い、約1億円増の約13億4,000万円を見込んでいます。

また、市税の徴収率の状況であります。平成13年度は89.5パーセントでしたが、年々低下しており、23年度決算見込みでは75.4パーセントとなります。

次に、財政健全化計画に位置づけた事務事業の見直しの内容と効果などについてであります。毎年度の予算編成にあわせ、全部局に対し、すべての事務事業を対象に見直しを検討するよう指示をしているところであり、絶えず収支の改善に向けた努力を続けております。

見直しの一例としては、稼働実態を勘案し、ごみ収集運搬委託料を見直したほか、本庁の電話交換業務の民間委託などを実施いたしました。こうした取組も含め、平成22年度決算において当初計画から2年前倒しで累積赤字の解消が図られたところであり、財政健全化に一定の効果はあったものと考えております。

また、実質公債費比率の適正管理のための方策として掲げた項目の効果などについてであります。

まず建設事業の厳選としましては、ピークであった平成5年度の約120億円に対し、22年度では約22億円と大幅に減少してまいりました。

地方債の借入れにおいては、複数の金融機関から提案を受け、最も低利な借入先を決定しており、23年度の借入実績では、公的資金に比べ最大0.6パーセント程度、低利で資金調達を行いました。

また、公営企業等への繰出金においては、21年度及び22年度に病院事業会計への財政支援分の繰出しによる増加がありましたが、各会計とは常に収支改善への取組について協議を行い、基準内での繰出しを基本とし、繰出金総額の抑制を図っております。

また、19年度から21年度までの3か年において、利率5パーセント以上の公的資金の借換えを行い、約3億円の財政効果を生み出すことができました。

今後、新市立病院の建設や学校耐震化事業などの必要な事業は実施しながら、引き続きこれまでの取組を継続し、実質公債費比率の適正管理を行っていく必要があるものと考えております。

次に、公債費負担適正化計画の目標数値についてであります。計画の目標は平成18年度の計画策定時に19.2パーセントであった実質公債費比率を18パーセント以内とすることでありますが、平成19年度決算では16.4パーセントとなり、目標を前倒しで達成しております。この後におきましては、比率は減少し、平成22年度決算では14.8パーセントと改善してきております。

次に、他会計や基金からの借入金の返済計画についてであります。それぞれの借入金につきましては、借入時に返済計画を立てており、その計画に基づいて返済することとしておりますが、完済となるのは他会計及び基金借入金のいずれも平成38年度を予定しております。

次に、行財政改革についてお尋ねがありました。

初めに、事務事業評価について何点か御質問がありました。まず、これまで行った3回の評価手法やその事業数と判断結果についてであります。それぞれ総合計画の実施計画に搭載した事務事業を対象として実施いたしました。

1回目の平成12年度は、事務事業評価として503事業の評価を行い、その結果は拡大が2事業、縮小が1事業、廃止が7事業などでした。2回目の平成14年度は、事務事業評価と施策評価として493事業を対象とし、その結果は拡大が3事業、縮小が40事業、廃止が12事業などでした。3回目の平成18年度は、事務事業評価に加え施策評価、政策評価を実施し、421事業を対象といたしましたが、試験的に実施したため評価結果は取りまとめをしておりません。

次に、事業のPDCAサイクルに関して質問がありましたが、事業実施に関する一連の管理は、基本的にはそれぞれの事業を担当する部局が行っております。事業の評価、改善につきましては、主に毎年度の予算編成の中で市民ニーズも踏まえながら、事業の必要性や緊急度と効果、さらには事業の妥当性などを総合的に判断して事業の見直しを行っているところであります。

次に、行政コストの「見える化」や今後の外部評価と市民への満足度調査の実施についてですが、いわゆる行政コストの見える化については、決算説明書や行政コスト計算書により、全体の概略をお知らせはしているものの、その点を意識した手法は現在のところ実施しておりません。事務事業評価の導入と活用が市民への説明責任と行政運営の透明化を進めるためのツールの一つとして考えておりますが、外部評価や満足度調査につきましては、評価の取組を進める中で検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、事務事業評価についての考え方と導入時期についてですが、本市におきましては過去3回にわたり試行的に行政評価に取り組んできたところでありますが、客観的な評価指標の設定や膨大な作業量など、解決すべき課題が多く、現在のところ本格的な実施には至っておりません。私が市長に就任し1

年がたちましたが、本市の財政状況が依然として厳しい中、緊急性や必要性を踏まえて事業の選択と集中を進める必要があると考えておりますので、この評価システムを効率的に安定した行財政運営を推進していくためのツールとして活用してまいりたいと考えております。

導入に向けては、現在、これまでの試行を踏まえ、その内容や方法を検討しているところでありますが、本年度は評価システムの確立に向けた試行の位置づけとして実施し、その結果を今後の予算編成にも反映させていきたいと考えているところであります。また、本年度の試行を踏まえ、その問題点の洗い出しなどを行いながら、より効果的なシステムを構築できるよう引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、人事評価制度について何点かお尋ねがありました。

初めに、職員の人材育成についてであります。これまで職員研修規程に定める基本研修をはじめ、専門性を高める特別研修や派遣研修など、各種研修の実施を基本に進めてまいりましたが、平成19年度以降は、小樽市人材育成基本方針において基本理念や目指すべき職員像などを定め、その実現に向けて新たな研修を取り入れるなど充実を図ってきております。その効果につきましては、職員の政策形成能力や法務能力の向上、市民サービスの担い手としての資質の向上などが図られてきたと考えております。

また、社会経済情勢の変化が早く、住民ニーズが多様化する中で時代に合った適切な研修を行っていくことが今後の課題であると認識しております。

次に、人事評価制度の試行における課題についてであります。平成19年度と21年度に管理職を対象として実施した2回の試行後のアンケート調査では、「目標設定をしないで実施したため、自己評価が難しい」「部署ごとに業務や配置人員の能力に濃淡があるため、評価に公平性が欠けている面がある」「人事評価のための仕事になるのではないかと心配する」などの意見が寄せられました。このため、これまで試行として行ってきた能力評価に加えて、面談を通じて職員が各自で業務の目標を設定することや、評価結果の開示の際、職員に指導・助言を行うなど、現在、業務評価の仕組みづくりに取り組んでおり、今後、業績評価を加えた形で管理職を対象に、さらに試行として実施してまいりたいと考えております。

次に、市民との協働について何点かお尋ねがございました。

初めに、町会長と市との定例連絡会議についてであります。地域の要望や提言等をお聞きし、意見交換を行うため、春と秋の年2回開催しております。会議では、地域のまとめ役としての町会長ならではの提言などをいただいております。市の施策の参考とさせていただきます。しかしながら、毎回出席者が町会の半数程度にとどまっておりますので、より多くの町会長に御出席いただき、要望・提言などをいただくことが課題であると認識しております。

また、町会活動支援員制度についてであります。この制度は、平成19年10月に町会の自主性と自立性を尊重しつつ、市と市民との協働のまちづくりを推進するために設けられたものであり、支援員は町会行事や地域でのイベント等における支援、町会の課題に対する相談、助言及び関係部局との連絡調整、市に対する町会の要望等の受付などを行っております。課題といたしましては、本来は地域の実情に精通している職員を配置することが望ましいものの、職員の居住地に偏りがあるため、その地域に居住していない職員を配置せざるを得ないことが挙げられます。

次に、市民の意見を行政機関に反映させる仕組みづくりについてですが、広く市民の皆さんの意見や要望を伺い、市民との協働のまちづくりを進めることは、私の市政運営の基本姿勢であります。

そのため、これまでの市長への手紙やまち育てふれあいトーク、町会長と市との定例連絡会議などに加え、市長と語る会の開催方法を改め、多くの方々と懇談する機会を持つことができるようにしたとこ

ろであり、昨年、小樽・朝里のまちづくりの会をはじめ、潮見台小学校、小樽商科大学、老人クラブ連合会など、6団体と意見交換を行いました。今後もさまざまな機会を通じて市民の皆さんの意見や要望を伺い、市政に反映してまいりたいと考えております。

次に、町会活動支援員制度の利用町会数と配置職員数の推移ですが、制度を開始した平成19年度は49町会、20年度及び21年度は46町会、22年度は45町会、23年度は38町会、そして今年度は46町会が制度を利用しており、支援員は1町会につき1人配置しております。

次に、町会活動支援員制度利用の募集と条件についてであります。町会長と市との定例連絡会議等で周知の上、随時募集しており、特に制限を設けずに町会からの要望がありましたら職員を配置するようにしております。

次に、小樽版地域担当員制度導入についてであります。習志野市の地域担当制については、現在、詳細を把握しておりませんので、市民との協働によるまちづくりを推進する上で、本市としても取り入れることができるか、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、社会資本の整備についてであります。これまで整備を進めてきました社会資本の老朽化は、本市にとっても大きな課題であると認識しているところであります。現在、小樽市では、コンクリート構造物の中でも特に重要な橋梁や港湾の岸壁について、施設の機能低下を事前に防ぐ予防保全的な維持・管理を行うため、橋梁については橋梁長寿命化修繕計画、また、港湾の岸壁については維持管理計画を策定しているところであります。今後、この計画に基づいて計画的な補修等に努め、施設の延命化を図ってまいりたいと考えております。

次に、上下水道施設改築更新事業についてであります。まず上水道施設の改築更新事業は、主に老朽化した配水管、浄水場の機械、電気設備、配水池を更新する事業であり、耐震性の高い水道管の採用や機器の制御を自動化するなど、施設の耐震化や省力化に努めております。

また、下水道施設の改築更新事業は、主に処理場やポンプ場の老朽化した機械、電気設備を更新する事業であり、最新技術の採用による低動力機器の採用など、省エネルギー化や省力化に努めるとともに、既存施設の耐震診断なども進めております。

なお、第6次総合計画において、平成21年度から25年度までに見込んでいる上水道施設の事業費は41億2,000万円であり、平成24年度までの事業費が35億7,000万円となる見込みでありますので、事業費による進捗率は約87パーセントとなる見込みであります。下水道施設の事業費は69億4,000万円であり、平成24年度までの事業費が53億3,000万円、進捗率は77パーセントとなる見込みであります。

次に、施設の統廃合についてであります。経営の効率化のため老朽化している赤岩配水池と高島配水池の2か所を統廃合し、本年度から2か年をかけて新赤岩配水池を建設いたします。今後も上下水道施設改築更新事業につきましては、災害に強い施設づくりに努め、老朽施設の改築更新を進めてまいります。

次に、防災に関連して何点か御質問がございました。

初めに、本市での節電についてですが、本庁舎におきましては経費節減の観点から、10年ほど前から蛍光灯の間引きや昼休み時間の消灯などを行い、取組開始前後の平成15年度との比較では、18年度では12パーセントの使用電力量の削減となっており、以後、昨年度までおおむね同程度の使用電力量で推移しているところであります。

今年度、北海道電力株式会社からは、さらに目標数値として平成22年度比7パーセントの削減を要請されておりますので、パソコン機器の小まめな電源オフや冷蔵庫等電化製品の集約、又は使用の自粛を図るほか、照度調査を行いながら、さらなる蛍光灯の間引きなど節電対策を一層徹底し、その目標数値

に近づけるよう既に取り組を始めているところです。また、本庁舎以外の施設につきましても同様の措置を講ずるよう指示し、又は依頼したところです。

なお、この節電対策は行政サービスに支障の出ない範囲で行うものでありますので、特段の影響はないものと考えております。

次に、節電に関する市民周知、企業への対策についてですが、基本的には事業者である北電が行うべきものと考えておりますが、広報おたる8月号には節電に関する記事を掲載する予定でありますし、パンプレットの配置も含め、北電の情報提供に協力してまいりたいと考えております。

万が一、計画停電になった際には、病院の入院患者、福祉施設の入所者等への影響が心配される場所ではありますが、北海道からは6月14日付で「計画停電の実施に備えた医療機関、社会福祉施設及び在宅患者等の対応について」と題した通知が北海道医師会長、北海道老人福祉施設協議会長ほかの団体長あてに送付されましたので、市といたしましても必要な周知は行いますし、各病院や各施設においては、万が一の計画停電の際は、その通知に沿って適切な対応がなされるものと考えております。

次に、津波ハザードマップに関して何点か御質問がありました。

まず、津波ハザードマップの更新時期についてですが、北海道では東日本大震災を踏まえ、現時点で想定される日本海沿岸の津波浸水区域の見直しに向けた「日本海沿岸津波痕跡調査」を本年4月から奥尻島を皮切りに進めております。この調査結果に基づき北海道が作成する日本海沿岸地区の新たな津波浸水予測図については平成24年度以降になると聞いており、本市の津波ハザードマップは、この予測図のもととなる新たな浸水予測データを活用して更新することから、平成25年度以降の作成となる見込みです。

次に、津波ハザードマップ説明会で出された意見、要望についてですが、その主なものといたしましては、要望では、ハード面として、防災行政無線や各戸へ情報を伝えるための機器などの整備、海岸線への標識の設置、避難所での敷物の備蓄などであり、ソフト面としては、浸水区域内の企業への説明会の開催、津波を想定した防災訓練の実施などについてであります。

また、御意見としては、「緊急時における家庭からの持ち出し品リストをマップに掲載してはどうか」というものがありました。なお、これらの御要望などにつきましては、本年度から取り組んでいるものもありますが、貴重な御意見として、今後、本市の防災対策の参考とさせていただきたいと考えております。

次に、GISを用いた津波ハザードマップ作成マニュアルの活用についてであります。このマニュアルについては、北海道からも津波ハザードマップが未作成の市町村での活用について先般通知がされたところであり、

本市では、今後、北海道が行う日本海側の津波浸水予測図の見直しに合わせて津波ハザードマップの更新を行うこととしておりますので、現在のハザードマップとの比較を行うなどして、操作性や実用面でのメリットについて研究してまいりたいと考えております。

次に、動くハザードマップについてですが、このマップは津波災害時の情報の伝達状況や住民の避難状況、人的被害の発生状況などをアニメーションの形で表現したもので、避難のタイミングなどを視覚的にわかりやすく把握することができ、津波から素早く避難できるよう市民の防災意識を高めることにも役立つものと聞いております。

現在、本市では、地域の津波避難計画策定に向けた町会等との協議をしていくこととしており、当面は本年3月に作成した津波ハザードマップを優先的に活用してまいりたいと考えておりますので、現時点では動くハザードマップの活用の予定はありませんが、今後、他の自治体での事例などを調査してま

いりたいと考えております。

次に、耐震改修について何点か御質問がありました。

初めに、現段階での民間住宅の耐震化の進捗状況についてであります。住宅・土地統計調査を基にした耐震化率は現在66.8パーセントとなっており、平成21年度の計画策定時から2.1パーセント上昇している状況となっております。

次に、耐震化率の向上に向けた取組についてであります。耐震化を進めるため、木造住宅の耐震診断に係る費用の助成制度や無料耐震診断などについて、市のホームページや広報おたるを活用して周知を図っているところですが、なかなか効果が出ていないのが現状であります。このことについては、道内他都市からも本市と同様に苦慮していると聞いておりますので、今後はお互いに情報交換するとともに、先進都市の取組などを参考にしながら耐震化の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、住宅の部分的な耐震改修についてであります。お話のありました住宅の一部を耐震性のあるシェルター的な部屋に改修するという方法は、価格や工期的な面において大変有効なものと思っております。また、このような部分的な耐震補強であっても、その工事費が50万円以上になる場合は現行の住宅リフォーム助成制度の対象になりますので、今後、この方法について先進都市の事例を参考にしながら、パンフレットやホームページなどで市民にも周知を図っていきたいと考えております。

次に、環境基本条例と基本計画について何点か御質問がありました。

初めに、これまでの環境基本計画策定に向けた議論についてであります。これまでは策定に向けた準備段階であるため、基本計画の内容等について本格的には議論しておりません。今後、7月に開催予定の小樽市環境審議会において課題や内容、スケジュールについて議論いたしますので、詳細が明らかになりましたら御報告をさせていただきたいと考えております。

次に、環境基本計画策定にかかる期間についてであります。計画策定のための基礎調査や分析に時間を要するため、他都市の例を見ましても3か年程度かけて策定しております。

次に、環境基本条例の周知方法についてであります。これまで市の広報やホームページで条例についての周知をしておりますが、今後はそれとあわせて環境基本計画を策定することにより、条例の理念をより具体的に市民に周知してまいりたいと考えております。

次に、市民と行政が協働で進めるアダプトプログラムについて御提案がありました。

市では、従前から「ボイ捨て防止！街をきれいにし隊」をはじめ、地域でのボランティア清掃活動や公園愛護会が行う清掃、草刈り等についての支援、快適な環境づくり運動を通じた地域の美化活動など、さまざまな形で市民と市との協働による地域の環境整備に取り組んでいるところです。

市といたしましては、これらの取組をアダプトプログラムとして制度化することは考えておりませんが、引き続き市民力を活用した身近な環境整備に対して支援を行ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 秋元議員の御質問にお答えいたします。

防災教育について何点かお尋ねでしたが、初めに津波に関連しての各学校の避難経路、防災の指針計画の見直し状況についてでございますが、津波ハザードマップに表示された標高ライン30メートルより低い位置にある小・中学校7校については、4校で防災計画の第2次避難場所の変更あるいは設定を行っており、そのうち3校については、今年度、津波を想定した避難訓練の実施を予定しているところあります。

また、その他の3校につきましては、津波を想定した避難方法を新たに防災計画に記載した学校が1校、防災機関の職員から津波が発生した際の対処方法について講習を受けた学校が1校、津波が発生した際の対応について研修を予定している学校が1校となっております。

また、その他の33校についても現在、調査を進めており、これらにつきましても変更状況について把握をしまいたいと考えております。

次に、昨年度の各学校での避難訓練の状況についてであります。小・中学校40校のすべてで火災を想定した避難訓練を行っているほか、地震の発生を想定した避難訓練を小学校25校、中学校9校が実施しております。このうち、小学校1校、中学校2校では、あわせて津波の発生も想定した避難訓練を実施しているところであります。

次に、教育委員会が防災教育において各学校とどのようにかかわってきたのかのお尋ねであります。災害発生時には管理職がリーダーシップを発揮し、適切な判断と対応を持って児童・生徒の安全を守ることが必要でありますので、昨年8月に北海道大学地震科学観測センターから講師を招き、管理職を対象に災害発生時に学校が置かれている状況を日ごろから想定し、準備することの重要性、各教科において防災教育を取り入れる際の工夫などについて研修を行ったところであります。

また、児童・生徒が災害発生時に自分の命を守り抜くための正しい知識と判断力を身につけることは大切でありますので、9月には防災教育に関連する指導内容を取りまとめ、教職員向けの資料を作成、配付し、各教科における指導の徹底を図ったところであります。

次に、実践的な防災教育総合支援事業についてのお尋ねであります。この事業は東日本大震災の教訓を踏まえ、学校における実践的な防災教育、防災管理の充実を図るため、文部科学省が都道府県教育委員会を通じ、市町村教育委員会に委託をして行うものであります。

事業の内容としては、防災に関する指導方法などの開発、普及等のための支援事業、学校防災アドバイザー活用事業及び災害ボランティア活動の推進、支援事業の三つから成っており、それぞれのモデル的な実践結果について成果報告を取りまとめ、全国にフィードバックしようとするものであります。この事業は、児童・生徒の主体的に行動する態度を育成する教育手法の開発、普及、外部の専門家を活用した児童・生徒の安全確保体制の改善、支援者として安全で安心な社会づくりへの意識の向上についての先進的、実践的な取組がなされるものであり、今日的な防災教育を推進する上で有意義な事業であると認識しております。

次に、防災教育に関する国のメニューの活用についてであります。本市においては厳しい財政状況の中にあつて、選択と集中の観点で事業の優先度を考えながら各事業に取り組んでいる状況にありますので、本市において先進的な事業を行うのではなく、他都市が行った取組の成果について情報収集を行い、今後の防災教育に役立ててまいりたいと考えております。

次に、文部科学省施設助成課長通知についてのお尋ねであります。議員が御指摘の6月8日付け「公立学校施設の非構造部材の点検に係る財政支援について」と題する通知は、北海道教育委員会を經由し、11日に教育委員会で受理をしております。通知の内容といたしましては、文部科学省が所管する学校施設環境改善交付金及び国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金といった財政支援制度を活用し、学校施設の非構造部材の点検及び耐震対策を推進するよう求めるものでございます。

それぞれの交付金の詳細についてであります。学校施設環境改善交付金は、地方公共団体が作成した施設整備計画に基づき、耐震化や老朽化対策のための学校施設を整備するに当たり、経費の一部に対し国が交付金という形で財政支援を行う制度であります。この交付金制度を活用し、本年度、花園小学校の耐震補強工事、屋内体育館の増築工事及び耐震補強工事、長橋中学校及び桜町中学校の大規模改造

工事及び耐震補強工事を施工しているところであります。

また、社会資本整備総合交付金は、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、道路をはじめ住宅などの社会資本の整備及び関連する事業を実施するに当たり、経費の一部に対し国が交付金という形で財政支援を行うものでありますが、教育委員会においてこの交付金を活用した事例はございません。

次に、非構造部材の点検、改修のスケジュールについてであります。これまで耐震補強及び大規模改造を実施した学校につきましては、あわせて非構造部材の改修も行ってきたところであり、今後も同様に非構造部材の改修を行ってまいりたいと考えております。それ以外の学校につきましては、昨年、文部科学省が提示した現状把握のためのチェックリストによる確認が不十分であったため、再度、教育委員会において各学校の実態調査を行いたいと考えており、状況が把握でき次第、今後の進め方について検討してまいりたいと考えております。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) 今回、事務事業評価と人事評価について伺いましたが、視察させていただいた市では、非常に市民サービスに対する意識が高く、また事務事業評価が本格的に実施されていないという話をさせていただいたところ、非常に驚いておりました。それに加えて、どの市も先進地に職員を派遣していろいろと勉強されているというお話を伺って、これから市長が事務事業評価や人事評価の導入に向けて努力されていくというふうな受け止めておりますけれども、こういう先進的なまちに職員を派遣して勉強して、他市の状況も踏まえながら小樽市の事務事業評価を確立するという方法もぜひとっていただきたいというふうに思うのですが、この点だけ伺いたいと思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 秋元議員の再質問にお答えいたします。今、議員がおっしゃられたように、この事務事業の評価制度というのは、やはりしっかりとした取組をしていかなければいけないというふうに思っておりますので、今、御提言があったようなことも含めて検討してまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長(横田久俊) 秋元議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時45分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 16番、林下孤芳議員。

(16番 林下孤芳議員登壇) (拍手)

○16番(林下孤芳議員) 平成24年第2回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問いたします。

まず、UPZ拡大に向けた動きについて質問いたします。

国の原子力安全委員会は、EPZをUPZとして半径30キロメートルとする見直し案を昨年10月20日に示しました。福島第一原発の被害の実態から、30キロメートルは極めて不十分であるとする見解は

広くマスコミなどでも報道され、泊原発を抱える後志の各自治体からも、戸惑いの声が一斉に上がりました。

中松小樽市長は、直ちにUPZの拡大に向けて、後志町村会とともに道や国に対して要請するとの見解を示し、平成23年12月28日の道との意見交換会でも「UPZは単純に30キロメートルとくくらず、自然や気象の条件を加味すべき」と発言するなど、一貫して小樽市民の安全と後志全体の安全のために、積極的な役割を果たしてこられたことは高く評価されております。今後のUPZ拡大に向けた見通しと市長の決意をお伺いいたします。

その後、経済産業省は、経済界などから夏場の電力不足を懸念する声に押される形で大飯原発の再稼働を1度は決断したものの、関西を中心とする広い地域の自治体から原発の安全性に対する疑問や事故対策の不備に反発の声が広がり、事実上、再稼働は断念されました。こうしたことから、原発の再稼働は広い地域の自治体の同意が必要との考え方が広がり、当時、全国で唯一、営業運転を続ける泊原発3号機の定期検査が迫る中で、地元自治体の動きが注目されました。

中松市長は、4月26日のマスコミのインタビューに答える形で「関西電力大飯原発の再稼働をめぐる経過を踏まえ、福島第一原発事故の原因究明、原子力規制庁の早期の立ち上げで、もっと専門的な立場からの検証を進めた上で判断すべき」と指摘し、泊原発1、2号機の再稼働についても「安全で環境に優しいと言われてきた原発に対する神話は崩壊した」、さらに「泊原発の周辺では、活断層の存在が指摘されています。再稼働の是非は、耐震性の検証をした上で判断すべき。再稼働に当たっては、後志全体を一つの圏域として各市町村との同意が必要」、北電に対しても「1市19町村すべてと安全協定を結び、発電所全体の耐震性や安全性について情報提供を求める」など、大変わかりやすいメッセージを発していただきました。

その後も、後志の各首長からも、関西電力大飯原発の再稼働を政府が判断することに違和感を示し、「原発は将来的に廃炉にすべき。1954年9月の岩内大火では焼けた紙片が余市や赤井川まで飛んできたことから、西風の吹く時期に泊原発で事故が起きれば、紙片より遠くまで運ばれることは容易に想像ができる」、4月28日、仁木町長。「国は、地域防災計画の見直しを求めながら、その指針も示していない。放射線のモニタリングポストを増やすと言いながら、まだ設置もされていないなど安全宣言は矛盾。泊原発の1、2号機のストレステストで断層が連動して起こる地震、長周期の揺れ、原子炉格納容器の金属劣化など、どこまで反映されたか説明されていない」、4月30日、黒松内町長。「原発の再稼働ありきの中での安全基準では、住民の理解は難しい。電力不足になる可能性があるからといって、すぐに再稼働が認められることにはならない。安全協定の拡大は必要。国は早期に原子力規制庁を設置し、地域防災計画策定に向けたマニュアルづくりなど、スピード感を持って動くべき」、5月1日、倶知安町長。また、古平町は「泊原発1、2号機の再稼働に現時点では賛成しかねる」、真狩村も「農業に影響するので再稼働は避けるべき」と明確に意思表示をいたしました。UPZは、おおむね後志全域とする方向が示され、泊原発の再稼働についても20市町村中18町村長の同意が必要との見解を示し、国や道は判断が求められることとなりました。

そうした中で5月5日、泊原発3号機が定期検査に入るため運転を停止し、日本の原発はすべて停止する事態となりました。今度は電力各社の電力不足が深刻となると言われていますが、北海道電力はピーク時で7パーセントの電力が不足することが想定されていることから、節電が求められています。札幌市は、あらゆる業務機関で10パーセントの節電目標を設定して取り組み、市民にも節電を呼びかけています。

小樽市は、庁舎に冷房もなく、これまでも経費の節減対策で節電に取り組んできており、目標の設定

は厳しいものがあると思いますが、原発の再稼働を中止するか、相当長期間になることを想定しての節電対策と市民に対する呼びかけも必要と考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に、福島第一原発事故以来、従来の原発政策を見直し、脱原発、卒原発、段階的撤退など、いろいろな意見や論文が多くなってきております。これまで原発の優位性とされてきた発電コストやCO₂の削減といった環境対策、何より安全神話の崩壊がこうした動きを加速しているのです。これまで原発は発電コストが安いとされてきましたが、放射性廃棄物の処理費用や原発立地交付金、事故に備えるべき補償金などが全くコストに反映されていないことが明らかとなり、環境面でも焼却によって消滅する通常の毒物と違い、放射性物質は環境に取り返しのつかない汚染をもたらす、放射性廃棄物は数万年という単位で保管と管理が必要とされ、人間が管理する限界を超えていることは明らかであります。

そうした理由から、原発を中心とする重厚長大な仕組みはリスクが高く、これを機に原発は不良債権としてエネルギーの転換が必要との考えから、先般、私どもは「『脱原発』成長論」の著書で知られる金子勝先生の講演に参加をしてまいりました。講演の中で、「東日本大震災と福島第一原発事故で、日本はバブル崩壊のときと同じような、失われた20年の振出しに戻った感がある。当時も、金融不安、不良債権問題で大蔵省や大手金融機関の統治能力のなさが問題となったが、今回も経済産業省と東京電力が無能ぶりを露呈した。今ここで変わらなければ、日本は滅亡するほどの瀬戸際にある」との現状認識の下、「今回の事態を機に、地域分散型、ネットワーク型の社会に転換し、再生エネルギーは小規模分散、それを双方向で、ネットワーク型の送配電網であるスマートグリッドでつなぐというのが新しい経済のイメージになる。今、日本のあらゆるシステムが持続の可能性を失い、これを突破していく成長の種はそこにしかない。北海道には広い土地があり、風力、地熱、太陽光、バイオマスなど、自然エネルギーの潜在能力が高く、それを送配電の改革につなげる必要がある。再生可能エネルギーが産業になり、エネルギーが根本的に転換すると、新しい投資と需要が喚起される。日本は今、100年に1度の転換期に立っている」。大変熱のこもった講演をいただき、感銘を受けるとともに、まずエネルギー政策は地方から変えるしかないと思つた次第であります。幸いにも、小樽市には、既に風力発電や洋上発電の計画が進み、小規模であってもまだまだ可能性があります。

国が7月1日から電力の固定価格買取りを電力会社に義務づけただけで、道内では標津町が大手パネルメーカーの誘致をして、最大規模のメガソーラーの計画が進行しています。ほかにも、釧路市や北見市でも同様の計画が進んでいると言われ、地熱発電やバイオマス発電も計画され、北海道はまさに再生エネルギーの拠点としても重要な役割が期待されています。電気も地産地消の時代に向かい、安いコストで投資や新たな雇用も見込まれる再生エネルギーへの転換こそ、これからの成長の起爆剤になると確信するものですが、市長も小樽市発展のために脱原発、再生エネルギーへの転換の方針を明確にすべきときと思われませんか。見解をお示ください。

次に、瓦れきの受入れ問題について伺います。

本年第1回定例会で、私どもの会派の代表者から瓦れきの受入れについて質問し、理事者からは以前、国から一度問い合わせがあり、「小樽市としては処理能力がないと回答した。その後は、受入れについての問い合わせや要請もない」との回答でありました。

しかし、高橋知事は、北斗市の太平洋セメント上磯工場が受入れを検討していることから、高谷北斗市長に協力要請を行いました。高谷市長は「真摯に受け止め、慎重に検討していきたい」との回答をしたと報道されています。しかし、3月以降、住民説明会などを開催したとの情報もなく、市長の苦悩がうかがえます。一方、苫小牧市の岩倉市長は、5月18日、東日本大震災で被災した岩手県宮古市から瓦れきを試験的に受け入れる実証実験を行う方針を表明しました。会見の席上、岩倉市長は「次世代の

ためにみんなで協力して、東北の復興を世界に示す必要がある」と受入れの意義を強調し、高橋知事も「全面的に協力していく」と表明して、歓迎の意向を示したとされています。このことにより、道内への震災瓦れきの搬入は確実に became と見られています。

しかし、苫小牧市の環境審議会では、有識者の委員などから、放射性物質の安全基準には識者間で相違があり、心配などの懸念や質問が続出したと言われています。そもそも低線量汚染が心配される瓦れきの受入れは、大変長期にわたる未来への責任が伴う判断が求められるものですが、専門家の意見も分かれており、慎重な検証が必要です。高橋知事は、北海道独自の基準を設けて、受入れを表明しています。上田札幌市長は「長期間の瓦れきの管理は市町村の手に負えない」と拒否しています。

専門家の立場では、石川正純北大教授は「専用の焼却炉が必要だ」と提言し、岩手県陸前高田市長は「その建設を国や県に頼んだが、相手にしてもらえなかった」と答えています。国や県がなぜ地元の要望を無視してこうした施設を建設できないのか、その理由はいまだに不明のままですが、本来これまで自治体や広域連合などの焼却施設や埋立施設は、放射性物質を想定した設計がなされておらず、一般産業廃棄物の焼却炉や最終処分場の設置でも、周辺住民の理解を得た上で環境対策など慎重に対策を進めた上で、廃棄物の処理がなされてきたものと思います。そうした視点から、輸送費や対策費などの無駄な経費をかけずに、現地に建設を応援するための寄附金付復興債を提言している団体などもあり、既に、現地の企業はかなりの処理能力と除染能力を備えた焼却システムを開発したと最近報道されています。

私たちは、そうした取組に対する支援こそ被災地の復興につながる取組であると考えます。市長は、瓦れきの広域処理について、どのような認識をお持ちですか。

次に、中古車の放射線汚染について伺います。

昨年8月から本年4月までに、全国の主要13港で船積みされる予定の中古車7,137台から、港湾業界などが定めた独自基準を大幅に上回る高い放射線が検出されたとの新聞報道がありました。これは、港湾荷役団体、日本港運協会が労働者の安全を守るために実施しているもので、国や業界団体の規制する法律や取決めもないとのことで、驚くべき実態であります。

我が国は、車の登録制度が大変厳格で、履歴は転売されても必ずさかのぼることができるとされ、輸出先の諸外国でも信頼性が高く、日本の中古車人気はまだまだ続いていると言われています。主な輸出先であるロシアは、放射線量に厳しい基準を設け、通関条件を毎時0.3マイクロシーベルトと設定し、放射能に対するアレルギーが強い国民性であることが知られていますし、福島第一原発事故以来、アメリカや韓国、中国など諸外国は、我が国よりも放射線に対する強いアレルギーを示していることは、承知のとおりであります。

そうした中で、このたびの報道は、中古車の輸出問題にとどまらず、回復した海外からの観光客に再び不安を与えるなど、影響ははかり知れないものがあります。道内では135台の中古車から基準を上回る放射線が検出され、小樽港では82台、苫小牧港で41台、釧路港で12台、これらの車は売主に戻されたということですが、その後、大半が転売され、行き先は不明とされ、全国的には7,137台の車が我が国を走り回っていることとなります。

問題は、これらの中古車が市場に出ても、放射線に関する規制がなく、業者のモラルにゆだねられていることにあります。新聞などで詳しく報道されたこともあり、市民からの問い合わせや行政に対する疑問の声もあり、小樽市の担当部署でも、国の法整備が不備のために小樽市として条例をつくることもできないと、大変苦悩しています。

東京電力は、放射能汚染のために輸出できずに道内で転売した際の損失を補てんしているとのことから、事業者の転売が加速され、今後さらに増え続けるものと見られていますが、国に対して法整備を

求めていくだけでなく、少なくとも小樽港から中古車を輸出する業者には、放射能のチェック結果の報告を義務づけることなどを検討すべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。こうした取組は福島風評被害をなくし、事業者の信頼にもつながり、評価されるものと思います。

次に、食品に含まれる放射性セシウムの新たな基準が平成24年4月1日から施行されて2週間あまりで、全国の自治体で4,866件の食品検査を実施し、一般食品で1キログラム当たり100ベクレルを超えた肉や野菜などは、福島、東北、関東など8県で156件、検査総数全体の3パーセントに上ると厚生労働省が発表し、政府は6県の一部産地を対象にシイタケ、タケノコなどの8品目を出荷停止としました。

昨年末の厚生労働省が発表した時点では、暫定基準値が1キログラム当たり500ベクレルであったものが、より厳しい新基準により、本来は基準値を超える食品が大幅に増えることが懸念されていましたが、やや増加にとどまり、安心した反面、これまでの厚生労働省の調査の信憑性が問われることとなりました。地方自治体が超過の予想される食品を重点的に検査した結果であることは、厚生労働省も認めているところではありますが、福島県、栃木県、茨城県、宮城県、岩手県、千葉県などの一部市町では、シイタケやタケノコなどを含めた8品目の出荷停止となったこともあり、汚染の深刻化が懸念されています。

市民から「小樽市の市場に出回っている生鮮野菜や肉、魚介類などはどのようにチェックされているのか」「生産地のチェックは正確にできるのか」などの問い合わせがあるほか、「東京などに住む子供や孫のために、米や野菜を毎月送っている」と訴える方もおりました。そうした中で、このたび教育委員会が給食用食材の産地公表と放射性物質の検査を実施する方針が明らかとなり、大変評価しています。

今後も、こうした小樽市に対する市民の要望や期待が続くものと思われませんが、保健所にこの秋にも導入が予定されております食品の放射性物質の検査機器の運用はどのように考えておられますか。

また、加工食品などの検査に対する要望も多いことから、こうした要望にこたえられる体制はできていますか。

放射性物質が検出された場合、公表の基準値はどの数値を考えていますか。

市民からの検査依頼に対する結果の公表は考えておられますか。

以上の点について、市長の見解をお伺いいたします。

先般、小樽市医師会が主催した「放射線被曝の健康被害の真実」と題する講演会で講演をいただいた先生は、放射線治療の専門家として、国の原子力規制のあり方は極めて不十分であることや、食品として体内に取り込まれた放射線は臓器に蓄積され、その影響は極めて深刻であることを訴えておられました。私も、市民の安全と安心、健康を守るために、機器の導入を機に最大限の活用を求めていきたいと考えています。

次に、人口減少対策について伺います。

私は、昨年第4回定例会の一般質問で、総務省が2010年に実施した国勢調査の結果を踏まえて、小樽市が取り組むべき課題について、幾つかの提言をしながら市長の見解を求めてきましたが、人口減少はその後も進み、小樽市のみならず北海道全体でも人口減少は昨年1年間で2万4,700人、全国で26万5,000人も減少が続いています。人口減少対策は、各自治体でもいろいろ試行錯誤が続いていると言われますが、解決策はなかなか見つからず、全国の自治体で対策に苦悩していることをうかがい知ることができます。中でも小樽市の人口減少と高齢化は急速に進んでおり、経済をはじめ、あらゆる分野で影響が出始め、何としても人口減少に歯止めをかける対策を早急に講じる必要があります。

そうしたさなかにも、6月12日の新聞には、小樽市の人口がついに13万人を割り込んだと報道され、私どもも大変衝撃を受けております。これまで提言してきた雇用の場の確保や住宅の整備、恵まれた子

育て支援に対する取組、高齢者が生き生き活動できる社会資本の整備などの対策と取組の状況についてお伺いいたします。

市長は4月23日の定例記者会見で、今後の取組として人口減少対策や雇用対策に取り組む決意を語られ、市民も市長の手腕に大変期待していると思います。第6次総合計画でも減少傾向は想定済みですが、まずは、どこで人口減少に歯止めをかけるか、目標値を明確に示して、そのために必要な施策を効果的に実施するために小樽市の担当部局が連携して、人口減少対策に総合力を生かしていくことが大切だと思えます。

喜茂別町は、町の基幹産業である農業への就農支援による若者の移住で成果を上げていると言われています。小樽市には、伝統的なものづくりの文化がありますが、後継者不足によってその文化が失われています。技術の継承支援や起業支援によって若者の定着を図るなど、小樽ならではの対策が必要であると考えています。これまでの公共事業による雇用政策には限界があり、発想の転換が求められています。今、民間資本による自然エネルギーや循環型エネルギーなどの分野で、新たな投資が活発に行われており、こうした分野の仕事は将来性もあり、小樽市にはこれからの積極的な企業誘致などによって、雇用の場を確保することが期待されています。労働人口が再び小樽に定着できる環境整備のためには何が必要か、一つ一つ検証して取り組んでいくことが重要であると思えます。

新聞記事にも、市長の大胆な政策に期待していると報道されていますが、私たちも市民も共通の願いであります。市長は、人口減少対策にどのような戦略をお持ちですか、お示し願います。

次に、小樽市立病院統合新築建築主体工事について、2度にわたって業者の入札辞退という異例の事態となりました。

これまで49億円あまりの大型公共工事で、2度にわたる入札中止は過去に例がないとされる一方で、地元業者から「採算に合わない」「過剰な設計」などの批判があったとされていますが、これまで長きにわたって市立病院調査特別委員会や議会の場で議論が続けられ、とりわけ新市立病院の建設費や規模・機能・国の起債問題、設計基準などは、繰り返し議論が行われた結果であると確信するものであります。特に建設費は、私どもとしては、将来の病院経営の負担とならないように、コンパクトでスリムな設計を求めて主張を展開してきたことも承知の事実ですが、地元業者にも配慮して、国の基準を満たすぎりぎりの設計として1平方メートル当たり29万4,000円を維持することを議会の意思として決定したことであり、いわば共同責任であるとも思っております。

しかし、東日本大震災の復興需要が見込まれる中で、建設資材や人件費の高騰が昨年末から指摘されていたものの、今年度の復興予算が閣議決定されたところから、建設資材が急騰していると言われ、新聞報道では生コンクリートが一気に3倍にはね上がっているなどの懸念が広がり、全国的に公共工事などにも影響を及ぼすことが予想されることから、私どもは国に調査を求めています。その理由は、東日本大震災の復興は全国民の願いでもあり、建設費や人件費の高騰はやむを得ないものと理解もできます。日本全体の景気回復につなげたいとの思惑も理解できますが、地方経済にはいまだに大きな格差があり、国の積算基準や単価の見直しができない中では、地方自治体が進める公共工事が軒並み中止や延期に追い込まれる危険が懸念されるからであります。2度にわたり入札に参加する意思を示しながら直前になって2社ともに辞退をすることが続くことは、極めて不自然の感がありますが、今後の建設需要を考えれば、時間の経過とともに建設費の上昇が続くものは確実と見られていることから、規模・機能を維持して、免震構造の民間病院建設実績なども参考に、入札条件で再検討を進め、一日も早く入札を行い、建設に着手すべきと考えています。

市民は、新市立病院の完成を心待ちにしていることをしっかりと受け止め、この事態を乗り切るべき

だと考えています。市長の見解をお伺いいたします。

次に、夜間急病センターの移転に伴う予算に関連して伺います。

夜間急病センターは、これまで済生会小樽病院に併設されて、指定管理者である小樽市医師会によって運営されてきましたが、済生会小樽病院の移転新築に伴い、独立した施設が必要との判断からこのたびの予算措置になったと理解していますが、先般、小樽市が主催した「市民と考える救急医療セミナー」に多くの議員や市民とともに参加して、「救急医療ってなんだろう？」と題した講演を聞きました。特に、小樽市夜間急病センターの運用状況について、済生会小樽病院副院長から「平日は午後6時から午前7時まで、主に外科、小児科を含めた内科の医師1名が診療に当たっている。広い意味で、さまざまな症状の患者が来るので、専門外もあるが準夜勤の夜6時から9時までは市内の医師が担当し、深夜勤務は夜9時から翌朝7時まで大学病院の契約医師が担当しているが、医師不足が深刻化している中で、やりくりができず、済生会小樽病院の医師がカバーに入っていることも少なくない。そうした環境で、年間7,400件の患者のうち外科で2件、内科で54件、小児科で56件が2次救急に転送され、95パーセントは小樽市内の病院で措置されている。残る5パーセントが3次救急として札幌に転送されている」とのことです。

夜間急病センターの受診者は、当初の年間1万人から平成17年度以降1万人を割り込み、平成20年度から7,000人台で推移しているとのことであります。一方で、2次救急患者は7パーセント、540件で変化はなく、患者数が減少しているわりに救急転送の患者は増加していることから、夜間急病センターの重要性が増していることが理解できました。しかし、人口減少が続き受診者も減少すれば、当然収支の悪化も心配されます。新夜間急病センターの施設設備でもCTスキャンは設置されないとのことですが、患者の立場を考えると不安もあると思います。医師不足も深刻化する中で、独立型施設として医師の確保や、これまで果たしてきた司令塔としての役割が今後も確保されるのかといった心配も講演の中で知ることができました。

私どもも、夜間急病センターの果たしてきた役割を今後も期待する立場で、医師の疲弊と負担を少しでも少なくするために、コンビニ受診を減少させるための啓発活動の重要性を再認識するとともに、函館市、室蘭市、苫小牧市、釧路市などの事例の紹介と経費の比較などには、大変大きな危機感を感じました。そうしたことから、「救急医療を考える市民懇話会」の設置を通じて、将来の夜間急病センターのあり方についても協議していくのか大変心配になりまして、保健所に確認したところ、夜間急病センターの体制の変更について協議するものではないとお聞きしました。

それでは、「救急医療を考える市民懇話会」は、どのような役割を目的に設置されるのか、また、どのようなメンバーで構成されるのか、あわせて今後のスケジュールなどをお示しください。

次に、高機能消防指令センターの補正予算に関して、消防の広域化について私どもの見解を明らかにし、市長の決意を伺いたいと思います。

東日本大震災を機に、地域防災に対する重要性が再認識され、市民の消防に対する期待は大変大きなものになっています。これまで、とかく役所的なとらえ方で、消防や警察・自衛隊なども、効率化などを画一的に求められてきましたが、私どももこのたびの津波の大災害や、福島第一原発事故の経験を踏まえて、こうした考え方は改めるべきと再認識したところであります。

現在、総務省は消防の広域化事業を推進しておりますが、かつて市町村合併を総務省は地方行政の効率化を目的に強力に推進しましたが、北海道は各自自治体の行政面積がもともと広く、行政サービスが行き届かなくなる懸念から、市町村合併は全国一進まなかった経緯があります。消防の広域化は、そうした経過を全く無視するばかりか、東日本大震災や原発事故で、我が身を呈して活動した消防職員や消防

団員の努力と、その経験を踏まえた地域が求めている消防活動を無視した措置と言わざるを得ません。

また、本来デジタル無線化と高機能消防指令センターなどの事業は一体であると理解しますが、そうした意味からも、国の補助金がこのたび交付されなかったという状況は市町村の防災への取組に対し、あまりにも厳しい対応であったと言わざるを得ません。

そうした中で、後志の広域化といっても、その面積は本州の県に相当する広い地域であり、拙速に進められた広域化後の消防に、これまで以上に火災や防災などの人命にかかわる重要な仕事を総務省が求めていることに問題があることは明確であります。

市長もそうした立場で、このような総務省などの一方的な施策の押しつけに対しては断固とした姿勢を貫いていただきたいと考えていますが、市長の見解をお示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 林下議員の御質問にお答えいたします。

初めに、放射能汚染対策とエネルギー政策の転換について、何点かの御質問がありました。

まず、今後のUPZ拡大に向けた見通しと決意についてですが、私としては、これまでもUPZの範囲について福島第一原発の事故を踏まえ、発電所からの距離により画一的に決めるのではなく、地形や気象条件などの科学的根拠に基づく範囲拡大を国や北海道に求めてまいりました。国では、今後、放射性物質の拡散シミュレーションを行うとしており、その結果がUPZの線引きを決定する際の判断材料とされることから、その実施結果に注目しているところであります。

いずれにいたしましても、市民の安全と安心を守るため、今後も後志町村会や北海道市長会と連携を図りながら、国や北海道に対して引き続きUPZの拡大を求めてまいりたいと考えております。

次に、節電対策と市民への呼びかけについてですが、本庁舎におきましては経費節減の観点から、10年ほど前から蛍光管の間引きや昼休み時間の消灯などを行い、取組開始前後の平成15年度との比較で18年度では12パーセントの使用電力量の削減となっており、以後、昨年度までおおむね同程度の使用電力量で推移してきているところであります。今年度、北海道電力株式会社からは、さらに目標数値として22年度比7パーセントの削減を要請されておりますので、パソコン機器の小まめな電源オフや冷蔵庫等電化製品の集約、又は使用の自粛を図るほか、照度調査を行いながら、さらなる蛍光管の間引きなど節電対策を一層徹底し、目標数値に近づけるよう既に取組を始めているところであります。

また、市民に対する節電の啓発についてですが、基本的には事業者である北電が行うべきものと考えておりますが、広報おたる8月号には節電に関する記事を掲載する予定でありますし、パンフレットの配置も含め、北電の情報提供に協力してまいりたいと考えております。

次に、脱原発、再生可能エネルギーへの転換の方針についてですが、電力の需給バランスを考慮すると、原子力発電所を直ちに廃止することは、経済活動などへの影響もあり、難しいものと考えておりますが、将来的には原子力への依存を減らしていかなくてはならないものと考えております。そのためには、再生可能エネルギーによる電力ウエートを高めていく必要があり、市としても電力事業者等からの導入の計画や提案があった場合などは、できる限りの協力を行うなど、推進に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、震災瓦れきの広域処理に対する認識であります。確かに相応の処理能力や除染能力を有する

よう開発された焼却施設を現地に設置することが復興支援につながると考えられますが、被災地の早期復興のためには、できるだけ早く震災瓦れきの処理を完了させることが重要であり、全国の自治体の既存ごみ処理施設を利用して広域処理を行うことも緊急措置としてやむを得ないものと認識しております。

次に、中古車の放射線量についてであります。現在、小樽港から輸出される中古車につきましては、港湾荷役業者が日本貨物検数協会に依頼し、輸出する全車両の放射線量測定を実施しております。毎時0.3マイクロシーベルトを超えた車両については、中古車業者が輸出を取りやめ引き取っており、その際、放射線量の測定結果について、港湾管理者である市は日本貨物検数協会から報告を受けておりますので、改めて中古車業者に結果報告を求める考えはありません。

次に、保健所に導入が予定されている食品の放射性物質検査機器の運用についてですが、機器の種類は簡易型ガンマ線スペクトロメーターというスクリーニングを目的とする機器であり、消費者庁から無償貸与されるものです。この機器で検査を実施した結果、基準値を超えたり、基準値に近い数値であった場合は、厚生労働省が別に定めるゲルマニウム半導体検出器による確定検査が必要となります。検査対象は、17自治体で生産された野菜等の生鮮食品です。主として、学校給食用食材を予定していますが、該当する生鮮食品であれば、市民の持込み検査にも対応したいと考えています。また、加工食品等につきましては、機器の機能が確認でき次第、実施いたします。

次に、検査結果の公表についてですが、公表の基準値を設けず、個人情報を除き原則すべての結果を公表したいと考えております。

次に、人口減少の対策についてお尋ねがありました。

初めに、これまでの取組状況についてですが、雇用の促進を図るため、企業説明会や企業見学会を実施する「労働者地元定着事業」などを実施したほか、地場産業の振興や企業誘致の取組を進め、雇用の場の確保に努めてまいりました。また、定住促進を図るため、公営住宅の建替えや、市外からの移住促進に取り組んできたほか、子育て支援では、延長保育や休日保育などの特別保育事業とともに、放課後児童クラブの拡充などを進めてまいりました。

次に、人口減対策の戦略についてですが、今年度予算では経済・雇用対策を重点施策に位置づけ、雇用の場の確保を図る事業を積極的に推進するほか、子供を産み育てやすい環境づくりなど、人口減を最小限にとどめるための施策を着実に進めていく必要があると考えております。

雇用対策といたしましては、新規学卒者の地元定着と雇用の場を確保するため、先ほど申し上げた「労働者地元定着事業」を実施しているほか、今年度からは地元高校生を早期に人材育成するための、「高校生就職スキルアップ支援事業」を実施し、市内企業への定着を図ることとしております。

また、地元企業の振興策としましては、「小樽ブランド力推進事業」や「地場産品導入促進事業」などの新たな事業を展開しているところであります。

雇用の場の創出や確保のためには、厳しい財政状況にあっても、さらなる対策が必要と考えておりますので、地元企業の活性化に向けた支援策や企業誘致などの取組を進めながら、地域経済を活性化することが重要な課題と考えております。

次に、新市立病院の入札問題についてであります。建設工事の入札が本年3月に続き、今回も中止になったことに対し大変遺憾に思っております。また、中止になったことで、予定していた開院が遅れることとなり、市民の皆様や関係者の方々に御迷惑をおかけすることとなり、大変申しわけなく思っております。

私は、この事態を受け、病院局に原因の究明と設計見直しなどの対応策について、早急な検討を指示するとともに、市長部局に第三者的な視点で設計内容を検証するため設計検証部会を組織し、発注体制

の強化を図ったところであります。新市立病院の建設は、市民の命と健康を守るために絶対に必要な事業であるとの認識はいささかも変わっておりませんし、加えて議員が御指摘のような、今後の建設需要の変化も予想されますので、一日も早い着工に向けて、スピード感を持ち全力で取り組んでまいります。

次に、夜間急病センターについてお尋ねがありました。

このたび「救急医療を考える市民懇話会」を設置した目的についてであります。市民の立場で救急医療について考え、知識を深めていただくために設置したものであります。夜間急病センターの今後の体制については、市と医師会の中で検討していくものと考えております。既に本年1月から協議を進めているところであります。

また、市民懇話会の構成メンバーは、公募市民3人、地域代表として小樽市総連合町会から3人、高齢者代表として「杜のつどい」から2人、子供を持つ世代として小樽市PTA連合会から2人、計10名であります。今後のスケジュールは、第1回を6月28日に開催し、その中でメンバーと相談の上、回数などを決める予定です。

次に、高機能消防指令センターの補正予算にかかわって、消防の広域化について御質問がありました。消防の広域化は平成18年の消防組織法の一部改正により明記され、市町村は都道府県が策定した消防広域化推進計画に基づき、広域化に向けた取組を行うこととされております。

本市の広域化につきましては、この推進計画の中で、後志圏による広域化を検討することが望ましいとされており、これまで本市を含む4消防本部により検討を行ってまいりました。しかし、広域化後の行政区域が山梨県や石川県に匹敵する広大な面積となることや後志特有の地形など、市民の安心・安全を確保する上で課題であることから、本市といたしましては現段階での広域化は困難と考えております。

いずれにいたしましても、消防の広域化につきましては、市町村が自主的に決定するものでありますので、今後におきましても、自治体消防の原則に基づき、私が適切に判断してまいりたいと考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 16番、林下孤芳議員。

○16番(林下孤芳議員) 細かい点については予算特別委員会で再度質問したいと思いますけれども、エネルギー政策の展開についていろいろと発言させていただきました。電気料金の値上げや節電を求められたとしても、なお、脱原発、エネルギー政策の転換を求める意見が60パーセントから70パーセントの状況で推移しているという各紙のアンケート調査の結果からも、市民は脱原発、エネルギー政策の転換というのを求めているというふうに思います。

そうした意味で、私も大飯原発の再稼働については、間違った判断をしてしまったなというふうに思っていますし、国の政策がいつも正しい判断をするとは実は私は思っておりません。私も国鉄改革を経験しましたし、中松市長もバブルの崩壊による国の政策転換などで、非常に苦勞された経験があると思います。そうした経験がある首長というのは、そう多くいるとは私は思っていないから、ぜひそういう経験を踏まえて、やはり国の政策転換というのは、当時もバブル崩壊で銀行を救済するために、相当な国の税金が投入をされて今日に至っている、国鉄改革でも相当な、いわゆる国民負担が残されたと。そういう経過からしますと、今回、例えば原発を廃炉にした場合4兆3,900億円ですか、それくらいの費用が必要だということを考えますと、非常に今後の政策転換に向けて、やはり非常に大きなきっかけになるのではないかと私は思っています。

そうした意味で、そういう経験をした市長として、もっと国に対してしっかりと発信をしていただきたいという点で、もしお考えがあれば、ぜひ御答弁をいただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（貞村英之） 国の施策に対して物申していけということなのですが、脱原発、これは何年か後には、ならざるを得ないものと思っております。ただ、それまでの間のエネルギー供給という面を考えれば、即、脱原発とはいかないだろうというふうに思っております。市民のことを考えれば安全というものは第一、それはもう言うまでもなく、それ以上のものはないと思うのですが、原発自体、過渡的なエネルギーと位置づけて、完全に原発がなくなるまでの間、どのようにしてエネルギー全体の調整を図っていくかと、そういうことで考えておりますので、申すべきところは申して、安全ということはもちろん確実に守らなければならないことですので、それだけは国であろうが道であろうが物を申していかなければならないと考えております。

○議長（横田久俊） 林下議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 4時10分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、安斎哲也議員。

（6番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

○6番（安斎哲也議員） 一新小樽を代表して質問いたします。

まず、2日間の本会議の代表質問でも取り上げられ、メディアでも報じられていることから御存じのとおり、この6月9日に、我が小樽市の人口はついに13万人を割り、12万人台に突入しました。小樽市の人口のピークは1964年の20万7,093人で、この48年間で1都市規模の7万7,000人が小樽市から流出しました。

この10年間では、人口の減少とともに、産業、経済、教育の空洞化がとまっております。2000年代の小樽市を振り返ると、小樽市が鳴り物入りで誘致した巨大商業施設「マイカル小樽」が、2001年9月のマイカルグループの破綻で頓挫しました。当てにしていた多額の固定資産税も滞納が続き、市議会でも論議されたことは承知のとおりです。

2002年9月には、小樽市民に親しまれた小樽－敦賀を週6往復で結ぶ大型フェリーの「すずらん」「すいせん」の2隻が苫小牧東港－敦賀を結ぶ航路へと変更され、小樽－敦賀航路が廃止となりました。流通の主要な位置を占めていた航路が廃止となったことで、日本海の人とトラック、貨物などが苫小牧へと流出し、年間の貨物取扱高が3分の1程度に減少することになってしまいました。

2005年には、小樽の市街地のランドマークでコンベンション施設としての役割を果たしていた小樽再開発ビルから、丸井今井小樽店が撤退しました。それに伴い2009年2月には小樽グランドホテルが閉店し、以降、中心市街地のランドマークの明かりは消えた状態になっています。

また、この年の都道府県地価調査では、市内の住宅地と工業地が前年度比の下落率でそれぞれ全国1位となり、ワーストワンにランクされたことも思い起こします。商業、産業の衰退とともに人口が減少し、地価下落率までが全国のワーストワンになってしまいました。

さらに、教育の関連では、2008年3月には小樽短期大学が閉校へと追い込まれ、最近では北海道薬科大学の撤退が報じられています。このように、人口や経済、産業、教育の空洞化が強まりました。

小樽市の斜陽化が歴然と進む中で、本市は、山田前市政から市立2病院の統合新築を目指していました。当初計画は238億円もの巨額に上りましたが、その後、見直しに次ぐ見直しを行い、現在は当初計画より100億円ダウンしましたが、それでも137億円と巨費となっています。山田前市長は、建設地について、量徳小学校の適正配置計画が撤回されたとして、築港地区を候補地に変更しました。3期目の選挙では、築港地区での建設を訴え当選しましたが、任期中に念願の築港地区での建設から現在の量徳小学校での建設へと大きくかじを切ることになり、任期最終年の第1回定例会に、久米設計札幌支社との随意契約で実施設計業務委託料1億2,000万円を計上し、市議会で可決されました。改選後の中松市政は、山田前市長が敷いた規模・機能、建設費を何の疑問も挟まずに踏襲していると言っても過言ではありません。

この新市立病院建設では、なぜ他都市が小樽の半額で建設しているのに137億円もの巨費がかかるのかが判然としておらず、結局、巨額の税金の無駄遣いに終わり、将来に大きな負担を残してしまいます。党派としては、巨額な借金を市民に押しつけてはならないという確信が反対根拠であります。

人口の減少、高齢化が急速に進む小樽では、官民の病院が並列しており、どの病院でも経営に苦しんでいます。過剰な病床数の中で、豪華市立病院建設が民間の経営を圧迫し、破綻に至らしめることが目に見えています。

一番理想的なことは、2度の入札中止を改めて考える時間を辛うじていただいたと受け止め、市民に巨額の借金を負わせる新市立病院を小樽市民全員で再検証して、ともに小樽を取り巻く医療を考え、新たな道を探ることです。小樽市は、築港地区での病院建設を進めていましたが、まさに今その同じ場所に、日本での病院経営で最大規模の済生会が55億円で新病院を建築中です。新市立病院建設の異例の2度の入札中止は、いま一度、市議会や市民に新病院問題の再検証を迫っている絶好の機会であると思えます。

しかし、再度設計を行い発注することにより1年以上開院が遅れることから、医局の引揚げの問題が避けられないと考えます。建設が前提であれば、病院局が示しているように仕様見直しを行った上での設計でやむなしとし、とにかく一括発注で、安価な建設費でスピーディーに事業を行うことと思います。発注方法を検討するとのことですから、下請発注額などを考慮し、地元への担保をした「総合評価落札方式」でも考えられると思います。

先日の6月14日ですが、病院ランキングで上位に食い込む人気で、日本の医療で最もすぐれていると評価されている「亀田総合病院」が、テレビ東京のドキュメンタリー番組「カンブリア宮殿」で「亀田はまた来なくなる病院」と紹介されました。私は、この番組を見て、思わず自分の認識の甘さと亀田総合病院のすごさにのけぞってしまいました。長い待ち時間、スタッフの応対、入院生活の不自由さ、医療費の問題など、患者が感じるストレスを徹底的に取り除くことを意識したサービスの充実、また医療と業務のシステム、アメニティー、サービスの院内環境を含めて、すべての面で患者が満足する病院づくりを目指していることを実感いたしました。番組の中では、亀田総合病院が314床の病院を新たに建設中で、その工事費が40億円と報じられていました。314床を40億円で建てる亀田総合病院と、388床を137億円で建てる小樽市とのあまりの違いの大きさに愕然としました。

市議会での新市立病院に関する賛成議論は、地元経済が潤うために、地元企業がゼネコンからおこぼれを受けるべきということに尽きているようです。しかし、新市立病院ができて、その後の経営が極めて難しいことは、減価償却や退職引当金の計上義務化などが求められていることを考えれば、すぐに理解できます。豪華病院をつくって破綻してしまった公立病院の例は後を絶ちません。

ここで、財政問題に関連して、この新市立病院建設を進めている病院経営など、小樽市の公営企業に

大きな影響を与えると考えられる総務省が示した「公営企業会計制度の見直し」について伺います。

公営企業会計制度の見直しは、現行の企業会計の原則の考え方を最大限取り入れたものとする、地方公営企業の特徴などを適切に勘案すべきこと、地域主権改革に沿ったものとする、借入資本金の負債計上、みなし償却制度の廃止、退職給付引当金の計上義務化、リース会計の導入など11項目の公営企業会計基準の見直しを、平成26年度決算から適用すると示されました。

これについて、先日の市立病院調査特別委員会で、一新小樽の成田祐樹議員が、病院事業会計に影響を与える項目について質問し、病院局は、退職給付引当金の計上義務化、借入資本金の負債計上、リース会計の導入の3項目を挙げました。これらの項目は病院事業会計だけでなく、水道、下水道、産業廃棄物などの会計にも影響を与えると考えますが、市として改正内容を適切に理解し、23年度決算に基づいてシミュレーションすることが必要との指摘も多く聞こえています。

また、平成24年度予算や25年度計画に基づいても影響をシミュレーションし、26年度以降の公営企業の方針を検討すべきと思います。今後の試算や影響額について項目ごとに伺います。

借入資本金制度の負債計上の影響についてですが、現在、建設改良の財源に充てるために起こした地方債や一般会計からの長期借入金を借入資本金として資本に計上していますが、今回の見直しで、借入資本金を負債に計上するとともに、1年以内に償還期限が訪れる企業債は、固定負債から流動負債に振り替えるものとされています。貸借対照表上、各公営企業の財務状況が悪化することになり、健全化判断基準などに影響すると思われます。

これまで隠れていた負債が明らかになる場合があるという指摘があり、公営企業会計で経営の再点検をする必要があります。市の認識と、新会計基準に照らした場合の負債額が幾らになるか示してください。

地方公共団体の自治体財政健全化法の指標に影響を及ぼす可能性があると思いますが、26年度以降の公営企業会計を対象とする資金不足比率の試算を示してください。これによって経営健全化基準に抵触することになるのかお聞かせください。

企業会計では、未収金の一部が不良債務化する場合、大きな影響を及ぼすことになります。対策強化など、打開策を早急に講じる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

病院事業会計では、未収金の一部が不良債務化した場合、一気に資金がショートすることも考えられるという指摘がありますが、市の認識をお示ください。

一般会計からの赤字補てんの繰入れを受けていた病院会計では、経費の削減など、さらなる経営努力が求められます。公立病院の役割とあるべき姿を検討し、将来を見込んで、どこにどれだけの税金を投入するのかなどの議論を行う必要があると思いますが、お示ください。

また、現在、新市立病院建設で2度の入札中止となっていますが、総額137億円の新市立病院建設は、我々が主張しているように建設費が高く、将来に大きな負担を残すことになります。この借入資本金制度の見直しで、建設分の長期借入金が負債となると、病院会計の財務状況に大きな影響を与えることとなりますが、市の認識をお示ください。

借入資本金が負債に算入されると、財務内容を示す貸借対照表の資本が減り、負債が増えて内容が悪化することが懸念されます。民間なら経営破綻しかねない債務超過に陥るケースも想定されるという指摘がありますが、この制度の見直しと病院建設が重なると、新市立病院建設分の影響額は幾らで、施工後の小樽市の状況はどのような状況に陥るのかをお示ください。

退職給付引当金の計上義務化とリース会計導入について伺います。

退職給付引当金の計上不足額は、平成26年4月1日時点で特別損失に一括計上するのが原則であると

示されています。病院事業会計では、先日の特別委員会で、現時点での試算は30億円と示されましたが、各企業会計ではそれぞれ幾らになるのでしょうか。一括計上した場合、巨額の負債を計上しなければならなくなりますが、市の対応をお聞かせください。

この制度の見直しにより、職員数の多い病院事業では不足額が巨額となることが予想されますが、見解をお示してください。

総務省では、引当金を負債計上することの影響が大きい場合、平均残余勤務年数の範囲内で分割して費用計上することも経過措置として認められています。病院事業会計は、15年で1年2億円の計上となると答弁していましたが、このほかの会計の試算をお示してください。

また、病院事業会計では、現時点では30億円としていますが、施工後の退職者数などを考えると30億円でおさまらないと考えます。単純に30億円で1年で2億円ずつの計上とはならないと思いますが、新病院計画で出している現時点から今後10年分の試算を示してください。

借入資本金制度の見直しと退職手当引当金の計上義務化によって、地方公共団体の財政健全化法の算定結果に大きく影響を及ぼすと思いますが、見解をお聞かせください。

現在でどのような数値になると予想され、これも同様に新病院計画で出している10年分の数値と、そしてその対応をお示してください。

地方公営企業会計にリース会計を導入することとするとされていますが、病院では医療機器の導入に際してリース取引を活用することが多いと思いますが、リース取引の実態は割賦購入と類似しています。現在のままでは、リース取引を賃貸借取引としたのでは、その取引実態を決算書に的確に反映することはできません。このことから見直しが求められています。このリース会計の導入による病院事業会計への影響をお聞かせください。

この公営企業会計制度の見直しで、公的病院間の比較が可能になるだけでなく、民間企業と同じ目線で財務的な評価、分析をすることが可能になるとされていますが、認識をお聞かせください。

市立病院調査問題に関連し、病院建設工事の設計見直しについて伺います。

病院局は、先日の特別委員会で、病院建設工事の設計見直しの方針を示しましたが、病院の規模・機能は変更せず、構造以外の仕様を変更、医療機器と関連する工事などを別途工事として分離し、各資材の見積りを徴収し、市況価格を反映させるとしています。

まず、外壁材、内装材など約60項目について仕様変更などを検討中としています。項目と削減分を示してください。

市立病院調査特別委員会での議論で、最初から仕様変更することは可能だったが、質の部分や景観上の部分を配慮したと答弁していました。これまで決して豪華な病院ではないと主張していましたが、機能を配慮したのではなく景観上を配慮したのであれば、やはり豪華な病院だったと言わざるを得ません。

外観美化にこだわっていると思われそうですが、外壁に使用を考えているタイルやれんががその一つで、タイルは外壁の中で一番高価な部類の一つであります。砂川市立病院の増築工事では、初期費用を抑えるためにタイルではなく安価な塗装を選んでいました。タイルは塗装と比べると二、三倍も高いとされています。豪華な病院ではないと豪語するのであれば、病院の一部に使用予定の弗素樹脂クリア塗装も耐用年数はほぼ変わらないようですが、なぜ外壁塗装ではなくタイルを選んだのか示してください。

市民や関係者の中からは、砂川市立病院が普通の病院で、新市立病院はすべて社長室並みという指摘が聞こえています。市は、平成22年8月の広報おたるで、「決して大規模な豪華病院ではありません」と掲載し、山田前市長は豪華な病院ではないとの答弁を繰り返していましたが、結局、景観を配慮した豪華な病院だったと言わざるを得ません。入札が2度中止されたことについて、前市長の責任を問う声

が聞かれています、その見解を示してください。

また、山田前市長は、フェイスブック上で「建物の建設で約100億円です。これを安く上げようと思えば建築、電気、給排水などの工事を一括して大手ゼネコンに発注することです。しかし、それでは地元の業者には全く恩恵はありません」としています。前項の質問で、公営企業を取り巻く状況の変化について質問しましたが、将来を考えるとやはり建設費を圧縮すべきと思いますが、病院局では医療機器関係の建設を分離することとしています。市立病院調査特別委員会で示された表の中には、この医療機器関係の分離分がすっぽり抜けていますが、医療機器関係の分離発注分は一体幾らになるのでしょうか。市民や議会に本体工事額を削減したと錯覚させるために意図的にやったのではないのでしょうか。今回の入札の建設費は圧縮したことになっても、結局は全体の総額を上げることに繋がるとと思いますが、その見解を示してください。

増額するのであれば、それに伴い返済計画も変わることになると思いますが、市民の税金による支出なので、新たに資金収支計画を示し、諮るべきと考えます。

医療機器は平成25、26年度に発注すると答弁していましたが、これ以上の予算増は市民から理解はされませんし、我々も、これまでも安価な建設を求めてきたので、よしとすることはできません。新病院建設は、地元企業の恩恵ばかりを考え、建設費を大幅に高くし、結果的に入札が遅れ、さらには将来の借金を多く残すこととなります。2度目の入札で単独業者も応札できるとしており、最悪なパターンは、増額して高くなったのに地元業者が入れなくなることであると考えます。地元業者が確実に参加できる担保がないなら、一括して大手ゼネコンに発注し、建設費を圧縮し、早急につくることがよかったですのではないのでしょうか、その見解を示してください。

公的病院に対する特別交付税措置の拡充について伺います。

平成23年度より、地域において必要とされる不採算医療等の機能を担う公的病院等に対する市町村からの助成について、公立病院に準じた特別交付税措置の対象が拡充となりました。小樽市内では、済生会と協会病院の2医療機関が対象となりましたが、市ではこれまで2次救急の委託料と周産期分として補助金を出していましたが、それはそれぞれ幾らでしょうか。

市の負担から国の特別交付税で全額補助されることになりましたので、これにより市の負担が軽減されたと思います。この分で市としてさらに手厚く対応すべきと思いますが、見解をお示してください。

冒頭にも述べましたが、小樽市の人口減について伺います。

小樽市の人口は、1964年の20万7,093人をピークに、新谷市政発足時の1986年の17万4,558人から山田市政発足時の1998年の15万4,768人まで1万9,790人減少しました。さらに、中松市政発足時の2011年には13万1,444人と2万3,324人と、この2市政で4万3,114人も減少しました。人口減の問題を取り上げると、まず自分に対して、早く結婚して子供を生みなさいと言われますが、これは今後、小樽市の人口増に寄与すべきと考えていますので、御理解ください。

まず、新聞報道にもありましたが、今日9日の住民基本台帳速報値で、小樽市の人口が13万人を割り込み12万9,995人となってしまいました。市長の見解をお聞かせください。

中松市長は新聞報道で、「地域の活力や税収にも影響する事態で大変重く受け止めている。雇用確保など最優先課題で取り組みたい」と答えていました。そもそも、なぜこんなにも急激に人口が減少し、転出者の54パーセントが20歳から39歳の若い世代かという現状をどのように認識し、どのように問題を抱え、考えているのかお聞かせください。

昨日の本会議で市長も答弁されていましたが、15歳から64歳までの生産年齢人口の流出には、職を求めることが要因ということが挙げられていましたが、このほかにも、家賃や水道料金が低いという理

由もあります。さらに、子育て世代の中には、質の高い教育を求めて札幌へ世帯ごと転出するという大変残念な現状もあります。私は、市長公約にもある「子供を生み育てやすい環境づくり」がまさに必要であると考えます。山田前市長の計画を踏襲した137億円の新市立病院の建設に巨額をかけるのはいかがかと主張してきましたが、子供を生み育てられない病院に巨額な税金を使うよりも、建設コストを最小限に抑え、負担を減らし、その余力で子育てや教育支援に使うべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、転出者の54パーセントである若者にとって、小樽のまちはつまらないという声が多く聞こえてきます。海と山があり水がおいしく、自然豊かで誇れる歴史や文化はありますが、若者にとっては刺激が少し足りないまちなのかもしれません。

さらに、修学旅行中の子供たちにも話を聞きましたが、お土産物屋やマダム的な洋服屋ばかりな気がするという声がありました。ただし、札幌に住むリッチなマダムは、わざわざ小樽に服を買いに来ることもあるようですが、そういった方には価格が手ごろでバラエティーに富んでいる服屋が多いということもあるようです。雇用創出のために企業誘致することも大切ですし、移住政策に力を入れることも大事ではありますが、今いる若者たちがこのまちに何を求め、何をしたいのかを知ることも重要なことと考えます。

今朝の北海道新聞で小樽出身の香山リカさんが小樽の人口減について触れていましたが、「ぜひ若い人も『30年後、私はどういうところに住みたいか』という視点を忘れずにまちづくりを」と述べていました。将来を担う若い世代とも意見交換する場を設けていくべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

最後に、人口減少の問題に関連し、港湾の利用について提案させていただきます。

6月17日に開かれたおたる運河ロードレースでは、これまでで最多の参加人数である2,975人のランナーが、小樽の歴史とロマンのあふれる港周辺へ駆け出し、にぎわいが創出されていました。この前日には市内の中心地にあるホテルのほとんどが満室状態で、私の知人が宿泊先を探すのに大変だったと漏らしていました。ロードレースのスタート、ゴール地点である色内ふ頭公園では、小樽の物産をPRする出店や食べ物屋が新たに設置されたり、観光協会の職員がクーポン付きのマップを配布するなど新たな試みを行い、さらには市の職員たちが受付など運営にボランティア参加するなど、小樽の港の有効活用にご尽力され、大変うれしく思いました。

現在、市では、港湾計画改訂に向け、まずは第3号ふ頭及び周辺の再開発に関するワークショップの委員を募集しています。市民参加も促し、自由な討論を行う会議とすることには評価ができます。将来的に第3号ふ頭を国際旅客埠頭、埠頭周辺を観光船乗り場と一体となった交流空間として計画しており、これらを整備する上でのコンセプトや必要な施設配置について議論し、最終的に市に対して提言を行うようとしているとのことです。

そこで、6月から供用開始とした第3号ふ頭多目的広場について伺います。

第3号ふ頭基部に約2,000万円で整備された多目的広場は、全面アスファルト舗装で4,500平方メートルと大きな敷地で、にぎわいを生み出すためにイベントでの利用を促進しているようですが、これは税金をかけて整備したのに、さらに使用料を取ることにしています。その根拠は何でしょうか。多目的広場とした経緯もあわせてお聞かせください。

イベント利用もそれはそれでいいのですが、利用がなければ、小樽には珍しい平らで全面舗装の敷地をさくで囲んで、市民を閉め出して遊ばせておくだけなのではないでしょうか。6月から多目的広場の利用についてメディアや市ホームページに掲載し呼びかけていますが、実際の利用要望はどの程度ありますか。

インターネットで検索して全国の事例を見てみると、多目的広場はスポーツレクリエーション施設や

遊具を設置したり、だれもが自由に利用できる、スポーツもできる場として整備し、開放している例があります。先日、神戸市に視察に行った際には、港湾地域には市民が憩える場所が多くあり、老若男女が集まって休んだり、弁当を食べたり、カップルが海を眺めながら愛を語っていたり、ストリート系の若者が自転車やスケートボードを乗り入れて、まちの財産を満喫していました。2,000万円の税金をかけて全面舗装し、多目的に利用する市民からさらに利用料を徴収するのはいかがでしょうか。利用料を徴収するという事は、2,000万円分を補てんする資金収支計画ができているのでしょうか。年間何回の利用があると計算し、何年で返済する計画なのでしょうか、お聞かせください。

前項でも述べていましたが、小樽は若者の転出が多く、人口が12万人に減少しました。私の周りの若者たちから伺ったところ、自由に遊んだりする場所が少なく、サークルの練習やストリート系の遊び場がなく、結局それも札幌市に流出する原因の一つとなっていると思います。若者を代表して提案させていただきますが、せっかく小樽にできた大きく平らな全面舗装の多目的広場なのですから、全国の事例を見習って、例えばバスケットゴールやフットサルのゴールをつけたり、ローラースケート、スケートボードを乗り入れできるようにするなど、若者向けの多目的広場にしてはどうでしょうか。

昨日の本会議における港湾整備の答弁で、市長は客船の増加に努めたいと述べていましたが、せっかく小樽に豪華客船が寄港しても、停泊した埠頭はまだまだ整備が不十分で、いち早く整備した第3号ふ頭多目的広場は真っ黒なアスファルトの大きな空き地が広がり、利用者もなく、たださくで閉鎖されている状態では、全国の豪華客船寄港地と比べると何とも寂しい光景かと思えます。

にぎわいを創出する目的であれば、市民が自由に利用し、憩える場所にするほうが、その都度利用者がおり、有効的に施設を利用できるものと考えますが、今後もこの使用目的や使用料の方針を変えるつもりはないのでしょうか、お聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終了します。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 安斎議員の御質問にお答えいたします。

財政問題と病院問題につきまして、私が答弁したものの以外については、病院局長から答弁したいと思えます。

まず、財政問題についてですが、お尋ねのありました今回の公営企業会計制度の見直しにつきましては、民間の企業会計基準が国際基準を踏まえて見直されている中で、相互の会計の比較分析を容易にするために整合を図ることを目的としており、本市においても、平成26年度の予算から新会計基準を適用するべく、各企業会計において調査研究をしているところであります。新基準を適用した場合でも、借入金を会計の整理上、負債に計上することになるもので、実態が大きく変わるものではないと考えております。

また、この基準を適用した場合の24年度当初予算における負債額につきましては、病院事業会計では固定負債31億7,000万円、流動負債4億9,400万円の計36億6,400万円、水道事業会計では固定負債150億5,600万円、流動負債14億3,300万円の計164億8,900万円、下水道事業会計では固定負債153億2,900万円、流動負債20億9,700万円の計174億2,600万円となります。なお、産業廃棄物等処分事業会計につきましては、地方債の残債等がないため負債額は発生いたしません。

次に、地方公共団体財政健全化法の指標に及ぼす影響についてであります。総務省から示されてい

る考え方によりますと、会計制度の見直しにより資金不足比率に影響のある項目の一部について、算入対象から除外することとしており、現状での見込みといたしましては、各企業会計において26年度以降に資金不足が発生する見込みはなく、経営健全化基準の資金不足比率は算出されないと考えております。

次に、各企業会計における退職給付引当金の計上不足額の試算と計上方法についてであります。まず退職給付引当金の計上不足額の試算につきましては、病院事業会計については6月11日の市立病院調査特別委員会で30億円とお示ししましたが、その他の会計について同様に22年度の在籍職員数を基に試算いたしますと、水道事業会計が5億7,000万円、下水道事業会計が3億6,000万円となります。なお、産業廃棄物等処分事業会計につきましては、当該会計業務を専従職員では行っていないため、退職給付引当金の計上は予定しておりません。

また、計上方法につきましては、水道及び下水道両事業会計とも現時点では基本的には15年で均等に分割して計上したいと考えており、それで試算いたしますと、水道事業会計は1年当たり3,800万円、下水道事業会計は1年当たり2,400万円となります。

次に、新市立病院の建設に係る入札の中止について、前市長の責任ということではありますが、私は昨年4月に、小樽市政の運営について市民の負託を受け、前山田市長から市政を引き継ぎ、私の公約の重点項目の一つとして新病院の建設事業を進めてまいりました。新病院の規模や内容につきましては、決定に至った経緯なども踏まえて、妥当なものとして判断しております。

また、建築内容につきましては、耐久性を考慮して採用した外装材などがありましたが、決して豪華なものとは考えておりません。入札が2度中止されたことは大変遺憾であり、市民や患者の皆様には御心配をおかけすることとなり、大変申しわけなく思っておりますが、一日も早く着工できるよう作業を進めることが私の責務であると考えております。

次に、不採算医療等の機能を担う公的病院等に対する市町村からの助成の拡充についてですが、平成23年度は、2次救急医療に対する補助金額は、済生会小樽病院へ436万1,000円、小樽協会病院へは350万5,000円を支出しております。また、周産期医療支援事業費としては、小樽協会病院に対して720万円を補助金として支出しております。

平成23年度からの特別交付税措置の対象拡大に伴い、周産期医療支援事業費を24年度は1,417万円へ増額したところであります。今後も、この補助事業については継続していく考えであります。

次に、人口減について幾つか御質問がありました。

まず、小樽市の人口が13万人を割り込んだことについてですが、昭和39年の約20万7,000人をピークに、転出による社会減とあわせ、近年では、死亡者数の増加と出生者数の減少による自然減も拡大している状況にあります。人口の減少は、経済の縮小など地域社会の活力にも大きな影響があるものと考えており、大変重く受け止めているところであります。

人口減に対する特効薬はありませんが、今年度予算で重点施策に位置づけた経済・雇用対策により、雇用の場の確保を図る事業を積極的に推進するほか、子供を産み育てやすい環境づくりなど、人口減を最小限にとどめるための施策を着実に進めていきたいと考えております。

次に、人口が減少し、転出者の多くが若い世代であることについてですが、昭和34年以降、転出者が転入者を上回る、いわゆる転出超過の状況となっており、ここ数年の動きを見ても、特に20代を中心とした若い世代が多く転出しています。社会や産業の構造が大きく変化していく中、企業の市外への移転や、港湾の物流が太平洋側へシフトするなど、本市の経済は縮小し、多くの若い世代が職を求めて札幌市などへ転出したことが大きな要因と認識しています。特に、若い世代の流出によって、地域活力が衰退するほか、次世代の子供たちをはぐくむ世代であることから、本市の人口動態にも大きな影響を与え

るものと考えております。

次に、新市立病院の建設負担を減らし、その余力を子育てや教育支援に使うべきとのことですが、新病院の建設は、地域の基幹病院として重要な役割を果たすものであり、市民の命と健康を守っていくため、早期に建設を進めていく必要があると考えています。

一方、次世代を担う子供たちのため、また、人口対策の観点からも、安心して子供を産み育てることができる環境づくりや、健やかな教育環境づくりなどは大切であると考えておりますので、引き続き重要な施策の一つとして取り組んでまいりたいと考えております。

次に、若い世代と意見交換する場を設けることについてですが、私は、市民参加の市政運営が大変重要であると考えていることから、「市長への手紙」や「町会長と市との定例連絡会議」のほか「市長と語る会」などを通じて直接に市民の皆さんとの懇談を重ねておりますので、若い世代との意見交換につきましても、そういった御意見がありましたら検討してまいりたいと考えております。

次に、港湾計画について何点か御質問がありました。まず第3号ふ頭多目的広場の使用料を徴収する根拠と経緯についてであります。この多目的広場は、臨港地区内にある港湾緑地とは異なり、小樽市港湾施設管理使用条例に定める港湾施設用地であることから、同条例に基づき使用料を徴収するものであります。

また、経緯につきましては、合同庁舎の建替えにより、新合同庁舎の市有地と旧港湾合同庁舎の国有地との交換により取得した用地であり、クルーズ客船が係留する第3号ふ頭基部に位置し、本市を代表する観光スポットの小樽運河にも近いことから、今後とも小樽港の交流空間としての有効活用を図るために、潮まつりなど各種イベントにも利用できる多目的広場として整備したものであります。

次に、利用要望についてであります。利用の受付を開始してから3週間程度と短いことから、現在のところ7月以降、潮まつりなど3件のイベントで、延べ16日間の使用を受け付けております。また、電話などによる問い合わせも数件寄せられているところであります。

次に、資金収支計画についてであります。この多目的広場は官民が主催する祭典、展示会、フリーマーケット、見本市等の各種イベントにも利用できる港湾施設であり、第3号ふ頭利用高度化事業の一環で、国の交付金により整備を行ったものでありますので、港湾関係起債事業のように償還計画に基づき運営する施設に該当しないため、資金収支計画は作成しておりません。

次に、使用目的や使用料の方針についてであります。この多目的広場は利用を開始して間もないことから、当面は現在の方針で進めてまいりますが、この区域のにぎわいを創出するための各種イベントにも利用できるよう整備したものでありますので、今後の利用実態や利用希望者の意向も確認しながら、より多くの市民や団体などに活用していただけるよう、この広場の運用について検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) 安齋議員の病院に関する御質問にお答えいたします。

初めに、公営企業会計制度の見直しによって不納欠損額が増えることによる対策強化や、不良債務化による資金がショートすることへの対応についてのお尋ねがありました。

平成23年度における不納欠損額は、両病院合わせて約500万円です。その内訳としましては、本人死亡によるものが約230万円、住居不明などによるものが約270万円となっています。

また、未収金の不良債務化により資金ショートが生じた場合の対応とのことですが、不納欠損額は、今後、年間数百万円台で推移することを見込んでおり、資金ショートにつながるような影響が出

ることはないと考えています。いずれにいたしましても、未収金及び不納欠損額を減少させることは重要なことと考えておりますので、引き続き未収金対策を進めてまいります。

次に、公営企業会計制度の見直しによって建設分の長期借入金が増加する、そのことで新市立病院建設に影響が出るのではとのお尋ねがありました。企業債については、これまで借入資本金に計上していましたが、今回の見直しにより負債に計上することになります。

また、翌年度償還の借入金は流動負債に計上するため、流動負債が増加し、資金不足比率が上昇する要因となります。

総務省は、今回の見直しが健全化指標に影響がないよう必要な調整を行うとしています。したがって、この翌年度償還の借入金は、健全化指標の算入対象から除外措置されることとなっていることから、新市立病院建設への影響はないものと考えております。

次に、病院事業会計において、退職給付引当金の義務化などにより今後10年間の退職金及び収支計画の試算と、リース取引を資産計上することによる影響についてのお尋ねがありました。

今年度以降の定年退職者の退職金を試算したところ、平成24年度から33年度までの10年間で総額約2億3,000万円となり、1年平均にすると約2億3,000万円となっております。今後の収支計画において、新制度では退職給付引当金を約2億円計上する必要があります。見かけの収益収支はその分悪化しますが、現金収支を伴わないことから、資金収支計画上の影響は少ないものと考えています。

最後に、リース取引の資産計上による影響は、会計処理の方法が変わりましても、リース契約内容に変更がないことから、実質的にないものと考えています。ただし、新市立病院開院に向けて、リース取引を活用するかどうか慎重に検討していきたいと考えております。

次に、公営企業会計制度の見直しによって、公的病院との比較が可能となります。それで、民間企業と同じ目線で評価、分析が可能になることに対する見解をとのお尋ねがありました。

総務省は、公営企業会計制度の見直しを行った経緯の中で、地方公営企業会計制度等研究会を開催いたしました。その報告書の中で、民間の企業会計との相違点などを述べています。さらに、見直しの背景の一つに企業会計基準の見直しの進展という項目があり、民間の企業会計と地方公営企業会計相互の比較分析を容易にするためにも、整合性を図る必要があると報告しています。病院局としましても、総務省の今回の見直しに則して、比較、分析の研究を行っていくものと考えております。

次に、病院建設工事について何点か御質問がありました。

初めに、外装材、内装材などの仕様変更の項目と削減額についてであります。外装材や内装材などの仕様の見直しについては約60項目を候補として、現在、設計の見直し作業を行っており、価格面を含め検討しているところであります。見直し例としては、外壁PC板を複合断熱パネル板に変更することや、ステンレス製の手すりをスチール製亜鉛メッキの手すりに変更することなどを検討しています。これらにより、工事費の影響は、現在、精査中ではありますが、一方で、市況を反映させるための増額要素もあることから、全体の工事費については現段階ではお示しすることはできません。

次に、なぜ外壁に塗装ではなくタイルを選んだのかについてであります。病院建設のトータルライフサイクルコストにおいてイニシャルコストの割合は約20パーセントであり、コストのほとんどはランニングコスト等が占めると言われております。このため、当初設計では、弗素樹脂クリア塗装と比較して初期費用では大きく違いがないことから、耐久性やランニングコストを考慮して、外装にタイル張りを採用したところであります。

次に、医療機器費に分離発注にする分の金額についてであります。現在、設計の見直し作業中であることから詳細な額はお示しできません。ただし、分離する工事としましては、手術室パネル工事や、放

射線シールド工事等を検討中であります。これらの工事は、材料がユニット化されていることや特殊な工事であります。このことから、メーカーの責任施工とする分離発注をするほうがメリットもあると考えています。

次に、建設費を圧縮しても全体の総額が上がるのではないかとのお尋ねがあります。

医療機器は、現在28億円の事業費を予定しており、今後、医療機器等を選定していく中で、今回の工事費を吸収できないか検討するなど、事業費の総額ができるだけ上昇しないように努めてまいります。

次に、一括して大手ゼネコンに発注し、建設費を圧縮したほうがよいのではないかということについてであります。発注方法については、専門性を生かしたより質の高い施工とすることや、本議会でのこれまでの議論や陳情の趣旨を踏まえて、地元への経済効果を図るため5工事に分離発注することにしたところであります。発注方法の詳細につきましては、本議会でのこれまでの議論や陳情の趣旨等を尊重しなければならないと考えているところでありますが、新たに設置した発注検討部会で改めて検討されますので、その検討結果に従ってまいりたいと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 6番、安斎哲也議員。

○6番(安斎哲也議員) 再質問させていただきます。

設計の見直しについてですが、今回、仕様を見直しするということであれば、1度目の入札のときにそういった問題がないと言っていたのですけれども、そのときにできたのではないのでしょうか。なぜそのときにしなかったのか、お示ください。

それと、医療機器分の工事を分離発注するということなのですけれども、ユニット化、メーカーの責任施工が行われるメリットがあるということなのですが、これも同じく当初から検討できたのではないのでしょうか。もし、本体工事をやって、医療機器が入ってきて工事をするということであれば、二重に工事するという事になっていたのではないのでしょうか、御説明をお願いします。

あと、初期費用が変わらないのでタイルを選んだということなのですが、ではなぜ一部弗素樹脂の塗装を選んでいるのか、その説明をお願いします。

あと、下請発注額を担保した上での総合評価落札方式も視野に入れて、今後、発注の見直しを検討していただきたいと思うのですが、その点について御見解をお示ください。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 経営管理部長。

○経営管理部長(小山秀昭) 安斎議員の再質問にお答えいたします。

まず、設計の見直しや分離発注を、1回目の入札の後でなぜしなかったのかということですが、結果的には今回見直しすることになりましたが、1回目の見直しのときには、設計者から当時の積算内容で落札することができるという報告書が出ておりましたので、それであれば予算の範囲内でよりよいものをつくろうということで考えていたものでございます。

それとタイルについて、一部弗素樹脂の塗装を導入しないのかということですが、どういう意味かちょっとよくわかりませんが、その場所によってタイル張りをしたり、塗装で終わらせたり、そういうことはあると思いますので、すべてをタイルにするというわけではございません。この辺については、今、鋭意検討をしている最中でございます。

それから、総合評価落札方式でやるべきというのは、たぶん御質問の趣旨は一括発注の中でのということだと思いますが、先ほど局長が答弁したように、今、発注方法については、発注検討部会のほうで検

討しておりますので、その結果に従いたいということでございます。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 6番、安斎哲也議員。

○6番(安斎哲也議員) 1回目の見直しのときに報告書が出て、それで積算できて、予算内であるということだったのですけれども、それでできなかったのであれば業者に対して何らかの責任を問う必要があると思うのですが、市立病院調査特別委員会で、その入札遅れによって何千万円か影響するということであつたので、それについて責任を追及するべきと思いますが、お答えください。

それと、タイルと塗装の部分なのですけれども、塗装の部分が一部ありますので、もしランニングコストとか初期費用を考えた上でタイルのほうがよいのであれば、全部タイルのほうがよかったのではないかという疑問だったのですけれども、私の調べた中では塗装のほうが安いということと、ランニングコストもそれほどかからないというものが出てきたものですから、それについてもう一回説明をお願いします。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 経営管理部長。

○経営管理部長(小山秀昭) まず、設計者の責任についてでございますが、実施設計自体は一応完結しているわけですから、それについて損害賠償等を求めることはできないと判断しております。ただ、設計者に対しては、今回の設計の内容に基づいた予定価格で入札が成立していないわけですから、そこに入札が成立して、さらには発注、施工、そのほかその後の維持・管理についても責任を持って対応するように申し入れておまして、ただいまその発注に向けた積算、それらの見直しについて作業中でございます。

あと、タイルのことでございますが、それぞれの外壁がどういう場所にあるか、例えば常に雨風にさらされる場所なのか、一部引っ込んだ場所と申しますか、風雨の影響を受けない場所、また塗装を塗り直すのに足場が大規模に必要な場所とか、そうではない場所、そういうものを使い分けることを、今、検討しているところでございます。

○議長(横田久俊) 以上をもって会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時16分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議員 中 島 麗 子

議員 山 田 雅 敏

平成24年
第2回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成24年6月20日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	副	市	長	貞	村	英	之	
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	
水	道	局	長	飯	田	総	務	部	長	迫		俊	
財	政	部	長	堀	江	産	業	港	湾	部	長	佐	
生	活	環	境	部	長	医	療	保	險	部	長	渡	
福	祉	部	長	三	浦	保	健	所	長	秋	野	恵	
建	設	部	長	工	藤	会	計	管	理	者	石	崎	
消	防	長	柿	崎	隆	病	院	局	長	小	山	秀	
教	育	部	長	山	村	経	営	管	理	部	長	中	
総	務	部	総	務	課	総	務	部	企	画	政	策	
						室	長					中	
						財	政	部	財	政	課	長	佐
													々
													木
													真
													一

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	伝里純也
調査係長	沼田晃司
書記	木戸智恵子
書記	柳谷昌和

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	佐藤誠
書記	相澤幸
書記	佐々木昌之
書記	伊沢有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、新谷とし議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第19号及び報告第1号ないし第3号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 15番、濱本進議員。

（15番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○15番（濱本 進議員） 一般質問を行います。

初めに、新市立病院の建築主体工事の入札が1度ならず2度も辞退者が発生して、執行できなかったことは異例の事態であり、行政をチェックする役割を担う小樽市議会の議員の一人として、このような結果を未然に防げなかった責任を、今、改めて痛感しています。

去る6月11日に開かれた市立病院調査特別委員会において、小樽市政の統括責任者とも言える中松市長、そして新市立病院建設工事の発注者である並木病院局長から、この事態に対する認識と今後の決意をお聞きしました。この事態によって、市民は新市立病院の完成、開院に不安を感じ、また工事関係者には混乱を与え、さらには開院の遅れによる病院経営への悪影響も懸念されています。

これらを払拭するためには、市長部局、病院局、そして議会がそれぞれの立場で、一日も早い新市立病院の完成、開院に向けて努力していかなくてはなりません。3度目の入札が正常に執行されるためには、市長部局、病院局が密接に連携して、今まで以上に緻密で周到な準備を行うと同時に、でき得る限り短時間で入札の準備が完了するよう最善の努力を強く求めます。

一日も早い新市立病院の完成、開院を強く望む市議会議員の一人として、市長部局と病院局がどのように連携して進めていくのか、お聞かせください。

あわせて、6月11日以降の進捗状況と今後の日程についてお聞かせください。

次に、北海道薬科大学の移転についてお聞きします。

6月6日の新聞報道で、北海道薬科大学の移転が伝えられました。その内容は、少子化による学生数の減少、建物の老朽化などを踏まえて運営の効率化を図るため、一部の機能のみを残し、二、三年後に移転との記事でした。

昭和49年の開学以来、現在でも約1,300名の学生が在籍し、今日まで大学があることによって、少なからず銭函、桂岡地域はもとより、小樽市においてもさまざまな貢献があったと思われます。

初めに、小樽市は現在まで薬科大学とどのような交流があったのでしょうか。

また、移転について事前の打診はあったのでしょうか、お聞かせください。

次に、銭函、桂岡地域をはじめ、小樽市内に居住する学生数について把握されているのでしょうか。

また、仮に大学が移転した場合、人口の流出が予想されますが、どのように想定されていますか、お聞かせください。

あわせて、大学移転により、銭函、桂岡地域にはさまざまな影響があると思いますが、どのように分析されていますか、お示してください。

この項の最後にお聞きします。

小樽市として大学の存続、若しくは移転時期の延期などを申入れするお考えはありますか、お聞かせください。

次に、再生可能エネルギーに関連してお聞きします。

昨年の東北地方太平洋沖地震によって、東京電力福島第一原子力発電所で事故が発生し、その後の原子力発電の安全性に対する国民的不安などにより、再生可能エネルギーへの期待は従前に増して高まっています。主な再生可能エネルギーは太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどがあり、国はこれらの普及・拡大を目的に、本年7月1日より再生可能エネルギーの固定価格買取り制度を実施します。この制度により、特に風力発電の拡大が予想されています。

小樽においても、平成21年に銭函風力開発株式会社が銭函地区に風力発電所建設の計画を発表しましたが、その後の進捗状況と今後の予定についてお聞かせください。

あわせて、現在、石狩湾新港地域で計画されている風力発電所について、その内容などお聞かせください。

また、小樽市として、企業誘致の一つでもあると言える風力発電所の誘致についてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

次に、奥沢水源地についてお聞きします。

奥沢水源地は明治41年に着工し、6年あまりの歳月をかけ、大正3年9月に道内で3番目に完成した水道施設であり、道内で一番古い水道専用ダムである非越流式アースダム、階段式溢流路、そして緩速ろ過方式の浄水場で構成されています。昭和60年に近代水道百選に選ばれ、平成20年には選奨土木遺産に認定されるほど、近代遺産として価値の高い施設であり、同時に歴史的に見ても、市民にとって豊かな自然と調和した憩いの場所でありました。

私自身も小学生のころ、階段式溢流路の最下段で泳ぎを覚え、中学生のころには炊事遠足に行った記憶が今も鮮明にあり、市民にとって単なる水道施設ではなかったことは否定できない事実であると言えます。しかし、残念ながら、堤体にパイピング現象を示す陥没を発見し、その結果、昨年8月にダム廃止の決定が行われ、97年間に及ぶダムとしての役割に終止符が打たれました。ダム廃止の決定は、勝納川流域の市民の安全確保と修復費用を考慮するとやむを得ないと理解しますが、小樽の歴史的遺産としての価値、そして豊かな自然の価値をいま一度再認識するとき、奥沢水源地については何らかの保存、活用の道を求めるべきと考えます。

市長はどのようにお考えなのか、具体的にお聞かせください。

次に、北海道新幹線についてお伺いいたします。

市長は、平成23年12月1日の総務常任委員会において、北海道新幹線の札幌延伸と早期の着工、完成を実現させる要件の一つである並行在来線の経営分離について同意の表明をし、第4回定例会終了後の12月16日、北海道に対して同意の旨を口頭で回答しました。この決断によって、市長の北海道新幹線実現に対する強い熱意を感じるとともに、北海道新幹線の実現というゴールに向けて大きな第一歩を踏み出すことができたと、私自身はもとより多くの市民がその認識を共有しています。

そこでお伺いします。

昨年12月以降、今日までの歩みについてお聞かせください。また、今後の見通しについてもお聞かせください。

現在、新青森－新函館間が着工となり、27年度末の完成を目指していますが、その後の札幌までの早期完成を実現するためには、新函館－札幌間の全区間での同時着工が必要と認識しています。市長はどのようにお考えでしょうか。あわせて、同時着工実現に向けた具体的な取組についてお考えがあれば、お聞かせください。

次に、小樽市住宅リフォーム助成条例に関連してお尋ねします。

平成23年第3回定例会において、環境負荷の低減、省エネルギー化の推進、市内産業の活性化などを目的として、住宅リフォーム助成条例が制定されました。初年度である今年の状況についてお聞きします。

初めに、市内事業者90社が登録されましたが、この登録数は登録申請数と同じでしょうか。登録が認められなかった事業者はあったのでしょうか。あったとすればその理由についてもお知らせください。あわせて、この登録数についてどのように認識されているのか、お聞かせください。

次に、100件の当選者、そして30件の補欠者の番号が小樽市のホームページに発表されていますが、応募総数は何件あったのでしょうか。また、現時点において来年度以降実施する上で改善する点があれば、お知らせください。

私は、昨年の第4回定例会において、静岡県御殿場市の新築、リフォームを対象とした緊急経済対策住宅建設等助成事業を例示して、リフォームだけでなく、新築住宅への助成事業の検討を提案いたしました。今年度の応募状況などを踏まえた上でどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

最後に教育行政についてお伺いします。

教育長は平成24年第1回定例会における教育行政執行方針の中で、小樽の教育資源が他の地域と比較して豊かであるとの認識を示し、その上で、この教育資源の積極的な活用によって、小樽の教育の活性化を図ると述べています。昨年までの小樽における全国学力・学習状況調査の結果からも、教育の活性化が必要なのは明らかであり、とりわけすべての学習の基本である国語力、言語能力の向上が優先課題であるとの認識を教育長は示しています。

この優先課題を解決するには読書習慣の定着が前提であり、そのためには学校教育と社会教育の連携、融合による学校図書館の機能や活動の充実が不可欠と述べています。具体的には、図書館との連携によるスクール・ライブラリー便事業、小樽っ子の大好きな30冊の選定事業、そして児童図書リサイクル事業を行うとしています。

これらの事業の現在までの進捗状況と今後の予定についてお聞かせください。

小樽には、図書館のほかにも総合博物館、文学館、美術館などの社会教育機関があり、これらの機関と学校教育の連携、融合をさらに進めることは、小樽の教育資源を活用した教育の活性化につながるものと認識していますが、教育長はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

次に、少子化の影響などによって、平成24年度末に市内の小学校2校が閉校となります。1校は明治9年、教育所として開設され、翌年量徳小学校の分校となった祝津小学校であり、もう1校は大正15年に開校した若竹小学校であります。祝津小学校は137年、若竹小学校は87年の歴史があり、それぞれの学校には歴史的に価値のある資料、将来的に必要な資料が存在していると思われませんが、それら資料の調査、選定、保存について、どのように取り組んでいるのか具体的にお聞かせください。

今後、適正配置計画の実施によって、閉校となる学校からもさまざまな資料が収集、保存されると思います。将来的には、小樽の教育の歴史を裏づけるこれらの資料を保存する教育資料館、若しくは総合博物館に教育資料室の設置が必要と考えますが、教育長の御見解をお聞かせください。

関連して、閉校となる2校の建物を含めた跡地利用について、地域要望や建築年数などを踏まえ、どのような方針で取り組んでいくお考えなのか、お聞かせください。

最後に、本年3月に行われた卒業式の状況についてお聞きします。

かつて、小樽における卒業式は、式場内で国旗が掲揚されていない、国歌斉唱が行われない、校内放送施設で国歌の伴奏が流れない、国歌斉唱時に教職員が起立しない、ステージが使用されないなど、異様とも言える状況でした。近年はかなり改善されたとはいえ、まだまだ課題があると認識しています。

教育委員会の議事録を見ても、教育委員会が同様の認識であると理解しています。

初めに、卒業式の状況についてどのように調査されているのか、調査項目などを含め具体的にお示しください。

次に、ステージが使用されていない学校は何校あったのか、校名を含めお示しください。

また、国歌の伴奏が校内放送施設以外で流された学校は何校あったのか、校名を含めお示しください。最後に、来年の卒業式に向けて、これらの課題解決のために教育委員会はどのような取組を行うのか、具体的にお知らせください。

例年、第2回定例会において、このような質問をしていますが、来年は質問をしなくても済むように強く望んでいます。教育長のお考えをお聞かせください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 濱本議員の御質問にお答えいたします。

まず、市立病院建設についてお尋ねがありました。私が答弁した以外については、病院局長からお答えします。

お尋ねのありました市長部局と病院局との連携についてであります。今回の事態を受け、市長部局としてもこれまで以上に連携を深めるため、病院局が行った設計内容等の妥当性を第三者的な視点で検証する設計検証部会を設置するとともに、発注方法についても、発注検討部会を設置するなど、工事の発注に向けての体制強化を図り、早期かつ着実な発注に万全を期してまいります。

新市立病院の建設事業につきましては、これまでも市長部局と病院局で構成する新市立病院建設検討委員会を設置し、建設にかかわる情報の共有や設計、発注方法等について協議してまいりましたが、案件ごとにより一層の連携を深めて取り組んでまいります。

次に、北海道薬科大学の移転について何点か御質問がありました。

初めに、これまでの薬科大学との交流についてですが、薬科大学の先生方には、小樽市学校給食共同調理場運営委員会委員長をはじめ、小樽市環境審議会の委員などを務めていただく一方で、保健所や市立病院においては、薬科大学の学生を実習生として受け入れているところです。

また、地域とのかかわりとして、朝里川温泉地区クラスタープロジェクトのアドバイザーとして、地域の活性化に御協力いただくとともに、学生による地域の清掃活動や薬用植物園の一般開放などにより、地域との連携にも努めていると伺っております。

次に、事前の打診についての御質問ですが、6月1日に北海道尚志学園の理事長、常務理事並びに薬科大学の学長の3名が来庁され、学園側から5月末に開催した理事会で決定された事項として、桂岡キャンパスにある薬科大学の主要機能を北海道工業大学のある前田キャンパスに移転する旨についてお話があったところであります。

次に、小樽市内に居住する学生数についてですが、小樽市内全域に居住する学生数については把握しておりませんが、在校生約1,300人のうち約3割の学生が大学周辺に住んでいると聞いております。

また、薬科大学が移転した場合の人口流出につきましては、在校生については、機能移転に伴い、段階的に市外へ流出する可能性があり、機能移転後の新入学生については、入学当初から前田キャンパスの周辺に居住するものと考えております。

次に、銭函、桂岡地域への影響についてですが、一番の影響としましては、学生の市外への流出に伴い、地域での消費やアパート経営に影響があるものと認識しております。

また、大学の存続、若しくは移転時期の延長の申入れについてですが、私としては、まず、このたびの薬科大学の主要機能の移転について、6月12日に北海道尚志学園の理事長、常務理事並びに薬科大学の学長とお会いし、口頭で大学の存続について申入れを行ったところですが、改めて文書にて市議会及び商工会議所とともに、北海道尚志学園に対して、大学の存続について検討していただくよう要請してまいりたいと考えております。

次に、再生可能エネルギーについて御質問がありました。

まず、銭函風力開発株式会社が計画している事業の進捗状況と今後の予定ですが、現在、自主アセスメントである環境影響評価書の縦覧を終え、設備の設計を進めているところであります。今後は、新たに本年10月から風力発電事業が環境影響評価法の対象となることに伴い、法アセスメントの手続が必要となることから、まもなくその手続を開始する予定であり、早ければ平成25年度の工事着手を目指すと考えております。

また、石狩湾新港地域で計画されている風力発電所の内容についてですが、新たに三つの事業者において環境影響評価の手続が開始されました。小樽・石狩地域にまたがる地域では、エコ・パワー株式会社と株式会社市民風力発電がそれぞれ最大で3万キロワットと2万キロワットの施設の建設を計画しており、港湾区域内の洋上には、株式会社グリーンパワーインベストメントが最大10万キロワットの施設の建設を計画していると聞いております。いずれにいたしましても、これらは各事業者の現段階における計画であり、今後、北海道電力株式会社が各事業者と系統連系の協議を行った上で、発電所としての可否判断を行うものと認識しております。

次に、風力発電所の誘致についてであります。風力発電所の立地は地球温暖化防止に寄与する低炭素社会を実現するとともに、建設工事における地元企業の参入や税収増などが見込まれることから、今後、実施される環境影響評価の結果を踏まえ、事業が実現されるよう期待しているところであります。

なお、風力発電所の誘致につきましては、石狩湾新港地域における陸上の設置場所が限られてくること、また洋上においては、現在、国が実証研究を実施していることから、各事業者の計画の進捗状況や国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、奥沢水源地の保存、活用についてであります。奥沢水源地は本市の発展を支えてきた水道施設であり、春の桜が咲くころや秋の紅葉の季節など、特に通称水すだれと呼ばれる階段式溢流路は、訪れる市民などに憩いを与える空間として活用されてまいりました。ダムはやむを得ず廃止いたしました。階段式溢流路やその他の水道施設については可能な限り保存し、先人から引き継いだ歴史的な水道施設であったことを後世に伝えたいと考えており、その具体の保存、活用方法については、有識者や地元の町会関係者などから御意見を伺うために検討委員会を設置するなど、水源地を訪れる皆様に安らぎを与え、親しまれる施設となるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、北海道新幹線について何点が御質問がありました。

まず、昨年12月以降、今日までの歩みについてですが、12月26日、国におきまして、政府・与党確認事項である「整備新幹線の取扱いについて」により、整備方針が決定いたしました。しかし、この確認事項で国が試算した収支採算性と投資効果を改めて確認することとされたため、本年1月26日、整備新幹線小委員会が設置され、9回の審議を行い、4月3日に収支採算性、投資効果が妥当であるとの検討結果が公表されました。

これを受けて、整備新幹線問題調整会議及び検討会議では、収支採算性、投資効果についての再確認

をしております。その後、営業主体としてのJRの同意、さらに5月23日には、小樽市をはじめ並行在来線が経営分離される沿線自治体の正式な同意文書が北海道経由で国に提出されたことから、着工5条件すべてがクリアされたものと承知しております。

次に、今後の見通しについてであります。現在は全国新幹線鉄道整備法に定める手続に入っており、建設主体である鉄道・運輸機構が認可を受けるために、工事実施計画を提出する準備をしてお聞きしております。これにより、北海道新幹線の札幌延伸についての認可は、最終段階に入ったものと考えております。

次に、新函館－札幌間の同時着工についてであります。国からは、工事は幾つかの箇所から同時に進めていく予定であると伺っておりますし、道内全体の経済効果や札幌までの早期完成のためにも、私も全区間でできることから同時に着工することが望ましいと考えております。いずれにいたしましても、札幌までの一日も早い開業に向け、今後とも北海道や期成会などと連携しながら、国や関係機関に強く要望してまいりたいと考えております。

次に、住宅リフォーム助成条例について何点か御質問がございました。

まず、市内事業者の登録数と登録申請数についてであります。これまでに登録を申請した事業者のすべてが登録要件を満たしておりましたので、登録が認められなかった事業者はありませんでした。

また、登録数についての認識についてであります。登録申請はこれからも随時受け付けますので、今後登録数が増える可能性はありますが、今のところはおおむね予想していた範囲内の登録数だと認識しております。

次に、応募総数についてであります。4月5日から25日までの申込期間内で、合計239件の応募がありました。このうち3件の方が抽選前に辞退されたため、抽選件数は236件でありました。また、来年度以降に向けての改善点についてであります。現時点では事業の検証は行っておりませんので、具体的なことは申し上げられませんが、これまでに申込時期やその期間、工事の着手時期などについて意見をいただいておりますので、これらも含めて今後検証作業を行い、改善点について検討してまいりたいと考えております。

次に、新築住宅への助成についてであります。住宅リフォーム助成事業は、本市の今なお厳しい財政状況の中、限られた財源から何とか予算を捻出して今年度スタートした事業であります。したがって、今のところ助成対象を拡大し、新築住宅にまで枠を広げることは考えておりません。

次に、教育行政に関連して閉校する2校の跡利用について御質問がありました。本年3月に学校跡地の利活用を検討するための指針として、学校跡利用の基本的な考え方を策定いたしました。跡利用の検討に当たっては、この基本的な考え方にに基づき、本市のまちづくりにとって有効な利活用になることを第一に考え、施設の現状や今後の財政負担、地域とのかかわりを踏まえ、地域の皆さんの御意見、御要望をお聞きしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) 濱本議員の新市立病院についての御質問にお答えいたします。

6月11日以降の設計見直し等の進捗状況と今後の日程についてであります。

本年5月の入札中止の事態を受け、病院局では設計者である久米設計にその原因の調査、分析を指示するとともに、設計、積算の見直し作業を進めております。6月15日には設計検証部会から業者ヒアリング等の結果及び設計見直しの留意点や方針についての指示を受けたところであります。病院局では、現在進めている設計の見直し作業にそれらを反映し、6月下旬までに図面等の修正及び見直し、積算作

業などを行います。そして再度、同部会の検証を受けた上で、新市立病院建設検討委員会での協議を経て、設計、積算をまとめていきたいと考えております。

また、7月上旬にはこの結果と発注方法等を議会にお示しし、議会での御意見を踏まえ、7月中旬には入札公告をして、8月下旬に入札を執行し、9月上旬には着工したいと考えております。その後、約2年間の工事期間を経て、平成26年9月ごろに竣工し、開院準備期間を経て、年内の降雪期前に開院を目指したいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 濱本議員の御質問にお答えいたします。

初めに、学校図書館と市立図書館との連携事業の進捗状況と今後の予定についてであります。今年度は四つの新規事業を実施いたします。

一つ目は、小・中学校の学校図書館を支援するため、学校のリクエストにこたえ、市立図書館の図書を2か月間にわたり学校図書館へ貸し出すスクール・ライブラリー便事業でございます。これは小・中学校1校ずつを対象に行うモデル事業であり、7月に第1回目の配本を実施し、今年度は4回配本する予定であります。

二つ目は、児童・生徒に読書への関心を高めてもらうため、今までに読んだ本の中で一番好きな本のアンケートをとり、冊子「小樽っ子の大好きな30冊」を作成して配付する事業です。既に、各学校に応募用紙を配付済みですが、8月31日までに応募用紙を回収した後、30冊の選定を行い、作成いたします。各学校には10月27日から始まる読書週間に配付する予定でございます。

三つ目は、家庭で読み終わった児童図書の寄贈を市民に呼びかけ、市立図書館の蔵書の拡大を図る児童図書リサイクル事業でございます。6月の広報おたるや図書館だよりで市民にお知らせをし、今後は7月31日までに寄贈をお受けいたします。図書の取捨選択をした後、9月ごろからスクール・ライブラリー便などで活用していく予定です。

四つ目は、児童の読書意欲を引き出すことを目的として、道立図書館と市立図書館が連携して実施する学校ブックフェスティバルでございます。小学校の体育館を会場にして約2,000冊の図書を並べ、児童に好きな本を選ばせ、貸し出すほか、読み聞かせを行います。今年は7月と12月の2回開催する予定でございます。

次に、社会教育機関と学校教育との連携・融合についてのお尋ねでございますが、私は教育行政執行方針でも述べましたとおり、小樽の恵まれた教育資源を活用し、教育の活性化を図ってまいりたいと考えております。これまでも、総合博物館においては、学芸員が小・中学校に出向き、授業を行う出前講座や学芸員と教職員が児童・生徒とともに実験や工作を行い、科学への関心を高める青少年のための科学の祭典を行っております。

また本年度、文学館においては、企画展「啄木没後100年展」にあわせて、市内の中・高生を対象に「石川啄木没後100年記念中学・高校短歌コンクール」を実施したところでございます。コンクールには中学生179人から239首、高校生165人から484首の応募があり、これらの中から、それぞれ入賞作品3首、佳作5首を決定し、去る6月16日、市立小樽文学館長及び小樽啄木会会長から表彰を行ったところであります。児童・生徒が、その分野の専門家から直接指導を受けることで興味・関心が高まることや、教員自身の意欲の向上につながることから、今後とも社会教育と学校教育が連携・融合する取組を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、閉校予定の学校に保管されている資料の調査、選定、保存についてでございますが、閉校にな

る学校の資料につきましては、まず、教育委員会職員と学校職員が協力して調査を行い、教育的資料については、原則、統合校に引き継いで保存してまいります。歴史的資料や美術品につきましては、総合博物館、美術館の学芸員に調査を依頼し、価値の高い資料や美術品については、それぞれの館で収集し、保存してまいります。

なお、3月に閉校した量徳小学校では、総合博物館学芸員が歴史資料として保存すべき資料200点ほどを収集し、美術館学芸員が美術品4点を収集し、それぞれの館で保管をし、現在その整理作業を行っております。

次に、教育資料館などの設置についてでございますが、これまで閉校した学校の教育的資料などについては、石山中学校、東山中学校、住吉中学校の3校の資料を教育委員会庁舎内に、それから堺小学校の資料を旧堺小学校校舎内にそれぞれ記念室を設け展示、公開しております。

なお、これらの学校の歴史的資料約200点を総合博物館で保存しております。

また、本年3月に閉校した量徳小学校の教育的資料については、教育委員会内の記念室に展示し、公開することとしておりますが、総合博物館で収集した歴史的資料については、6月2日から8月3日まで総合博物館運河館において「学校が伝える歴史 量徳小編」と題して、一部を公開しております。

今後、学校再編に伴い閉校する学校の教育的資料の増加が予想されますことから、それらの資料の保存、展示のあり方については、学校の跡利用も含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況の把握の方法についてでございますが、本年3月に実施の市内小・中学校の卒業式については、国旗掲揚やステージ使用の有無、国歌斉唱時の教職員、児童・生徒の起立や歌唱の状況などについての質問項目を設け、各校長からの報告によって状況を把握しております。

次に、本年3月に行われた入学式において、ステージを使用していない学校数と学校名についてであります。小学校では祝津小学校、幸小学校、長橋小学校、北手宮小学校、手宮西小学校、手宮小学校、最上小学校、奥沢小学校、天神小学校、若竹小学校、桜小学校、朝里小学校、銭函小学校の13校であります。中学校では長橋中学校、北山中学校、末広中学校、向陽中学校、桜町中学校、朝里中学校の6校となっております。

また、使用する放送機器についての調査は行っておりませんが、半数程度の学校がCDラジカセなどを使用して国歌の伴奏を行っているものと承知しております。

最後に、来年の卒業式に向けた課題解決のための教育委員会としての取組についてであります。私としては、卒業式などの儀式的行事は厳粛かつ清新な雰囲気の中で行われることが重要であり、一般的な慣習に基づき、常設されているステージを使用し、国旗をステージ正面に掲げ、国歌斉唱時の伴奏については会場の放送設備を使用することが自然であると考えております。教育委員会といたしましては、このような観点に立ち、各学校の卒業式が学習指導要領に基づいた儀式的行事としてふさわしい内容となるよう、年間を通し粘り強く指導してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 15番、濱本進議員。

○15番(濱本 進議員) 1点だけ確認をさせてください。

奥沢水源地の緩速ろ過方式の浄水場は、現在停止中だというふうに理解をしております。私が申し上げた活用並びに保存の中に、あの緩速ろ過方式の浄水場というのは、やはり歴史的にかなり価値があるし、現在でも使用可能だと思いますので、できれば停止を解除して、あそこでもう一度浄水場としての機能を復活させていただきたいというふうに思いますが、どういう御認識でしょうか。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 水道局長。

○水道局長（飯田俊哉） 先ほど市長からも答弁をさせていただきましたけれども、奥沢水源地にあります水道施設につきましては、できる限り保存して活用したいということで考えてございまして、今、議員から御質問のありました奥沢浄水場につきましては、水源としてのダムは廃止することになりますので、今奥沢ダムから水をとっておりますけれども、今後、勝納川や二股沢川から水がとれないかということも含めて、検討してまいりたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 15番、濱本進議員。

○15番（濱本 進議員） この後の質問は、予算特別委員会等で行わせていただきます。

終わります。

○議長（横田久俊） 濱本議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）（拍手）

○9番（松田優子議員） 第2回定例会に当たり、一般質問いたします。

最初に、空き家対策についてお伺いいたします。

5年に1度行われる総務省の住宅・土地統計調査によれば、2008年10月現在の空き家は、全国で757万戸に上り、10年間で180万戸増加し、空き家率は13パーセントに達したとのことです。これは過疎地だけでなく、高齢化が進む都市部でも目立ち、増え続ける空き家に対し問題ありと認識する自治体は、7割を超えています。

空き家になる要因は幾つか考えられます。子供が独立した後、残された親が亡くなる、又はすべての親族が相続放棄したため、所有者が宙に浮いて事実上の所有者が存在しない、たとえ所有者がいても、高齢による施設入所等で図らずも空き家になるケースなどですが、道内10万人以上の都市の中でも、特に少子高齢化が進んでいる小樽市は、空き家になるケースも進んでいると思われませんが、小樽の空き家率を道内他都市と比較してお示してください。

そして、今どこの自治体でも頭を悩ませているのが、放置されたままの老朽化した空き家、廃屋です。所有者が不明で手がつけられない家屋もあれば、所有者がいても解体する費用が捻出できない、逆に更地にすると資産税の優遇措置が外れるため、あえて老朽化した建物をそのままにしているケースもあり、自治体だけでは解決できない問題を含んでいるのも事実です。

しかし、空き家が適正に管理されないと、倒壊して近隣に被害を及ぼしたり、放火など犯罪の場になったり、秘密基地と称して子供たちが格好の遊び場とし、事故の可能性もあります。その上、ごみの不法投棄、景観悪化などの問題も加わり、この空き家対策は早急に手を打たなくてはならないと考えます。

私も、昨年の第4回定例会での建設常任委員会で、この問題について質問させていただき、空き家等の適正管理に関する条例を小樽でも制定できないのか、市としての考えを伺いました。そのときは、理事者より、後志管内の20市町村などで廃屋・空き家対策検討会を継続して開いている最中であり、その中で、建物の適切な維持管理に関するモデル条例を今年度中に検討しようということになっており、それを参考にして今後の対応に努めたいとの御答弁をいただきました。

しかし、市内の空き家のうち管理不良家屋として押さえている建物が50軒、そして老朽化などで倒壊

の危険性があると判断している家屋が36軒もあるとのことですが、急速に高齢化が進んでいる小樽の現状を見たとき、もっと早く、もっと深く、空き家対策を推し進めるべきではないかと考え、いま一度条例化に向けての市のお考えを伺います。

新聞報道によれば、条例を制定したのは16都道府県の31自治体と発表されており、その中身は、豪雪による倒壊防止を図る秋田県大仙市、防犯面を強化した埼玉県所沢市、景観保全の観点に立った和歌山県、そして解体費用の助成等を行うことにより老朽家屋の除却を図った自治体などさまざまです。個人の私有財産である家屋の解体費用を税金で賄うのはどうかという議論もあるようですが、今後、小樽市の条例を検討する上で、どのような観点をお持ちなのか、お考えがあればお示しください。

この空き家に対する各自治体の取組は、マスコミにも大きく取り上げられ、先日もNHKで放送されておりました。

小樽市と地形が似ている長崎市では、6年前から斜面地を中心に土地、家屋を市に寄附、又は無償譲渡することを条件に空き家を除却する事業を始め、市有地となったその跡地は、市が地域住民からの要望を聞いて有効活用し、ベンチを置いた休憩所や公園、駐輪場へと生まれ変わり、こうした整備をしたことで、他地域から住民が転居してきたケースもあるとの内容でした。

このように、自治体によって有効活用もさまざまで、これについても議論の必要はあると思いますが、有効活用についてもお考えがあれば伺います。

ともあれ、行政の空き家に関する相談窓口が一本化していないという問題もあり、条例化につながったとも聞いております。今後さらに、条例を制定、施行する自治体は増えてくると思いますが、抜本的な解決にはいまだ至っていないようで、条例効果は高いが、それは対処療法であり、空き家を増やさないための方策を別にとるべきだとの意見もあり、先ほどの税制の問題も含め、国レベルの取組も必要かと思われまます。こういったことから自治体は、道、国への働きかけをもっと強力にすべきではないかと考えますが、市長の御見解をお聞かせください。

行財政改革の推進によって、市職員の定数を抑えている中、いかに市民満足度の向上を図るか、理事者の方々も苦勞されていると思います。

そこで伺います。

それは、生活保護のケースワーカーの業務内容についてです。近年の景気低迷、経済不況により、生活保護の申請及び受給者が急増しております。4月1日現在の保護世帯数を示すとともに、ここ2年間の申請件数と主な申請理由をお示しください。

法の規定によれば、生活保護の申請があった場合、2週間以内に保護の可否を決定しなければならないと聞いておりますが、何らかの理由により、その決定が遅延になったケースはなかったのか、お示しください。

また同じく、法では、保護世帯に対する担当者の配置基準があるとのことですが、小樽市ではその基準に比較して、どういう状況にあるのか、お示しください。

その上でケースワーカーの主な業務もお示しください。

ケースワーカーの業務は多岐にわたり、市のみならず各関係機関との連携も必要とされます。それに対応するためには、経験や高度の知識が要求されると思いますが、ここ数年、市職員として採用された初めての職場が、生活支援課という職員もいると聞いております。そういった職員が何人いるか、また生活支援課職員の市職員としての在職年数を示すとともに、ケースワーカーとしての資質向上のために取り組んでいることがあったら、あわせてお示しください。

私も市民相談を受ける中で、担当者が訪問してこないという苦情を聞くことがあります。保護世帯に

対して、ケースワーカーの訪問する頻度の基準があると聞いておりますが、その基準を示すとともに、訪問しているかどうかのチェックはどのようになされているのかもお示してください。

そして、苦情にあったように基準が守られていないとしたら、その要因はどこにあると思われるのか、お聞かせください。

ともあれ、私が懸念するのは、保護世帯が増加するに伴い、ケースワーカーの業務がオーバーワークになっていないかということです。不正受給者も増加傾向にあると聞いており、保護費の返還が生ずる要因もケースワーカーの業務多忙に起因することはないのか心配しております。不正受給による返還が生じた件数とその理由を示すとともに、それがケースワーカーに起因したものがあつたかどうかについてもお示してください。

このように、ケースワーカーの業務も多岐にわたることから、ケースワーカーの日常業務及び配置数の見直しも必要かと思いますが、見解をお示してください。

次に、生活保護に関連して、民生委員の役割について伺います。

少子高齢化に当たり、公助、共助の重要性がうたわれておりますが、その公助、共助の一翼を担ってくださっているのが民生委員の方ではないでしょうか。防災問題、福祉問題、高齢者問題等々、市民の生活に大きくかかわるのが民生委員の方々です。市の業務に対する民生委員の役割は大きく、その協力なくして市の業務は成り立たないのが現状です。

この民生委員につきましては、任命権者は国であり、厚生労働大臣の委嘱を受けて、住民の立場に立った相談・支援者と位置づけられておりますが、民生委員の任期と小樽市における民生委員の人数、1人当たりの担当世帯数をお知らせください。

そして、この定数や担当世帯数には基準があるのかも教えてください。

生活保護の申請を受けるに当たっても、民生委員に情報提供を依頼することがあり、また保護決定後も何かとかかわっていただくこともあるかと思えます。また、私も以前、両親を社会保険の扶養に入れる際、担当者から提出を求められたのが民生委員からの無職証明でした。そして、身寄りのない方がお亡くなりになった場合、その方の葬祭執行人としてお願いされることもあると聞いております。

そこでお伺いいたします。市に関係する業務として、民生委員に委ねられている主な業務を定期的なものと同時のものに分け、それぞれお示してください。

また、昨年の東日本大震災でもクローズアップされましたが、災害時における避難支援プラン個別計画の整備においても、民生委員の役割は大きいのではないのでしょうか。民生委員の業務も多岐にわたっており、体力も必要であり、何かと御苦労も多いのではないかと思います。小樽市における民生委員の方の年齢構成もお聞かせください。

さて、先般の札幌市白石区での姉妹孤立死の問題に端を発した情報提供の問題がありましたが、そこである民生委員の苦悩の声が新聞の読者の欄に掲載されておりました。その内容は、あの事件以後、あなたは民生委員なのだから、ひとり暮らしの私をちゃんと見てくれないと困るという電話やしっかり見守りをしなかったのは民生委員に責任があるという声を聞くようになり、見守りも地域によって大きな差があり、その上で民生委員はあくまでもボランティアであり、努力にも限界があることを知ってほしいと結ばれておりました。

まじめにやればやるほど責任の重さを感じ、苦悩も大きい、これが民生委員の切実な声ではないのでしょうか。私も民生委員はボランティアということを知りました。その方々に責任を押しつけるのはどうかと思うとともに、民生委員の方もオーバーワークになっていないのかと心配になります。ともあれ、市民の安心と安全を守るため、日夜励んでくださっている民生委員の方々に心から敬意を表する

次第です。

最後に、消防バイクについて伺います。

先日、長橋2丁目で火災出動がありました。近隣に幾人かの知人がおり、電話では要領を得ず、駆けつけました。現場は塩谷街道の山沿いの急傾斜地に建っており、消防車が近づけず、塩谷街道からホースをつなげての消火活動でした。独居老人宅が火元でしたが、幸い大事に至らず、ほっとしました。このように小樽は山坂が多く、消防車が近づけないところもたくさんあります。

そこで提案したいのが、消防バイクの導入についてです。耳慣れない言葉だと思いますが、消火機能を備えたバイクで、白バイならぬ赤バイです。去る4月2日の参議院予算特別委員会で、我が党の竹谷とし議員が、車両の入らない木造住宅密集地域や渋滞時の対策に消防バイク導入促進の提案をいたしました。

埼玉県草加市では、初期消火や被害情報収集に効果があるとして、2005年3月から3台が導入されているとのことです。砂利道や岩場などを走行しやすいオフロードタイプの消防バイクは、その最大の特徴である機動力を生かし、渋滞や倒壊建物、道路陥没などで交通網が寸断され、通常車両が走行できない状況下に出動し、被害状況の情報収集を行うことを主な役割としているようです。

また、東京消防庁は1997年から、この消防バイクを導入し、現在20台を都内各署に配備し、首都高速道路上での車両火災など、都心部ならではの事故や災害に対し、いち早く現場に急行して初期消火活動を行っております。

こうした機動力は東日本大震災でも発揮され、次々に119番通報の対応に追われる中、被災状況の把握にも貢献したとのことです。こういった機能を考えると、山坂が多く、また消防車が入りづらい小路が多い小樽市でも、初期消火や情報収集を目的に、この消防バイクの導入を検討されてはどうかと思いますが、お考えをお聞かせください。

国会での竹谷議員の消防バイクの有効性、活用方法を消防庁で研究し、各地の消防署や消防団への配備を推進すべきとの訴えに、総務省消防庁として、その後、配備台数と車種、運用方法や体制、積載機材など、全国的な運用状況の実態調査を実施したとのことですが、その調査は、この小樽でも行われたのでしょうか。

竹谷議員の国会での質問を見た我が党の地方議員は、早速、東京消防庁に連絡をとり、消防バイク製造メーカーの紹介を依頼し、すぐにメーカーを訪問したそうです。そして、消防バイクは受注生産であり、消防バイクは250ccなので車検は必要なく、普通自動二輪免許で乗れることを確認しました。そのメーカーでは、これまでに全国の多くの消防本部及び消防団に配備しており、1台の価格は180万円程度であるが、出荷台数が増えれば当然価格は下がるとのことです。もうすぐ震災被災地の石巻市消防団にも9台納入する予定になっているそうです。担当者いわく、初期消火の役割は当然として、防災・防火パトロールにも活用したらどうか、また防災や防火の啓発活動にも役立つし、学校現場に出向き、防火教育に貢献できたら、とも言っていたとのことでした。

なお、冬期間のことを考えると、通年使用には難がある消防バイクですが、この導入とあわせて、山坂の多い小樽として、狭い小路でも対応できるような小型で軽自動車タイプの消防車も、今後の研究課題としていったんいかがかと思いますが、その点についてもお考えをお聞かせください。

以上をもちまして、私の質問を終わります。再質問はいたしませんので、丁寧で明快な御答弁をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 松田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、空き家対策について何点か御質問がございました。

まず、小樽の空き家率の道内他都市との比較についてであります。総務省が実施した平成20年住宅・土地統計調査における道内10万人以上の9市の中で、本市は函館市の16.95パーセント、釧路市の15.49パーセントに次ぎ、15.01パーセントとなっており、9市平均の13.95パーセントも上回っている状況にあります。

次に、空き家対策における条例化に向けての考えであります。本市は、現在、後志管内の19町村や小樽開発建設部、後志総合振興局のほか、建築士会後志支部などの関係団体で構成する廃屋・空き家対策検討会に参画し、その中で今年度中をめどに、モデル条例の研究も含めた空き家対策について検討が行われております。本市においても、この検討会と並行しながら、空き家対策や条例制定の必要性などについて検討を進めており、今後、検討会でのモデル条例案の研究結果や他都市の状況も参考にしながら、条例の制定について判断してまいりたいと考えております。

次に、条例を検討する上での観点についてであります。各地で条例制定が進んでいる背景の一つには、冬期間、雪の重みによる建物の倒壊や落雪によって、隣家や通行人に危害を及ぼしているという現実があります。私としては、市民の安全と安心を守るという観点から、倒壊の危険などがある空き家の問題を解決するために、条例を制定することも一つの方策ではないかと考えております。

次に、空き家の有効活用についての考えであります。御質問にありました長崎市の事例は、適正に管理されていない老朽危険家屋のうち、市に寄附がなされたものを除去し、その跡地を活用している事例と認識しております。現在、本市では、空き家対策庁内連絡会議の中で、空き家対策に向けた検討を行っている最中であり、今後、跡地の有効活用についても、他都市の事例なども参考にしていまいりたいと考えております。

次に、国や道への働きかけについてであります。我が国の人口が減少に転じた現在、今後、空き家はますます増加することが想定され、空き家対策は本市だけでなく、全国的な問題であると認識しております。本年3月には、国の関係5省庁による連絡会議が開催され、議論が行われていると聞き及んでおります。そのような国の動向も見ながら、全国市長会や北海道市長会を通じて、空き家対策に係る法整備や財政措置などの働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、生活保護について何点か御質問がございました。

まず、平成24年4月1日現在の保護世帯数は3,883世帯であります。また、ここ2年間の申請件数は、22年度が494件、23年度は484件となっております。主な申請理由といたしましては、預貯金の資産の減少によるものや傷病、失業等による就労収入の減少などとなっております。

次に、何らかの理由により保護の決定が2週間を超えたケースについてであります。22年度では22件、23年度では26件でありました。主な理由につきましては、本来、保護申請後の2週間で訪問による生活状況や収入状況の把握、預貯金や資産等の有無などの調査を行うのですが、本人と連絡がとれず訪問調査ができなかったり、保護決定に必要な書類の提出が遅れるなどにより、調査に時間を要したことによるものであります。

次に、ケースワーカーの配置の基準についてであります。社会福祉法で生活保護世帯80世帯につき1人のケースワーカーの配置が標準として定められております。小樽市の場合、この標準でいきますと、48人のケースワーカーが必要となりますが、現在は43人の配置ですので、5人不足していることにな

ります。また、ケースワーカーの主な業務についてであります。生活保護受給者の自立に向けた支援で、具体的には世帯の収入の把握と毎月の保護費支給額の決定、定期的な訪問による生活状況の把握と必要な助言、指導、相談対応や各関係機関との情報交換などで、このほかに新規申請者の調査と保護の可否の決定などがあります。

次に、生活支援課の職員についてであります。採用されて初めての職場が生活支援課という職員は、現在8人です。また、市職員としての在職年数についてであります。採用されてから10年未満の者が11人、10年以上20年未満の者が16人、20年以上30年未満の者が19人、30年以上の者が9人となっております。

ケースワーカーとしての資質向上に関しましては、厚生労働省や北海道が開催している生活保護の担当職員を対象とした研修会への参加や毎月課内で実施している職員研修などにより、専門知識を深め、職員の資質向上を図っているほか、先進都市の視察などによる情報収集にも取り組んでいるところであります。

次に、保護世帯に対する訪問の基準であります。世帯状況に応じて月に1回、2か月に1回、4か月に1回、6か月に1回、12か月に1回の五つに区分して訪問しているところであり、世帯状況の変化などに応じて随時区分の見直しをしております。

また、訪問しているかどうかにつきましては、ケース訪問計画書などにより係長と課長がそれぞれ確認しております。訪問の基準は基本的には守られているのですが、業務の内容上、どうしても突発的な事案が発生することなどがあり、その対応に追われて訪問が予定どおりにできないこともあり得るので、業務の特殊性が一つの要因になっていると考えております。

次に、不正受給についてであります。生活保護法第78条の保護費徴収の対象となった不正受給の件数は、平成22年度で62件、23年度で67件であり、そのほとんどが収入があったにもかかわらず届出をしなかったことによるものであります。

なお、ケースワーカーの業務多忙に起因して、不正受給が発生した例はございません。

次に、ケースワーカーの業務の見直しなどについてであります。就労指導や年金調査などについて専門の嘱託員を配置することにより、ケースワーカーの業務軽減を図っているところであります。今後も生活保護システムの改善などにより、さらなる日常業務の改善について取り組んでいきたいと考えております。その上で職員の配置数について見直しが必要となった場合には、改めて検討してまいります。

次に、民生委員について何点かお尋ねがありました。

まず、民生委員の任期と人数についてであります。任期は3年であり、現在310人となっております。1人当たりの担当世帯数につきましては、本年5月末の世帯数6万7,038世帯を310人で割りますと、216世帯となります。また、定数や担当世帯数の基準であります。平成13年の厚生労働省通知により、人口10万人以上の市につきましては、170世帯から360世帯ごとに民生委員1人を配置することになっております。

次に、民生委員にお願いしております市に関係する主な業務についてであります。まず定期的な業務につきましては、生活保護手帳の配付などがあり、随時の業務につきましては、無職であることなどを確認し、報告する状況確認報告書の作成や福祉サービスを必要とする市民への相談支援や関係する情報提供を行うことなどがあります。

次に、民生委員の年齢構成であります。310人について10歳刻みで申し上げますと、40歳代の方が6人、50歳代の方が46人、60歳代の方が163人、70歳代の方が95人となっております。

次に、消防バイクについて何点か御質問がありました。

まず、消防バイクの導入についてありますが、本市においても昭和40年代に消防バイクを導入し、火災出動時の情報収集や防火パトロールなどを目的に運用しておりましたが、冬期間運用できないことや消火活動範囲が限られるなどの理由により、昭和59年に廃止したものであります。このため、現在のところ、消防バイクの導入計画はありませんが、災害時におけるバイクの機動力については一定の評価もあることから、今後、国や道内他都市の動向について情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、総務省消防庁が行った運用状況の実態調査についてであります。当該調査は消防バイクを導入している消防本部が対象のため、本市については調査の対象外となっております。

次に、軽自動車タイプの消防車の活用についてであります。現在、車両が進入できない火災については、タンク車に積載しているホースカーによりホースを延長し、消火活動を行っているところです。御提言のありました軽自動車は、小回りはききませんが積載量が小さく、水を入れるタンクとポンプを同時に装備することができないことから、単独での消火活動は不可能であり、消防自動車としての活用には問題があるものと考えております。いずれにいたしましても、市民の安心・安全を守る観点から、本市の地形特性に応じた消防体制の充実については、今後とも十分考慮してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 松田議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時40分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、成田祐樹議員。

（5番 成田祐樹議員登壇）（拍手）

○5番（成田祐樹議員） 通告に従い、一般質問をいたします。

通学路の安全確保についてお伺いします。

本年4月、京都府亀岡市において、集団登校中の児童らの列に車が突っ込み、3名が死亡し、7名が重軽傷を負った事故については、まだ皆さんの記憶にも新しいことと思われまふ。その後も相次ぐように、千葉県館山市や愛知県岡崎市など、全国各地で通学途中の児童に乗用車が突っ込むなどの痛ましい事故が発生しています。その事故の多くが運転者に問題があり、被害者に非のない例がほとんどではありますが、より高い安全を確保するためには、私たち大人が児童・生徒を守っていかねばなりません。

そこで、本市においては、どのように児童・生徒の安全対策を図っていくのか、お伺いします。

最初に、本市における通学路の定義をお答えください。

一体、通学路というのはどのようなものなのでしょうか。児童・生徒が通る道は、すべて通学路と位置づけるのでしょうか。それとも、大部分の生徒が通る道を通学路としているのでしょうか。本市において、何をもちいて通学路となすことができるのか、定義に対する見解をお伺いいたします。

また、通学路を選定する上で、歩道のあるなしや道路幅、踏切、横断歩道など、安全にかかわる条件がその場所によって変わってまいりますが、通学路の選定において、その点はどのように考えておられるのか、また選定の基準などが存在するのか、見解をお聞かせください。

やはり通学路において一番安全を確保できる方法は、車道との分離ですが、狭い道路の多い本市においては、なかなかそのような場所もないのが事実です。

ここで伺いいたします。

本市の通学路の中において、歩道やガードレールなど、車道との物理的な境目がない通学路は、全体の中でどの程度の割合で存在するのか、お答えください。

一般的に考えて通学路は、歩道のある場所など、より安全性の高い場所を選定していると思われれます。しかし、片側だけ歩道があり、もう片方には歩道がない道路において、児童・生徒が歩道のない場所を歩いているという場合を多く見かけます。それではせっかく歩道を設けていても意味をなしません。そのような場合、通学路の歩き方のルールというものは本市に存在しているのかどうか、見解をお聞かせください。

また、通学路における見通しの悪い場所や危険箇所というのは、どのように選定し、定期的なチェックを行っているのかどうか、お答えください。

また、危険箇所について、児童・生徒、保護者に対しての啓発はどのように行われているかも、あわせてお答えください。

統廃合によって通学路の流れが変わり、危険な交差点を横断する児童数が増えてきている場所があります。例えば、潮見台小学校の校区においてですが、南樽市場の海側の通りとケーズデンキの横の通りが交わった交差点、つまり市道新富線と大通線の交差点ですが、ここは交差点の角にまで住宅がせり出しており、また非常に通行量も多い場所です。車に乗っていて、一時停止の停止線で一度とまっても、左右の確認がこの住宅に阻まれ、しっかりと確認できず、一度とまった後にさらに車を前進させて停止させなければ、左右の確認ができません。この4月以降、歩道を歩かず、もう片方の歩道のない側を歩く生徒がこの交差点に飛び出してくるということが何度か見受けられ、ひやりとさせられることもございました。

ただ、このような危険な箇所は、ただいま指摘した場所に限らず、本市においては多くの場所に存在し、また今後の統廃合によってはその状況にも変化が見られることと思われれます。このような箇所に対してカーブミラーの設置やカードレール、さくなど、安全対策に関する設置は検討していく必要があるのではないのでしょうか。見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終了いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 成田議員の御質問にお答えいたします。

通学路の定義でございますが、本市では通学路の定義は特にありませんが、小学校においては、子供たちの安全な通学を図るため、あらかじめ教職員が校区内の点検を行い、通学路を指定し、そこを通るように指導しているところであります。

また、中学校においては、中学生であれば、みずから危険を回避できるとの考え方から、通学路を特に指定しておりませんが、学校によっては道幅が狭いことや人通りが少ないなどの箇所がある場合には、あらかじめ通学路を示し、通学するよう指導しております。

次に、通学路を選定する上での条件や基準などについてであります。具体的な基準などは設けておりませんが、各学校では、周辺の道路を点検し、歩車道の区分や交通量、あるいは横断歩道、信号機の設置など、安全と思われるところを通学路として指定しているところであります。

次に、通学路の現状についてであります。歩道やさくなどの車道との境目がない通学路の割合については、教育委員会としては把握はしておりませんが、各学校においては、そのような箇所について、

教職員のほか、PTAや地域ボランティアの御協力をいただきながら見守りを行うとともに、安全マップを作成、配布し、周知徹底を図るなどの安全対策を講じているところであります。

次に、登下校時の安全指導についてであります。登下校時に歩道を通ることについては、全校集会、学校だよりなどの機会を通して指導を行っているところであります。

次に、通学路の見通しの悪い場所や危険箇所などについてであります。学校では、教職員の巡回、PTAや地域のボランティアなどにより通学路の点検を行っており、見通しの悪い場所や危険箇所を表示した安全マップを作成し、子供たちに指導するとともに、家庭にも配付をし、保護者に周知徹底を図っております。

次に、学校再編に伴う通学路の安全対策についてであります。統合に向けた準備として、保護者とともに主要な通学路の安全確認を行い、危険箇所については、道路管理者などへ改善を要望するなど、通学路の安全確保に努めております。

本年4月の量徳小学校の統合に際しては、花園小学校や潮見台小学校へ向かう通学路のうち、改善を要望した箇所に歩道が設置されました。また、現在、真栄橋に並行して歩行者専用の橋をかける工事も行っております。

今後とも、学校再編に当たっては、新しい校区の安全マップを整備し、子供たちに注意喚起を促すとともに、危険箇所などについては、関係機関へ要望し、改善に努めてまいりたいと考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、成田祐樹議員。

○5番(成田祐樹議員) 再質問いたします。

今お答えになった中で、通学路の定義であるとか、そういったところの歩道のない割合といった、基本的にしっかりしたものが算出されていない。今までは、ある程度こういう形で安全だろうということだったし、そういった事故も起きなかったからということで、こういうふうになされてきたとは思いますが、今回、4月の頭にこういった事件が相次いだことと、やはり統廃合ということで、保護者がこれから先、統廃合に向けて気になる一つとして、必ずこういったような安全確保の問題というのが出てくると思うのです。

そのような中で、本市においても、ある程度今までお任せして、それなりのやりとりの中で安全確保できたものが、もう一步、いま一步やはり重点的にしっかりそこを行政がチェックして、保護者に伝えていくといった活動というのが非常に必要になってくると思います。

もちろん今、定義の中で、小学校においては、学校の教職員などが決めているという形でしたが、ということは、学校側もしっかりチェックしなければならないということだと思っております。保護者から上がってきたから、保護者からここは危ないと言われたから、初めてチェックするのではなくて、小学校の児童を指導している以上、やはり自主的にそういったところのチェックをしていただいて、統廃合のところにおいて、保護者から、今後は必ず懇談会、そういった説明会等でこういったところに対する質問が増えると思いますので、なおさらチェックをしっかりしていただきたいというふうに要望いたします。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) ただいまおっしゃられたとおり、若竹小学校の統廃合に関しては、地域住民から市長へも具体的な要望が上がってきておまして、総務部、建設部といった関係部が一体となってそ

の対策を講じているところでございます。

また、私たちが各地域へ、統合に向けた話し合いをしたところに関しては、具体的な要望が上がってきたことについては、地域住民と私ども職員が一緒になってその箇所をチェックするといった具体的な動きをしながら、子供たちの通学の安全に万全を期してまいりたいと。

また、危険箇所については、どういう手だてがあるのか、見守り又は施設整備的なことも含めて総合的に対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、成田祐樹議員。

○5番(成田祐樹議員) 特に見守り等に関しては、全部を教職員がやれという話にならないと思います。行政の負担というのも当然あると思いますので、そういったチェックだけしっかりして、あとは保護者に、ここはすごく危険だと思うので一緒に協力してくださいというような形でやっていただければ、ああ、そうなのだ、ここはチェックされているのだという形で納得される方もいらっしゃると思いますので、ぜひ活動していただければと思います。

○議長(横田久俊) 成田議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 18番、山口保議員。

(18番 山口 保議員登壇) (拍手)

○18番(山口 保議員) 一般質問を行います。

私は、昨年の第4回定例会の代表質問で、本市の財政運営の見通しについてお尋ねをいたしました。その際、ようやく累積債務の解消を果たすことができたものの、市税収入などの自主財源の減少の傾向に歯止めがかからず、また歳出では、扶助費をはじめとする民生費の増加が続いており、地方交付税の確保といった国の財政措置に頼らざるを得ない本市の財政運営の現状を述べられております。

この間の地方交付税の推移を見ますと、国の三位一体改革で、平成16年度以降減り続けていた臨時財政対策債を合わせた国の本市への交付税による財政措置は、平成21年度から増加し、21年度172億8,414万円、22年度191億3,024万円、23年度186億1,748万円と報告をされております。本市の財政力指数は5割を下回り続けており、平成22年度の0.460から昨年度は0.445と、ますます国の財政措置に強く依存しなければ成り立たない状況となっております。国の財政状況を考えますと、先行きが大変不安であります。

本年度の本市への地方交付税の見通しはどのような状況になっておりますか、お話をいただける範囲で結構でございますので、お答えいただきたいと思っております。

いずれにしても、本市の財政構造の脆弱性は、市内経済の低迷に起因していることは言うまでもないと思います。本市の経済の衰退は、特に1990年の日米構造協議以降、大規模小売店舗法など、数々の規制が緩和をされ、大手資本が地方経済に流入したことに始まり、大型商業施設の立地やコンビニの出店、フランチャイズ企業の進出など、地域の商業は壊滅的な打撃を受け、建設業界や不動産業なども、大手ハウスメーカーや大手不動産管理あっせん業の進出などで厳しい経営を迫られている現状を、以前にも議会の場で申し述べさせていただきました。

地域経済のありようが、この20年ですっかりさま変わりしてしまったわけであります。本市のみならず、地方の中小都市は、同様の問題を抱え、中心市街地の空洞化や空き店舗対策に頭を抱え、近年では、空き家の増加で、その対策にも行政が対応せざるを得ない状況であることは皆さん周知のとおりであります。

御承知のとおり、本市は、その間、急速に観光都市として成長を遂げ、衰退をする本市の経済の下支えになってきたことも事実であります。平成3年には、道外からの来客が100万人を超え、入り込み数も493万人、翌平成4年には537万人と初めて500万人を超え、名実ともに北海道を代表する観光都市として確立をしてまいったわけであります。

その間の商業統計を見ても、卸・小売業とも、事業所数については平成3年を境に減少を続けており、市内経済構造の変化の波に洗われていることを表していると考えられます。

一方、従業者数や年間販売額について見ますと、11年まではあまり急激な変化は見られず、11年を境に減少を続け、従業者数では、統計直近の平成19年には、11年に対して26.7パーセントも減少しております。また、販売額も同様に、24.6パーセントも減少しております。この間の人口の減少数は、11.4パーセントですから、いかに市内の、特に商業の衰退が顕著かと思えます。観光入込客数の推移は、周知のとおり、平成11年をピークに減少をし続け、直近の統計の23年度は603万人と9年度の606万人を下回る現状であります。

私は、本市の観光のこのような低迷が商業統計にも如実に表れているものと考えますが、どのように分析をされておりますか、まず伺っておきます。

また、このような観光の衰退の原因をどのように分析、認識をされておられるのかも、あわせてお聞かせください。

私は、誘致、宣伝だけでは、この現状は打開できないと申し上げてまいりました。これまで機会あるごとになる述べさせていただいておりますので、ここでは詳しく申し上げませんが、私は観光の新たな魅力の創出こそが打開策だと確信いたしております。

観光基本計画で示された数ある重点地域のうち、天狗山については、本市と中央バス株式会社、観光協会などでまとめられました「天狗山観光推進に向けた提言」を今後より具体化をされ、事業計画にまで練り上げられていくものと期待をしております。港につきましても、平成19年にまとめられました「小樽港将来ビジョン」を基に、北海道で唯一のクルーズ客船の寄港地にふさわしい整備と第3号ふ頭の海の交流観光の拠点としての整備を今後どのように展望するのか、港湾計画の改訂の作業が平成9年以来、15年ぶりに始まっております。また、旧国鉄手宮線につきましても、跡地の整備について、本年度具体的な実施計画の策定に入られるとお聞きいたしております。課題は山積しておりますが、その実現に向け、私も微力でございますが、お手伝いをさせていただきたいと思っております。

先日、私は、小樽商工会議所に伺い、商工会議所が昨年年初から取り組まれ、本年1月から4月にかけてまとめられました観光振興プロジェクト、港湾振興プロジェクト及び1次・2次産業振興プロジェクト答申書をいただいております、読ませていただきました。各プロジェクトとも会議所が始まって以来の取組で、それに参加をされた各委員の皆さんが各ワーキンググループに分かれて、多いグループでは月2回のペースで議論を重ねられ、さまざまな分析と提言をまとめられました。その御努力について敬意を表したいと思います。1次・2次産業振興プロジェクトには、ここにおられる鈴木喜明議員も参加をされておられます。

観光振興プロジェクトでは、堺町や浅草橋を中心とする運河に偏在する観光拠点を、旧手宮線や運河公園、石造倉庫群の残る北運河に広げることが課題とされ、また近年増加している海外観光客の受入れ態勢の整備や札幌圏を中心としたリピーターの確保など、多くの課題が挙げられております。

物産振興プロジェクトでは、商品の発信力の強化や既存商品のブラッシュアップによる小樽ブランドの確立、また海外に販路を拡大するための地域商社機能の必要性など課題を整理され、そのためには本市や商工会議所、観光協会、物産協会などの連携が必要との認識から、これらオール小樽でのまちづく

り組織の設立を求めています。

1次・2次産業振興プロジェクトでは、後志の1次産業圏との連携や、本市や後志の産品の情報発信や消費拡大、本市特産のシャコのブランド力の強化、近年漁獲量が復活した地場産のニシンの加工商品の開発などの課題を整理され、一部事業化に向けた試作品の開発も行うとされています。

また、港湾振興プロジェクトでは、対岸貿易拡大による物流振興に向け、特別作業チームの編成の必要性が課題とされ、一方で北運河周辺の活用や、第3号ふ頭や第3号ふ頭基部の都市交流空間の創出による港観光の拠点づくりの必要性などが提言されています。

いずれにしましても、私は、小樽商工会議所がこのような長期にわたる会員の議論を通して、本市経済の低迷を直視し、この低迷からの脱却の処方せんを生み出すべく真摯に取り組まれようとしていることに対して、エールを送りたいと思います。

また、各プロジェクトが共通して課題とされているテーマは、本市の主要産業を観光として位置づけ、これを製造業、とりわけ食品製造業とリンクをさせ、いかに雇用を生み出していくのか、本市の観光のさらなる発展のためには新たな観光拠点の創出が不可欠で、それをどのように生み出していくのかなど、本市の行政が課題としているテーマと共通しており、今後、本市や各関係団体との連携が課題であることは言うまでもありません。

市長は商工会議所の専務理事をお務めになったわけですが、この答申をどのように受け止めておられるのか、まずお聞かせください。

また、商工会議所は、本年3月28日の通常議員総会で、本市や観光協会、物産協会などとともに、小樽まちづくりの新組織「小樽ブランディング&マーケティング(OBM)」を本年7月に設立する旨を報告されています。本市としてどのように臨まれるのかも、あわせてお聞かせください。

私は、この組織をまちづくり会社として理解をいたしております。NPO法人としておやりになるのか、株式会社としておやりになるのか、組織の形態は別にしても、相当な決意を持って臨んでおられるものと感じています。

私は、本年3月の第1回定例会の予算特別委員会で、手宮線沿線の日銀通りから仲見世通りの間にある廃屋群の再生について、まち並みの再生や、運河や堺町の観光中枢と中心市街地の結節点としての拠点づくりの重要性の観点から、手宮線整備に合わせて、国の地域住宅交付金の基幹事業である空き家再生等推進事業を活用できないか、お尋ねをいたしております。

この廃屋群については、本市建設部で既に調査をされ、土地や家屋の権利関係が複雑で、一部に所有者も特定できないところもあることはお聞きいたしておりますが、このようなところだからこそ、私はこの交付金事業が力になると考えております。

この事業は、民間事業者が行う場合は、土地の取得は除いて改修費の3分の1は国が補助をし、自治体も3分の1の補助をすることとされていますから、事業者負担は3分の1で済むこととなります。私は、商工会議所が中心となってまちづくり会社を組織されるなら、こうした事業を本市と協働でおやりになることは可能と考えました。

敷地面積合計で約1,000平方メートル、約300坪で、見た目よりも小さな土地ではありますが、旧手宮線沿いに約100メートルの距離に林立をいたしております。1階は地場産の特産品などのショップや飲食店、2階や3階は若い人たちや市内で働く外国人の住める現代版の下宿、いわゆるシェア住居と旅行者の気軽な宿との混在した施設などに再生ができれば、若者の中心地居住と旅行者との交流も促進され、新たな本市観光の魅力になるものと確信をいたしております。

また、まちづくり会社が新たな本市観光の魅力づくりの核として成長をされていくことを期待するも

のであります。市長の見解をお伺いいたします。

最後に、市民プールの考え方についてお尋ねいたします。

市営室内水泳プールが駅前再々開発に伴い廃止されて以降、多くの市民の皆さんから新設を求める陳情が出され、本議会でもさまざまな議論がなされてまいりました。これまでの教育長や市長部局の答弁などを聞いておりますと、総合計画の前期実施計画に盛られているとはいえ、この間、差し迫る学校耐震化や小・中学校の再編による改修や新設など、教育行政の財政需要が増大する中、踏み込んだ答弁ができず、逡巡されておられるのだと思います。

私は、昨年の第4回定例会の予算特別委員会で、この問題に関連をして、プール建設の行政目的とは何か、お伺いをいたしております。その際、副市長は、競技用プールなのか、それとも健康増進のためのプールなのか、議論はまだしていない段階だと答弁されております。私は、市民プールの行政目的は、従来の青少年の体力向上や泳ぎの習得、スポーツとしての水泳の振興はさることながら、近年は中高年の健康増進や健康管理、リハビリとしての利用などに目を向けた施設設置に変わってきていると感じております。

本市では、特に高齢化が進み、本年から団塊の世代が65歳を迎えることから、高齢化率が本年4月末現在の32.4パーセントから、数年で35パーセントに届くのではないかと心配をいたしております。予防医療の観点からも、プール設置は急がれるべきと考えます。

これまでプールの議論は、新たな土地を探し、市民プールとして独立した施設としての建設をするという議論ばかりがなされてまいった感があります。新規に建設となると、近年の他都市の例などを見ますと、施設や駐車場の整備などで約8億円が必要と言われております。そのうち、2億円が国からの補助金として、約6億円が本市の負担となり、大半は起債となります。

実は、この財政負担の重さが、建設に踏み込めず、逡巡されている理由だと推察いたしております。また、建設費のみならず、年間の維持費の負担も5,000万円から7,000万円かかると、副市長は答弁されております。このことも理由の一つではないかと推察いたします。

私は、この際、もう少し視点を変え、合理性に立ち返り議論をすべきときではないかと考えます。要は、市民がかつての市営プールと同様の料金で、また利便性のよい場所で気軽に利用できればよいのではないのでしょうか。

現在、民間の施設を一定の時間借り受け、さまざまな水泳教室が行われていることは承知いたしております。しかし、ここでは、これ以上の利用拡大は難しいとも伺っております。

ウィングベイ小樽にある民間プールについてはどうでしょうか。市が譲り受け、市民プールとして管理委託をお願いすることを検討の範囲に加えることも、選択肢の一つではないのでしょうか。

また、予定されております小・中学校の再編成に合わせて、中心部にも新設校の建設が予定されておりますし、それに合わせ市民も利用できる温水プールを設置することも選択肢の一つだと考えます。

いずれにしても、るる申し上げましたように、少し検討の幅を広げ、早期の実現に努められますよう求めるものであります。教育長の御見解をお伺いし、私の質問を終わります。

なお、再質問は留保いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 山口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、今年度の地方交付税の見通しについてであります。平成24年度の予算編成では、国の財政計画上の伸び率などを基本に、本市の特殊事情などを勘案しながら積算し、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税は、前年度予算に比して4.7パーセント、8億6,100万円増の190億4,900万円を予算計上いたしました。地方交付税のうち、普通交付税と臨時財政対策債は例年7月に算定が行われ、決定されますので、現時点で見通しをお示しすることは難しいものですが、本市の財政構造は地方交付税の依存度が高く、財政運営に及ぼす影響が大きいことから、私としても予算額が確保されるよう、これまでも北海道市長会などと連携しながら、地方交付税総額の確保について国に要望してきているところであります。

次に、観光について御質問がありました。

まず、商業統計における市内の従業員数及び年間販売額の減少と観光入込客数の減少との関連についてであります。平成16年9月に公表した観光経済波及効果調査では、観光にかかわる年間総売上高が市民経済計算における市内算出額の31.2パーセントを占めるとの調査結果が出ており、観光入込客数の減少が従業員数及び年間販売額の減少に与える影響については少なくないものと認識しております。加えて、市内経済の低迷などにより、人口減少に歯止めがかかっていないことなども要因の一つであると考えております。

次に、観光客減少の原因の分析についてであります。長引く景気低迷による国内観光旅行の減少のほか、円高などを背景とした海外旅行の増加や道内外観光地との競争激化などの要因も加わり、観光客の減少につながったものと認識しております。

次に、小樽商工会議所がとりまとめた観光振興、港湾振興、1次・2次産業振興の三つのプロジェクトの答申に関して御質問がありました。

まず、これらのプロジェクトに対する見解であります。人口減少や少子高齢化が進む本市にとりましては、地域経済を活性化させることは重要な課題であり、商工会議所の会員が会頭のリーダーシップの下、地域経済の振興を図るため、1年以上にわたり調査・検討を重ねた結果の答申であり、その努力に敬意を表するとともに、その内容について真摯に受け止めているところでもあります。

次に、(仮称)OBMの設立に向けた本市の対応についてであります。答申書では、設立を目指す組織については、小樽商工会議所をはじめ、小樽観光協会や小樽物産協会、そして本市も運営に参画することが提案されております。今後、事業が具体的に進められる段階で、これらの関係機関との話し合いが十分に行われ、観光振興や販路拡大に向けての事業が効果的に進み、オール小樽として機能が発揮できるよう、市としても関係機関との連携強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、本市観光の魅力づくりと(仮称)OBMのかかわりについてであります。事業提案内容にもありますように、国際観光の推進やイベントの企画、北運河のにぎわい創出などについて、まちづくり組織として小樽観光の魅力づくりとまちの活性化に大いに寄与されることを期待するものであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 山口議員の御質問にお答えいたします。

新・市民プール建設については、市民の多くの要望を受け、総合計画の前期実施計画に位置づけられ、公認の25メートルプールで、敷地を5,000平方メートルと想定し、これまで先進事例の調査やプール利用者のアンケート調査などを行うとともに、建設用地の検討を進めてまいりましたが、適地が見つからない状況にあります。さらに、現在、教育委員会においては、新共同調理場の建設、学校の建替え、耐震化などの建設事業を抱えており、事業予算の平準化も考えなければならない状況になっております。

教育委員会といたしましては、議員が御提案の趣旨も十分に踏まえ、引き続き市民のプールの利用状況や施設の効率的な運営のあり方などについて十分検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（横田久俊） 山口議員の一般質問を終結いたします。
（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、吹田友三郎議員。
（4番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

○4番（吹田友三郎議員） 一般質問をいたします。

初めに、日本は戦後の復興期を含め、経済活動の活発化により豊かな社会であるようでしたが、経済のグローバル化により、一般的な生活に必要な所得の確保が難しい国民が大きなグループとして存在することとなりました。

生活保護受給者は、全国で209万人ほどとなり、国家財政にとっては3兆円ほどの大きな負担となっておりますし、本市の一般会計予算における民生費、生活保護費の占める割合に対して市民の関心も大きくなっております。保護費の予算執行が適正に行われているかと疑問を持っている市民が多くいるということでもあります。

まず、扶助費の過去5年間の執行状況と増減の要因についてお伺いします。

また、不正受給の対策と、その効果の実績はどのようになっておりますか。

生活保護は、一時的、緊急的なものであり、自立のための自助努力と行政の総合的なサポートが重要と考えます。今後の本市の生活保護受給者の増大を考えると、現在の制度は見直しが必要とも思います。疾病や高齢のために自立が難しいグループと、就労等が可能で自助・自立が可能なグループに分類し、前者には適切な生活扶助、医療扶助、住宅扶助等を保障すること。しかし、後者のグループには、ドイツなどのように職業訓練と職業紹介に適切に対応しない者には扶助費の減額等を行うことにより、自立を強く促すことが一つの手法と思います。

市長は、国を含めこのような環境づくりに積極的に取り組む考えはありますか、お伺いいたします。

また、現在は、自立のために就職しても、生活保護を離れることができる収入を得られないときは、扶助費から自身の収入を控除されることとなっており、就労意欲をなくすような制度となっております。例えば、雇用保険の再就職支度金のように、生活保護を離れ、自立する時点で減額扶助費の2分の1を自立奨励金として別予算により支給することも大きな効果を生むものと考えます。市町村だけでは無理ですが、市長はこのような方策を検討することはできませんか。

次に、職員倫理にかかわることと思いますが、このたび小樽商科大学におきまして、報道機関の発表では、校内で運動クラブの焼き肉パーティーが行われ、未成年の学生たちが急性アルコール中毒により救急搬送されたとのこと。1人の男子学生が意識不明のまま亡くなられ、大変痛ましい事件となりました。

ここで問題となっていることは、このことにかかわった者たちが明らかに未成年者の飲酒禁止を無視していること、そして先輩後輩というパワーバランスによる強要が考えられ、成人者が少年を守るという初歩的な規律がないことに落胆しております。

私は、アルコールという名のものは一切口にしません。それは、酒類は嗜好品であり、飲む飲まないは自身の意思で決めることができ、私は飲まない人もいることを知らしめること、また社会の貢献のためには24時間いつでも行動ができ、また適切な判断ができるようと考えております。

私は、先日、小樽区検察庁に問い合わせをし、成年者が少年に飲酒をさせたことについては、職制上、

しっかりとした対応をするべきだと申しましたところ、一般的な話として警察署が対応するという事です。ここでなぜこのような話をするかと申しますと、日本は、お酒にかかわる問題の多くをあやふやにする形で流しておりますことは、多くの皆さんが体験したことと思います。

本市の職員倫理は、このようなことにもはっきりとした姿勢が必要です。間違っても未成年の職員に対し、飲酒ができるような機会をつくったり、飲酒を勧めたり、特に力関係を利用したことにかかわる問題には厳罰をもって取り組む必要があると強く考えます。

市長は、本市の行政機関の最高責任者としてどのように考えておられますか、お伺いいたします。

また、万が一にも同様なことが起きた場合には、免職、そして告発が必要と思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

私は、人を脅したり強要したりする行為は、その人の人間性を否定する行為で、絶対に許されないと考えるのであります。そのような者は、人が受けた痛みをみじんにも感じないものと考えており、そのような者には人の痛みを知らしめる必要があると思います。

次に、本市産業港湾部商業労政課所管で毎年つくられている「小樽市労働実態調査」にかかわってお尋ねいたします。

この調査の開始年、そして調査方法、調査結果の正確性についてお尋ねいたします。

この調査の結果の内容で、給与水準、基本給、初任給、諸手当、就労条件の動向はどのように分析されておりますか。

本市には、正規職員、臨時職員、嘱託員、私たちを含め非常勤の職員がおりますが、その処遇水準について、今回の調査結果での位置づけをどのようにとらえておりますか。

地方公務員の給与水準の決定は、その地域の民間の水準を参考に決めることとなっておりますが、この点について市長は、現在の市職員の給与水準、労働条件は地域に根差しているとお考えでしょうか。

本市は、これから本格的な人口減少が続くことは統計的に明白であります。私は、今後、本市の財政を支えている市民税、固定資産税等の歳入の減少による財政規模の縮小を考え、例えば公務員も国の雇用保険制度に加入する法改正を行うなど、将来の余剰人員の削減に備えることが必要と考えます。市長は民間企業におられましたので、適切な準備に余念がないものと思います。どのようにお考えか、お伺いいたします。

次に、昨年3月に発生した震災被災地の瓦れき処理の支援についてであります。

私は、この4月17日に岩手県庁に用事があり、保健福祉部長と面談し、被災者の状況、そして被災地の復旧についてのお話を聞くことができました。また、翌日は、朝6時45分のバスで盛岡市から宮古市に行き、保育関係者に、津波の来襲時に園児を連れて避難するさまについて現地で説明を受け、すべてのものが消失した現場をつぶさに見る機会をいただきました。

今回の訪問で感じたことは、復興にかかわって国が大きな復興予算を組みながらも、それを執行する地方自治体が、県民の生活環境を早急に回復させることが最重要と思いますが、地元の雇用対策を優先し、他都市の業者を活用しないため、復旧工事が遅々として進んでいないというように見えました。

宮古市では、地元には世界に冠たる防潮堤があるとの自負を持っておりましたが、津波来襲時に防潮堤は一気に倒壊し、堤防の上から見ていた人の多くが亡くなりました。地元からは、津波は構築物では防げない、いち早く安全な場所に避難することが最善であるとのこと。

本市も長い海岸線も持っており、避難経路の確保を最重要課題として取り組むべきと考えますが、市長の津波対策の基本姿勢をお聞かせください。

また、宮古市では、被災直後に苫小牧市が船で瓦れきを運び、処理したことにより、港湾の復旧に多

大な貢献になったと市民から感謝の言葉を聞きました。遅々として進まない瓦れき処理について、日本国民が共有する問題として、本市も可能な限り受入れの再検討をすることが必要と思われるますが、市長のお考えをお伺いいたします。

質問の最後となります。教育委員会にお尋ねいたします。

現在、小・中学校におきまして、統廃合を段階的に進めており、この統廃合の完了までには長い年月が必要です。完了までには小規模校になるところも考えられ、学校行事もあまりにも少人数のため、適切な行事となっていないようだと聞くことがあります。運動会や学芸会、その他さまざまな行事を近隣の学校と合同で行うこと、そしてかかわった児童・生徒が主体となって進めることは、教育上、大変有効と考えますが、教育委員会はどのように考えますか。

特に、統廃合にかかわる学校同士の交流はとても有効と思いますが、これらを含め、お尋ねいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 吹田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、生活保護について何点か御質問がございました。

まず、扶助費の過去5年間の執行状況と増減の要因についてであります。生活保護扶助費の決算額は、平成18年度は約84億2,000万円、19年度は約84億3,300万円、20年度は約87億3,300万円、21年度は約86億9,400万円、22年度は約88億2,900万円であります。

また、増減の要因につきましては、扶助費は増加傾向にありますが、これは小樽市も全国的な不景気の影響を受けて生活保護受給者が増加していることが原因であると考えております。

次に、不正受給の対策と実績であります。生活保護受給者に対しては、適正な収入申告についての指導を随時行っているほか、市民税課税台帳等による収入状況調査を実施し、申告のあった収入額が正しいかどうか調査するとともに、通報などがあれば個別に調査を行い、不正受給防止に努めているところであります。実績として、生活保護法第78条による保護費の徴収を行った件数は、平成21年度で66件、22年度で62件、23年度では67件となっております。

次に、生活保護制度の見直しによる就労支援強化に向けた環境づくりについてであります。現在、生活保護制度に関する国と地方の協議などで、就労に向けた支援強化についても議論されているところですので、これらの議論の推移を見てまいりたいと考えております。

次に、自立奨励金の支給についての御提案であります。現在、国では生活保護制度の見直しの一環として、生活保護受給者の就労収入の一部を積み立て、それを生活保護脱却時に一括還付する、仮称であります。就労収入積立制度の導入が検討されておりますので、その議論の推移を見ているところであります。したがって、小樽市として、自立奨励金など新たな仕組みを検討することについては考えておりません。

次に、市職員の倫理についてのお尋ねがございました。未成年者の飲酒行為については、未成年者飲酒禁止法により禁止されておりますので、市職員が未成年の職員に対して飲酒を勧めること、さらには飲酒を強要することなどはあってはならないことと認識しております。

今後、職員への注意喚起を行いたいと考えておりますが、仮にそのようなことが起きた場合には、行

政処分等の適正な運用を図ってまいります。

次に、小樽市労働実態調査の活用について何点が御質問がありました。

まず、この調査の開始年、調査方法、調査結果の正確性についてであります。この調査は、市内企業における従業員の雇用実態を把握するため、昭和55年から実施しており、本市に所在する従業員5人以上の規模の事業所600社に対し、賃金や労働条件等9項目の調査票を郵送し、回答をいただいております。この調査の回答事業所数は250から300社程度であります。調査項目も多岐にわたっており、市内の雇用実態を一定程度反映しているものと考えております。

次に、調査結果の給与水準などの動向についてであります。給与水準については、その年の景気動向により若干の変動が見られますが、産業別の分析では、金融・保険業や建設業が上位にあり、情報通信業や飲食・宿泊業が下位に位置する傾向にあります。

また、その他の労働条件についてであります。育児休業や介護休業制度などは、年々制度を導入する事業所が増加傾向にあることから、従業員が働きやすい環境が整ってきているものと考えております。

次に、労働実態調査の結果と、市の職員等の処遇水準についてであります。本調査につきましては、事業内容が異なるさまざまな業種について実施されているものであり、職種も多岐にわたり、年齢や役職等の構成も異なることから、単純にその比較を行うことは難しいものと考えております。

また、市職員の給与水準や労働条件については、本市はこれまで人事院勧告に準じてきており、本勧告はその時々を経済雇用情勢に基づく民間の給与や地域別の水準を反映していることから、妥当なものであると考えております。

次に、将来的な人員削減への制度的な備えについてであります。職員が退職する場合には相応の退職手当が支給されますので、仮に組織の改廃を行ったとしても、現行制度で十分に対応可能であると考えております。

次に、津波対策と震災被災地の瓦れき処理について御質問がありました。

まず、本市の津波対策における基本姿勢についてですが、津波対策では、地震を感じたらすぐ高台へ避難するという、住民みずからの迅速で的確な避難行動が人的被害の軽減に最も有効と考えております。このため、市では本年3月に、沿岸地域の避難対象となる方々が避難路や避難場所を考える際の目安として、また各地域での避難計画策定の参考となるよう、津波ハザードマップを作成し、配布をしたところであります。

現在、このハザードマップを活用し、地域ごとに避難計画の策定や避難訓練に取り組んでいただくため、町会等と協議を進めているところであり、その中で地域の方々と避難経路の確認や課題の抽出を行うなど、地域の状況に応じた一番よい避難方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、震災瓦れきの受入れを再検討すべきとのことですが、廃棄物最終処分場の残余年数と次期最終処分場の候補地決定や計画策定、建設に要する期間等を勘案すると、本市で排出されたもの以外のごみを受け入れる余裕がないという状況には変わりありません。

市といたしましては、被災地の復興に協力したいという思いは強く持っておりますが、市民の生活を守ることが第一に優先されますので、現状では震災瓦れきの受入れはできないと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 吹田議員の御質問にお答えいたします。

学校行事に係る児童・生徒の交流についてでございますが、運動会や学芸会は子供たちの練習に多くの時間を必要とし、学校間で授業時間を調整しなければならないことや移動手段の確保の問題もあり、

合同で行うことは難しいものがあると考えております。

しかしながら、学校再編に当たっては、子供たちが円滑に統合を迎えることが大切でありますので、遠足やスポーツ、芸術鑑賞などの交流事業については、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 4番、吹田友三郎議員。

○4番(吹田友三郎議員) 再質問をさせていただきます。

今、市長から、市の退職金についての基本的な考え方としては、退職した後の再就職的な部分のときの準備といいますか、雇用保険は基本的にそうなのですけれども、そういうときに公務員の場合は、いわゆる退職金を上積みしてそれに対応するのだという考え方があるということと聞いていたのですが、私は、こういう市民から集められた市のお金をどのように使うかということについてやっております、だからそういう面では、雇用保険的なものは、実際に民間で、国がやっているのについては、負担が少ない中で対応するのですけれども、そういうのに特化していかなければだめではないかと感じているのですが、その辺のところをどのように考えられているのかと思います。

この辺のところについて、私は、そういう方向にやはりこれから考えていかなければ、これから40年後には大変なことになると、それは多くの統計的なもので動いているわけですから、これは何かをやって急に変わるなどという状況にないような感じがしますので、そういう面では市が適切にそういうものを進めるためには必要かと思っておりますので、その辺のところをもう一度確認したいと思います。

それと、今日も福岡市長の件が出ておりましたけれども、私はこういう問題にかかわっては、やはりきちんとした強い姿勢を責任者が出しておかなければならないかと考えておりますので、今のこういうものをもう一度見直す必要があるかと思うのですが、いかがかと思っております。

あと、生活保護の関係では、毎回、各都道府県で、チェックをかけるとたくさん出てくるという問題がありまして、小樽市の生活保護の支給にかかわっては、今、何件か出ましたけれども、これ以上は全くないと考えてよろしいのでしょうか。

また、これについて、多くの場合は、所得の確認が完全にできていないというのが基本なのですけれども、今のやり方は、恐らく申告された所得の関係をチェックしているだけだと思うのですが、これ以外にも何かよい方策を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長(横田久俊) 吹田議員にお尋ねをいたしますが、1番目の退職金の上乗せうんぬんというのは、3番目の質問の答弁に対する再質問ですか。

○4番(吹田友三郎議員) 雇用保険というのは、いわゆるやめたときの話でございますので、これは基本的に雇用保険というのは退職金のかわりにやるということとを考えておりますので。ただ、一応これ、そういうことでございますから。

○議長(横田久俊) この質問に対する答弁が市長からあったわけですが、それに対する再質問でないちょっと。

○4番(吹田友三郎議員) ああ、そうですか。それであれば大変失礼しました。それについては、そういう形のとらえ方をするのであれば、予算特別委員会で質問したいと思います。それ以外についてお願いします。

○議長(横田久俊) よろしいですか。そうですね。

それから、2番目の福岡うんぬんは、これは答弁に関連していますから大丈夫です。ちょっと私自身がわからなかったもので、申しわけございません。2番目の御質問は、何に対する答弁、お酒の関係です

よね。

○4番（吹田友三郎議員） そうです。

○議長（横田久俊） わかりました。それではいいです。

理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（中松義治） 吹田議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、福岡の話は後でいたします。

生活保護の不正受給についての再質問があったかと思えます。

先ほど、答弁をさせていただきましたけれども、現状、生活保護の問題につきましては、収入について正しいかどうかといったことについて調査しておりますし、私どもでやっている状況においては、先ほど申し上げた数字について確認をしているということですので、御理解いただきたいというふうに思います。

市職員の倫理ということについて、未成年者の飲酒行為について市長の考えを聞かせてくださいということ、先ほど答弁をさせていただきました。私どもとしても、これは未成年者に対する飲酒禁止法というものもありますし、仮にそういうことがあったときには厳重に対処していきたいと思えますし、またそういうことがあってはならない、このように思っているところでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（横田久俊） 吹田議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 4時15分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 一般質問を行います。

新市営室内水泳プール早期建設を求めて質問いたします。

初めに、次の点について、市長と教育委員会の基本的見解を求めるものです。

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、一般行政と教育行政の調和、教育の政治的中立と教育行政の安定確保、国、都道府県、市町村一体としての教育行政制度の樹立を図るとなりました。以前の教育委員会法から、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に改正されたとはいえ、それまでの教育委員会法の教育委員会は、独立した行政機関であるという基本理念は生きているという大原則は変わっておりません。

ところが、新市営室内水泳プール建設に見られるように、このところの教育委員会は、市長から独立した行政機関としての独自性が感じられません。一般行政と教育行政の調和を理由に、市長の判断に何でも従うということなのか、市長と教育委員会のそれぞれの基本的見解を求めるものです。

次に、新市営室内水泳プール建設問題での教育委員会の一番新しい見解について伺います。

私は、一般質問の準備のため、改めて新市営室内水泳プール建設について、教育委員会の直近の見解をメモでいただきました。この見解を見て、幾つかの疑問を持ちました。私が既に指摘していた危惧を

明らかにしたことは重大です。すなわち、教育委員会所管の事業で、学校給食共同調理場建設は既に着手し、学校適正配置計画での学校新築や大規模改修、それに学校耐震化、この二つの事業に相当な予算がかかる。だから新プール建設は、この事業の後回しにしようとしているのではないかとの危惧です。

この指摘に対し、教育委員会はこれまで、市の総合計画に位置づけられているから、これに基づいて適地が見つければプール建設を進めると繰り返し説明していたはずですが、ところが、直近の見解で、「できれば小樽公園近辺で何とか土地を見いだせないか検討しており、今後の適正配置計画を進める中で適地が得られないかということも視野に入れながら検討を進めている状況である」との見解です。

わかりやすく言えば、適正配置計画で緑小学校を旧車両工場跡地に建設し、その跡地に新プールを建設する。しかも、学校耐震化が基本的に終了してからプール建設を行うことを考えているのではないかと受け取れます。学校適正配置計画での学校新築や大規模改修、学校耐震化が終わってから、新プール建設に進みたいということなのか。そうなれば、これまで教育委員会の説明してきた見解と大きく異なります。教育委員会の見解を改めてお聞かせください。

二つ目は、市長と教育委員会は、新プール建設を求める市民に対し、建設場所の対案があったら提案してくださいと述べ、それにこたえる形で税務署跡地が提案されました。ところが、この税務署跡地に対して改めて建築基準法上、基本的にはプールは建てられないとの見解を示したことです。もともと市長や教育委員会がみずからの責任で建設場所を探し、責任を持ってプール存続を求める会などに対して建設場所の提案をして意見を求めなければならないものを、市民団体にげたを預けるようなこと自体が無責任きわまりないものでした。しかも、必要な手順を踏めば、税務署跡地でプールを建設できるのに、基本的に建てられないと一蹴する態度です。市内中心部で5,000平方メートルの土地を購入するより、税務署跡地で1階を駐車場にして2階をプールにする構造等で建設したほうが安いではありませんか、お答えください。

三つ目は、駐車台数100台分の3,000平方メートルに固執している問題です。

小樽市の公共施設には十分な駐車場が設置されていません。それだけに、これから新たに建設する公共施設に十分な駐車場を設置したい気持ちは理解できます。しかし、このことを絶対条件にして、税務署跡地でも設置可能なことを拒否し、市内中心部に、しかも平面で5,000平方メートルの土地が必要であるとして、プール建設を先送りすることは許されません。

旧市営室内水泳プール、市民会館、市民センターも駐車場は狭隘で、100台の駐車場がないにもかかわらず、各種大会などのイベントが開かれてきています。小樽市は歴史の古いまちで、公共施設に併設して十分な駐車場が備わっていないことは、市内の多くの人々が承知しています。それにもかかわらず、市営室内水泳プール建設となれば、併設した駐車場3,000平方メートル、100台に固執するのはどういふわけでしょうか。プール建設をやらない、後回しにする根拠にしているとしか思われません。

結局、市長と教育委員会は、市営室内水泳プールは学校適正化計画や学校耐震化工事終了まで建設しないということを、直近の見解で明らかにしたのと同じことでもあります。こう理解されていることに、教育委員会の見解をお聞かせください。

次に、新プールは、教育委員会予算とは別枠で建設することを求め、質問いたします。

皆さん方も御承知のように、2007年、小樽駅前旧サンビルの再開発で、それまで小樽市がサンビルに持っていた権利に対し、市街地再開発事業補償費として7億9,945万4,000円が入りました。このうち、6億8,792万3,000円は市営室内水泳プールの補償金でした。この補償金は、本来新室内水泳プール建設に充てるべきものでした。ところが、山田勝麿前市長が、同地区の再々開発のマンションとホテル建設に流用してしまいました。この経過に照らせば、プールは教育委員会の所管かもしれませんが、新プ

ール建設は、市長の責任で教育委員会の事業とは別枠で最優先しなければならない事業であることは明らかです。

プール建設を望む市民は、議会の任期で言えば前期の2007年4月から2011年3月までで、プール建設を求める陳情など873件、署名数は1万2,295筆が議会に提出されていました。その前の前々期の2003年4月から2007年3月までは3,115件、署名は3万6,067筆が議会に寄せられていました。合わせて3,115件、署名数は4万8,362筆に及んでいたのです。

今期は、皆さん方御承知のように、陳情第2号新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方については、6月13日現在で2,403筆、同じ標題での個別の陳情は296件となっています。議会の任期で3期連続して同じ課題で粘り強く陳情が繰り返されていることは、小樽運河を守る運動以来であります。こういう市民の切実で強い願いに対し、新総合計画に位置づけられていると、あたかも恩着せがましく振る舞い、あげくの果ては学校耐震化工事が終わり、かつ学校適正配置計画で閉校となった校舎や校地にプールを建設しますというのは、主人公である市民の声に耳をかさない不遜な対応であり、本末転倒も甚だしいと言わなければなりません。教育委員会は、この指摘にどのような見解をお持ちか、お聞かせください。

また、補償金6億8,792万3,000円は、本来プール建設のために使うべきものでしたが、先ほど紹介したように、前市長が再々開発に使ってしまったために、現在、プール建設ができなくなったことに対して、教育委員会は怒りも何も持っていないのか、市長に対して卑屈な対応としか理解できません。

新室内水泳プール建設について、市長と相談すると言えは言うだけ、財政難を理由に先送りされてしまうだけです。教育委員会は、市長から独立した行政機関として、断固として別枠で市長に新プール建設を要求すべきではありませんか。教育委員会の見解を求めるものです。

最後に、話は変わりますが、新プール建設では、指摘したように、前市長の負の遺産を引き継いだ中松市長は大変気の毒なことだと私は思っています。

このほど、衆議院北海道4区に立候補を予定することになった我が党の菊地葉子さんが、先日、後志の首長を訪問したときの話です。特に北後志の町村長は、異口同音に、今度の小樽市長は、これまでの方々とは違って、後志に目を向けてくれる方で、大変期待しているとの感想が寄せられていますと、私に話をしていました。

また、財政難であっても、中松市長は、小樽の活性化に役立つ市民の要望には積極的にこたえていきたいと、本会議でも力強く答弁されています。これに対する期待も広がっていることは事実であります。この期待にこたえることは、市長個人の問題でなく、小樽市の名誉を高めるためにも必要なことであることは明らかです。この壇上から市長を褒めるなどということはあまり私はやってきませんから、決断してここまで私が指摘した以上、期待にこたえていただくということは当然のこととして私は考えているわけです。

新プール建設にこたえ、小樽市の評判を高めていくことを期待し、市長の見解を求めるものです。

再質問を留保して、終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 北野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、新「室内水泳プール」の早期建設に関連して、教育委員会の独自性に関する私の見解についてですが、教育委員会は地方自治法上、教育に関する事務をとり行う独立した執行機関として定められ

ており、具体的な職務権限につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されているところです。

私といたしましては、当然のことながら、法に定める教育委員会の権限を重んじるべきことは十分に認識しておりますし、今後とも、その独立性については最大限尊重していかなければならないものと考えております。

次に、財政難であっても、市民の要望にこたえていくことは必要ではないかということですが、本市の財政状況は、人口減少、長引く景気低迷などにより、自主財源である税収の増加が見込めない厳しい状況にあることから、公約の一つである財政健全化に今後も引き続き取り組んでいかなければならないものと考えております。

私としては、財政健全化を基本とし、市民ニーズにできるだけこたえていきたいと考えておりますが、そのためには選択と集中の視点に立って、事業の優先度や財源の確保等を見極めながら、事業実施の可否を判断しなければならぬと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 北野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、教育委員会の独立性についてのお尋ねであります。教育委員会は、教育の政治的中立と教育行政の安定性を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、市長とは別の執行機関として独立的、自主的に教育行政を推進する権限を有しております。また一方で、広範な事務を処理する地方公共団体の一執行機関として、他の機関と調和し、連携して事務に当たるべき責務を負っているものと承知しております。

教育委員会といたしましては、法律にのっとり、他機関と連携を図りながら、与えられた権限に基づいて教育行政を執行しているところであります。

次に、新・市民プール建設を学校適正配置と学校耐震化より後回しにするのではないかとのご心配ですが、新・市民プールの建設につきましては、総合計画の前期実施計画に位置づけられておりますことから、これまで先進事例の調査やプール利用者のアンケート調査などを行うとともに、建設用地の検討を進めてまいりましたが、現在まで適地が見つからない状況であります。このことから、先日、プールの存続を求める会の懇談の中で、適正配置を進める中で土地が得られないかを検討することも一つの考え方であることを示したものであります。

今後も引き続き、建設用地の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、税務署跡地についてであります。土地の形状や面積、建物の構造等の違いがあっても一概に建設費の比較はできませんが、税務署跡地の都市計画上の用途地域は、第1種中高層住居専用地域であり、用途制限があることや周囲が住宅地であることなどの状況を考慮すれば、今少し時間をかけてプール建設用地の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、新・市民プールの駐車場についてであります。教育委員会では、これまで市民の要望が多い公認の25メートルを前提として施設面積を2,000平方メートル、駐車場としては、高島小学校温水プールにおける市民大会などの利用実績から、おおむね100台程度の面積3,000平方メートル、合わせて5,000平方メートルは必要と考えてきたものであります。新・市民プール建設に至っていないのは、適地が見つからないことや新共同調理場の建設、学校の建替え、耐震化等の事業を抱えており、事業予算の平準化も考えなければならぬなどの事情によるものであります。

次に、新・市民プール建設を求める市民の声についてでございますが、新・市民プールについては、

多くの市民の方々の要望があり、総合計画の前期実施計画に位置づけられてきたものでありますので、教育委員会といたしましては、引き続き建設用地の検討を進めるとともに、今後、予算の要求に当たっては選択と集中の観点に立って、市長部局と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、新・市民プールの建設は別枠で市長に要求すべきとのことではありますが、これまでも重要な案件については、市長に教育委員会の考え方を説明し進めてまいりましたが、新・市民プール建設につきましても、市長と十分意思の疎通を図り進めてまいりたいと考えております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 22番、北野義紀議員。

○22番(北野義紀議員) 再質問をさせていただきます。

今の答弁を聞いていますと、またぶれて、総合計画に位置づけられているということを優先したような印象の答弁になるのです。私は、関係者と個別に話し合っているときの教育委員会の見解もあるから、質問するに当たって改めて教育委員会の見解をメモで欲しいというふうに言って、相当時間をかけて私のところへ持ってきたのです。だから、ここには総合計画の中で実施する計画になっているけれども、いまだに実現されていないと、そんな当たり前のことしか言っていないのです。

そこで、今、教育委員会所管の事業は、学校給食共同調理場、それから適正配置による学校新築や、大規模改修、学校耐震化というのがあるから、予算のこともあるということと言わんとしていると思うのです。

しかし、お金の問題を言えば、2007年のときの約6億8,000万円、市長のほうが教育委員会の金も使ってしまったのですから、市長のほうに負い目があるのですよ。中松市長は、そのときは市長でなかったから感じてないかもわからないけれども、私たちから見ればそうなのです。だから、お金の問題を言うのであったら、そのことも頭に入れて考えていただきたいし、何よりもお金の問題というけれども、我が党の反対を押し切って、学校給食共同調理場は25億円のうち9割以上が借金ですから、やる気になれば、借金してでもやるのです。だから、土地が見つからないということを理由にして、しかも市内の中心部で5,000平方メートルを今見つけられますか。だから、私は、室内水泳プール存続を求める会の方々があなた方の問いかけにこたえて、税務署跡地はいかがですかというふうに言ったのは、適切な回答だったというふうに思うのです。

だから、新プール建設にかかわって、教育予算の平準化という格好いい話を言っていますけれども、私はあなた方がプール建設をやる意思があるかどうかということにかかわるということを指摘しますので、いま一度答弁してください。

次に、併設の駐車場として3,000平方メートル、100台ということを繰り返しておっしゃるわけですが、それでは、これまで小樽市の主な公共施設、特に人が多く集まる市民会館とか市民センター、それからもとのサンビルにあった室内水泳プール、この駐車場は十分ではありません。しかし、全道大会をはじめ、各種大会、イベントが開かれてきているわけです。これらの公共施設での最近の主な大会やイベントを開催する際に、駐車場はどこを借りて行っていたか、具体的に教えてください。

最後に、学校適正配置計画で適切な土地があったらというふうにおっしゃいましたけれども、それでは緑小学校を旧車両整備工場の跡に移して、そしてそのところで、つまり小樽公園の近辺で土地がないか、できればそういうところでやりたいということがメモに書いてあるわけですから、仮にそのとおり進めたら、プール建設に1年はかかると思うのですが、学校の移転、新築と合わせて新プールは何年後にできることになるのですか、あなた方のおっしゃる点からいえば。

この3点についてお答えください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 1点目の総合計画に位置づけられているということで、教育委員会としてどうなのということですが、もちろん位置づけがあることですから、私どもとしても建設用地を求めるということは、建てることを前提に建設地を求めているものでございます。

それから、2点目の他の公共施設に駐車場がないという問題でございますが、それぞれ建設した時点では現在ほど車社会になっていなかったということで、当時の社会情勢に見合うように建てたのだらうと思います。しかし、その後、30年、40年と経過しているわけですから、現在、車社会の中で何かの公共施設を建てるとすれば、相応の駐車場を用意しなければならない、そういう状況の変化によるものだらうというふうに考えております。

また、学校適正配置にかかわって進める中で、適当な用地がないか、それも一つの考え方として示しているものでございまして、今のところ、緑小学校、最上小学校の統合校の進め方とすれば、今年度、調査費を計上してございますので、来年度以降、どのような予算要求をするかということについては、現時点ではまだ話すことができませんが、前回の市民との懇談会の中では、6年程度という話をしているところではございまして、ただ今後の進め方を具体的にどうするのかについては、予算要求という形で市長部局と協議をしながら進めることになるかというふうに考えております。

（「答弁漏れがあるよ」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 公共施設で、イベントなどを開催した場合の駐車場については、いかがですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育部長。

○教育部長（山村幹雄） 駅前にあったプールの時代のことでございますけれども、正確な記録を今は持っていませんが、例えば大きなイベントや大会ということになれば、市役所駐車場とかそういう施設を開放するといったような措置がとられていたのではないかというふうに記憶してございます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

○22番（北野義紀議員） 再々質問いたします。

一つは、あなた方のメモによれば、正直に書いているのです。できれば小樽公園近辺で何とか土地を手にしたと。これは緑小学校の跡地のことを言っているというのは、文脈からいって明らかなのですよ、これまでのいろいろな説明で。今、6年と言ったけれども、緑小学校を車両整備工場跡地に移してできるのに6年から7年と言っているのですから、緑小学校を解体して、そこにプールを建てるとなれば、やはり1年半や2年はかかるわけでしょう。だから、新プールの実現は6年から8年くらいかかるということですよ、あなた方の説明で言えば、6年ではできないと。

それで、そこまで引っ張る必要はないから、旧税務署の跡地を、工夫すればいくらかでも建てられるのですよ。富岡町の方に聞きましたけれども、そうであれば、富岡町会としても協力をしたいと。

それから、生協みどり店と旧税務署の間に法務局の土地があります。法務局は、港のほうに移転いたしました。今は検察庁が使っているのですけれども、これも建物が古いのですから、そういうことも考えれば、駐車場はいくらでも確保し、新プール建設をできると思うのです。そのことを関係者が強く望んでいるわけですから、そういうことをまともに検討していただきたいと。そうすると、道は開けると思うのです。7年も8年も後に引き延ばすということではできないと思いますから、このことを強く要望い

たします。

それから、お金の問題でありますけれども、これは市長とも相談して、だから私はわざわざ中松市長の責任ではないと言って、前市長の負の遺産だときちんと道をつけているではありませんか。だから、そういう経過があったのだと、そうすればほとんど起債でやるということだってできるのです。幸か不幸か、小樽は過疎地域に指定されていますから、過疎債を適用してやれば、元利償還のときに70パーセント以上交付税措置があるわけですから、そういうことを考えれば、いくらでも新プール建設を決断して進むということは可能だというふうに思うのです。

こういう点で市長と教育長の決断を求めたいし、今後も強く要望していきたいので、お答えください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 緑小学校の問題については、私とすれば、一つの考え方ということで示したもので、そのように決めているわけではございませんし、そのことも含めて、今後、検討をしていかなければならない一つの課題であるというふうに思っております。それから、さらに税務署跡地につきましても、その形状だとか、要望だとか、周辺の住民のことだとか、いままし時間をかけて検討してみたいというふうに思いますし、またプールの建設につきましても、市長と十分に意思の疎通を図りながら進めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（横田久俊） 北野議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○20番（中島麗子議員） 一般質問をします。

ロードヒーティングの改修についてお聞きします。

本年3月19日夕方、市内入船2丁目の市道住初線で、交通事故が3件続いて発生しました。1件目は、住初線の坂道を滑った車が登り切れずに滑り落ちて、交差する入船南線を走行していた車と衝突しました。2件目は、大型のレッカー車で、上からおりるときに滑ってとまりきれず、民家に突っ込んだ後、さらに停車中の車3台に次々衝突。3件目もスリップした車が他の車と衝突したものです。17時20分から18時55分までのわずか1時間半の間に続けて起きた事故です。

住初線は、平成5年度にロードヒーティングが敷設されましたが、昨年12月26日に故障し、冬期間のため、道路を掘り返して修理することは困難と、砂散布と除雪作業で対応している最中の事故でした。事故発生当日は、急な寒波で路面凍結が発生したということですが、当日、市の対策はどのようになされたのでしょうか。

家屋を壊された家庭は、当日留守で、後から事故を知ったそうですが、車が突入した部屋は寝室で、家にいたら大変なことになっていたといいます。地域の皆さんは、小樽市は財政難だから修理しなかったと憤慨していますが、改めて市内のロードヒーティング修理について質問します。

住初線のロードヒーティングはガス対応のため、保守管理は北海道ガスでしたが、現在、市内のロードヒーティング箇所のうち、電気、ガス、灯油対応の箇所数と全体に占める割合はそれぞれどのぐらいでしょうか。

ここ3年間、年度途中で故障した件数、そのまま停止したケースはありましたか。

また、敷設しているのに、市の判断で稼働を停止している箇所は何か所あるのか、停止理由と停止後

の安全確認はされているのか、お聞きします。

ロードヒーティングの保守点検はどのように行われているのでしょうか。年間の修繕件数と主な修繕内容について報告してください。

住初線はいつ点検され、問題はなかったのでしょうか。12月に故障した時点で、直ちに修理できなかったのでしょうか。今後の住初線の修理計画についてもお答えください。

市内のロードヒーティングの耐用年数は約15年と聞いていますが、全231か所のうち、約7割が敷設から15年以上経過しています。適切な更新事業が実施されていないのではありませんか。今回の事故も、その結果ではなかったのか、市長の見解をお聞きします。

次に、障害者施策について何点かお聞きします。

4月26日、衆議院本会議で、障害者自立支援法の根幹を残す障害者総合支援法案が民主、自民、公明の3党の賛成で可決され、昨日、参議院厚生労働委員会で多数決で採決されております。

民主党政権は、国民と障害者に自立支援法を廃止すると約束していました。障害者71人が全国14の地方裁判所に違憲訴訟を起し、自立支援法廃止を求める国民的な戦いの中で、民主党政権は、原告、弁護団と同法廃止と新法制定を約束する基本合意を交わし、訴訟は和解、終結しました。

しかし、法案は、障害を自己責任として、家族収入を含めて応益負担を課す現行法の問題を残したままであり、利用を抑制すると問題になった障害程度区分の廃止も先送りにされ、障害者が参加してまとめた骨格提言が全く反映されていません。約束どおり、障害者の声を反映した総合福祉法の制定を求める立場から質問いたします。

初めに、障害者サービスと介護保険の問題です。

平成23年度、小樽市の障害者手帳交付数は7,527件、療育手帳の交付は1,105件、合わせて8,632件です。そのうち、障害福祉サービスを受けている件数は、支給決定数で見ると、身体障害者は388件で全体の5パーセント、知的障害者は665件で60パーセントです。実際には支給が決定してもサービスを受けないケースもあるため、少し少ないと思われます。これらの皆さんは、65歳になると介護保険給付が優先されるために、改めて介護認定を受け、介護度を決定して、介護サービスとして支給されることとなります。

ひとり暮らしの全盲の視覚障害者が65歳になり、介護認定で要支援2と判定されたケースがあります。毎日、ヘルパーが午前・午後、掃除、洗濯、買物、調理をしていましたが、要支援2のサービス限度内ではオーバーします。介護保険上は、限度額を超過した分は自己負担になりますが、規定により、ケアプランに基づいた必要なサービスとされたときには、障害福祉サービスとして市町村が認めて支給されることになっているため、必要なサービスは継続されていると思います。

毎年、何人ほどが障害者サービスから介護サービスに切り替わっているのでしょうか。その結果、サービス抑制になったケースはありませんか。

また、障害者全体のうち、65歳以上は74パーセントを占めています。小樽市の高齢化率の実に2倍です。介護保険制度優先のサービス利用になることで、サービス抑制になってはいないのか、介護保険の限度額を超過してサービスを支給しているケースは、小樽市内でどれぐらいあるのか、具体的にお知らせください。

また、障害者自立支援法の下では、市民税非課税の障害者は利用料負担はありません。しかし、介護保険制度では1割負担になり、障害者に負担が発生します。これは障害者にとっても、国の制度としても矛盾です。市民税非課税の障害者すべての利用料は無料にするのか、介護保険制度の利用料そのものを1割から無料にするのか、解決策が必要です。市長には直ちに国に改善を求めてほしいと考えます。

この点についての見解をお聞きます。

次に、視覚障害者への情報提供について質問します。

昨年7月の第2回定例会予算特別委員会で質問いたしましたが、視力障害1、2級でひとり暮らしの方は、市内で約35名ということでした。

本市では、平成15年度から、活字文書読み上げ装置が導入され、今までに10台支給されていますが、この装置を活用するためのSPコード変換装置は地域福祉課にあるだけで、全庁的な活用どころか、地域福祉課においてもほとんど利用されていない実態でした。

質問したときの答弁では、今後、市役所から発送された文書については、担当課や内容がわかるような形で音声コードを印刷することを検討する、改善に努めるとのことでした。その後、ひとり暮らしの視覚障害者の実態把握を行い、市役所からの情報がどのように伝わっているのか確認されたのでしょうか、質問します。

平成23年10月から、法改正に基づいて、これまで小樽市が実施してきた地域生活支援事業の移動支援が同行援護になりました。事業変更による新たな契約の通知を、利用者である視力障害者にどのようにお知らせしましたか。音声コードは利用したのでしょうか。ひとり暮らしの視覚障害者への情報提供は改善されたのか、お答えください。

障害者問題の最後は、難聴者用磁気ループの導入についてです。

現在、難聴者は、軽度の方も含めると、全国で約600万人いると言われています。高齢化社会が進むにつれ増加し、難聴者へのケアは重要な課題です。難聴者は外見ではわかりづらく、声をかけても気づかないため会話が滞り、出不精になりがちです。補聴器はありますが、無差別にあらゆる音が聞こえてくるため、聞きづらく不評です。こうした補聴器の問題点をカバーする磁気ループ、集団補聴システムがあります。これは、マイクの音を電気信号に変えて送ると、電線の中に磁力が生まれ、この磁力を補聴器で感知することで聞こえる音声にするシステムです。このシステムは周りの雑音がほとんど聞こえず、目的の音を正確に聞き取ることができ、会議や集会ホールなどで活用されています。欧米では既に常識化されていますが、日本でも20年以上前から導入が始まり、一部の役場や空港や公共施設に設置されています。道内他都市の設置事例は御承知でしょうか。

ある聴覚障害者団体のアンケートでは、希望施設の第1位は病院でした。次いで駅ホームや窓口、公民館や市民ホールなどです。携帯用の機器もあり、市役所窓口は何台か設置し、新市立病院窓口にも設置を検討してはいかがでしょうか。高齢者や難聴者のバリアフリーとなる磁気ループの導入を積極的に検討することに対して、市長の見解をお聞きます。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 中島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、ロードヒーティングの改修について何点か御質問がございました。

まず、住初線の事故発生当日の対策についてですが、夕方に気温の低下など気象状況が急激に変わったことから、ステーションの職員が現地に向かったところ、既に事故が発生しておりました。そのため、現地対応として、事故処理にきた警察と一緒にセーフティコーンによる交通規制を行うとともに、凍結路面を改善するために融雪剤の散布作業を行ったものであります。

次に、ロードヒーティングの箇所数と割合についてありますが、電気、ガス、灯油対応の箇所数につきましては、全体で231か所、それぞれ201か所、20か所、10か所、割合については、それぞれ87パーセント、9パーセント、4パーセントであります。

次に、ここ3年間の故障状況と稼働停止状況についてであります。年度途中で故障した件数は、今回の件を含めて3件、そのまま停止したケースは、今回の1件であります。

また、市の判断で稼働停止をしている箇所数は5か所であり、停止理由は、道路の勾配や交通量など総合的に勘案して除雪や砂散布など、ロードヒーティングにかわる手段によって安全を確保できると判断したためであります。

なお、停止後の安全については、該当箇所において特にパトロールを強化して、路面状況を確認しているところであります。

次に、保守点検と修繕についてであります。保守点検につきましては、冬期間の稼働終了後に、春から秋にかけて、全施設において電気設備の通電状況や機器が正常に作動するかの確認をしております。

また、修繕件数は、年間を通じて40から50件程度であり、主な修繕内容については、舗装の中に埋設されているヒーティング発熱部分の不良箇所や降雪センサーの交換などあります。

次に、住初線の点検についてであります。昨年、稼働終了後の3月と稼働前の9月に点検を実施しております。この点検では不具合の箇所は認められませんでした。昨年12月末にボイラーが突然停止したことから、除雪や砂散布などの管理手段に切り替えたところです。その後、故障した機器部品の交換等を試みましたが、正常に作動せず、機器本体において3か月を要する大きな修繕が必要となったことから、冬期間の修理を断念したものであります。

また、住初線の修繕については、この冬の稼働再開に向けて現在取り組んでいるところであります。

次に、ロードヒーティングの更新事業についてであります。更新につきましては、平成21年度より交通量や道路勾配、経過年数などを総合的に勘案して、優先度の高いところから順次行っております。なお、今回の住初線のような故障については、随時、修繕で対応しているところであります。

次に、障害者施策について何点か御質問がございました。

まず、介護保険制度との関連について、障害福祉サービスから介護サービスに切り替わった人数は、平成22年度、23年度、いずれも3人となっております。

また、この6人の方の介護サービスへの切替えにつきましては、ケアマネジャーがケアプランを作成する際に、介護サービスだけでは足りないと判断した場合には、その申出により関係者によるサービス担当者会議を開催し、障害福祉サービスの利用について検討することとしております。この6人の方に関しては、特にケアマネジャーからの申出がなかったため、サービスの切替えは適切に行われたものと考えております。

次に、介護保険制度優先のサービス利用がサービス抑制につながっていないかとのことでありますが、ただいまお答えしたとおり、介護サービスはケアマネジャーの作成する適切なケアプランに基づき、必要なサービスが提供されるものであるため、基本的にはサービスの抑制はないものと考えております。

また、現在、介護保険の限度額の超過により、障害福祉サービスを併用している方は2名おり、1名は筋萎縮性側索硬化症の方、もう1名は脊髄損傷の方です。いずれも重度の方で、介護保険の支給限度額ではサービス量が足りないため、不足している部分を障害福祉サービスで負担しているものであります。

次に、市民税非課税の障害者が、介護保険制度に移行した場合に利用者負担が発生することは制度として矛盾しており、国に改善を求めてほしいとのことですが、障害者自立支援法第7条では、他の法令

による給付との調整規定があり、障害福祉サービスを受けている方が65歳に到達すると介護保険のサービスが優先となります。このため、利用料の負担についても、介護保険制度の枠内でのサービス利用となることから、利用料が発生することは介護保険法に定める相互扶助の理念からやむを得ないことと考えており、御理解をいただきたいと思っております。

次に、視覚障害者への情報提供などについてのお尋ねですが、ひとり暮らしの視覚障害者への文書送付に当たって、受け取った方が担当課や文書の概要などがわかるようにするため、地域福祉課のソフトを使用し、音声コードを印刷したり、活字文書読み上げ装置を活用することなどについての取組は進んでおりません。活字文書読み上げ装置があまり普及していない中で、ひとり暮らしの視覚障害者の方が、文書の内容を知るためにどのような方法をとっているのか、今後、速やかにその状況把握に努め、情報提供の仕組みについて検討してまいりたいと考えております。

次に、移動支援から同行援護への変更に伴うひとり暮らしの視覚障害者への情報提供についてのお尋ねですが、事業変更に伴うお知らせ文書には音声コードは付しておりませんでした。今後は、先ほどもお答えいたしました、どのような情報提供の仕組みがよいのか、速やかに検討してまいりたいと考えております。

次に、磁気ループについてのお尋ねですが、まず道内他都市での設置事例につきましては、道内主要都市に照会しましたところ、札幌市視聴覚障害者情報文化センター、旭川市民文化会館、函館市総合福祉センター、岩見沢市市民会館、北見芸術文化ホールなどに設置されていると聞いております。

次に、磁気ループの導入についてのお尋ねですが、磁気ループの有用性や仕組みの将来性、道内主要都市の導入経緯や使用状況、経費などを参考に研究してみたいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

○20番(中島麗子議員) それでは、何点が再質問いたしますが、ロードヒーティングの問題です。

住初線の事故は、地域の皆さんにとっても大変大きな話題でありました。1時間半ほどの間に3件の事故が起きて、5台ほどの車両損傷ということですから、本来ロードヒーティングがきちんと機能していれば起きなかった事故だったと思います。

それで、市内231か所のロードヒーティングの7割が敷設から15年を超えている、今回そういうこともわかりました。耐用年数という言い方が適切かどうかはわかりませんが、一応15年が一つの区切りだと聞いておりますが、7割以上が15年たっているのですしたら、一体どういう形で更新あるいは整備をしていく、更新事業の対象に選んでいくのかということところが疑問だったのです。

市内のロードヒーティングの新規整備というのは、平成9年までは大体計画的に行っていたのですが、稲穂小学校の信号設置に伴って行われたロードヒーティングの新設が最後で、それ以来、新設はありません。ずっと整備、修理という形で来ているわけです。財政難とはいえ、安全性が問われるようなことがあってはならないと思うのですが、結局7割近くが15年を超えて、最高20年を超えている物件、昭和年代につくったというものも七、八件あると聞いていますが、どういう基準で更新事業の中身を決めていくのか。年数だけではないと先ほど御答弁されましたけれども、結局今回も住初線の更新計画そのものがあったのかどうか、そういうことも含めて今後の対策をどうするのか、もう一度お聞きしたいと思っております。

あと、65歳になると障害福祉サービスが、介護保険制度に移行することになって、1割の利用料が発生する問題ですが、市長は、この介護保険法に基づいてやるのだというふうにおっしゃっていますけれども、全国の小規模作業所で作っている「きょうされん」の調査でも、障害者福祉施設や就労支援事

業所で働いている障害者の56パーセントが年収100万円以下なのです。少ないということは知っていると思うのですが。こういう皆さんが65歳になったら、市民税非課税であっても自己負担が発生して、本当に経済的な理由でサービス利用が抑制されるということになったら問題だと思うのです。そういう点で、これは法律の矛盾だと思います。

今回、共産党として、北海道にも要求を出してまいりましたし、後志総合振興局でもこの問題を取り上げて、答弁をいただいてまいりましたが、後志総合振興局では昨年7月、全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡協議会というのがあるそうですけれども、ここでも同様の問題が提起されまして、65歳から介護保険に移行するとき、急激な負担にならないように国に申入れをして対策措置を求めていると、こういうふうに言っているのです。それから、北海道に対しても要求しましたら、「国に申し入れる」と回答がありました。

市長の答弁では、御理解いただきたいという話なのですが、大分トーンが違うような気がいたします。正々堂々と取り上げて国に改善を求める中身だと思うのですが、この点で、市長個人の見解をいただきたいと、国に申し入れて役割を果たしていただきたいと、これをもう一度御答弁いただきたいと思いません。

あと、視覚障害者のひとり暮らしの方への情報提供の問題ですが、全然進んでいないと率直に認めています。今回、福祉部地域福祉課では、知的障害者の生活状況調査というのを行っております。対象数は44世帯46人ということですが、全国的な事件が起きて、国の指示があれば調査はできるわけです。どうして市内のひとり暮らしの視覚障害者の調査ができないのか、私は大変残念です。

視覚障害者に対するサービスが変更になったことについて、これも同じような、従来どおりの通知にとどまっていたということですが、何回も同じことを言いたくありませんが、昨年、雪対策課が取り組んだ間口除雪の対象者に、福祉除雪の方が対象になって通知をしたけれども、ひとり暮らしの視覚障害者にこのことが伝わらなかったという残念な結果があったわけですから、それを改善するために対応を求めたわけです。情報提供という基本的な問題ですから、前回取り上げて1年たっています。今後の取組について、もう少し誠意ある、取組の中身をお答えいただきたいと思いません。

磁気ループについては、まだ十分周知されていない情報でもありますので、ぜひこの機会に認識を深めて、簡易な窓口対応に利用するなど、積極的な検討をしていただければ幸いです。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(中松義治) 中島議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、私のほうは、介護保険サービス、介護保険について話をさせていただきたいと思えますけれども、ただいま低所得者に対する利用の軽減策がやはり十分なものではないと、こういうようなことでございます。

全体を通して対策が必要であるというふうに認識しておりますので、そういったことについて、北海道市長会から国へこれからも要請をしていきたいというふうに思っておりますし、現在も要請をしている最中でございますけれども、引き続きこのように努力してまいりたいと思っております。

その他については、担当部長から答弁させていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(工藤裕司) ロードヒーティングの更新の関係で答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、耐用年数というのは一つの目安であると承知しておりますけれども、更新事業の優先度につきましては、交通量あるいはバス路線であるかどうか、それから勾配等の道路の構造、それから経過年数、そういったことを総合的に判断して優先順位をつけております。

また、更新事業を行っていく間にも、支障が出ないように十分なメンテナンスは行ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) 視覚障害者の方への情報提供についての再質問でございますけれども、取組が大変遅れているというのは事実でございます、この間、障害関係の法改正が多々ありまして、その取組に追われていたということもあるのですけれども、結果的に取組が遅れていたということは、そのとおりでございます。

それで、昨年10月にも、法改正によって制度変更の通知をいたしまして、視覚障害の方々、50人近い方に通知文書を出したのですけれども、皆さんが視覚に障害をお持ちであるにもかかわらず、特段の対応をとらなかったということで、大変御不便をおかけしたと思っております。

結果として、その事業変更に伴う諸手続について、漏れた方はいらっしゃらなかったのですけれども、今後速やかに、特にひとり暮らしの視覚障害者の方々の状況把握に努めまして、そうした方々のニーズに対応し得る仕組みについてしっかり検討してまいりたいというふうに考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

○20番(中島麗子議員) 再々質問ですが、今の建設部長の御答弁ではちょっとよくわからない気がいたします。老朽化した施設が多いロードヒーティングの状況で、更新計画というのはどういうふうに行っていくのかというあたりについて、住初線自体の更新計画があったのかどうか分かりませんでしたけれども、財政難が理由で壊れるまで使うのだということなのか、それとも計画的に何か所かは更新する予定なのか、このあたりはどうなのでしょう、再度お聞きしたいと思います。

それと、市長におきましては、北海道市長会などを通じて、低所得者に対する対応として発言していきたいという御意見で、大変期待したいと思います。

しかし、これははっきりと介護保険制度に障害者の方々が移行するときに、1割負担が発生する問題として矛盾があるということで取り上げていただきたいということを確認しておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(工藤裕司) ロードヒーティングの更新計画についてなのですけれども、更新計画は平成21年度から随時、数か所なのですけれども実施している経過がありまして、これからも計画的に何か所かずつは、年度計画で行っていきたく思っております。

○議長(横田久俊) 住初線がその計画に入っていたのかという問いもありましたけれども。

○建設部長(工藤裕司) 箇所数が多いものですから、そして1路線をやっても億単位になるというようなことがございまして、まだ住初線を更新計画の中に入れるかという検討はしてございません。

○議長(横田久俊) 介護保険についてはよろしいですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（渡邊 功） 基本的には、先ほど、市長が答弁されたとおりでありますけれども、中島議員が後段で、いわゆる制度の矛盾という部分を強調しておられましたけれども、実は介護保険制度が平成12年に発足する当時、既に老人福祉サービスあるいは障害福祉サービス、これらを利用していた方についても、1割負担の該当になるということで、激変緩和措置として、国の制度として施行から20年6月まで、およそ8年間、利用者の負担を軽減する経過措置が講じられた上で現在の1割負担という制度に落ちついておりますので、制度施行当初から、その部分については十分認識されていたものというふうに考えております。

○議長（横田久俊） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号、第2号及び第7号並びに報告第1号及び第2号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。秋元智憲議員、安斎哲也議員、川畑正美議員、松田優子議員、酒井隆行議員、上野智真議員、濱本進議員、林下孤芳議員、新谷とし議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第8号ないし第13号、第15号及び第17号ないし第19号並びに報告第3号は総務常任委員会に、議案第16号は経済常任委員会に、議案第3号、第4号及び第6号は厚生常任委員会に、議案第5号及び第14号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「請願及び陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明6月21日から6月28日まで8日間、休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時25分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 千 葉 美 幸

議 員 新 谷 と し

平成24年
第2回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成24年6月29日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	副	市	長	貞	村	英	之	
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	
水	道	局	長	飯	田	総	務	部	長	迫		俊	
財	政	部	長	堀	江	産	業	港	湾	部	長	佐	
生	活	環	境	部	長	医	療	保	險	部	長	渡	
福	祉	部	長	三	浦	保	健	所	長	秋	野	恵	
建	設	部	長	工	藤	会	計	管	理	者	石	崎	
消	防	長	柿	崎	隆	病	院	局	長	小	山	秀	
教	育	部	長	山	村	経	営	管	理	部	長	中	
総	務	部	総	務	課	総	務	部	企	画	政	策	
						室	長					中	
						財	政	部	財	政	課	長	佐
													々
													木
													真
													一

議事参与事務局職員

事務局 長 田 中 泰 彦
庶務係 長 伝 里 純 也
調査係 長 沼 田 晃 司
書 記 木 戸 智 恵 子
書 記 柳 谷 昌 和

事務局 次 長 佐 藤 正 樹
議 事 係 長 佐 藤 誠
書 記 相 澤 幸
書 記 佐々木 昌 之
書 記 伊 沢 有 里

開会 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、川畑正美議員、松田優子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第19号及び報告第1号ないし第3号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○21番（新谷とし議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

福島第一原発事故を受け、市長は、原発事故による放射能汚染は広範囲に及び長期化することを改めて認識し、その再稼働に当たっては、事故の原因が究明され、安全性の課題がクリアされてから慎重に進めるべきとの見解を示したが、これは非常に前進的な発言と評価している。その一方、泊原発の再稼働については、電力不足の懸念なども踏まえ、中止を求める考えはないという。当然のことながら、電力供給のための原発再稼働と万が一でも発生するおそれのある原発事故により失われる住民の生命や財産をてんびんにかけることはできないことから、今夏の電力不足が生じる際の対処方法は原発に頼らない前提で考えるべきであり、市長は泊原発の再稼働を行わないよう国や北電に対し強く求めていくべきと思うがどうか。

行政評価システムは、事務事業の見直しだけでなく、市民への説明責任や行政の透明化を進めるためにも有効であり、本市においてもこれまでの試行を踏まえ、導入について検討を進めていると聞く。評価の方法については今後の検討課題とのことだが、客観性の確保のためには、行政にかかわりのない第三者が評価に参加することが望ましく、市長も市民の市政参加を訴えていることから、市民が評価に参加できるようなシステムを構築するつもりはないのか。

また、評価結果の公表は、市民へ情報を提供する大切な手段であることから、第三者にとってわかりやすいものとなるよう心がけてほしいと思うがどうか。

事務事業ごとに必要性や効果などを検証し予算の有効配分につなげる事務事業評価制度は、限られた財源で効率的な行政運営を行うには非常に有効であり、厳しい財政状況が続く本市でも、導入を検討しているという。市が試行した際、400事業を超える数の評価を行ったため、膨大な作業量の前にとんざしたとのことから、今後の導入に当たっては評価対象事業の絞り込みを行うなど工夫すべきと思うがどうか。

対象事業の評価方法について、職員が客観的に評価するのではなく、事務事業ごとに概要や収支をわかりやすくまとめたフルコスト計算書を作成し、それを基に一般市民を含む第三者が評価を行う自治体もあるという。この評価方式を採用した自治体では、これまで聖域化され踏み込めなかった事業を廃止するなど、限られた予算の有効活用に効果を上げていると聞くことから、本市においても、こうした市民目線による事業評価の仕組みを検討すべきと思うがどうか。

本市では、移住促進に関する相談窓口を平成17年度から設置しており、20年度には移住を希望する方々の受入れに意欲のある団体などと協働し、調査研究等を行うことを目的として「おたる移住・交流推進事業研究会」を設置している。5年目の節目を迎えた研究会では、これまでの取組を検証するとい

うが、現在、相談件数と移住人数は横ばいで推移しており、多くの移住者が50歳代で若年者は少ないという実績を踏まえると、ターゲットを絞る必要もあると思うがどうか。

人口が13万人を切った現状においては、移住促進だけに力を入れるのではなく、人口が流出しないような対策も必要であり、まちの魅力を打ち出す方策として税制面で優遇するなど、何らかのメリットを検討してほしいと思うがどうか。

若竹小学校の閉校に伴い通学路が変更となる児童の保護者からは、登下校の際の安全確保が求められており、市教委としては危険性が指摘されている高速道路高架下の横断を避けるため、その対応策としてスクールバスの導入を検討しているという。しかし、スクールバスは、仮に児童数が減った場合、継続して運行できなくなるおそれもある。そのため、他都市でも盛んに導入されている利用者のニーズに応じて柔軟に運行することができるデマンドバスを導入し、スクールバスと一体的に運行することにより、日中は公共交通空白地域において交通機関として運行し、通学時間帯には学区内を巡回するスクールバスとして運行するという、地域の利便性を向上させつつ継続的な運行が可能であり、一石二鳥の効果が期待できると思うがどうか。

市職員の退職手当制度について、市は公務員は定年まで勤務することが前提で、雇用保険の被保険者にならないため、退職手当には雇用保険の給付分に相当する部分も含まれると言うが、その支給額は民間企業と比べ、割高感があることは否めない。民間の雇用保険制度に準じた形で退職手当制度を見直すことで、市財政の負担の軽減を図ることができ、浮いた財源を少子化対策など喫緊の課題に充てることが可能と思うがどうか。

近年、成人式などの儀式で落ちついて話を聞けない若者が増えているが、これは学校教育において、儀式的行事が軽んじられ、その意義、大切さに対する認識が培われていないことも一因であると思われる。それらをはぐくむためには、新学習指導要領に位置づけられている卒業式をはじめとする学校行事を厳粛にとり行い、児童・生徒が集団への所属感や公共の精神を学ぶことこそが重要であることから、市教委は儀式の基準を明確化し、各校に周知徹底すべきと思うがどうか。

また、卒業式において、国旗、市旗、校旗を掲揚することは、自分が日本人であるとともに、小樽市民であり、かつ、その学校で学んでいたという帰属意識を高めるためには必要不可欠なことである。市内小・中学校の卒業式においては、いまだ3旗を掲揚していない学校も多いが、郷土に愛着を持った人材育成のため、市教委は全校で確実に実施されるよう、力を入れて取り組んでほしいと思うがどうか。

卒業式で歌われる式歌の選曲については各学校でそれぞれ行っており、現在、市教委は関知していないというが、中には暗く寂しい歌詞の曲が選ばれている学校もあるという。学校生活の集大成の場面で歌う式歌は、人生を通して心に残るものであり、児童・生徒に与える影響も大きく、これから踏み出す未来に夢と希望を持てるような内容がふさわしいことから、市教委は各学校に対し選曲に当たり十分配慮するよう求めてほしいと思うがどうか。

国は、平成22年度から就学援助の支給対象にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を追加しているが、本市では財政難を理由に支給対象としていない。教育行政の根幹をなす教育基本法において、国と地方公共団体は就学困難な者に対して、必要な措置を講じなければならないと規定しており、また国からの通知でも同様に就学援助の適切な執行が求められている。市長は、人口対策の観点からも、安心して子育てをできる健やかな教育環境づくりが必要と考えていると言うが、そうであれば、クラブ活動費などの支給項目について、年度途中からの実施は困難としても、来年度から実施できるよう予算づけしてほしいと思うがどうか。

新共同調理場完成後に新たに導入される調理器具では、一度に大量の焼き物や蒸し物の調理も可能に

なると聞くと、新たにどのようなメニューを提供する考えなのか。

これまで献立にない焼き魚も調理が可能となり、今後、地産地消の観点から、できるだけ小樽産の水産品を使用する考えとのことだが、地元の食材納入業者との協議は進んでいるのか。

子供たちにとって、給食が待ちどおしい楽しみな時間となるよう、これまで以上に魅力あるメニューづくりに努めてほしいと思うがどうか。

本市の教育水準の向上に資するため、小樽市教育研究所が設置されている。現在、教育研究所が進める第9次研究では、新学習指導要領となったことに伴い、思考力、判断力、表現力等をはぐくむ学習指導の研究を行っていると聞くと、3か年計画の2年次目に当たる現時点において、どのような成果が見られるのか。

授業における言語活動の充実、市教委が推進する施策とも密接にリンクしていることから、教育研究所と学校現場はしっかりと連携して、本市が直面する学力向上という根本的な課題の解決に取り組んでほしいと思うがどうか。

先般、商工会議所が観光推進プロジェクトを立ち上げたことは、本市における観光産業が重要な基幹産業の一つであると改めて位置づけられたと言える。市は、これまでさまざまなソフト事業の推進に力を注いできたものの、近年、行き詰まりの感があり、他都市がハード面を充実させている中で、小樽の観光面における魅力は相対的に低下してきていると言わざるを得ない。この事態を打開していくには、ハード面において新たな魅力を打ち出していく必要があり、庁内に民間事業者を加えた専門部署を設置し、より戦略的に取り組むことで、これまで以上に観光客から魅力あるまちとして評価される存在になると思うがどうか。

市内民間企業と小樽商科大学の共同で行われてきた小樽運河を活用した不定期航路の実証実験については、今年度から産学官の共同事業「小樽運河クルーズ」として本格的に事業化することとなり、運河公園のある北運河から運河南側の浅草橋間で運航されることから、小樽運河への新たな観光客を誘致する起爆剤としての効果や、北運河周辺への誘客にもつながるものとして期待されている。この事業のように、運河の水面から石づくり倉庫群を眺めながら小樽の歴史に触れるというこれまでにない貴重な体験ができるなど、小樽運河周辺では新たな可能性を引き出すさまざまな取組も行われており、今こそ修学旅行の誘致など、小樽の魅力を前面に打ち出した観光PRを積極的に行ってほしいと思うがどうか。

独自の営業形態から、市内外に多くの愛好者がいるスノークルーズオーズが、この春をもって廃業となった。スキー場閉鎖に伴い、冬期間の雇用喪失に加え、来場者による経済効果も失われるなど、地域に与える影響は少なくないが、市はその経済的損失がどの程度になるか把握しているのか。

現在、有志がスキー場の存続を求め署名活動を行い、その数は1万4,000筆を超えると聞くと、その声を尊重するとともに、地域への経済的影響を考慮して、市として何かできることがあれば惜しまずに協力してほしいと思うがどうか。

近年、本市では稚魚放流事業の成果によりニシンの漁獲高が増加しているが、そのニシンを追って本市沿岸に来遊するトドによって魚ごと漁網を食い破られるなど、大きな被害が出ているという。漁業者はトドの爆発的増加による漁業被害の拡大を危惧しているが、市はその増加状況について把握しているのか。

トドの駆除については、全道で257頭の枠が設定されており、本市では今年6頭を駆除したとのことだが、漁業者からは、この程度の駆除数では被害の実態とは乖離しているとして、更なる駆除を求める声が上がっている。市は、漁業者の窮状を把握し被害の防止を図るため、国や道に対し駆除頭数の枠の拡大を求めるべきと思うがどうか。

市は、町会活動支援員について休日夜間に活動することが多く、また市職員としての幅広い知識と経験を要するため管理職を充てているというが、若手職員であっても意欲があれば配置してはどうか。

市の政策を進めるに当たっては、まず地域の意見を聞くことが原則であり、ふだんから職員が支援員として地域において活動していれば要望などを容易に把握できるため、市の政策として職員を配置する考えはないか。

今秋にも建設予定の合同墓について、関係団体の理解を得た上で利用条件などを定めた要綱を策定するとしていたものの、既存の万霊塔への埋葬を主張する関係団体との話し合いが平行線をたどっているという。市は、万霊塔は市長が引受人のない焼骨をおさめる施設、合同墓は市民の利用に供するための公の施設と、それぞれ行政目的が異なる施設であるとの見解を示しているが、万霊塔設置の歴史的な経過などを踏まえたとき、両施設の用途、目的をあいまいにしたままでは、関係団体の理解は到底得られるとは思えないことから、改めて両施設の位置づけを整理すべきではないか。

介護報酬の改定に伴い、平成24年4月から訪問介護サービスのうち生活援助の時間区分が60分から45分に短縮され、利用者や介護事業者から戸惑いの声が寄せられたことを受け、市は市内41事業所に対し緊急の実態調査を行ったというが、その結果をどのように受け止めているのか。

特に事業所からは、利用者の中には制度が改正されたことすら知らないケースも多いという回答もあったとのことであるが、そもそも今回の制度改正の利用者への周知については介護事業所が行い、市は何ら利用者に対する説明を行っておらず、本来、保険者である市が実施すべき利用者への説明を事業所任せにしてきたこと自体問題ではないか。

今回の調査を見ても利用者への影響は必至であり、制度改正による利用者への影響を把握するため、今後は直接利用者の声を聞く機会を設けてほしいと思うがどうか。

また、介護保険利用者が制度の不備によって不利益をこうむることのないよう、市は、国に対し現場の切実な実態を訴え、加えて生活援助のあり方について見直すよう強く要望していくべきではないか。

毎年年末に独居高齢者や母子世帯等に支給する「ふれあい見舞金」は、原資である「歳末たすけあい運動」の募金が減少傾向にあることから、市が補てんしてきた経過がある。しかし、市が平成23年度から補てんを行わないことを決定したことで、社会福祉協議会と共同募金会の共同による単独事業となり、対象者も変更され、名称を「長寿お見舞金」として支給されたという。新年を迎える時期に経済的な支援を必要とする人たちが安心して暮らせるようにと募った募金が、本来の目的とは異なる使われ方をしていることに疑問の声も多く聞かれることから、市は社会福祉協議会に対し、募金の趣旨に沿った形で適切に使用されるよう指導・助言すべきと思うがどうか。

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの接種は、肺炎の重症化防止と罹患率の低下に効果があるとされているものの、市では、同ワクチン接種の促進について、国の動きを見ながら研究していきたいと、接種に消極的な姿勢を示している。既に65歳以上の高齢者などを対象に定期接種化され、効果を上げているインフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンをあわせて接種することで相乗効果が期待でき、全国的に同ワクチンの接種に助成する自治体も増えていることから、高齢化が進む本市こそ前向きに検討すべきと思うがどうか。

消費税法では、患者の支払う医療費については非課税のため、医療機関が保険診療を行うために負担した医療機器や薬剤など仕入れ等に係る消費税は、最終的に医療機関が負担せざるを得ず、損税が生じる結果となっている。現在、市立病院では1億9,000万円を負担している状況にあることから、仮に消費税が10パーセントに引き上げられた場合2倍の3億8,000万円に上り、厳しい経営状況が続く病院事業会計にとって消費税の影響は極めて大きいものとなる。消費税見直しの議論の中で、診療報酬を課税

対象にして、患者負担を求める考えもあると聞かすが、命にかかわる医療に税金を課すべきではないことから、この解決策として現行の消費税法第7条輸出免税などの規定に倣い、患者負担の医療費に対する消費税率をゼロとし、実質的に患者は消費税を負担せず、医療機関は課税仕入れに係る消費税を控除する、いわゆる「ゼロ税率」の導入を国に対し強く求めていく考えはないのか。

また、医療機関の経営を圧迫し医療崩壊を招きかねない消費税増税は、到底容認できるものではないと思うがどうか。

本市では、相続放棄や承継者不在など少子高齢化に起因する空き家が増加しており、管理不良による倒壊の危険性のほか、事故や犯罪の温床ともなりうるため、市民に不安を与える要因となっている。市では、所有者を調査し安全対策を講じるよう口頭や文書で指導を行っているというが、所有者が不明のまま放置されているものも多いと聞く。市民の安全・安心を守るためには、行政が早急に安全対策などを行うべきだが、その体制整備を図るためにも、市は、直ちに空き家の適正管理に関する条例の制定作業に着手すべきと思うがどうか。

本市にとって重要な歴史的遺産である奥沢水源地は、昨年、堤体内に陥没箇所が見つかったことでダムが廃止となり、奥沢ダムから取水していた奥沢浄水場も休止している。市は、浄水場の再開について、地元町会などの意見も踏まえ結論を出すとしているが、仮に河川から直接取水した場合、雨天時に濁水が流入した際の処理など技術的な課題もあり、検討には時間を要するとしている。創設水道としての奥沢水源地の景観を構成している重要なファクターなので、再開に向け積極的に取り組んでほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、議案第1号、第2号及び第7号並びに報告第1号及び第2号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、27番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 27番、前田清貴議員。

（27番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○27番（前田清貴議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

先月、愛知県刈谷市の学校給食共同調理場を視察した際に、刈谷市では毎月のように行事食を提供し、また地域性のある食材を使ったメニューを考案するなど、児童・生徒が喜ぶ、飽きの来ない学校給食を実践している。この取組は、行事のありがたさを感じ、季節感や地域の食文化に触れることができ、大変に好評と聞くことから本市でも年間8回提供しているが、さらに実施回数を増やす考えはないか。

また、学校において食育の指導に当たる栄養教諭の授業への参加回数は、刈谷市の128回に比べ本市は55回と、教育現場における対応の遅れは明らかであり、食育の推進の観点からもっと積極的に取り組む必要があるのではないかと。

先ごろ北海道薬科大学から主要な機能を系列の北海道工業大学のある手稲前田キャンパスに移転統合

する計画が示された。銭函・桂岡地域では、学生が札幌へ流出することにより、地元経済活動のみならず、住民の買物、通院など生活全般に影響が出るのではないかと不安の声が広がっている。特にバス路線については、今のところ減便等は考えていないとの報道があったが、現状、市としてバス路線に関連する何らかの情報は把握していないのか。

将来的に路線の見直し、廃止が十分予想されていることから、引き続き情報の収集に努めてほしいと思うがどうか。

また、バス路線の基点を見ても明らかなように、銭函・桂岡地域の住民の生活圏は、小樽市内ではなく札幌・手稲が中心となっている。今後、市として小樽市全体の人口対策や経済活性化策を総合的に検討する中で、銭函・桂岡地域の生活圏を札幌市から小樽市に移すといった大胆な発想による戦略的な施策を打ち出すべきと思うがどうか。

若竹小学校が本年度末で閉校することに伴い、同校の跡利用を具体的に検討していかなければならない段階になったが、市として今後どのようなプロセスにより跡利用の方向を決定していくことになるのか。

市が地域から意見を聞く際に、跡地利用の考え方などを一切示さず地域に入った場合、議論が紛糾することが予想されるため、あらかじめ、たたき台として市のプランを示していくことが必要ではないのか。

また、この問題に関する担当部局は、市全体のさまざまな施策を統括する企画政策室であるが、今後はほかの地区において、閉校となる学校が複数出た場合、企画政策室の現体制だけでは対応が遅れが生じることが懸念されるため、今後は体制の強化を図る必要があると思うがどうか。

今夏、北海道電力は、電力供給量が不足した場合、計画停電を実施するとしているが、市は、極力市民生活への影響を最小限にとどめるよう、広報車や防災無線、ホームページなどを活用して市民への周知を徹底すべきではないか。

計画停電に該当する地域では、電源を必要とする固定電話が不通となり、緊急通報がつかまらない、非常ベルやスプリンクラーなどの防災設備が停止するといった影響が想定され、災害や事故への対応が遅れるという懸念がある。市は、防災対策やパトロールなど、緊急時における対応ができる体制をあらかじめ整えていく必要があると思うがどうか。

小樽商大の協力を得て、同大学で教員を目指す学生を夏季休業期間、中学校へ派遣し学習支援を行う「樽っ子学校サポート事業」は、あらかじめ生徒が希望する教科を重点的にサポートする内容という。しかし、教える側の学生がカリキュラムを熟知していなければ事業の効果は望めないことから、学生向けに授業方法など教え方の講習を行ってはどうか。

この事業により、生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな学習支援を行い、必ずや学力の底上げにつなげてほしいと思うがどうか。

総合博物館では、準鉄道記念物に指定されている車両を含む大部分が野ざらして展示されており、傷みがひどい状況にあるという。修復には、列車の構造など技術的な知識の乏しいボランティアが作業に当たっており、貴重な展示物である鉄道車両の維持・管理のあり方としては適切さを欠いているのではないか。

これら鉄道車両は、北海道における鉄道の歴史を語る上で欠くことのできない文化財であり、将来にわたり産業遺産として継承していかなければならず、今後の修復に当たっては、技術的に信頼できる専門家に依頼し、車両の状態に合った適切な維持・管理に努めるべきではないか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第19号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、議案第10号ないし第13号並びに陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第293号ないし第308号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、一括討論に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

(7番 小貫 元議員登壇)(拍手)

○7番(小貫 元議員) ただいまの委員長報告に反対し、日本共産党を代表して議案第10号ないし第13号はいずれも否決、議案第19号は可決、陳情はいずれも採択を主張して討論を行います。

最初に、議案第10号ないし第13号の新学校給食共同調理場建設の工事請負契約についてです。

これは、現在2か所の共同調理場を1か所にする上に、将来的に給食の単独調理校方式をなくしていくものです。共同調理場が1か所しかない自治体で7,000食以上の調理をしている自治体は、北海道内で2か所しかありません。1か所の大量調理は、食中毒が発生した場合に多大な被害を及ぼします。また、1か所にするのに、給食の配送車の数も変えずに行うといいますことから、距離が延びることになります。

日本共産党は、学校給食の単独調理校方式の拡大を求めています。当面、現在の二つの共同調理場を改修して活用すべきであり、いずれも否決を主張いたします。

次に、議案第19号小樽市非核港湾条例案についてです。

小樽市は、過去に公式、非公式を含めて4回の米艦入港を断っています。港湾管理者である市長が断れば入港できないことは、この事実と照らしても明らかです。核密約をめぐっては、政府は討論記録の存在を認めましたが、それは密約ではないと言い、密約はなかったと言い続けています。この密約は、アメリカから核兵器を積んだ軍艦や飛行機が事前協議なしで日本に入ってくる権利を認めているものです。討論記録という名の密約が存在する限り、この権利はアメリカにあります。密約が存在する中で、核兵器を持ち込ませない唯一の手段が、すべての外国艦船に非核証明書の提出を求める方法です。そのために本条例案を制定することを求めるものです。

核廃絶平和都市宣言から昨日で30年になりました。この宣言をした市として本条例案の制定に向けて皆さんの御賛同をお願いするものです。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号、第294号ないし第308号は、新小樽市室内水泳プールの早期建設方についてです。

駅前の再々開発で手に入れた6億8,000万円を開発で使ってしまいました。教育予算で予算平準化といいますが、教育の財産を開発に使ったのですから、教育予算とは別に市当局と教育委員会の枠を超えて市民の健康維持と楽しみを保障するために、プールの早期建設が求められています。

陳情第293号は旧小樽税務署敷地への新小樽市室内水泳プール建設方についてです。

教育委員会が建設地の提案を呼びかけ、その提案にこたえ市民がプールの建設地が見つからないならばと早期建設を求め、建設地の候補を提案してきました。この建設地が妥当でないと教育委員会がするのならば、具体的プランを市民に示し、責任を持って早急にかわりの建設地を確保すべきです。昨年8

月にスポーツ基本法が施行され、スポーツの施設の整備などに地方公共団体の責務をうたっています。この趣旨に照らしても、これらの陳情に沿ってプールの建設が進められるべきです。

願意はいずれも妥当であり、いずれも採択を主張して討論いたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、佐々木秩議員。

（17番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○17番（佐々木 秩議員） 民主党・市民連合を代表し、委員長報告に反対し、議案第19号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場で討論をします。

米海軍は、1997年に空母インディペンデンスを小樽港に入港させて以来、繰り返し道内の民間港に軍艦を入港させています。今年も、小樽港にはなかったものの、2月3日から苫小牧港にはイラク戦争やアフガニスタン攻撃にも投入された米海軍第7艦隊所属の揚陸指揮艦ブルーリッジをはじめ、石狩湾新港、函館港にも続けて入港しました。これは、有事に民間港を自由に使うための既成事実化と、行政、港湾関係企業などの受入れ態勢づくりを意図しているものと思われまじ、何もまして、市民、道民の意識の中に何げない、いつもの年中行事の一つとして受け入れられるムードづくりが行われている気がしてなりません。実際、それがずいぶんと成功しているのが現状です。

また、寄港は乗組員の休養、観光も目的としていることから、米軍は寄港地での市民の歓迎ムードを期待しており、各地で歓迎行事の開催を要求していることも明らかになっています。

しかし本来、私たち小樽市民が求める小樽の海、港の姿は、大量殺りく兵器を積んでいる疑いのある軍艦が浮かんでいるダークなイメージではありません。青い海に浮かぶ白いクルーズ船、旅情を誘うフェリー、魚介の水揚げや荷物の運搬で活気にあふれる漁船、貨物船といった、平和で建設的なイメージです。今定例会で取り上げられた改訂予定の港湾計画も、軍艦寄港のためのものではないはずで、そのイメージを実現するための一手法として、この非核港湾条例が必要と考えます。現に神戸港では、1975年の市会決議で、寄港する外国軍の艦船に核兵器を搭載していないことを証明する非核証明書の提出を義務づけて以来、米軍の艦船は寄港していません。

ところが、この港湾法という法律に基づいた自治体にある入港許可の権限にかかわることを、これは国のすることだから一地方自治体が口を挟むことではないという国の外交権の問題にすり替えることで反対する意見もあるようです。

しかし、そもそも日本の国是である非核三原則は、核の持込みも認めていません。それに沿った自治体の施策は、何の不都合もないはずで、地域住民の生命と安全を守るのが自治体の最大の責務と言われます。この条例に基づいて市長の主体的な判断を形に表し、もって小樽市の観光都市宣言、核兵器廃絶平和都市宣言を表す平和で安全なまちのビジョンを、このまちを訪れる人、住む人、また国内外にアピールするべきです。

以上、議員各位の御理解をお願い申し上げまして、討論を終えます。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第19号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第10号ないし第13号及び陳情第293号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 3番、中村岩雄議員。

(3番 中村岩雄議員登壇) (拍手)

○3番（中村岩雄議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

小樽港は、外航クルーズの背後観光地のクルーズ拠点として日本海側拠点港に選定されたが、これに伴い、大型クルーズ客船対応のための係留施設を新たに計画に位置づける必要があり、現在、進めている港湾計画の改訂作業の中で検討していると聞く。拠点港の申請に当たっては、その係留施設を第3号ふ頭16番バースに位置づけているが、どのような理由によるのか。

小樽駅をおり立ち、正面入り口から望む第3号ふ頭にクルーズ客船が見える光景は、大変に絵になるものだが、この場合、水深の浅い14番バースに客船を接岸させなければならず、現状では市が誘致を目指す大型客船の利用はできないという。しかし、14番バースでもしゅんせつすることで十分接岸が可能と考えられるため、小樽駅から第3号ふ頭に至るすばらしい景色を新たな観光資源として活用できるよう、係留施設の整備は14番バースで進めるべきと思うがどうか。

小樽港の日本海側拠点港選定に伴い、伏木富山港、京都舞鶴港とともに、クルーズ客船の誘致に取り組むため、環日本海クルーズ推進協議会が設立されたが、北海道もその会員であると聞く。北海道議会平成24年第1回定例会における拠点港に関する質問では、小樽市と連携を図りたいとの答弁があったことから、本市の側からも道に対して積極的な働きかけを行い、協調して事業の推進に当たってほしいと思うがどうか。

また、小樽港は、クルーズ客船寄港回数が道内1位であり、北海道観光の海の玄関口として重要な役割を担っているものの、客船受入れのためのハード面の充実はまだこれからという感は否めない。今後は、海の玄関口にふさわしい港として、できる限りの港湾整備に努め、道内の観光振興につなげてほしいと思うがどうか。

先日、天狗山ロープウエーの中で、東京から3度も足を運びながら、霧などで一度も夜景を見たこと

がないという観光客と出会った。北海道三大夜景と言われる天狗山からの夜景を見ていただけたなら、家族や友人にもその美しさを土産話として伝えられ、小樽観光のPRにもなったと思われるが、天狗山からの眺望は天候に大きく左右され、また現在にはほかに楽しめる要素が乏しい状況にある。今後、天狗山観光推進に向けた提言の実現に向け、新たな委員会を設置し、運用手法などの検討を行うとのことだが、この中で悪天候時にも天狗山を満喫していただけるよう、催しなどのアイデアについて積極的に検討してほしいと思うがどうか。

本市では、売却して財源の一助とするため、市内外に657ヘクタールの市有林を保有しているが、現在、売却できるような太い樹木はなく、倒木も目立つなど、市民からは管理がされていないのではとの声も聞かれる。中でも、旭展望台付近の市有林は、多くの市民が森林浴を楽しみ憩いの場としても親しまれており、今後、数十年後に伐採時期に達し売却できるようになるまでは、市民の共有財産として活用できるよう適切に管理してほしいと思うがどうか。

小売業の形態や流通構造の変化などにより、全国的に卸売市場のあり方が問われており、統合や廃場、中には民営化に至る市場もあるという。本市の二つの公設地方卸売市場でも、施設の老朽化や収支の悪化などの問題を抱えており、先行きに不安を感じる市場関係者も少なくないと聞かすが、市では、両市場の現状と課題を把握しているのか。

このような不安を解消するには、今後の市場のあり方を明確に示していく必要があり、市は、市場関係者と協力しながら、市場自体のブランド化を進めるといった活性化策や、長期的な運営プランについて検討していくべきと思うがどうか。

小樽機船漁業協同組合では、昨年度決算において大幅な赤字が見込まれることから、沖合底びき網漁船1隻の売却と職員15名を解雇するとともに、所属する佐藤漁業部の破産により、さらに組合所有船1隻を売却する見込みと聞く。これにより47名が失職するというが、その家族を含めれば、100名近い市民の生活が大きな苦境に立たされることになる。長引く雇用の低迷により、再就職には相当の困難が予想されることから、市には、早期に就労できるようハローワークなどと連携をとり、できるだけの支援策を講じてほしいと思うがどうか。

また、公設水産地方卸売市場に水揚げする底びき網漁船は、2隻の減船により小樽市漁業協同組合所属船とあわせて4隻体制になるが、1隻当たりの水揚げ量を上乘せするなどして、これまでの水揚げ量を維持することは可能なのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第290号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の陳情第290号国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方についての願意は妥当、採択を求める討論を行います。

平成18年以降、オタモイがけ地の下にある駐車場から地藏尊までの500メートルの遊歩道への岩盤の

崩れや落石などがあったため、この部分を立入禁止にし、現在に至っています。

現在、小樽市のオタモイ開発に対する一番の問題点は、がけ崩れの危険があるから開発できないとの対応になっていることです。これは、昭和50年代初頭に小樽市が中央バスから7,000万円の寄附を受け、オタモイの土地を購入した開発の原点を忘れた態度と言わなければなりません。危険ながけ地であることを承知の上でオタモイ開発をするから土地が必要だと購入した経過を無視した現在の小樽市の対応は、当時の関係者への背信行為であり、即刻改めるべきです。

昨年の第4回定例会で陳情第290号が提出された以降、私は、オタモイ海岸の観光開発は歴史的経過と事実と照らして、がけ崩れの危険な箇所ではあるけれども、小樽市の責任で開発を進めなければならないことを根拠を示して指摘してまいりました。この内容を知らせると市民の皆さんからは、「小樽の新たな観光スポットを開拓し宿泊客増大につなげてほしい」「観光客に親しまれるスポットはまず地元の人に親しまれることが前提だ」「ぜひ、がけの安全対策を講じ、以前のように親しめるオタモイ海岸にしてほしい」との共感の声が寄せられています。

次に、小樽中央自動車学校の海寄りの箇所、断崖絶壁からの光景は、東尋坊に勝るとも劣らない絶景です。これを新たに売り出すことを提案いたしました。理事者も、仮にがけの上などに展望台などを設置する場合、どのような問題があるのか、クリアしなければならない課題は何かを関係官庁に問い合わせるなどの努力が始められています。東尋坊などのようにテレビドラマでオタモイ海岸の絶景が放映されたら、小樽観光に新たな勢いをもたらし、経済活性化に貢献するものと確信するものです。議会として控えめな要望である陳情第290号を採択し、オタモイの観光開発にちゅうちょしている市長や理事者を後押しして、小樽観光に勢いをつけようではありませんか。

議員各位の賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第290号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○20番（中島麗子議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

請願第2号及び陳情第310号は、いずれも乗降時に長い階段を昇降する必要がある南小樽駅と銭函駅の鉄道駅舎のバリアフリー化を要請するものである。南小樽駅の利用者は地域住民だけでなく、市立病院に通院する方も利用しており、新市立病院の建設に合わせ病院直結の橋上駅舎を含めた検討を求める住民の願いは強く、また観光客でにぎわうメルヘン交差点の最寄り駅としても利用しやすい駅に改修す

る必要があると思うがどうか。

また、陳情第310号に添えられた3,000筆を超える署名の中には、銭函駅連絡通路が階段のため、列車の利用ができずに、タクシーによる長距離乗車を余儀なくされているという高齢者の切実な思いも込められている。既にバリアフリー化されている小樽築港駅やマリノロードの建設に当たって、市は、巨額の負担をしてJRに協力した経緯があることを踏まえ、今度はJRに対し、だれもが利用しやすい駅に改修するよう、強く要求するべきと思うがどうか。

市は、今回、市内の介護事業所と介護施設における従事者の雇用形態や給与の状況を把握するため、初めて独自に調査を行ったという。その結果、介護従事者の離職率は20.8パーセントと、全国や北海道と比べ高い状況にあることが明らかとなったが、市は、このことをどのように評価しているのか。

介護職員処遇改善交付金は、介護職員の処遇を改善し、人材確保を図ることを目的として創設されたものだが、賃金に反比例して離職率が増しているとの調査結果からは、この交付金が職員の定着にどの程度寄与しているのかが有効性に疑問の余地が残る。むしろ、離職の原因として一番に事業所の理念や運営のあり方への不満が挙げられていることから、市は、介護労働者からの相談に対し適切に対応できる雇用管理責任者を選任するよう、事業者へ働きかけるべきと思うがどうか。

保護者の入院や育児疲れの解消のため、一時的に保育が必要な児童を預かる一時保育事業の対象は、1歳から就学前とされているため、ゼロ歳児がいる兄弟と一緒に保育してほしいとの希望があっても利用できない状況である。今後、ゼロ歳児への拡大を検討する場合には、産休明け保育の対象である生後6か月未満の乳児を預かるケースも想定されるので、安全に保育することを第一に考え、保護者が安心して利用できるよう検討してほしいと思うがどうか。

また、現在この事業は市内中心部に偏って実施されているので、だれもが身近でサービスを受けられるよう、実施保育所の拡大を積極的に進めてほしいと思うがどうか。

子育ての援助を受けたい方と行いたい方が助け合う会員組織であるファミリーサポートセンター事業が、平成23年10月から開始され、6か月間の利用者257人のうち12パーセントに当たる31人は、病気のときに利用しているという。このような利用のされ方は、本来、病児・病後児保育が担うべき役割を肩がわりしていることとなり、保護者のニーズにこたえているものの、その利用料については一般的な病児・病後児保育と比較して、かなり割高となり、利用者は大きな負担を強いられている。市は子育てプランの後期実施計画の中で、平成26年度までに病児・病後児保育を実施するとしているが、現状では進捗状況が全く見えないので、保護者の負担を軽減する意味からも、開設に向けた取組を進めてほしいと思うがどうか。

福島第一原子力発電所の事故以後、厚生労働省は、全国で食品中の被曝線量に強い関心が寄せられていることを受け、放射性物質の規制値を設定し、継続的に検査を行い、食品の安全と安心の確保に努めているとしている。市においても、市民の不安解消のため、保健所が一般市民の持ち込む食品の線量測定を行うというが、このような検査は、本来、国の責任で実施すべきと思うがどうか。

また、保健所では、10月以降、市教委と連携して学校給食に使用する1都16県産の食材についての線量検査を実施し、保護者の不安解消に努めるという。市のこうした取組は、市民の食品に対する安心を提供するものであり、今後とも食品の安全には最大限の配慮をしてほしいと思うがどうか。などあります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第2号並びに陳情第1号、第148号及び第310号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第310号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、請願第2号JR南小樽駅のバリアフリー化の要請方について、陳情第310号銭函駅へのエレベーター設置方について及び継続審査中の陳情第1号天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について及び陳情第148号朝里・新光地域における多目的コミュニティーセンター設置方について、いずれも採択を主張する討論を行います。

このたび、「JR南小樽駅のバリアフリー化を実現する利用者の会」からJR南小樽駅のバリアフリー化の要請方についての請願が1,620筆の署名を添えて提出され、また「住みよい銭函の会」から銭函駅へのエレベーター設置方についての陳情が3,124筆の署名を添えて提出されました。

国土交通省の鉄道局は、鉄道駅のバリアフリー化を進めていますが、その大きな理由として、あらゆる人が活力ある日常生活を送り、社会活動に参加できる「ユニバーサル社会」の実現が求められているとしています。日本の65歳以上の高齢者人口が年々増え続け、平成22年には2,929万人となり、総人口に占める割合も23.1パーセントになっています。また、障害者の状況も、身体障害者、知的障害者、精神障害者を合わせると744万人の方が障害を持っているとの報告もあります。

道内には、1日の乗降者が3,000人以上5,000人以内の駅でバリアフリー化が未整備となっている駅が11駅あります。JRの基準では、バリアフリー化が整備されている駅というのは、エレベーターとエスカレーターの設置、点字ブロックの整備、身障者用トイレの整備、身障者用案内表示板の設置が完了した駅を指しています。北海道新幹線の札幌延伸問題について、JRが並行在来線を経営分離している中で、利用者が多いことから経営分離しない路線としている札幌―小樽間でバリアフリー化が未整備となっている駅が二つあります。それは、銭函駅と南小樽駅です。小樽市全体として高齢化が進み、65歳以上の高齢者は平成23年5月末で4万2,237人と32.4パーセントを占め、全国平均を上回っております。銭函地区は27.4パーセントと本市全体より下回っているものの、高齢化は進んでおります。

バリアフリー法の基本方針が改正され、平成22年度から1日の平均利用者数が5,000人から3,000人に改正されています。

銭函駅は、通勤、通学、通院、買物など、平成22年度の1日平均で4,900人が利用しておりますが、高齢者や妊産婦、ベビーカー利用者にとって厳しい条件があります。まず、駅舎に入るためには4段の階段があり、改札口からホームまでには上り下り合わせて60段の階段があります。高齢者は銭函駅を利用できず、タクシーの長距離利用やエレベーターが設置されている近隣駅を利用せざるを得ない状況です。エレベーターの設置により、障害者や妊産婦、ベビーカー利用者など、だれもが利用しやすい駅を願っています。

南小樽駅は、1日平均利用者数が3,500人あり、利用者の多い駅であります。改札口からホームまでに38段の階段があり、駅舎から市立病院に向かうと10段の階段があり、利用者にとって厳しい状況に

あります。南小樽駅は、医療センターと小樽病院の統合による新築開院によって、今後、より多くの利用者が見込まれます。エレベーター設置による改修にとどめず、病院直結の橋上駅舎など、利用者の要求実現の立場から活発な議論を進めていくことが必要です。

また、観光都市宣言をしている市として、観光客が集まるメルヘン交差点の最寄り駅として利用しやすい駅づくりも重要です。このように、JRの利用拡大とまちづくりを合わせたJR北海道への要請があります。

請願第2号及び陳情第310号は、いずれも願意は妥当、採択を求めます。

継続審査中の陳情第1号天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について及び陳情第148号朝里・新光地域における多目的コミュニティーセンターの設置方については、これまでも繰り返し述べてきたとおりであり、いずれも願意は妥当、採択を求めます。

他会派の皆さんの御賛同をお願いして、討論を終わらせていただきます。

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、請願第2号並びに陳情第1号、第148号及び第310号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○10番（高橋克幸議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第309号住宅リフォーム助成制度予算の増額方については、助成制度の予算額増額を要請するものである。財政状況が厳しい中、予算の増額は難しいというが、同制度は地域活性化を目的の一つとしており、雇用の維持・創出、地域の活性化を目的とする「小樽市地域経済活性化等推進資金基金」の趣旨と一致することから同基金を活用し、住宅リフォーム助成事業を拡充してはどうか。

住宅リフォーム助成制度の目的は、市内経済の活性化である。申請件数が54件、助成額が835万4,000円にとどまっていること、また登録業者90社のうち34社しか工事を受けていない現状では、市内経済の活性化へつながるか疑問がある。申請者がひとしくこの制度を活用することで、初めて建設関連業者をはじめとするさまざまな事業者への経済波及効果が期待できるものであり、予算の増額をしていく考えはないか。

陳情第311号旧手宮線沿線の崩壊家屋の撤去等要請方について、旧手宮線は観光都市小樽の新たな観光資源であり、もっと沿線の美観や周辺環境への配慮が必要と感じることから、例えば崩壊家屋が見えないように大きな板に絵をかき、立てかけるなど、新しい発想による効果的な対策を工夫してほしいと思うがどうか。

旧手宮線は、本市の新たな観光資源として整備が着々と進められているが、周辺には老朽した空き家が点在し、沿線の環境整備が課題とされている。陳情者が倒壊のおそれがあると指摘する家屋について、市は平成9年度に状況を把握しているというが、これまでどのような対応をしてきたのか。

このような危険家屋は建築基準法第10条による行政処分を活用することで撤去を行うことが可能であり、行政が主導的に当該建物の権利関係を整理し、家屋の撤去に当たっては、客観的に公益上の必要が認められる場合、撤去費用の一部を助成することも視野に入れ、早期解決に向け積極的に取り組んでほしいと思うがどうか。

奥沢水源地は、来年3月ころまでに保存と活用策について基本的な方向性を「基本構想案」としてまとめるという。この策定に当たっては、議会、有識者から成る検討委員会や市民の意見を十分に踏まえた上で、奥沢水源地が歴史的な水道施設であったことを後世に伝えるため、現存する創設水道施設を保存し、市民が憩える場となるような活用策を検討してほしいと思うがどうか。

市営住宅の収入要件を超過しているにもかかわらず、入居している世帯があると聞かすが、このような世帯には単に家賃を上乗せするだけではなく、明渡しを求めるなど毅然たる態度で臨み、市民や入居を希望していても抽選に漏れた世帯などから疑念を持たれないよう努めてほしいと思うがどうか。

市内の高台には、雪かきや買物の不自由さから、低地に住み替えた高齢者などが事実上放棄したと思われる空き家が多く見受けられる。この空き家を地域資源としてとらえ、小樽のブランド力を生かして、募ったファンにより集めた資金で別荘に改築し、インターネットオークションなどで道外に向けて売り出すといった事業を、商工会議所が中心となって設立する「まちづくり会社」と行政が協力して取り組んでほしいと思うがどうか。

毎年、春先になると、道路の陥没などで通行時に危険を感じることもある。北海道開発局では、このような雪国特有の路面状況を検討する目的で委員会を設置し、研究していると聞くことから、本市においても来年にも示される提言を参考に、市民が安全かつ快適に利用できるような、より強度のある市道舗装を実現してほしいと思うがどうか。

北海道電力では、今年の夏一定期間で特に需要が厳しい期間・時間帯につき、場合によって計画停電を行う考えを示した。計画停電が実施された場合、市民生活にどのような影響が考えられるか。

また、市民を安心させるためにも、ホームページなどで計画停電の影響を詳細に周知する必要があるのではないか。などあります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第309号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情は採択と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第309号及び第311号について、今後の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○21番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第309号は採択を求める討論を行います。

この陳情は住宅リフォーム助成制度に対する予算の増額を求めるものですが、この制度は安全・安心で快適な住環境の整備と、建築関連業者の仕事確保による地域経済の活性化を目的としたものであります。昨年の第3回定例会で建設常任委員会が提案し、全会一致で採択され、市民と長期にわたる景気低迷で苦しんでいる、とりわけ小規模建設業者にとって待望のものです。申込期間が4月5日から25日までの短期間にもかかわらず239件あったことは、期待の大きさを裏づけたものです。

しかし、2,000万円の予算では、申込みすべてに助成できず、抽選と補欠になり、当選できなかった市民と業者は落胆し、補欠の人も予定が立ちません。6月25日時点での申請は54件、総事業費1億1,287万8,000円、市の助成額は835万4,000円で、90社の登録業者に対して34社の受注にとどまっております。1社で5件の受注になったところもあり、この分でいくと受注できない業者が出るおそれもあります。

建設常任委員会で学習したように、全国商工新聞によると2011年4月1日現在、全国330の自治体で住宅リフォーム助成制度を実施し、その経済波及効果は助成額に対して工事総額で数倍から数十倍に上っています。県単位で事業を行っている秋田県知事は、経済状況は厳しいが、「県でもヒット施策。建設業者の仕事起こしだけでなく、建設関連産業や県民の暮らしの波及効果も高い」と述べ、2012年度も継続しています。建設常任委員会で視察した秋田県横手市では、平成24年度暴風雨被害家屋に対する補助にも拡大し、県の助成と併用できるため、より市民の安全・安心と経済波及効果が大きくなっています。

道内で視察をした岩見沢市は、2007年度から2010年度まで住宅リフォーム助成制度を実施。この間、2009年度は2,700万円、2010年度は4,000万円の補正予算を組んでいます。さらに、2011年度は「あんしん住まいづくり助成金」として、住宅解体工事にも助成を拡大、補正予算も組み、助成件数は1,060件で合計1億6,079万5,000円の事業費となり、2012年度も継続しています。

陳情者が趣旨説明で述べていた洞爺湖町にお話を伺うと、助成実施当初予算は400万円でしたが、その後800万円に予算を拡大し、2012年3月までの計画期間を延長し、今年度も継続しています。

三笠市は、2011年6月1日現在、人口は1万268人ですが、2009年に500万円の予算で制度をスタートしたところ4月でいっぱいになったため補正予算を組み、2年目も補正予算を計上、2011年度は1,500万円の予算に拡大し、2012年3月で制度終了のところ、アンケート調査の結果、今後5年間、解体と耐震にも拡大し継続するとのことでした。

2011年度の財政指標を比較すると、洞爺湖町も三笠市も実質公債費比率、将来負担比率とも小樽市より悪いですが、地元企業応援、経済活性化のため、このように補正予算を組んで増額しています。市長は、今年度補正予算を組まないと答弁していますが、このように財政状況が厳しくても補正予算を組んだり、3年を超えても制度を存続している自治体があるのです。

建設常任委員会で学習を重ね、力を合わせて提案した住宅リフォーム助成制度は、業者や市民に希望を与えました。そして、委員長をはじめ、委員の皆さんも補正予算を組んでもらうと言っていたではありませんか。市民と業者の願いにこたえるため、陳情を全会派で採択しようではありませんか。皆さんの賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、安斎哲也議員。

（6番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

○6番（安斎哲也議員） 陳情第309号住宅リフォーム助成制度予算の増額方について、採択を主張して、討論いたします。

同制度は、建設常任委員会が改選前から勉強会を重ね、今期においては先進地の視察などを行い、研究を続けてきました。2005年の地方自治法改正後に常任委員会による議案の提出が可能となったことで、昨年9月、小樽市議会で初となる常任委員会提案によって議会に提出し、全会一致で可決されたものです。

住宅リフォームに要する費用の一部を助成することによって、住宅の改修を促進し、環境負荷の低減及び省エネルギー化の促進、安心・安全で快適な住環境の整備、並びに市内産業の活性化を図ることを目的とした制度であり、今定例会で市側の答弁にもありましたが、公募件数は236件ですべての工事を行った場合の総工事費は5億3,400万円と経済波及効果もあり、市民や事業者からも久しぶりのヒット作との評価を得ています。

しかし、市の予算は2,000万円で、委員長、副委員長が市側に要求を続けた補正予算については確保されず、予算の2,000万円を超えないようにとのことで、抽選で制限を設けることにしました。これにより、当選件数は公募した236件の半分に満たない100件となり、補欠も30件を選びましたが、それでも106件が抽選から漏れる結果となっています。137億円の巨額の病院建設をもくろむ市は「厳しい財政状況の中で限られた予算で捻出しており、さらなる補助の増額は考えていない」としていますが、他都市のように継続的に制度を活用していかなければ、目的である市内産業の活性化にならないと考えていることから、この増額を求める陳情の趣旨は妥当でありますので、採択を求めるものです。

市長は、本会議の答弁で来年度の予算増については具体的に申し上げられないと述べられていましたが、既に承知のとおり、この制度は経済効果も見込まれ、市民の皆様から要望があること、途中で増額したとしても抽選から漏れた方が工事を行ってしまった場合に対象にならないことで不公平感が出てしまうため、本制度を望む方には一気に助成できるものが望ましいと考えることから、制度拡充を要望いたします。

各会派の御賛同をお願いし、討論を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第309号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 3時00分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇) (拍手)

〇22番(北野義紀議員) 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

適正配置計画は、保護者や地域の合意を得た上で進めていくものだが、これまで開催された懇談会の経過を見てみると、子供たちにとってよりよい教育環境をつくるためという、適正配置の原点が置き去りにされたまま議論がなされているように感じる。この認識なくして地域の合意は得られないと思うが、市教委は、懇談会において改めて計画の基本的な方針を丁寧に説明し、それを踏まえた議論を行うべきと思うがどうか。

また、市教委の説明には、幅を持たせたような表現が多く、提案していた統合時期を反対意見により撤回してしまうなど、その学校をどうしたいのかという主体性が欠けているように思われる。計画を適切に推進していくためにも、市教委の考えている方向性を明確に示すことで、市民の理解を得るべきと思うがどうか。

学校は、学校行事などを通じて地域との一体感をもたらす重要な役割を担っており、廃校となれば、子育て世代の若者がいなくなり、地域の疲弊を招くことは明らかであるから、統廃合に当たっては、当然のことながら、住民が納得した上で進めていく必要がある。現在の適配計画は、人数や学級数を優先したものであり、到底地域の同意を得られるとは思えず、今後、この計画に沿って統廃合を進めるのであれば、市教委は、地域の核としての学校の役割や、地域性なども十分考慮した上で、提案するべきと思うがどうか。

また、統廃合によって、学校という地域の核が失われることにより、地域に若者が根づかず、ひいては市外への人口流出にもつながりかねないことから、市教委は学校を残すという判断を含め、再検討するべきところはするといった柔軟性を持って、学校適配を進めていくべきと思うがどうか。

小・中連携は学力向上の観点からも効果的であり、市教委としても積極的に取り組んでいくとのことだが、一つの小学校から複数の中学校へ進学することが多い現状にあっては、非常に連携がとりにくい状況にある。学校再編に当たっては、進学先の中学校は一つになるようにするなど、円滑に連携がとれるよう環境づくりに努めるべきと思うがどうか。

市内中学校には、学力をはじめとした格差が存在していると言われており、実際、子供を特定の中学校に通わせるために転居する保護者もいると聞く。これは、市民の中で、中学校間で教育の質が担保されていないというふうに受け取られていることを示すものであり、好ましい状況とは言えないことから、市教委は、学校適正配置計画を進める中で、学校間の学力格差を解消するような方策を講じる必要があると思うがどうか。

量徳小学校の閉校に伴い、統合先の花園小学校と潮見台小学校に移った児童は、新たな環境となり既に3か月ほど経過しているが、市教委は、花園小学校では保護者にアンケートを実施することで、潮見台小学校では担任が児童や保護者から個別に聞き取りすることで、児童の様子に変化がないか注視しているという。その結果、統合が原因で心のケアが必要となるような児童は見受けられないとのことだが、今後も引き続き面談などの機会を設け、児童のケアを手厚く行ってほしいと思うがどうか。

青園中学校においては、適正化基本計画策定時に推計された平成24年度の生徒数に比べ、実数が大きく上回っているという。クラブ活動を理由とした指定校変更による入学者の増加がその一因であるというが、再編計画が進む中で、施設の新しい本校が中央・山手地区の統合校の一つと目されていることも、指定校変更の大きな理由なのではないか。

本市全体の生徒数は減少傾向にあるが、中央・山手地区の生徒数は増加しているという特殊性がある。

今後この傾向が続くと考えられることから、同地区における学校再編の検討に当たり、一度地区内すべての学校の代表者が集まり、地区の現状と将来推計を踏まえ、学校再編に向けた話合いの場を設ける必要があるのではないかと。

市教委は、菁園中学校の生徒数増加について、部活動が盛んであることを理由とした指定校変更の申請が増加したことを要因の一つに挙げている。より充実した教育環境を求めて札幌市へ転出する世帯もあると聞かすが、本市においても、菁園中学校のように魅力ある学校が1校でも多く増え、逆に小樽の学校に転入したいと思ってもらえるよう、教育環境の充実に努めてほしいと思うがどうか。

現在、市内には、6校の小・中学校にプールが設置されているが、市教委が望ましいとするプランどおりに再編が行われた場合、そのうち3校が閉校となるが、施設の有効活用の観点から、閉校後もプールについては統合校が授業で利用することも考えられるがどうか。

また、現在、屋内運動場の開放事業により、地域の方が利用している学校が閉校になることも考えられる。統廃合を地域の方に理解いただくには、跡利用は非常に重要な要素であるから、利用状況なども考慮し、適切な対応をしてほしいと思うがどうか。

市は、学校再編に伴い発生する学校跡地について、従来の利用に配慮しつつ、財政負担を十分検討した上で、公共施設として利活用できるか、また、将来的に公共的な需要が見込まれない場合で、民間等による利活用が地域の発展や本市のまちづくりに寄与すると考えられるときには、売却や貸付けを検討するとしている。跡地利用に当たっては、住民の意見、要望を聞きながら検討するとしているが、市民にとって貴重な財産である学校跡地について、地域によってさまざまなニーズをどのように把握し、利活用につなげていくつもりなのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第282号及び第291号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第282号及び第291号は採択を主張して討論を行います。

今、進められている学校適正配置計画は、人数や学級数優先となっており、最初から減らす学校数を決めて計画が進められています。

学校の統廃合は、一つ一つの学校をどうするかが出発点です。しかも、教育委員会が適正とする規模が、果たして子供にとって適正とは限りません。適正規模は、その時々適正な規模であり、長く適正とは限りません。

日本共産党は、これまでも学校の統廃合に対して三つの基準、一つ目に子供の教育にとってプラスかマイナスか、二つ目に地域の核としての役割から見てどうか、三つ目に住民の合意が欠かせないと主張してきました。

陳情第282号小樽市立西陵中学校の存続方についてです。

まず、陳情者との意見交換会で陳情者から出されたように、教育委員会は西陵中学校を存続したパターンも示すべきです。今のプランが、教育委員会が言うように総合的に勘案して立てられているとは言

えません。

次に、陳情第291号小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方についてです。

旧塩谷村の地域に学校がなくなることへの地域住民の不安は当然であり、歴史的経過も踏まえて検討すべきです。子供の教育にとっても通学距離が伸びることは、大きなストレスと危険を伴います。判断基準としては、子供が安心して通えるかどうかを重視すべきです。

二つの陳情について地域住民の合意がとれない場合は、プランを再検討すべきです。

いずれも願意は妥当であり、採択を主張します。

各会派の皆さんにも採択を呼びかけまして、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより陳情第282号及び第291号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第20号及び第21号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）（拍手）

○市長（中松義治） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第20号固定資産評価員の選任につきましては、白岩宏氏の後任として堀江雄二氏を選任するものであります。

議案第21号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、松田一郎氏、市川圭子氏、島常雄氏の任期が平成24年9月30日をもって満了となりますので、引き続き委員の候補者として推薦するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、議案第20号及び第21号について、一括採決いたします。

お諮りいたします。

いずれも同意することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第18号」を一括議題といたします。

意見書案第7号ないし第18号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第6号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○20番（中島麗子議員） 提出者を代表して、意見書案第1号ないし第6号の提案説明を行います。

意見書案第1号は、民意をゆがめる衆議院の比例定数削減に反対する意見書です。憲法と人権、平和と民主主義の問題にかかわる弁護士が2,000人以上登録している自由法曹団から提出されたものです。

昨今、国会では、国会議員が多すぎるとか、国会議員が身を削るとして、国会議員の比例定数を削減

する主張がされています。この間、選挙制度改革についての各党協議が行われてきましたが、現行制度の維持を主張する民主党と選挙制度の抜本改正を求める他党との間で折り合いがつかない状態になっています。

民主党は、比例定数80削減を明記した「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定し、比例定数の削減を進めようとしています。しかし、そうすると衆議院では4割台の得票率で3分の2以上の議席を占めることになり、小選挙区制の弊害がより顕著になります。

選挙制度は議会制民主主義の基本であり、国民主権にかかわる大問題です。国民の声を正確に反映する民主的制度はどうあるべきかという立場から議論されるべきであり、衆議院の比例定数だけを削減すべきではありません。

意見書案第2号は、再び被爆者をつくらないために現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書で、北海道被爆者協会から提出されています。

今年は、広島・長崎に原爆が投下されてから67年目になります。原子爆弾は多くの人々の命を奪い、今日まで被爆者は肉体的にも精神的にも、また生活上も多くの被害に苦しめられてきました。

被爆者の皆さんは、再び被爆者をつくるなという立場から、核兵器の廃絶、原爆被害に対する国の償いを求めて、国内外で運動を続けてきました。しかし、現行法は原爆被害を償い、国民の命を守る法律になっていません。本来、国の償いとは原爆被害を起こした責任を明らかにして謝罪することであり、原爆によって破壊された「いのち、からだ、こころ、くらし」を償い、再び被爆者をつくらない取組であるべきです。

意見書案第3号は、消費税増税の撤回を求める意見書です。

消費税増税には、国民の多数が反対しています。全国紙のどの調査でも反対が5割から6割に上ります。国民は、2009年の総選挙でも、翌年の参議院選挙でも、消費税増税にノーの審判でした。国民への公約に反して消費税増税に踏み出した野田政権と、もともと税率10パーセントへの消費税増税を主張してきた自民党が、増税法案の成立で協力するのは国民不在の談合です。これに公明党も賛同し、公明新聞では、「なぜ3党合意に踏み切ったのか。結局、増税先行に手をかすことにならないか」との読者の質問に対して、「自民、民主の国民不在の政治に歯止めをかけるために参加した」と必死の言いわけをしています。

消費税をいくら増やしても経済が悪くなれば、財政は悪化するばかりです。1997年に自民党・橋本内閣が消費税を3パーセントから5パーセントに引き上げましたが、景気の悪化と大企業と大金持ち減税のために、税収は逆に14兆円も減りました。

「消費税率を引き上げなくても今の社会保障制度を維持することを可能と思うか」という質問に対して、「思わない」が56パーセント、「可能だと思う」が38パーセントでした。同じ調査を本年1月と比べると、「思わない」と答えた人が12パーセント減り、「可能だと思う」人が10パーセントも増えています。消費税に頼らなくても財源を生み出せる展望を広げていくべきです。

意見書案第4号は、泊原発の再稼働をやめ、将来的に原発ゼロの北海道の実現を求める意見書で、原発問題全道連絡会から提出されています。

昨年3月11日の福島第一原発事故から1年3か月余が経過していますが、いまだに福島県民の約16万人が避難生活を余儀なくされ、地域経済も自然環境も破壊されたまま、事故収束の見通しも立っていません。

もし、泊原発で福島のような事故が起きれば、札幌市をはじめ道内全域に放射性物質が拡散し、重大な被害を受けることは必至です。ところが、政府も電力会社も原発推進に固執し、肝心の福島第一原発

事故の原因究明もないまま、新安全基準30項目も未達成のまま、さらに過酷事故を想定した緊急時の原子力防災計画も未確立のまま、大飯原発3、4号機の再稼働を突破口にして、全国各地の原発を次々再稼働させようとしています。

道民世論は、原発は要らない、大飯原発も泊原発も再稼働するな、泊原発の廃止又は段階的廃止などが多数です。今、政府や道政がやるべきことは、原発再稼働ではなく、原発からの撤退の政治的判断です。

意見書案第5号は、障害者総合支援法の見直しを求める意見書です。

民主、自民、公明3党は、障害者自立支援法の恒久化をねらう障害者総合支援法をわずかな国会審議で強行成立させました。

民主党政権は、自立支援法違憲訴訟団との和解で障害者自身の意見を聞かずに制定した自立支援法について、障害者の人間としての尊厳を傷つけたと反省してはおりませんか。そもそも自民・公明政権時代に強行した障害者自立支援法は、障害者が生きるために必要な支援を利益として1割負担を導入し、障害が重ければ重いほど負担が重くなる応益負担を持ち込みました。

総合支援法は、応益負担を残し、障害を自己責任、家族責任とする点では自立支援法と変わりません。自立支援法の廃止と新法制定は、国が司法の場で約束した重いものであり、総合支援法の強行成立で棚上げすべきではありません。

意見書案第6号は、大飯原発再稼働の撤回を求める意見書です。

野田首相は、関西電力大飯原発3、4号機を再稼働すると決定しました。西川福井県知事の同意をもって立地自治体の理解は得られたとしていますが、福井県民の同意が得られたわけではなく、国民の多くは再稼働に反対です。

現在、まだ福島第一原発事故の原因究明もされておらず、電力会社が対応すべき課題とした30項目の安全対策にしても、いくつかの重要項目は先送りです。

日本海側で発生し得る地震・津波の調査研究も、来年度から着手です。それにもかかわらず、福島を襲ったような地震・津波が起きても事故を防止できると断言するのは、安全神話そのものです。目先の利益のために安全を無視した結果が、福島第一原発事故ではなかったでしょうか。電力需要のためには、多少の危険には目をつむってなどということがあってはなりません。

以上、他会派各議員の皆さんに賛同をお願いして、提案趣旨の説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

○12番（鈴木喜明議員） 自民党を代表して、意見書案第4号及び第6号についていずれも否決という立場で討論を行います。

意見書案第4号及び第6号に関しては、総合エネルギー政策の原子力発電に対しての考え方が基本となるものなので、我が自民党の総合エネルギー政策を簡略に説明いたします。

まず、基本方針として、原子力発電については新規立地は国民感情的に得がたく、現存する原発もやがて耐用年数を迎えます。その上で、第1に、専門家による純粋かつ高度な技術的判断が行える環境の下、独立した規制委員会による判断がいかなる事情にも優先する、安全第一主義の徹底を行うこと。第2に、再生可能エネルギー導入やメタンハイドレートなど新しい資源の開発、省エネルギーの徹底推進など、あらゆる方策により早期に原子力に依存しなくてもよい経済・社会構造の確立を目指すため、す

すべてのエネルギーの可能性を徹底的に掘り起こすこと。第3に、いかなる事態、状況においても、社会・経済活動を維持するための電力が不足することのないように多少の時間は要しても、将来の技術動向などを見極めた責任ある戦略を立案すること。

以上のことを押さえた上で、当面のエネルギー政策として、必要なエネルギー確保として前述の再生可能エネルギーの徹底導入、省エネルギー徹底推進はもとより、環境負荷の少ないLNG火力発電所の立地推進、産出国との交渉方法見直しなどによる化石燃料の調達コストの低減、国策として新たなるガス田等の開発への積極的な参画、既に実用化されているシェールガスなどの新エネルギーを外交交渉などにより確保、電力会社間の電力融通が挙げられます。

今、本意見書案で論点となっている再稼働についての考え方は、現在の政府の再稼働の進め方はあまりにも稚拙であり、安全性よりも需要対策を優先させたという点では大きな問題があります。たび重なる方針変更や専門的見識に欠ける閣僚が再稼働の判断を行ったことで、政府の原子力政策に対する国民の信頼をさらに大きく損なうことになりました。

6月16日の野田総理大臣の再稼働決定の時点では、再稼働容認派でもある自民党の石原幹事長も、「国がしっかりした基準ののっとなって安全を宣言したならば、再稼働に賛成だが、今回はおかしい。安全性の確保は暫定的な措置ではないはずだ」と述べました。その意味では願意は妥当にも見えますが、地元事情に精通し、苦渋の中で西川福井県知事の「国の安全確保への一層の努力と支援約束をしていたこと、電力消費地である関西の皆様のご生活と産業の安定に資するために同意を決意した」との決断は大変重いものと考えます。6月26日の福井県議会の中でも知事は、「必要な対策により安全確保されていると県原子力安全専門委員会でも確認した」と強調しました。

実際、昨年、東電による計画停電時において、群馬県では信号消灯により死亡事故も発生し、さらにそのことが主因の物損事故も各地で発生いたしました。

その上、昨年は東日本大震災により内需も落ち込み、放射能事故問題で輸出にもその影響を与えました。東京下町の工場は、そのような状況の中、計画停電の合間にも生産を調整しつつ、耐え忍んできました。本年、震災復興を弾みに景気浮揚を考える日本で一番電力不足となった関西電力管内での再稼働は、さきに述べたように苦渋の選択であったと考えます。

原発は利用しないにこしたことはありませんが、今とめているものを二度と動かさずに済むのか。必要だと稼働したものをすぐにとめろと言えるのか。まだまだ議論の余地があると考えます。この時点では、再稼働を選択肢から全く外すというような考えには賛同ができません。よって、意見書案第4号及び第6号については否決の態度といたします。

それにつけても、残念でならない思いであります。意見書案第6号については、本来、民主党政権・野田首相が再稼働やむなしとの考えの下、福井県西川知事にげたを預け、半ば強引に進めたものであります。本来ならば、本定例会、この討論において、民主党・市民連合の中の民主党派が体を張って野田民主政権の正当性を説き、我々民主党派ですと、我々自民党、公明党と同調するはずであります。実際は政権否定の急先鋒であります。このことについては、後の民主党・市民連合の討論の中でしっかり弁明をお聞きしたい。また、同調いただけるなら、この場でも構いませんので、ぜひ御賛同いただきたい。

以上で、討論を終わります。（拍手）

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし意見書案第6号について、いずれも可決を主張して、討論を行います。

最初に、意見書案第2号からいきます。現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書案についてです。

日本原水爆被害者団体協議会のホームページには、次のような一文が載っています。「原爆は、広島と長崎を一瞬にして死の街に変えました。赤く焼けただれてふくれあがった屍の山。眼球や内臓の飛び出した死体。黒焦げの満員電車。倒れた家の下敷きになり、生きながら焼かれた人々。髪を逆立て、ずるむけの皮膚をぶら下げた幽霊のような行列」。このように書かれています。

日本政府は、戦後、連合国に対するすべての損害賠償請求権を放棄し、原爆被害についてもこれに含めました。原爆投下責任の追及を事実上放棄して、アメリカ占領軍とともに原爆被害を隠し続け、やっとならぬうちに1957年に原子爆弾被爆者の医療等に関する法律が制定されましたが、この間12年、何の援護対策もとらないまま放置しました。この時期に、多くの被爆者が苦しみながら、原爆が原因だとわからないまま命を落としていきました。

原爆は、日本が戦争を起こし、国の行為によってもたらされたものです。さらには、日本政府の被爆国としての態度も問題です。それが「核兵器の究極的廃絶」という現行法の前文に表れています。

1995年の核不拡散条約再検討会議では「核保有国の究極的廃絶への明確な約束」でしたが、「究極的」の言葉は、核兵器廃絶を永久に棚上げすることです。ですから、2000年の同会議では「究極的」が削除されて「核保有国の核廃絶の明確な約束」、このようにされました。これが世界の流れです。

再び被爆者をつくってほしくない。国家補償をすることを求める被爆者の思いであり、それを国が誓うことが生きる権利を奪われた原爆死没者への償いです。

次に、意見書案第3号消費税増税の撤回を求める意見書案についてです。

民主、自民、公明の3党の談合を経て、消費税の増税が衆議院で強行されました。

民主党と自民党、公明党が手を組むことは、小樽市議会ではいつものことです。3年前の総選挙で、自民党か民主党か、さあどっちと国民に選択を迫ったのに、それらの政党が手を組み、しかも国会で審議をしないで、テレビカメラも入らない、議事録もつくられない密室において決めて、国会に結果だけ押しつける、まさに議会制民主主義に背く行為です。

どんな世論調査を見ても、国民の5割から6割が増税に反対であり、民意に背く暴挙です。消費税の増税は、暮らしが大変という声広がっているのに、13.5兆円もの負担を国民に押しつけるものです。消費税は所得の低い人に重くのしかかる税金であり、だからといって低所得者への給付措置を言い出しています。後で返すくらいなら、最初から取らなければいい話ではないでしょうか。

中小企業向けの調査で、消費税を価格に転嫁できないとしている中小企業は7割に上ります。所得税や法人税は赤字なら納税しなくても済みますが、消費税は売上げにかかりますので、赤字であろうと納税しなければいけません。

一方で、輸出大企業には輸出戻し税があります。日本で一番消費税の戻し税が多い税務署は、愛知県の豊田税務署です。還付額は1,202億円になります。大企業の場合、仕入れにかかる消費税は中小企業と違い価格に十分転嫁でき、若しくは下請に負担させてしまうこともあります。それでも形式的には仕入れに消費税がかかっているため、その分は仕入れ税額控除になります。労働者の賃金はこの仕入れ税額控除の対象にはなりません。派遣労働に切り替えた場合、賃金を払うかわりに派遣会社に派遣料を払う形に変えると、派遣料には消費税がかかるので、仕入れ税額控除の対象になります。納税額も減ることになります。ですから、消費税は非正規労働者を拡大し、格差を拡大する税金でもあります。財政

が大変だから消費税を引き上げると言いますが、引上げにより消費が冷え込めば、経済が悪化し、税収が減ることは、先ほどの提案説明にもあったように、過去の増税から見ても明らかです。

2005年1月、5パーセントへの引上げを批判した政治家がいました。「うそで顔を塗り固めている方が総理大臣だったころ、消費税を上げ、医療費を引き上げ、定率減税を引き下げて、風邪から治りかけた日本経済を肺炎にしまいました」。一体だれが言ったか。野田佳彦という人物です。財政が大変だと言うのなら、大金持ちや大企業からもらうことが必要です。この場合の大企業というのは、本当の大企業です。大企業が大きくもうけている、大もうけているその分を社会的責任に応じて、しっかり払ってもらう。

また、アメリカ軍へは年間1,900億円もの思いやり予算として上げています。この思いやる方向が違ふと思います。

次に、意見書案第4号泊原発の再稼働をやめ、将来的に原発ゼロの北海道の実現を求める意見書案についてです。

5月5日、泊原発3号機がとまり、日本全国50基の原子炉すべてが停止をしました。泊原発の防潮堤は2014年度の完成という計画しか立っていません。また、泊沖活断層についても保安院は海上音波探査で確認することを求めたことが報じられています。

北電は供給力に対して17万キロワット不足するとしていますが、2011年にこの供給力を超えたのは1日、2010年の猛暑でも9日でした。その数日間でもピーク時はほんのわずかであり、原発を稼働させる必要はありません。また、北電が供給力の見通しについても、そのデータを明らかにしていないことも問題です。

さまざまな企業が再生可能エネルギーを求めて、今、北海道に建設を進めようとしています。豊かな自然がある北海道でこそ再生可能エネルギーを大胆に進めることが必要です。

次に、意見書案第6号大飯原発再稼働の撤回を求める意見書案についてです。

首都圏反原発連合の有志がツイッターを中心に呼びかけてきた抗議行動は、毎週金曜日に行い、5月18日には1,000人でしたが、6月8日には4,000人、15日には1万2,000人が官邸を埋め、先週6月22日、「再稼働反対」「原発なくせ」「子供を守れ」と約4万5,000人が首相官邸を包みました。野田首相は、毎週金曜日、官邸周辺でのデモが行われ、シュプレヒコールもよく聞こえていると述べました。本日も午後6時から行動が行われる予定です。

再稼働の決定は、福島第一原発の事故を踏まえて、国民の命と安全を守る立場に立つなら、絶対にやってはならないものです。

福島原発事故の原因究明もなされていません。政府はとりあえずの安全対策でさえ、まともに行われていません。日本海側の地震調査も来年から始まる話です。にもかかわらず、福島を襲ったような地震・津波が起きても事故は防止できると断言しています。なぜ原因究明が終わらないのに防止できると言えるのでしょうか。安全神話の復活そのものです。

今日も新聞記事の一つ紹介したいと思います。そこには「電力確保に傾いた判断であり、安全確保を軽視していると強い懸念を持っています。再稼働の是非については、昨年の東京電力福島第一原発事故の教訓を踏まえ、新たな原子力規制委員会を発足させ、その下で新しい安全基準をつくり、対策を講じた上で判断すべきです」と述べて、政府の判断は拙速だと書かれていました。公明新聞6月24日付です。後でござんください。市議会公明党もぜひこれに応じた対応をしていただけると、期待をするものです。

電力の需給の関係では、昨年、東京電力では前年比18パーセント、東北電力では20パーセント削減しました。不足と言われるピーク電力には、需要時間の短さという特徴があります。関西電力の2010

年の年間ピーク電力は2,784万キロワットです。供給力が2,542万キロワットで242万キロワットの差があります。ところが、150万キロワット削減に必要な時間は30時間、250万キロワットの削減は112時間です。

ピーク時の対策を大口の電力需要家である産業界へ求め、対策を行うことが必要です。そうすれば、再稼働しなくても夏を乗り切ることができます。そのために対策を練ることが今の政治がすべきことではないでしょうか。先ほどの自民党の討論では納得できない部分があります。高度な判断が必要だと言いながら、地元県知事の判断が優先される。全く説明になっていないと思います。

次に、意見書案第5号障害者総合支援法の見直しを求める意見書案についてです。

「私たちは、2度尊厳を踏みにじられた。1度は自立支援法施行で、次は総合支援法で」。多くの障害者が語気を強めています。

国は、2010年1月に、障害者自立支援法違憲訴訟団と自立支援法廃止と新法制定を明記した基本合意を交わし、和解しました。ところが、民主党政権は、総合支援法では基本合意を無視し、応益負担などその骨格を残しています。基本合意では、介護保険優先原則の廃止が確認されているのに、法律では明示されていません。いくら民主党にとって約束破りが当たり前のことだとしても、人間の尊厳を傷つける行為です。今、国会で成立させるべきなのは、障害者の基本的人権を支援する新しい法律であるべきです。

最後に、意見書案第1号民意をゆがめる衆議院の比例定数削減に反対する意見書案についてです。

今の討論で述べてきたように、消費税でも、原発でも、国民の声とかけ離れた結果が出てくるのは、背景に小選挙区制中心の選挙制度があります。いかに民意を正しく反映させる選挙制度にしていくか、この視点が選挙制度改革には必要です。

日本の国会議員は世界と比べて多くはなく、むしろ少ないのが現状です。人口100万人当たりの下院の議員数はイギリス、イタリア10.8人、フランス9.5人、スウェーデンに至っては38.4人です。日本は3.7人とスウェーデンの10分の1となっています。日本より少ないのはアメリカですが、アメリカは州議会が力を持っています。一律にアメリカと比べることはできません。

衆議院の定数削減について身を削ると言いますが、削られるのは多様な民意です。国会議員1人当たりの経費は、秘書給与なども含めて7,000万円、民主党の言うように国会議員を80人減らしても56億円の節約です。

昨年1年間に民主党が受け取った政党助成金は、この3倍の168億円です。総額320億円にも上る政党助成金を廃止した方が、よほど財政への貢献になります。政党助成金をなくせば国会議員457人分になるではありませんか。また、一部でささやかれている小選挙区比例代表連用制では、小選挙区はそのまま残ることになり、民意を正しく反映できるとは言えません。国民の声が生かされる選挙制度は、比例中心の制度です。

以上、各会派の皆さんに賛同をお願いして、討論を終わります。(拍手)

(「議長、1番」と呼ぶ声あり)

○議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

(1番 秋元智憲議員登壇)(拍手)

○1番(秋元智憲議員) 公明党を代表し、意見書案第3号消費税増税の撤回を求める意見書案、第4号泊原発の再稼働をやめ、将来的に原発ゼロの北海道の実現を求める意見書案、第5号障害者総合支援法の見直しを求める意見書案及び第6号大飯原発再稼働の撤回を求める意見書案について、いずれも否決を求め討論いたします。

初めに、意見書案第3号消費税増税の撤回を求める意見書案です。

現在、高齢化が進展する我が国において、持続可能な安定した社会保障制度をどのように構築していくのか。そして、そのための安定財源をどのように確保していくのかについては、待ったなしの課題であります。

2009年の政権交代後、民主党は、4年間消費税は上げないとしていたにもかかわらず、野田総理は突如として消費税増税を掲げ、政治生命をかけるまで言い切って、関連法案が提出されました。

先ほど中島議員より御紹介していただきましたけれども、公明党は、消費税増税の提案そのものが民主党の公約にはなかったこともさることながら、社会保障と税の一体改革と言いつつ、その実は増税先行で、国民の安心のセーフティネットである社会保障改革が置き去りにされてしまうのではないかなど、消費税増税に当たり、国民にとって、その前提となるべきいくつかの条件が整っていないと強く主張してまいりました。

国会審議の中でも社会保障の全体像について明確な姿が示されることはありませんでした。景気・経済対策や低所得者対策などの制度設計を、より明確かつ緻密に行う必要があります。

そのために公明党は、協議を通じて、我が党の主張を最大限反映させるべきと考え、3党による修正協議に臨みました。その上で、年金、医療、介護、子育ての課題については、新設される国民会議での議論を経て、消費税増税前までに必要な法制上の措置を講ずるものとしております。

すなわち社会保障の全体像を消費税増税前までに明確にすることが法的に担保されました。また、消費税増税に当たっての低所得者対策や逆進性対策については、消費税を8パーセントに引き上げるときから確実かつしっかりとした対策を実行すること。さらには、給付付税額控除や複数税率の導入も検討する旨を修正案などで明らかにしました。

したがって、3党修正合意は、増税だけを国民に押しつけるものではありませんし、社会保障を後退させるものでもなく、むしろ高齢化社会に対応した持続可能で安定した社会保障実現の土台を据えるものであります。

次に、意見書案第4号泊原発の再稼働をやめ、将来的に原発ゼロの北海道の実現を求める意見書案及び第6号大飯原発再稼働の撤回を求める意見書案です。

昨年の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故では、いまだに多くの被災者が避難生活を余儀なくされております。これまでの原子力発電所は、多重防護による対策がとられていることから過酷事故は起きず、絶対安心だと言われ続けてきた安全神話は根底から覆ったことも事実であり、安全対策について厳しく問い直してこなかったことは謙虚に反省すべきであります。

我が国のエネルギー政策を考える上で、原発をどのように扱うのか。事故後の世論調査では、原発容認、脱原発に世論が二分されているとの見方が大勢を占める中、一橋大学の橘川教授は、世論調査を分析し、必ずしもそうではないとの見方をしております。調査結果では、一貫して最も少ないのは「原発を増やす」という選択肢で、次に少ないのが「すぐやめる」であり、当初最も多かった「現状維持」は、時間がたつにつれ「減らす」に追い抜かれる形となりました。多くの報道機関では、「すぐやめる」「減らす」をまとめて脱原発派とし、「増やす」「現状維持」をまとめ原発容認派とし、徐々に脱原発派が優勢になりつつあると報じてきたわけであり、しかし、実は「現状維持」と「減らす」の合計値はほぼ7割を超え、圧倒的に多数を占めているということです。また、「現状維持」と「減らす」では大きな意見の違いもなく、いずれも「できれば危険だから原発は使いたくないが、コストや電力需給、地球温暖化問題などを考えると、ある程度は使い続けなくてはならないと考えている」というのです。これは、すぐやめる「脱原発」とは異なるものであり、「脱原発依存」と見ることができるとの分析結果

が出されました。

本意見書案の将来的な原発への依存を減らしていくとの趣旨は、今紹介した橋川教授の分析結果と同様と理解できるものと考えられ、政府と北海道電力が電力不足を口実に節電、計画停電をあおり、早期再稼働に躍起になっているとは考えられず、北海道ではこれから冬を迎えるに当たり早急な対策を急ぐことが重要であり、国は早期に事故原因の分析結果を公表し、安全をどう確立するか、エネルギーの安定供給に向け今後のエネルギー政策の見直しや、再生可能エネルギーへの転換を進め、そして現在ある原発の安全対策を具体的に進める必要があります。よって、意見書案第4号は否決を主張いたします。

次に、意見書案第6号大飯原発再稼働の撤回を求める意見書案です。

大飯原発再稼働については、いまだ安全対策が十分に確立していない状況での再稼働判断であり、拙速ではないかとの疑いはぬぐえませんが、北海道電力の原発依存度が約40パーセントに対し、関西電力の依存度は約55パーセントと高く、何より地元自治体の首長が当初は再稼働反対であったものの、電力が逼迫すると予想される夏を前に一転して容認との判断をしたことは、重く受け止めなければなりません。

再稼働の準備を進めている大飯原発3号機の原子炉起動は、順調に進めば7月1日午後9時ごろの予定であり、臨界に達するのはおよそ10時間後の2日午前7時ごろになり、営業運転まではおよそ1か月かかるとのことであります。夏場の電力の安定供給が担保されていない以上、苦渋の決断だったことは間違いありません。

東日本大震災に伴い電力逼迫による2次被害、3次被害を拡大することは許されません。よって、意見書案第6号は否決とします。

次に、意見書案第5号障害者総合支援法の見直しを求める意見書案です。

平成21年12月、障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障害者に係る制度の集中的な改革を目的として、障がい者制度改革推進本部が設置され、この下で障害者施策の推進に関する意見をまとめる障がい者制度改革推進会議が発足。その後、国と障害者自立支援法訴訟原告との間で、平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉制度を実施するとの基本合意文書が交わされました。

それを基に、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において、障害者総合福祉法の制定に向け議論が重ねられてきましたが、国は突如、現行法に基本理念を盛り込み、法の名称や目的規定を変更することで対応する方針へと転換いたしました。基本合意を一方的にほごにしたことは事実であるものの、本年2月に行われた総合福祉部会の議論では、いまだ意見が同じ方向に向いているとは言えず、この基本合意に基づいた新法制定を望む声がある一方で、障害者自立支援法の改正をしていくほうが現場が混乱しないとの意見があるのも事実であります。

これまで公明党として障害者団体と協議を重ね、「全く新しい制度をつくる必要があるのか」「これまで改善してきた自立支援法の完成形を目指してほしい」などの意見を多くいただいており、これらの要望を盛り込み、旧障害者自立支援法を基本に骨格提言の趣旨を踏まえた上で、改正、見直しが行われており、本意見書案の骨格提言をも無視するものではないことから、意見書案第5号障害者総合支援法の見直しを求める意見書案は否決を主張し、各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ声あり）

○議長（横田久俊） 6番、安斎哲也議員。

（6番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

○6番（安斎哲也議員） 一新小樽を代表し、意見書案第3号、第4号及び第6号の可決に賛成の討論

をいたします。

意見書案第3号は、消費税増税の撤回を求める意見書案です。

生産年齢の人口減や高齢化、社会保障費の増加割合から見ると、将来的な消費税増税についてはやむを得ないとは考えはしますが、今、この不景気の時期に消費税を上げることについては反対です。

震災後の復興を日本が一丸になって取り組んでいる時期に、不可解な電気代の値上げによって家庭はもとより中小企業が苦しんでいるというのに、ここで消費税増税まで行われては、零細企業はたちまち立ちゆかなくなってしまうことでしょうか。地方の声を聞かずに地方が衰退したことを、また繰り返すのでしょうか。

また、社会保障と税の一体改革と言いながらも、その内容は国民には全くと言っていいほど伝わっておらず、何のために増税をするのか、国民が取り残されています。

増税する前に国会議員の定数削減など、みずからの身を切る改革をしてから、国民へ負担のお願いをするべきです。

意見書案第4号及び第6号は、泊原発と大飯原発の再稼働をやめ、原発をゼロにするという意見書案です。

安全確保がしっかりできない状態での原発の再稼働は、国民の不安をあおるだけでなく日本の見据えるべき今後のエネルギー政策をねじ曲げてしまうおそれがあります。何より将来的な原発ゼロは、今、国民の多くの人が願っていることです。しっかりと代替エネルギーの確保を考えながら、原発依存から脱却していくというかじ取りに何ら異論を挟むことはありません。

以上、各会派の皆様にご賛同をお願いいたしまして、討論といたします。(拍手)

(「議長、19番」と呼ぶ声あり)

○議長(横田久俊) 19番、斎藤博行議員。

(19番 斎藤博行議員登壇) (拍手)

○19番(斎藤博行議員) 民主党・市民連合を代表して、意見書案第4号泊原発の再稼働をやめ、将来的に原発ゼロの北海道の実現を求める意見書案及び意見書案第6号大飯原発再稼働の撤回を求める意見書案に賛成の立場から討論します。

野田首相は会見を開き、関西電力大飯原発の再稼働に向けた安全宣言を行いました。その首相会見を受け、おおい町の町長、そして福井県知事も再稼働に同意し、野田首相にその旨を伝えました。こうした流れで地元の同意は得られたと原発関係4閣僚が認め、結果として再稼働に了解を与えました。

結論から言いますと、野田首相の判断は、東京電力福島第一原発事故の原因究明がまだ終わっていない時点で、さらに原発事故を防げなかった原子力安全・保安院等の旧体制の刷新もできない中では、時期尚早だったと言わざるを得ません。また、エネルギー政策の将来に対する責任を放棄したものだとも思います。

何点かその理由を述べさせていただきます。

第1には、安全性の確保の問題です。

首相が判断基準としたのは、原発の再稼働の議論が始まるや原子力安全・保安院がわずか2日間で急造した暫定的な30項目の安全基準を基に、関西電力がつくった対策実施計画を評価したものです。確かに二ノ方東京工業大学名誉教授は、この対策実施計画を評して、「福島事故の技術的知見に基づいた対応策という意味では一番しっかりしている。津波による浸水や全電源喪失に対して、プラントの安全性は相当高まった」とも言っております。

しかし、福島で事故収拾作業に重要な役割を果たした免震重要棟や原子力格納容器の圧力を下

げるためにガスを放出する際に必要な放射性物質を除去するフィルター付ベント、これらの設置は2015年に、また津波対策の防潮堤のかさ上げは2013年度と先送りされています。つまり、この計画で実行されるのは、福島のような事故で、あのときあったら最悪の事態は防げたと考えられている対症療法で、福島のような深刻な事態に至らないようにするためにとらなければならない根本対策は後回しにされたという形になっています。

枝野経済産業大臣は、この後回しにされた部分があることを認めた上で、これらは万が一に備えるもので、今回の対策で安全性は確保されていると強調しています。国が大丈夫と言うのだから大丈夫です。この新しい安全神話のような話を信じる国民はいません。

昨年3月、命がけで収拾作業に向かった人たち、今も被曝を覚悟しながら作業を続けている人たち、そして何よりも今も避難生活を送り、まちに帰るめども立たない人たちがいます。こうした人たちを前に、福島の事故はなかったことにしてくれ、そんなふうに言っているのと同じです。福島の事故で明らかになった日本の原発の安全対策が、その不十分さから世界中から批判されていることも忘れるわけにはいきません。最大限の安全対策の実施がまず求められています。

次に、電力の需給問題です。

この問題は、短期的なこの夏やこの冬の電力の需給の問題と長期的な国のエネルギー政策に分けて考える必要があり、節電に協力してもだめなのか、本当に計画停電まで必要なのか結論が出ない中、両論が叫ばれています。

野田首相は、「日常生活への悪影響をできるだけ避ける。原発をとめたままでは日本社会は立ち行かない」と言い切りました。また、「夏場限定の再稼働では国民の生活は守れない」とも言いました。本当にそうなのか。多くの国民の気持ちです。今度の夏だけの話ではなく、これで原発再稼働の議論は終わりなのか。後は、なし崩し的に再稼働に向かうのか。不安と不信が残されています。

全国で40基ある原発と、そしてその電力に依存してきた社会が厳然としてあります。性急な反原発の話だけを取り上げて、脱原発は無責任だと言う人もいます。原子力村と称される原発に依存してきた人たちもいます。しかし、今こそ、原発反対か、原発推進かという二極対立的な議論を脱却すべき時期ではないでしょうか。

福島第一原発事故を受け、ドイツは、17基ある原発を廃止する方針を決めました。しかし、その具体的な計画は、古い8基を停止しつつ、残りの9基は2015年から順次停止して2022年ですべて廃止しようというものであります。また、スイスでは、5基の原発を2034年までに廃止するという計画を発表しました。

このくらいの時間が必要なことは、皆さん了解できるのではないかと思います。問題は、今年の夏や冬の問題ではなく、節電協力や既存の発電システムをフルに稼働させ、新しいエネルギーを拡大していく方向をしっかりと確立することだと思います。こうした方向性に立ち、最大限の電力確保の努力と節電の努力をしても、どうしても電力が足りないときが来たならば、限定的な問題として再稼働も議論に上がると思います。

しかし、現実の議論はそのようには進んでいません。電力不足を予測して計画停電をちらつかせ、市民生活や産業活動を人質にして原発再稼働を強行することは許されません。日本は原発に依存しない社会の実現を目指すと言ったはずであります。改めてこのことを思い出さなければなりません。

最後にもう一点話させてください。

野田首相と会談した福井県の西川知事は、「主な電力消費地である関西の生活と産業の安定に資するため、原発再稼働に同意する」と話しております。原発と向き合いながら人口減少や高齢化と戦って地

域を支えてきた人たちが、今、電気を湯水のように使ってきた大都市に住んでいて脱原発を訴える人に対して、不信感を持つ気持ちもわからないではありません。こうした地域の思いが原発の根っこにある、埋まっているということも、またしっかりと受け止めていく必要があります。原発の問題は、まさに日本のあり方そのものの問題だと思っています。しかし、そうであっても、その解決策が原発の再稼働一点、そのことについては賛成できません。

以上、私たちの考えの一部を述べさせていただきました。

こうした考えから、意見書案第4号泊原発の再稼働をやめ、将来的に原発ゼロの北海道の実現を求める意見書案と意見書案第6号大飯原発再稼働の撤回を求める意見書案に賛成し、いずれも採択を主張するものであります。

以上、本日は、議員各位の賛同をお願いする立場から、トーンを大幅に落として話させていただきました。特に本日の自民党の鈴木議員や公明党の秋元議員の討論を聞いていると、どこでなぜ態度が180度違ってしまうのか、本当に考えなければならないというふうに私も思います。

改めて議員各位の賛同を訴えて、私の討論を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号及び第2号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第4号ないし第6号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において可否を裁決いたします。

本件につきましては、いずれも否決と裁決いたします。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 4時25分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 川 畑 正 美

議 員 松 田 優 子

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○平成24年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

- （1）菊池洋一、佐々木茂両監査委員から、平成24年1月～4月分の各会計例月出納検査について報告があった。

民意をゆがめる衆議院の比例定数削減に反対する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 川 畑 正 美
同 新 谷 と し
同 北 野 義 紀

政府・与党はかねて衆議院比例定数だけを現在の180から100議席に削減するとし、菅首相は「与野党の合意を図る」との方針を打ち出していますが、昨年7月の参議院選挙の結果に見られるように、国民はこのような与党の政策・方針を支持しているとはいえ、国民の審判をゆがめるものといわざるを得ません。

2009年の衆議院選挙で42.41パーセントの比例票であった民主党は、全議席の3分の2を越える68.5パーセントの議席を占め、参議院で否決されたどんな法案も、衆議院で再可決・成立させることが可能となる一方、自民党を除く他の野党は、30.86パーセントの得票を得ながら議席は僅か8パーセントにとどまり、まさに比例定数削減は、民主党の「一党独裁」に道を開くものとなります。

選挙制度は議会制民主主義の基本問題であり、国民主権にかかわる重大問題であって、国民の声を正確に反映する民主的制度はどうあるべきかという立場から議論されなければなりません。

よって、本市議会は国に対し、議会制民主主義の根本を擁護する立場から、衆議院比例定数だけを削減しないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 24 年 6 月 29 日
小樽市議会

議決年月日	平成24年6月29日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	川 畑 正 美
	同	新 谷 と し
	同	北 野 義 紀

67年前に広島・長崎に投下された原子爆弾は二つの都市を一瞬にして壊滅し、多くの人の命を奪いました。それから、今日まで被爆者は、「いのち、からだ、こころ、くらし」の被害に苦しめられてきました。

被爆者は、「ふたたび被爆者をつくるな」という悲願実現のために「核兵器の廃絶」と「原爆被害に対する国の償い」を求めて、国内外で運動を続けてきました。この願いは被爆者の命をかけた願いであり、日本国民と世界の人々の願いでもあります。

国は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（以下「現行法」という。）によって被爆者施策を行っています。しかし、原爆被害に対する償いはなされていません。それは、現行法が原爆被害を初期放射線被害に限定していること、高齢化した被爆者に対する施策としていること、核兵器の廃絶を「究極的廃絶」としていること、戦争被害受忍論の立場に立っていることによります。

再び被爆者を作らないために、国民の命を守り、日本国民が安心して、安全に暮らすためにも、現行法は原爆被害に対する国の償いを内容とする法律に改正される必要があります。

原爆被害に対する国の償いは、国が原爆被害を償うことによって、再び被爆者を作らない誓いを、宣言するものです。

やがて、被爆70年を迎えようとしています。1日も早い国の償いが求められています。

よって、本市議会は、下記の項目を中心とする「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の改正を行うよう要望します。

記

- 1 再び被爆者を作らないとの決意を込め、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること。
- 2 原爆死没者に償いをする事。
 - (1) 原爆死没者に対して謝罪をし、弔意を表すこと。
 - (2) 原爆死没者の遺族に対して、弔慰金あるいは特別給付金を支給すること。
 - (3) 原爆死没者が生きていた証として原爆死没者名を碑に刻むこと。
 - (4) 8月6日、9日を原爆死没者追悼の日として、慰霊、追悼事業を実施すること。
- 3 全ての被爆者に償いをする事。
 - (1) 戦争によって原爆被害をもたらしたこと、原爆被害を放置し、過小に評価してきたことについて謝罪すること。
 - (2) 全ての被爆者に被爆者手当を支給し、障害を持つ者には加算すること。
 - (3) 被爆者の健康管理と治療・療養及び介護の全てを国の責任で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成24年6月29日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

消費税増税の撤回を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員
同
同

成 田 祐 樹
川 畑 正 美
北 野 義 紀

野田佳彦首相は、開会中の国会で消費税増税関連法案を「政治生命をかけて」成立させようとしていますが、どの世論調査でも消費税増税には 5 割から 6 割の国民が反対しています。その反対を無視し、国会での“数”を頼みに、増税法案を国民に押し付けるなどというのは許されません。

野田首相は、消費税増税の理由を、深刻な財政事情に加え、急激な高齢化で社会保障が維持できないからだとしています。しかし、消費税の増税は国民の暮らしを破壊し、消費を冷やして経済を破綻させるだけでなく、税収を落ち込ませ財政危機を更に深刻にすることになります。また、消費税は応能負担の原則に反し、所得の低い階層により大きな負担を与える逆進性の大きい課税です。

野田政権の掲げる「社会保障と税の一体改革」は、増税だけを国民に押し付け、社会保障を後退させるものであることも国民の前にはっきりしてきています。

よって、政府は、経済状態の悪いこの時期における消費税の増税計画を撤回し、消費税に頼らない税制の確立を追求するよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 24 年 6 月 29 日
小樽市議会

議決年月日	平成 24 年 6 月 29 日	議決結果	否 決
-------	------------------	------	-----

泊原発の再稼働をやめ、将来的に原発ゼロの北海道の実現を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 成 田 祐 樹
同 川 畑 正 美
同 林 下 孤 芳

昨年 3 月 11 日の福島原発事故から 1 年 3 か月が経過しますが、いまだに福島県民の約 16 万人が避難生活を余儀なくされ、家も仕事も奪われ、地域経済も自然環境も破壊され、事故収束の見通しも立たないままです。これは今の原発がまだ技術的に未完成であり、使用済み核燃料の処理、処分技術も未確立で、トイレなきマンション状態といわれるものであることを示すものです。まさに今の原発が、人類と共存できない異質の危険を持つものであることは明白です。

もし泊原発で福島第一原発のような事故が起きれば、泊原発から 60～70 キロ圏の札幌市をはじめ、道内全域に放射性物質が拡散し、農業も漁業も林業も製造業も地域経済も破壊され、大人も子供も高齢者も、地域社会も重大な影響を受けることは必至です。

ところが、政府も北海道電力も、あくまで原発推進に固執し、肝心の福島原発事故の原因究明もないまま、政府が泥縄式に打ち出した新安全基準の 30 項目も防潮堤の建設など未達成なままです。また、泊原発周辺の活断層の検証も途上のままであり、さらには過酷事故を想定した緊急時の原子力防災区域も未確定であり、ましてその防災計画策定はまったくこれからです。にもかかわらず、政府と北海道電力は、今夏の電力不足を口実に節電や計画停電をあおり、大飯原発 3、4 号機の再稼働を突破口に、泊原発 1、2 号機、さらには 3 号機の早期再稼働に躍起となっています。このようなやり方はあまりに無謀です。

道民世論は、今も泊原発の再稼働反対が多数であり、泊原発の廃止又は段階的廃止が多数です。5 月 5 日深夜、泊原発 3 号機が定期検査に入って泊原発は全号機が運転停止し、この結果全国の 50 基の原発も全て稼働停止しました。これも、国民と道民の世論と運動の反映です。

今政府や北海道電力、そして道政がやるべきことは、科学的知見に基づかない危険で無謀きわまりない再稼働ではなく、多数の民意に応え「原発からの撤退」の政治決断です。稼働ゼロから「原発ゼロ」の日本と北海道を実現し、原発の危険から、道民の命と健康、暮らしと営業、地域社会を守り、地域経済を活性化することです。

以上のことから、下記の事項を実現するよう要望します。

記

- 1 電力不足を口実にした原発の再稼働をやめ、稼働ゼロから原発ゼロへの政治決断を行うこと。
- 2 電力の安定的需給計画を立て、夏場や冬場のピーク時の電力の安定供給に責任を持つこと。
- 3 道は、安全確保のできない状態の泊原発の再稼働に同意せず、国に原発ゼロの政治決断を求めること。
- 4 原発依存のエネルギー政策をやめ、安全な再生可能な自然エネルギーの飛躍的拡大に転換すること。

平成 24 年 6 月 29 日
小樽市議会

議決年月日	平成 24 年 6 月 29 日	議決結果	否 決	可否同数により議長裁決
-------	------------------	------	-----	-------------

障害者総合支援法の見直しを求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員
同
同

吹 田 友三郎
林 下 孤 芳
新 谷 と し

参議院厚生労働委員会は6月19日、わずか3時間たらずの審議で参考人質疑もないまま、障害者総合支援法（実質的な障害者自立支援法の一部改正）を採決し、翌6月20日参議院本会議で強行成立させました。

しかも、障害者自立支援違憲訴訟弁護団と国との間で「2013年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合福祉法制を実施する」旨確約した「基本合意」を一方向的に反故にただけでなく、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において取りまとめられた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下「骨格提言」という。）をも無視する障害者自立支援法の一部「改正」としかいえないものです。

「骨格提言」は、障害者を保護の対象から権利の主体へ転換することや、障害者支援を「社会的・公的な責任に切り替えること」などを理念に打ち出す重要なものでありました。

障害の種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障害者が自ら選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには「骨格提言」に沿った障害者総合支援法を立法化する必要がありました。

今回の障害者総合支援法は、国が司法の場で約束した重い内容を踏みにじるものであり、到底認められません。

よって、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重した見直しを図ることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成24年6月29日	議決結果	否 決	可否同数により議長裁決
-------	------------	------	-----	-------------

大飯原発再稼働の撤回を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 成 田 祐 樹
同 川 畑 正 美
同 佐々木 秩

政府は16日、原発再稼働問題に関する関係閣僚会合を開き、関西電力大飯原子力発電所3、4号機（福井県おおい町）の再稼働を最終的に決定しました。東京電力福島原子力発電所事故調査委員会での福島原発事故の検証も途上で、まともな原子力規制機関も設置されておらず、原子炉メーカー任せのストレステスト（耐性試験）や暫定的な安全基準を根拠とする無謀きわまりない決定です。

首相は、西川福井県知事の同意をもって「立地自治体の理解を得られた」からとしていますが、福井県民の同意が得られたわけでは決してなく、国民の多数は再稼働に反対です。

原発に関する「国の安全確保への一層の努力と支援」を約束したとありますが、そもそも福島原発事故の原因究明もなされておらず、政府自らがとりあえずの対策として指示した「安全対策」でさえまともに行なわれていません。

政府が行ったストレステスト（耐性試験）は事故が起きた場合の対策も避難計画もなく、「安全対策」として挙げられている免震事務棟や防波堤のかさ上げも完成は何年も先です。これで「事故を防止する対策は整っている。」とはとてもいえません。日本海側で発生し得る地震・津波の調査・研究も、「来年度から着手する。」というだけです。

福島原発事故はいまだに収束せず、その被害は福島県民をはじめ日本社会に深刻な影響が続いています。再び原発を稼働し、原発固執の道に突き進もうとすることは許されません。

よって、政府に対して安全が確保できない状態での大飯原発再稼働の決定については、撤回を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年6月29日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成24年6月29日	議決結果	否 決	可否同数により議長裁決
-------	------------	------	-----	-------------

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率の拡充、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	成 田 祐 樹
	同	小 貫 元
	同	上 野 智 真
	同	佐々木 秩

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について、国の責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。また、義務教育費国庫負担制度は地域主権を脅かすものではなく、むしろ地域主権を保障する制度であり、義務教育には必要不可欠なことから、この制度の堅持と拡充が必要です。

文部科学省は40人学級を見直し、35、30人学級の実現を目指した「新・教職員定数改善計画」を策定し、2011年度から小学校1年生の35人学級を実現しています。また、2012年度に向けては、法改正は見送ったものの事実上の小学校2年生の35人学級の実現のため、教職員加配定数の増加を閣議決定しています。学校現場においては教職員の拡充は喫緊の課題となっており、子供たちに行き届いた教育を保障するため、「新・教職員定数改善計画」の確実な実施と学級基準編製の制度改正及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

今年度の政府予算においても「高校授業料無償化」などが引き続き計上されたが、教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費などの保護者負担が存在しています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ており、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するためには、国による教育予算の拡充が必要です。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、負担率の拡充など、下記の項目について教育予算の確保・充実をするよう要望します。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を拡充すること。
- 2 文部科学省「新・教職員定数改善計画」の確実な実施及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現と教職員定数の改善を早期に実行すること。当面、小学校2年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。
また、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。
- 3 子供たちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
- 4 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成24年6月29日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子供の実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千 葉 美 幸
	同	成 田 祐 樹
	同	佐々木 秩
	同	北 野 義 紀
	同	前 田 清 貴

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（2006年）」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行っています。これによって、全道では、現在までに19校が募集停止（または募集停止予定）、17校が再編・統合によって削減（または削減予定）されています。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じています。さらに子供の進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。地元の高校を奪われた子供たちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれたといった実態も報告されています。

とりわけ昨年度は、「他の高校への通学が困難である」として残してきた地域キャンパス校の熊石高校を地元からの入学者が20名を切っていることを理由に「募集停止」としています。このことは、「教育の機会均等」を保障すべき道の責任を地元に移すものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしています。

このように、「新たな高校教育に関する指針」に基づく「配置計画」が進めば、高校進学率が98パーセントを越える状況にありながら、北海道の高校の約44パーセントがなくなることになります。これはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながるようになります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業者数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望する全ての子供に豊かな後期中央教育を保障していくべきです。そのためには、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨に基づき、下記の事項について要請します。

記

- 1 道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。
- 2 「公立高校配置計画」については、子供・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。
- 3 教育の機会均等と子供の学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子供たちも制度の対象とすること。
- 4 障害のある・なしにかかわらず、希望する全ての子供が地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成24年6月29日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹田	友三郎
	同	松田	優子
	同	林下	孤芳
	同	中島	麗子
	同	佐々木	茂

けいれん性発声障害（SD）とは、発声時に喉の筋肉が過度に緊張するため声に異常をきたす病気であり、脳の大脳基底核という部分の異常によって起こるジストニアの一種と考えられているが、原因は明らかになっていません。主な症状としては、無意識に声帯が閉鎖することにより喉が締めつけられているような話し方になる、声が不自然に途切れる、声が震える、場合により息漏れの多いささやくような声になる等です。

声をうまく発声できないためSD患者の多くが仕事上の接客、電話、とりわけ学生においては就職活動や面接などにおいて相当な負担を強いられています。また、この病気の一般の認知度は極めて低く、全国的にこの病気の適正な診断・治療を行うことのできる医療機関が少ないことから、現在の患者数は2,000人といわれてはいますが、潜在患者は100倍の20万人とも推定されています。

これらの状況から患者・家族等は大変な苦勞を強いられており、全国的な病名認知の取組が求められる状況となっています。

また、このSDについて現在行われている治療法としては、対処療法に限られるが、手術のほか、喉の筋肉の緊張を和らげるボツリヌムトキシン注射があります。注射治療については現在、東京都及び千葉県の一部医療機関でしか実施しておらず、また、1回約3万円の費用で効果は数か月しかなく定期的に注射を受けるしかないのが現状です。医療費の面においても保険適用外であるため、全国に及ぶ患者は多額の医療費を要し通院にかかる宿泊・交通費の負担も大きなものとなっています。

よって、国におかれては、以上の現状を踏まえ下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 実態調査を実施するとともに、患者・家族に対する相談及び支援を、また医療機関や学校関係者に病気の周知の体制を確立すること。
- 2 医療費の負担軽減のため、早期にボツリヌムトキシン注射の保険を適用すること。
- 3 ボツリヌムトキシン注射を初めとするSDの治療ができる医院は少なく、限られた地域でしか治療を受けることができない現状を踏まえ、医師の派遣など遠隔地でも治療が受けられる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成24年6月29日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	高 橋 克 幸
	同	鈴 木 喜 明
	同	齋 藤 博 行
	同	新 谷 と し

急速な高齢社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっています。

社会保障においては、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要です。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割は、ますます重要となっています。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結び付け、これらの政策分野の充実・強化が求められています。2012年度政府予算では、地方交付税について総額 17.5 兆円を確保しており、2013年度予算においても、2012年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

このため、2013年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて政府に下記のとおり対策を求めます。

記

- 1 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講じること。また、復旧・復興に要する地方負担分は、通常の予算とは別に計上すること。
- 2 医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一般行政経費の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2013年度地方財政計画を策定すること。
- 3 地方財源の充実・強化を図るため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税5税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成24年6月29日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹田	友三郎
	同	川畑	正美
	同	松田	優子
	同	上野	智真
	同	山口	保

非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層の増加に対して、賃金の最低限を保障するセーフティネットを強化する最低賃金制度の役割は、ますます大きくなってきています。

2007年度に「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の合意、2008年の改正最低賃金法による「生活保護施策との整合性に配慮する」などの経過、2010年は雇用戦略対話における「早期に全国最低800円を目指す」との政公労使合意などにより、この5年間で61円の引上げが行われ、北海道の最低賃金は705円となっています。

全国的にも、昨年、生活保護費とのかい離解消が6都府県で進められましたが、依然、かい離額が残されているのは3道県となっています。特にかい離額（現行17円）が最大である北海道としては、働くことのインセンティブを高めるためには、そのかい離を速やかに解消することが、喫緊の課題であり、その実現を通じて安心して生活できる賃金を約束しなければなりません。

法定労働時間フルに働いても、税込み月額12万円程度、年額でも140万円程度にしかありませんが、昨年度14円引上げ改定に伴う影響率は10.1パーセント、パートに至っては26.7パーセントとなっており北海道の非正規率の高さ、最低賃金に張り付く低賃金体系となっていること、生活困窮の度合いが深まっていることが明らかとなっています。連合調査による「最低限の生活を保障水準（リビング・ウェイジ）」として示された「時間給870円、月額144,000円」とはほど遠いものとなっています。

特に北海道は、非正規労働者比率が4割と高く、低賃金・最低賃金に張り付く賃金体系が多い地域であり、地域経済の活性化と所得税収の確保、社会保障制度の維持・充実に向けて、納税を果たせる賃金の確保と、全体の底上げは重要な課題です。

以上の趣旨に基づき、下記の事項について要請します。

記

- 1 今年度の北海道地域最低賃金の改定に当たっては、生活保護費とのかい離解消は喫緊の課題であることから、働く者が経済的に自立可能な水準への改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成24年6月29日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	中村岩雄
	同	濱本進
	同	山口保
	同	北野義紀

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられていますが、昨年以降、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっているところであります。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は一段と厳しく、引き続く経済の低迷は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしています。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、国の「森林・林業基本計画」等に基づき、森林施策の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進などにより、森林資源の循環利用を進め、森林・林業の再生を図ることが重要です。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要です。

よって、国においては、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策を促進するため、間伐等促進法を平成25年度以降も延長し、間伐や植林などの造林補助事業に対する都道府県や市町村の負担を軽減するための地方債の特例措置を引き続き継続すること。
- 2 地球温暖化防止、特に、平成25年度以降の森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなど安定的な税・財源を確保すること。
- 3 安定的な林業経営の確立に向け、直接支払い制度による搬出間伐の推進、路網整備等経営基盤の整備、フォレスター・現場技能者等の人材の育成確保対策の強化を図るとともに、森林施策の集約化や機械化の推進など効率的施策の推進と助成の拡充を図ること。
- 4 環境貢献に着目した住宅・土木用資材及び建築物への国産材利用の推進、特に公共建築物等木材利用促進法を踏まえ、木造公共施設等の整備への助成の拡充を図ること。
また、固定価格買い取り制度等を積極的に活用した木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利用を促進すること。
- 5 地域の安全・安心の確保に向けた治山対策の推進、また、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進すること。
- 6 森林・林業再生にとって、不可欠な森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネットの手段である森林の損害を補償する保険の仕組みを確保すること。
- 7 国有林の一般会計化による公益的機能の一層の発揮、森林・林業再生に向けた貢献及び現場管理の実情を踏まえた安定的な管理運営体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成24年6月29日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	安 斎 哲 也
	同	鈴 木 喜 明
	同	佐々木 秩
	同	新 谷 と し

1960年代の高度経済成長期から道路や橋りょう、上下水道など社会資本の整備が急速に進みました。高度経済成長期に建築されたものは現在、建築後50年を迎え、老朽化が進んでいます。国土交通省の「道路橋の予防保全に向けた有識者会議」は提言（平成 20 年 5 月）の中で、「2015年には6万橋が橋齢40年超」となり、建築後50年以上の橋りょうが2016年には全体の20パーセント、2026年には同47パーセントと約半数にも上る現状を提示。経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘しています。今後、首都直下型地震や三連動（東海・東南海・南海）地震の発生が懸念される中で、防災性の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課題といえます。

災害が起きる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができます。と同時に、それは社会全体に需要を生み出すこともできます。つまり、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能なのです。

一方、景気・雇用は長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出です。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考えます。

よって、政府におかれては、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災・減災対策として、下記のとおり、公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策の実施を強く求めます。

記

- 1 道路や橋梁、上下水道、河川道、港湾など、老朽化が進み更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を計画的に行うこと。
- 2 電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること。
- 3 地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院・介護等の社会福祉施設など地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 24 年 6 月 29 日
小樽市議会

議決年月日	平成24年6月29日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 村 岩 雄
	同	高 橋 克 幸
	同	斎 藤 博 行
	同	中 島 麗 子
	同	前 田 清 貴

昨年2011年 8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が、本年7月1日に施行されます。これにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートし、政府はこの3年間で集中的に利用拡大を図るとしていますが、導入促進に向けての環境整備は不十分です。

導入に当たっての課題として、風力発電では送電網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラー設置の円滑な設置が可能となるような環境整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられます。また、小水力発電導入時の手続きの簡素化・迅速化なども求められています。

日本の再生可能エネルギー利用は、水力発電を除いた実績（2005年環境省）で、電力消費全体に対する使用割合が 0.9パーセントと他国と比べて遅れており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっています。

よって、政府におかれては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買取制度に向け、下記のとおり、十分な環境整備を図るよう強く求めます。

記

- 1 投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。
- 2 買取価格・期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示し、制度の予見可能性を高めること。
- 3 再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに進捗状況の管理のための独立機関等を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成24年6月29日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

郵政民営化によるユニバーサル（全国一律）サービス維持を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	安斎哲也
	同	小貫元
	同	酒井隆行
	同	林下孤芳

郵便局は、過疎地のネットワーク維持のためにあまねく全国に設置する義務が課せられていますが、4月に成立した郵政民営化改定法案では、保険を扱っていない過疎地に立地する道内182局が「郵便局」とならず、設置義務の対象から外れる「営業所」扱いにされます。

法律から義務がなくなり郵便局ネットワークが後退する重大な懸念があるばかりか、事業縮小や郵便局廃止に歯止めがなくなれば、過疎地の郵便局ほど、サービス低下に拍車がかかることが予想されます。

金融2社（郵貯銀行と郵便保険）についても、全国一律のサービス提供を義務付けなかったかわりに、日本郵便と金融2社の定款（業務契約）で担保することとしましたが、株式の保有割合が低下すれば、利益追求の民間会社となった2社が金融ユニバーサルサービス提供に応じるとは限りません。

よって、これまでどおり地域の郵便局ネットワークが維持され、これまでどおり過疎地にある郵便局が存続されることを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成24年6月29日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

観光業における原子力損害の賠償に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 村 岩 雄
	同	松 田 優 子
	同	濱 本 進
	同	山 口 保
	同	北 野 義 紀

原子力発電所の事故により生じる損害に関し、事故との因果関係が認められるものについては、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、損害に対して賠償がなされる仕組みとなっています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による損害については、文部科学省・原子力損害賠償紛争審査会が平成23年8月に「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を策定し、これを受け東京電力株式会社は、9月21日に法人及び個人事業主に係る賠償基準を示しました。

その基準では、観光業の風評被害に関する賠償対象については、3月11日時点であった外国人観光客の予約が5月末までに解約されたことによる減収分とされていますが、東京電力株式会社では、原発事故による損害との因果関係が証明されれば、基準を超えて損害を認定できる場合があると説明しています。

本市においても、円高の要因はあるものの、東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故による放射能問題の影響から平成23年度上期の観光入込客数は、対前年比 85.5 パーセントと大幅な減少となり、本市観光業が被った同事故による損害は、甚大なものでした。

しかしながら、道内・市内事業者が行った賠償申請については、これまで十分な賠償がなされていない状況にあります。

よって、国においては、これらの状況を踏まえ、被害の実態を「原子力損害の範囲の判定等に関する最終的な指針」に明確に反映させるとともに、原発事故がなければ生じることのなかったすべての損害の回復について、東京電力株式会社と国としての責任を最後まで果たすよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成24年6月29日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	斎藤博行
	同	中島麗子
	同	佐々木茂

我が国において、肺炎は死因の第4位であり、その最大の原因は肺炎球菌によることが明らかになっています。

北海道においても、平成21年の保健統計年報によると、全国と同様に第4位であり、亡くなった方々の約96パーセントを65歳以上の高齢者が占めています。

また、近年はペニシリン耐性肺炎球菌が増加し、治療が困難な症例が増えているなど、予防に有効なワクチン接種の必要性がますます高まっています。

こうした中、高齢者に対する任意接種として、成人用肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌ワクチン）が広く普及してきており、道内でも、68市町村において補助制度が設けられている状況にあります。

なお、高齢の慢性肺疾患患者にインフルエンザと肺炎球菌の両ワクチンを接種すれば入院を63パーセント、死亡率81パーセント減らすとの海外報告があり、インフルエンザワクチンとの併用が望ましいとされています。

高齢化率32パーセントの当市においても同ワクチンの接種の必要性は高く、当市高齢者及び成人者の健康維持には欠く事の出来ないものと考えます。

このワクチンについては、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の提言を受け、国において、現在、定期接種化の必要性について検討しているものと承知しています。

よって、国においては、高齢者の健康の維持向上を図るため、住んでいる地域や経済状況による接種機会の差の解消に向けて、成人用肺炎球菌ワクチンを、早期に予防接種法上の定期接種に位置づけるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年6月29日
小樽市議会

議決年月日	平成24年6月29日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

地籍調査に係る地方負担の軽減措置の拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	高 橋 克 幸
	同	林 下 孤 芳
	同	新 谷 と し
	同	山 田 雅 敏

我が国では、土地に関する記録は登記所において管理されていますが、土地の位置や形状を示す情報として登記所に備えつけられている地図や図面は、その半分ほどが明治時代の地租改正時に作られた地図（公図）などをもとにしたものとなっています。そのため、境界や形状などが現実とは異なっている場合が多くあり、登記簿に記載された土地の面積も、正確ではない場合があるのが実態です。

国土調査法に基づく地籍調査は、昭和26年に開始され、平成22年度末における進捗率は全国で49パーセント、北海道は61パーセントとなっています。しかし、既に着手し調査が完了している市町村がある一方で、いまだに調査に未着手の市町村が存在しており、都道府県ごとの進捗率のばらつきも大きくなっている状況です。

当市においても、境界や形状が現実と異なり登記簿に記載された土地の面積が正確ではない事例がたびたび報告され、この地籍調査の必要性が高まっています。

よって、国においては、地方自治体の要望に応える予算措置及び地方負担の軽減措置の拡充について、早急な対応が図られるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 24 年 6 月 29 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成24年6月29日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

平成24年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○会期 平成24年6月13日～平成24年6月29日（17日間）

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成24年度小樽市一般会計補正予算	H24.6.13	市長	H24.6.20	予算	H24.6.25	可決	H24.6.29	可決
2	平成24年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	H24.6.13	市長	H24.6.20	予算	H24.6.25	可決	H24.6.29	可決
3	小樽市児童厚生施設条例の一部を改正する条例案	H24.6.13	市長	H24.6.20	厚生	H24.6.26	可決	H24.6.29	可決
4	小樽市福祉医療助成条例等の一部を改正する条例案	H24.6.13	市長	H24.6.20	厚生	H24.6.26	可決	H24.6.29	可決
5	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	H24.6.13	市長	H24.6.20	建設	H24.6.26	可決	H24.6.29	可決
6	小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	H24.6.13	市長	H24.6.20	厚生	H24.6.26	可決	H24.6.29	可決
7	小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案	H24.6.13	市長	H24.6.20	予算	H24.6.25	可決	H24.6.29	可決
8	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	H24.6.13	市長	H24.6.20	総務	H24.6.26	可決	H24.6.29	可決
9	小樽市防災会議条例の一部を改正する条例案	H24.6.13	市長	H24.6.20	総務	H24.6.26	可決	H24.6.29	可決
10	工事請負契約について[新学校給食共同調理場新築工事]	H24.6.13	市長	H24.6.20	総務	H24.6.26	可決	H24.6.29	可決
11	工事請負契約について[新学校給食共同調理場新築衛生設備工事その1]	H24.6.13	市長	H24.6.20	総務	H24.6.26	可決	H24.6.29	可決
12	工事請負契約について[新学校給食共同調理場新築衛生設備工事その2]	H24.6.13	市長	H24.6.20	総務	H24.6.26	可決	H24.6.29	可決
13	工事請負契約について[新学校給食共同調理場新築空気調和設備工事]	H24.6.13	市長	H24.6.20	総務	H24.6.26	可決	H24.6.29	可決
14	工事請負契約について[公営住宅改修工事(若竹住宅1号棟)]	H24.6.13	市長	H24.6.20	建設	H24.6.26	可決	H24.6.29	可決
15	動産の取得について[防災行政デジタル無線設備]	H24.6.13	市長	H24.6.20	総務	H24.6.26	可決	H24.6.29	可決
16	公有水面埋立てについて	H24.6.13	市長	H24.6.20	経済	H24.6.26	可決	H24.6.29	可決
17	工事請負契約について[花園小学校校舎耐震補強ほか改修工事]	H24.6.13	市長	H24.6.20	総務	H24.6.26	可決	H24.6.29	可決
18	動産の取得について[高機能消防指令センター機器]	H24.6.13	市長	H24.6.20	総務	H24.6.26	可決	H24.6.29	可決
19	小樽市非核港湾条例案	H24.6.13	議員	H24.6.20	総務	H24.6.26	否決	H24.6.29	否決
20	小樽市固定資産評価員の選任について	H24.6.29	市長	—	—	—	—	H24.6.29	同意
21	人権擁護委員候補者の推薦について	H24.6.29	市長	—	—	—	—	H24.6.29	同意
報告1	専決処分報告[平成23年度小樽市病院事業会計補正予算]	H24.6.13	市長	H24.6.20	予算	H24.6.25	承認	H24.6.29	承認
報告2	専決処分報告[平成23年度小樽市一般会計補正予算]	H24.6.13	市長	H24.6.20	予算	H24.6.25	承認	H24.6.29	承認
報告3	専決処分報告[小樽市税条例の一部を改正する条例]	H24.6.13	市長	H24.6.20	総務	H24.6.26	承認	H24.6.29	承認
意見書案第1号	民意をゆがめる衆議院の比例定数削減に反対する意見書(案)	H24.6.29	議員	—	—	—	—	H24.6.29	否決
意見書案第2号	現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)の改正を求める意見書(案)	H24.6.29	議員	—	—	—	—	H24.6.29	否決
意見書案第3号	消費税増税の撤回を求める意見書(案)	H24.6.29	議員	—	—	—	—	H24.6.29	否決
意見書案第4号	泊原発の再稼働をやめ、将来的に原発ゼロの北海道の実現を求める意見書(案)	H24.6.29	議員	—	—	—	—	H24.6.29	否決
意見書案第5号	障害者総合支援法の見直しを求める意見書(案)	H24.6.29	議員	—	—	—	—	H24.6.29	否決
意見書案第6号	大飯原発再稼働の撤回を求める意見書(案)	H24.6.29	議員	—	—	—	—	H24.6.29	否決

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年月日	付 託 委員会	議 決 年月日	議決 結果	議 決 年月日	議決 結果
意見書案 第7号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率の拡充、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書(案)	H24.6.29	議員	—	—	—	—	H24.6.29	可決
意見書案 第8号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子供の実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書(案)	H24.6.29	議員	—	—	—	—	H24.6.29	可決
意見書案 第9号	けいれん性発声障害(SD)の研究・治療等の推進を求める意見書(案)	H24.6.29	議員	—	—	—	—	H24.6.29	可決
意見書案 第10号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)	H24.6.29	議員	—	—	—	—	H24.6.29	可決
意見書案 第11号	北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書(案)	H24.6.29	議員	—	—	—	—	H24.6.29	可決
意見書案 第12号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書(案)	H24.6.29	議員	—	—	—	—	H24.6.29	可決
意見書案 第13号	「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書(案)	H24.6.29	議員	—	—	—	—	H24.6.29	可決
意見書案 第14号	再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書(案)	H24.6.29	議員	—	—	—	—	H24.6.29	可決
意見書案 第15号	郵政民営化によるユニバーサル(全国一律)サービス維持を求める意見書(案)	H24.6.29	議員	—	—	—	—	H24.6.29	可決
意見書案 第16号	観光業における原子力損害の賠償に関する意見書(案)	H24.6.29	議員	—	—	—	—	H24.6.29	可決
意見書案 第17号	成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化に関する意見書(案)	H24.6.29	議員	—	—	—	—	H24.6.29	可決
意見書案 第18号	地籍調査に係る地方負担の軽減措置の拡充を求める意見書(案)	H24.6.29	議員	—	—	—	—	H24.6.29	可決
その他会議に 付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	総務	H24.6.26	継続 審査	H24.6.29	継続 審査
	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	経済	H24.6.26	継続 審査	H24.6.29	継続 審査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事務)	—	—	—	厚生	H24.6.26	継続 審査	H24.6.29	継続 審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	建設	H24.6.26	継続 審査	H24.6.29	継続 審査

請願・陳情議決結果表 (本会議)

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議年月日	結果	議年月日	結果
2 ～ 145	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23.7.4	H24.6.26	継続審査	H24.6.29	継続審査
151 ～ 280	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23.9.13	H24.6.26	継続審査	H24.6.29	継続審査
283 ～ 289	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23.11.28	H24.6.26	継続審査	H24.6.29	継続審査
293	旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」建設方等について	H24.2.27	H24.6.26	継続審査	H24.6.29	継続審査
294 ～ 308	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H24.2.27	H24.6.26	継続審査	H24.6.29	継続審査

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議年月日	結果	議年月日	結果
290	国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方について	H23.11.29	H24.6.26	継続審査	H24.6.29	継続審査

厚生常任委員会

○請願

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議年月日	結果	議年月日	結果
2	JR南小樽駅のバリアフリー化の要請方について	H24.6.19	H24.6.26	継続審査	H24.6.29	継続審査

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議年月日	結果	議年月日	結果
1	天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について	H23.7.4	H24.6.26	継続審査	H24.6.29	継続審査
148	朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方について	H23.9.7	H24.6.26	継続審査	H24.6.29	継続審査
310	銭函駅へのエレベーター設置方について	H24.6.13	H24.6.26	継続審査	H24.6.29	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議年月日	結果	議年月日	結果
309	住宅リフォーム助成制度予算の増額方について	H24.6.13	H24.6.26	継続審査	H24.6.29	継続審査
311	旧手宮線沿線の崩壊家屋の撤去等要請方について	H24.6.19	H24.6.26	採択	H24.6.29	採択

学校適正配置等調査特別委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
282	小樽市立西陵中学校の存続方について	H23.11.21	H24.6.27	継続審査	H24.6.29	継続審査
291	小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方について	H24.2.20	H24.6.27	継続審査	H24.6.29	継続審査